# 広島市高齢者施策推進プラン

(平成30年度(2018年度)~平成32年度(2020年度))



平成30年(2018年)2月 広 島 市

#### 広島市高齢者施策推進プランの策定に当たって



我が国では本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来しています。本市でも、高齢者人口は年々増加しており、とりわけ、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年以降は、医療・介護を含めた高齢者支援に対するニーズが増加する一方、人口構造が65歳以上1人に対して20~64歳が2人未満となるなど、担い手となる人口の不足が見込まれています。

こうした状況の中、本市では、持続可能な地域共生社会の実現を目指して、「広島型・福祉

ビジョン」(平成28年2月公表)に基づき、「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせながら、段階的に地域福祉を再構築していくこととしています。

その際には、高齢者が求める支援の多様なニーズに対して、地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築を図るとともに、担い手の確保に向け、「支える側」と「支えられる側」の二分論にとどまらない仕組みづくりを行うことが重要です。また、高齢者が増加する中において求められるサービスの充実・強化に向け、財源を広く薄く社会全体で負担することも重要になります。

今期の「広島市高齢者施策推進プラン」では、このような認識に基づいて、2025年を見据え、地域包括ケアシステムづくりの更なる充実に向けて、本市の高齢者施策を推進していきます。

今後とも、先を見据えた取組を着実に進め、将来にわたって、高齢者が生きがいを持って健全で安らかな日常生活を営み、また、援護が必要な状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできる、市民の心が通い合うコミュニティを形成していきたいと考えています。

終わりに、このプランの策定に当たり、熱心に御審議を頂きました広島市社会福祉審議会の委員並びに貴重な御意見を頂きました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成30年(2018年)2月

第	1章	総論	
	1 7	プランの策定等について	. 2
	(1)	プランの趣旨と位置付け	. 2
	(2)	計画期間	. 2
	(3)	日常生活圏域の設定	. З
	(4)	プランの策定、推進及び点検(PDCA サイクル)	. 4
	-	5市高齢者を取り巻く環境等	
	3 基	基本理念、今期(第 7 期)の目標、施策体系及び重点施策等	
	(1)	基本理念の設定	_
	(2)	今期(第7期)の目標の設定	
	(3)	今期(第7期)の施策体系等	
	(4)	今期(第 7 期)の重点施策と各施策に係る具体的な数値目標の設定	13
44	O 幸		
弗			ГΟ.
		D柱 1 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進	
	(1)	健康づくりと介護予防の促進 ····································	
	(2)		
	(3)	まちの活性化につながる多様な活動の促進	
	♦	- <sup> </sup>	
	<b>旭來(</b>	が任と	
	(2)	- 先 い り 文	
	(3)	エ	
	(4)	暮らしの安全対策の推進 ·······	
	(¬)	中域における身近な取組	
		D柱3 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実	
	(1)	質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進	
	(2)	介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進	
	(4)	認知症施策の推進 ····································	
	(5)	被爆者への援護	83
	$\Diamond$		84
第	3章	介護サービスの量及び介護給付に係る費用の見込み等	
	1 要	要支援·要介護認定者数の推計 ····································	86
		↑護サービスの量の見込み等	
		R生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み及び必要利用定員総数 ······	
		地域支援事業の量及び費用額の見込み	
		民険給付費及び地域支援事業費の見込み	
		三 1 号被保険者の保険料	
	7 介	↑護保険料の将来推計	02
湙	业》 《三		
貝	料編		0.4
		Se	
		96 期プランに掲げた主な取組等の実施状況 ]	
		6 期計画期間における介護保険事業計画の実施状況	
		E宅高齢者基本調査結果の概要	
	6 高	弱齢者の生活実態と意識に関する調査等結果の概要 ············ ]	10
		] 尚什汗團樹の動能	$\cap$
	7 E	常生活圏域の動態	

### 第1章

## 総論



#### プランの策定等について

#### (1) プランの趣旨と位置付け

本プランは、本市における高齢者施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的に、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したものです。

#### (根拠法令)

#### ○ 老人福祉法(一部抜粋)

(市町村老人福祉計画)

- 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業 の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定 めるものとする。
- 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

#### ○ 介護保険法 (一部抜粋)

(市町村介護保険事業計画)

- 第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行 う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介 護保険事業計画|という。)を定めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市 町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

#### (2) 計画期間

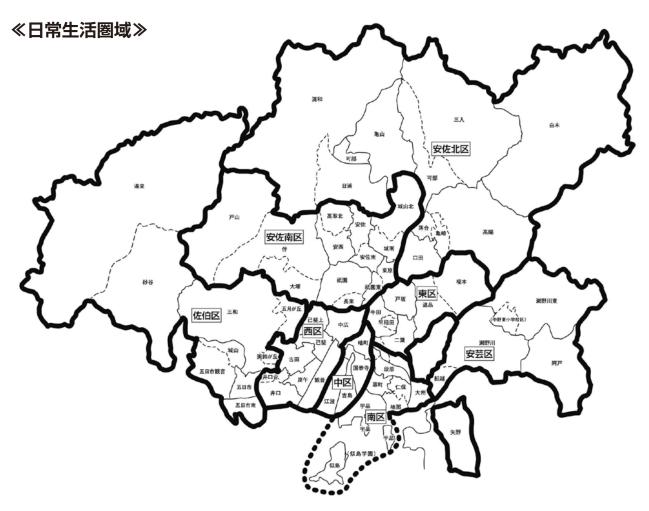
このプランの計画期間は、平成30年度(2018年度)から平成32年度(2020年度)までの3年間です。

#### (3) 日常生活圏域の設定

本市では、国が示した「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(案)に即して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、中学校区を基本に39の日常生活圏域を設定しています。

この日常生活圏域を基本として、地域の高齢者の身近な総合相談窓口である地域包括支援センターを設置・運営します。

また、介護サービス量は、この日常生活圏域ごとの地域バランスや利用状況などを考慮 しながら見込んでいます。



	幟町		中広		白木
中区	国泰寺		観音	安	高陽・亀崎・落合
区	吉島	西区	己斐・己斐上	佐	
	江波	区	古田	安佐北区	三入・可部
	福木・温品		庚午	凶	亀山
東区	戸坂		井口台・井口		清和・日浦
区	牛田・早稲田		城山北・城南	安	瀬野川東·瀬野川(中野東小学校区)
	二葉	安	安佐・安佐南	安芸区	瀬野川(中野東小学校区を除く)・船越
	大州	安佐南	高取北・安西	区	阿戸·矢野
	段原	南	東原・祇園東		湯来·砂谷
南区	翠町	区	祇園・長束	佐	五月が丘・美鈴が丘・三和
	仁保・楠那		戸山・伴・大塚	佐伯区	城山・五日市観音
	宇品・似島			区	五日市
					五日市南

#### (4) プランの策定、推進及び点検 (PDCAサイクル)

#### ① 本プランの策定

プランの策定に当たっては、本市を取り巻く環境や社会情勢などを踏まえ、本市における課題分析を行った上で、高齢者施策を企画・立案し、さらに、施策の点検及び進行管理を行うための適切な指標の設定など、プランを効果的かつ確実に推進していく方策について検討しました。

#### ② プランの総合的な推進

プランに掲げる施策は、高齢者の保健福祉だけではなく、住宅、交通、生涯学習など様々な分野にわたっているため、関係する計画等と調和を図りながら、高齢者施策に関わる関係部局・機関との連携・分担に意識して取り組んでいきます。

また、プランに掲げる施策を着実に推進していくためには、社会全体で取組を進める必要があるため、様々な窓口や情報発信の手段を用いて効果的に周知を行うことにより、市民や関係部局・機関の理解を深め、多様な活動の促進を図ることなどに努めます。

#### ③ プランの点検及び進行管理

プランの点検及び進行管理を行うため、広島市社会福祉審議会等へ毎年報告し、専門的立場から意見をいただきます。

さらに、広島市介護保険事業運営懇談会、広島市地域包括支援センター運営協議会、 広島市地域密着型サービス運営懇談会において、介護保険事業の適正かつ効果的な実施 について協議を行います。

#### ④ 次期プランの策定

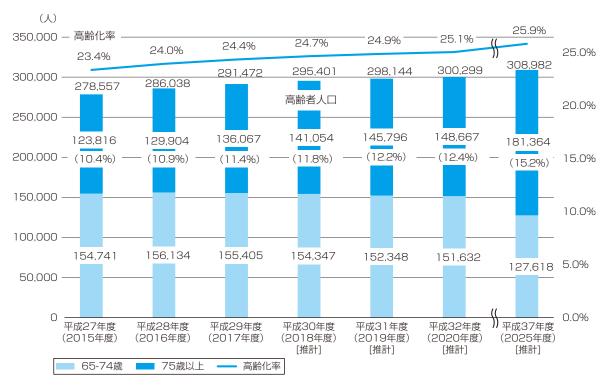
次期プランの策定に当たっては、当期プランに掲げた重点施策等の実施による、目標の達成状況や国の動向等を踏まえて、施策のさらなる充実等を検討します。



#### (1) 本市の高齢者人口の推移

本市の65歳以上の高齢者人口は、今期(第7期)の計画期間の最終年度である平成32年度には30万299人になると見込まれており、高齢化率は25.1%に上昇する見込みです。

また、2025 年度(平成 37 年度)には高齢者人口が 30 万 8,982 人、高齢化率が 25.9%に 上昇する見込みです。このとき、75 歳以上の高齢者人口は 18 万 1,364 人、本市人口に占 める割合は 15.2%となる見込みです。

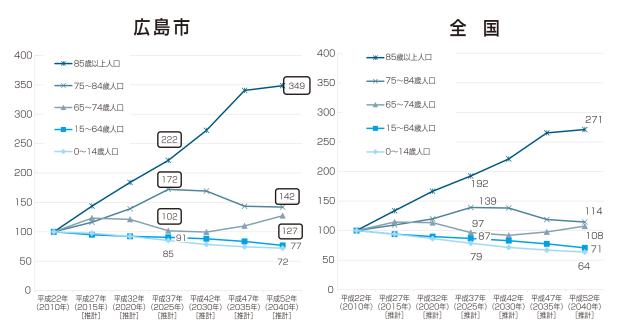


- ※ 1 各年度9月末現在。平成27年度から平成29年度は実績値。平成30年度から平成37年度は推計値。
- ※ 2 かっこ付き数字(%)は、総人口に占める 75 歳以上の高齢者の割合

区	分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度 (推計)	平成 31 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)	平成37年度(推計)
総	人口	1,190,629人	1,192,975人	1,195,150人	1,196,215人	1,196,828人	1,197,017人	1,194,517人
対前	年度比	-	100.2%	100.2%	100.1%	100.1%	100.0%	_
高齢	者人口	278,557人	286,038人	291,472人	295,401人	298,144人	300,299人	308,982人
対前	年度比	_	102.7%	101.9%	101.3%	100.9%	100.7%	_
うち 75 の 高齢	5歳以上 3者人口	123,816人	129,904人	136,067人	141,054人	145,796人	148,667人	181,364人
対前	年度比	-	104.9%	104.7%	103.7%	103.4%	102.0%	_
高齢	化 率	23.4%	24.0%	24.4%	24.7%	24.9%	25.1%	25.9%
対前年	年度増減	_	0.6	0.4	0.3	0.2	0.2	_

#### (2) 年齢階級別人口の伸長率(推計)※2010年を100とした場合の各年度の人口の指数

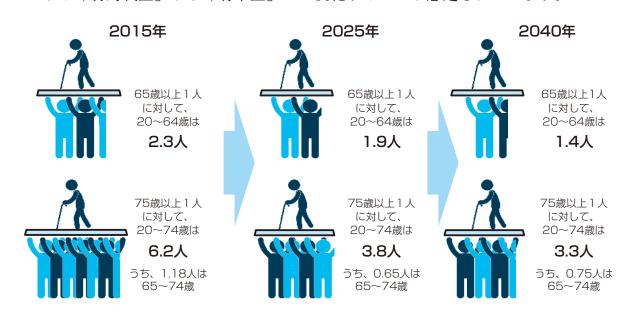
年齢階級別人口の伸長率は、今後、65歳以上の年齢階級の伸長率が、全国平均に比べて本市ではとりわけ大きくなることが見込まれています。



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より本 市作成

#### (3) 人口構造の変化

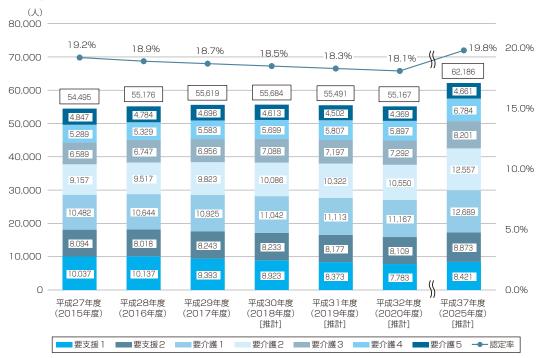
高齢者人口が急増する一方で、担い手となる人口が減少することから、本市の人口構造は、いわゆる「騎馬戦型」から「肩車型」へと変化することが想定されています。



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)」より本 市作成

#### (4) 本市の要支援・要介護認定者数・認定率の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、今期(第7期)の計画期間の最終年度である平成32年度には5万5,167人になると見込まれており、認定率(高齢者人口に占める要支援・要介護認定を受けている65歳以上の第1号被保険者数の割合)も18.1%になる見込みです。また、2025年度(平成37年度)には同認定者数が6万2,186人、認定率が19.8%になる見込みです。

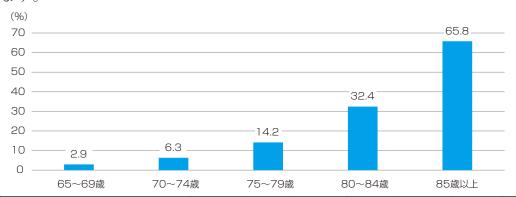


- ※ 1 各年度 9 月末現在。平成 27 年度から平成 29 年度は実績値。平成 30 年度から平成 37 年度は推計値
- ※ 2 各年度の要支援・要介護認定者には、40歳以上65歳未満の第2号被保険者を含みます。

出典:本市作成

#### (5) 本市の年齢階層別要支援・要介護認定率(平成29年9月末現在)

本市の要支援·要介護認定率を年齢階層別にみると、75歳を超えると認定率が高くなっています。

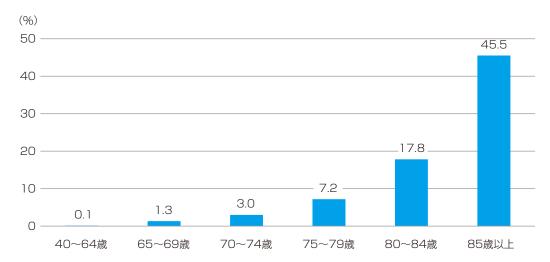


区分	_	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	人口
	65~69歳	462	438	401	454	296	221	234	2,506	85,629
	70~74歳	859	778	802	736	489	401	344	4,409	69,776
第1号被保険者	75~79歳	1,765	1,327	1,516	1,213	763	643	531	7,758	54,817
	80~84歳	2,846	2,176	2,760	2,148	1,362	1,024	844	13,160	40,584
	85歳以上	3,353	3,371	5,293	5,026	3,904	3,185	2,612	26,744	40,666
第2号被保険者	40~64歳	108	153	153	246	142	109	131	1,042	401,867
計	-	9,393	8,243	10,925	9,823	6,956	5,583	4,696	55,619	693,339

出典:本市作成

#### (6) 本市の年齢階層別認知症出現率 (平成 29 年 9 月末現在)

本市の介護認定者について認知症の出現率を年齢階層別でみると、75歳を超えると出 現率が高くなっています。

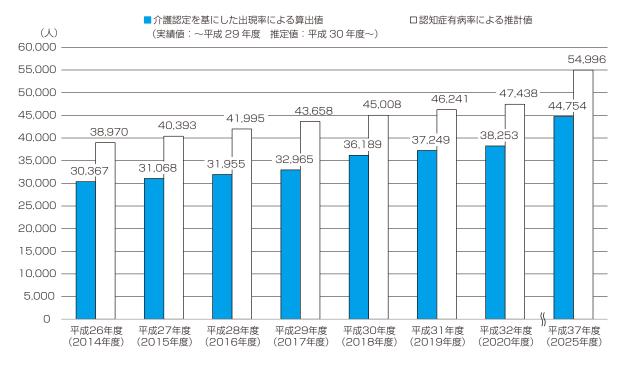


区分	40~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85 歳以上	計
人口(人)	401,867	85,629	69,776	54,817	40,584	40,666	693,339
認知症の人の数(人)	488	1,152	2,104	3,949	7,243	18,517	33,453
出現率(%)	0.1	1.3	3.0	7.2	17.8	45.5	4.8

出典:本市作成

#### (7) 本市の認知症高齢者の将来推計(各年度9月末現在)

高齢化の進展と75歳以上の高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の数も増加すると見込まれており、国の推計方法と同様に有病率を用いると、その数はさらに大きくなります。



出典:本市作成



#### (1) 基本理念の設定

本市は、被爆の惨禍から復興し、現在では119万人の地方中枢都市に成長しました。 こうした中、我が国では本格的な人口減少·少子高齢化社会が到来しています。本市も、 その例に漏れず、終戦後に生まれた団塊の世代も含め、戦後の本市の復興・成長を支えて きた市民の多くが高齢者となるなど、高齢者人口は年々増加しています。

とりわけ、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年(平成37年)以降、医療・介護ニーズの増加が見込まれるとともに、65歳以上1人に対して $20\sim64$ 歳が2人未満となることが見込まれるなど担い手となる人口の不足も見込まれています。

さらに、今後、1人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などにより、医療・介護を含めた高齢者支援に対するニーズは複雑かつ多様化していくことが予想されます。

これらの状況を踏まえ、本市においては、「広島型・福祉ビジョン」(平成28年2月公表) ※1に基づいて、「自助」「共助」「公助」※2を適切に組み合わせることにより、段階的 に地域福祉を再構築していくこととしており、今後、第6期プランに沿って基盤づくりを 果たしつつある地域包括ケアシステムについて、更なる充実・強化を図っていくことが必 要と考えています。また、国においても同ビジョンと方向性を一にする介護保険法等の改 正により、「地域共生社会」※3の実現とともに、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、 「介護保険制度の持続可能性の確保」を目指すことが示されています。

こうしたことから、今後、着実かつ適切に取組を進めていくために、同ビジョンや法改正の趣旨を踏まえ、市民一人一人による、青・壮年期からの健康づくりに向けた取組はもとより、一様でない高齢者支援のニーズに対して地域の実情に応じて包括的な支援体制の構築を図るとともに、その際に必要となる多様な担い手の確保に向け、元気な高齢者の社会参加の推進など、「支える側」と「支えられる側」の二分論にとどまらない仕組みづくりを行うことが重要となります。

また、高齢者が増加する中において求められるサービスの充実・強化に向けて、財源を 広く薄く社会全体で負担することも重要となります。

こうした考え方の下、各種施策を実施し、高齢者を含めた地域全体で支え合い、地域を 共に創っていく共生型の社会を形成するとともに、社会を持続可能なものにしていくこと により、将来にわたり、高齢者が生きがいを持って健全で安らかな日常生活を営み、また、 援護が必要な状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を 営むことができるようにする必要があります。

以上を踏まえ、本市として、「高齢者施策推進プラン」を策定するに当たって、以下の 基本理念を掲げ、その実現を目指します。

#### ≪基本理念≫

高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる、 持続可能な共生型社会の形成

#### ※ 1 広島型・福祉ビジョン

「世界に誇れる『まち』広島」の実現を目指し作成した本市の福祉に関するビジョン。本市における 少子高齢化と人口減少や家族形態の変化などの状況を踏まえ、「翁・媼」と「童」に着目し、地域福祉 を再構築していくこととしています。その中で、社会の持続可能性を高めるため、「翁・媼」(高齢者福祉)に関しては、従来の「公助」による支えはもとより、可能な限り住み慣れた住まい・地域において 生活を継続できるよう、健康寿命を延ばしていくための「自助」や近隣との「共助」を厚くしていくことが必要としています。

※ 2 地域包括ケア研究会報告書等では、ボランティアなどの支援、地域住民の取組を「互助」と定義していますが、「広島型・福祉ビジョン」では「共助」と表現しています。

#### ※ 3 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

#### (2) 今期 (第7期)の目標の設定

「高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる、持続可能な共生型社会の形成」という基本理念を実現していくためには、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)に向けて、前期(第6期)に取り組んできた地域包括ケアシステムづくりをさらに充実・強化していく必要があります。加えて、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアの考え方を、障害者、子ども等への支援などにも拡げていくことを目指した介護保険法等の改正も踏まえ、以下の目標を設定します。

#### ≪今期(第7期)の目標≫

2025 年を見据えた地域包括ケアシステムづくりの推進と深化

#### (3) 今期 (第7期) の施策体系等

本計画では、前期で進めてきた地域包括ケアシステムづくりをさらに充実させていく必要があることから、前期と同じく「高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進」、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり」、「援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実」という3つの柱を立て、各施策を推進していきます。また、各施策の実施に当たって、次の①~③のとおり、横断的な視点(共通の基本的な視点)を設けることにより、各施策に同一の方向性を持たせ、基本理念の実現性を高めていきます。

#### ① 自立支援と重度化防止

介護保険制度の本旨でもあり、改正介護保険法においても、「自立支援と重度化防止」 に向けて取り組むべき施策と目標の明確化が求められています。そのため、各施策の推 進に当たっても、この実現に向けて必要な取組を念頭に検討していくものです。

#### ② 共生型社会の形成

高齢者支援のニーズは複数の分野にまたがるなど複雑・多様化していることを踏まえ、 ライフステージ、個々が置かれた状況に対応する包括的な支援の一環として、他分野と の連携を進めていく「共生型社会の形成」の視点を持って各施策の実施を検討していく ものです。

#### ③ エリアマネジメント

本市は、都市部から中山間地・島しょ部まで多様な地域を有しており、高齢者数をはじめ、地域が置かれている状況は一様ではなく、地域分析、課題の把握等を通じて、地域ごとの実情に応じた包括的な支援体制を確立する必要があることから、「エリアマネジメント」※の視点を持って各施策の実施を検討していくものです。

※地域住民の参加の下で、地域ごとの実情に応じた「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせたマネジメント (「広島型・福祉ビジョン」より)

#### 施策体系

施策の柱	施策項目		主な取組	横断的 な視点
	重点施策 [ (第6期~)	1	健康づくりの促進	
	(1) 健康づくりと介護予防	2	フレイル対策の推進	
高齢者がいきい。	の促進 	3	介護予防事業(自立支援・重度化予防)等の推進	
きと暮らしてい		1	外出・交流の促進	
くための活動の   促進	(2) 生きがいづくりの支援	2	生涯学習、文化・スポーツ活動の振興	
		3	市民の高齢者への理解の促進	
	(3) まちの活性化につなが	1	就業などの社会参加の促進	
	る多様な活動の促進	2	地域を支える活動の促進	
	Z 545 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77	1	地域における見守り・支え合い活動等の促進	
	<ul><li>■点施策 I (第6期~)</li><li>(1) 見守り支え合う地域づ</li></ul>	2	相談支援体制の充実	
	くりの推進	3	生活支援サービスの充実	白
		4	地域共生社会に向けた体制整備	目立支援と重度化防止
高齢者が住み慣	(2) 生活環境の充実	1	高齢者向け住まいの確保	」 援
れた地域で安心して暮らしてい	(-) <u> </u>	2	福祉のまちづくりの推進	重
くための環境づ	(3) 権利擁護の推進	1	成年後見制度の普及促進	度   化
< 5		2	高齢者虐待防止の推進	防止
		1	交通事故防止対策の推進	
	(4) 暮らしの安全対策の推	2	犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進	
	進 	3	消費者施策の推進	共生
		4	防災対策の推進	型
	<ul><li>重点施策Ⅲ(第7期~)</li><li>(1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる</li></ul>	1	介護サービス基盤の整備	共生型社会の形成
	体制づくりの推進	2	介護人材の確保・育成	成
	(2) 介護保険事業の円滑な	1	介護給付の適正化の取組の推進	
	実施と持続可能性の確 保	2	相談・苦情解決体制の充実	ij
	<u></u>	3	低所得者対策等の実施	7
		1	在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成	ネ・ジ
援護が必要な	重点施策IV (第6期~)   (3) 在宅医療の充実と在宅	2	在宅医療を支える病診連携、診診連携、多職種連携、 後方支援体制の確保	エリアマネジメント
方々が安心して	医療・介護連携の推進	3	認知症医療・介護連携の強化	ͺͺͺͺ
暮らせるための 施策の充実		4	在宅医療・介護に関する市民啓発	
旭泉の元		1	認知症に関する正しい知識の普及と早期診断 ・早期対応のための体制整備	
	重点施策V(第7期~)	2	認知症の容態に応じた、切れ目のない良質な医療・ 介護の提供	
	(4) 認知症施策の推進		若年性認知症施策の強化	
		4	認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援 の充実	
		1	被爆者への健康診断等の実施	
	(5) 被爆者への援護	2	被爆者からの相談対応	1
		3	被爆者の日常生活の支援	

#### (4) 今期 (第7期) の重点施策と各施策に係る具体的な数値目標の設定

第7期プランでは、第6期プランで取組を進めてきた3つの重点施策のうち、「健康づくりと介護予防の促進」及び「見守り支え合う地域づくりの推進」については、地域包括ケアシステムづくりにおいて必要不可欠な地域住民が主体となる取組であるため、引き続き重点施策とします。

さらに、地域包括ケアシステムづくりの推進と深化に当たっては、第6期プランで重点施策として位置付けた「在宅医療・介護連携の推進」をより一層充実させていくとともに、これまでも取り組んできた、①「質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進」については、中重度の要介護高齢者への対応や介護人材の確保が必要であること、また、②「認知症施策の推進」については、今後の大幅な増加が予想される認知症高齢者等への対応が必要であること、といった喫緊の課題へ確実に対応するため、医療・介護等の専門的なサービスの拡充に向けた新たな重点施策として加えます。

また、重点施策に関する現状を整理した上で、「重点施策における目標」を設定するとともに、この目標達成に向け、プロセスを適切に管理するための数値目標をそれぞれ設定します。

#### ≪重点施策一覧≫

I	頁 目	説明				
重点施策Ⅰ	健康づくりと介護 予防の促進	比較的軽度の要支援・要介護認定者が多い本市の現状を踏まえ、できる限り高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者自らが、地域における人と人との繋がりの中で、健康づくりと介護予防に取り組める環境づくりを進める。				
重点施策Ⅱ	見守り支え合う地域づくりの推進	本市の在宅高齢者のうち高齢者のみの世帯は年々増加傾向に あり、今後も増え続けることが見込まれることを踏まえ、共 助の精神で、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づ くりを推進する。				
重点施策Ⅲ	質の高い介護サー ビスを安定して提 供できる体制づく りの推進	介護サービスの中でも、特に単身や中重度の要介護高齢者に 対応できるサービスの提供体制の充実や、今後、大幅な不足 が見込まれる介護人材の確保と質の高い人材の育成など、質 の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進め る。				
重点施策IV	在宅医療の充実と 在宅医療・介護連 携の推進	今後の 75 歳以上高齢者の増加を見据えて、できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいという高齢者のニーズに対応していくため、在宅医療の充実を図るとともに、医療や介護サービスをより円滑に提供することができるよう在宅医療・介護連携を推進する。				
重点施策Ⅴ	認知症施策の推進	認知症高齢者の大幅な増加が予想されるとともに、潜在的な認知症の人も多くいることが推測されることから、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)等も踏まえ、早期診断・早期対応をはじめ、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けた施策を総合的かつ体系的に推進する。				

論

重点施策 I

#### 1 取組方針

#### 現状

本市では全国平均に比べ「平均寿命」は長いが「健康寿命」は短い。

本市の要支援・要介護認定においては、全国平均に比べ、要支援・要介護度が軽度な方の認定率が高く、75歳以上であっても比較的軽度な方が多い。

#### 取組方針



「健康づくりと介護予防の促進」

比較的軽度の要支援・要介護認定者が多い本市の現状を踏まえ、できる限り高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者自らが、地域における人と人との繋がりの中で、健康づくりと介護予防に取り組める環境づくりを進める。

#### 2 目標設定

項目	目標	設定の考え方
健康寿命の延伸	平均寿命の増 加分を上回る 健康寿命の増 加	<ul> <li>○ 本市では、全国との比較において、平均寿命は長いが健康寿命は短いことが確認されている。このため、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を長くすることが必要とされている。</li> <li>○ 「健康寿命の延伸」を目指すことは、こうした課題の解消につながり、重点施策の推進に資するものである。</li> <li>○ 「健康寿命の延伸」は、本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21 (第2次)」の基本目標とされていることを踏まえ、本プランの目標及び評価時期も同一とする。</li> </ul>
日常生活動作が自立している期間の延伸	「日常生活動 作が自立して いる期間の平 均」の対前年 度比増	<ul> <li>● 重点施策の推進に当たっては、長期的に上記の健康寿命の延伸を目指すこととした上で、短期的にも健康状態(日常生活動作が自立している期間)を把握・評価しながら進めていくことが効果的であると考えられる。</li> <li>● このため、「日常生活動作が自立している期間の延伸」を目標として設定し、重点施策を推進していくものである。</li> <li>● 目標は、現状について、毎年度改善していくことを目指すものとする。</li> </ul>
要介護状態等の維持・改善	要介護状態等の維持・改善	<ul> <li>○ 本市では、全国平均との比較において、要支援・要介護認定者の認定率では軽度な方が多く、75歳以上であっても要支援・要介護度が比較的軽度な方が多いことが確認されている。</li> <li>○ このため、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう「要介護状態等の維持・改善」を目指すことは、重点施策の推進に資するものである。</li> <li>○ 評価は、国が示す、要介護状態等の維持・改善に関する評価についての考え方に沿って行うものとする。</li> </ul>

取組	内容
(1) 健康づくりの促進	<ul> <li>○ 一人一人の生活習慣の改善を目指し、日常生活の中で無理なくできる健康ウォーキングの推進や、運動器の健康の保持につながるロコモティブシンドローム予防の重要性、歯の喪失予防、口腔機能の維持・向上の重要性などについて、知識の普及に取り組む。また、市民が主体的に楽しみながら健康の維持向上に取り組むことができる環境づくりを推進する。</li> <li>○ 高齢になっても健康で暮らしていくためには、青・壮年期からの健康づくりが重要であることから、健康教室の実施などにより生活習慣病予防に関する正しい知識を普及し、生活習慣等の改善を図る。また、本市が実施する健康診査(元気じゃ健診)やがん検診等の受診率の向上に取り組むなど、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組を推進する。</li> <li>○ 高齢者が感染症にかかると重症化する可能性が高いことから、定期予防接種を実施するとともに、ホームページからの情報発信を行うなど、感染症予防対策を推進する。</li> <li>○ 本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21 (第2次)」に掲げた各種施策と調和を保ちながら、高齢者の健康づくりに資する取組を推進するなど、健康づくりの推進体制を整備する。</li> <li>○ 高齢者による健康増進・介護予防に資する活動、元気じゃ健診、がん検診、節目年齢歯科健診等の受診、地域でのボランティア活動の実績に基づき支援する高齢者いきいき活動ポイント事業の実施により、高齢者の健康づくりを促進する。</li> </ul>
<ul><li>(2) フレイル対 策の推進</li></ul>	<ul> <li>○ 高齢期においては、壮年期に重要であった肥満対策に重点を置いた生活習慣病予防対策から、フレイル※に着目した対策に徐々に転換する必要がある。フレイルは、身体、精神・心理、社会性といった多面的な要素を持つといわれており、また、オーラルフレイル(滑舌の低下、食べ残し、むせ、噛めない食品が増えるといった口腔機能の衰え)は、低栄養につながり、身体の衰えの入口ともなることが知られている。</li> <li>○ このため、口腔機能の低下、低栄養、運動機能・認知機能の低下、社会参加の減少などフレイル予防の必要性の普及啓発を行うとともに介護予防教室の開催や地域の身近な場所で介護予防に取り組める場(地域介護予防拠点)の整備を進める。</li> <li>○ フレイルは、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能であることから、フレイルに陥った高齢者が健康状態や生活機能に応じた適切な支援を受けることができるよう、地域包括支援センターがフレイル状態にある高齢者を早期に把握し、適切なサービスや専門職等の支援につなげる。</li> <li>※ 加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像(出典:「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書 研究代表者 鈴木隆雄(平成28年3月)より)</li> </ul>
(3) 介護予防事業(自立支援・重度化予防)等の推進	<ul> <li>○ 要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対しては、地域包括支援センター等が的確なアセスメントに基づき、目標指向型のケアプランを作成し、地域で自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメントを実施できるよう、地域ケアマネジメント会議の開催や、リハビリ専門職による介護予防ケアマネジメント支援などの取組により介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る。</li> <li>○ 介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中型サービスにより、生活機能の改善可能性の高い要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対し、効果的に機能改善を図り、自立を支援する。</li> <li>○ 各種健(検)診・レセプトデータ等から、高齢者をはじめとする住民の健康リスクを把握し、リスクに応じた対策として、糖尿病性腎症の重症化予防のための保健指導、治療中断者・未治療者への受診勧奨を行うほか、脳卒中・心不全の再発予防、多剤・重複処方の通知等の取組を検討する。</li> </ul>

#### 数値目標を設定して取り組む項目

取組	数値目標を設定して取り組む項目 ※設定数値等の詳細は下表参照
	① 30 分以上健康のために歩く 70 歳以上の者の割合
	②ロコモティブシンドローム (運動器症候群) を知っている 者の割合
健康づくりの促進	③80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
	④元気じゃ健診(特定健康診査)の受診率
	⑤高齢者いきいき活動ポイント事業の健康づくり・介護予防 活動に参加する高齢者の割合
	⑥地域介護予防拠点か所数及び参加者数
フレイル対策の推進	⑦各種リスクのある高齢者の割合
	⑧短期集中型サービスの利用状況
介護予防事業(自立支援・ 重度化予防)等の推進	⑨短期集中型サービスの利用状況【再掲】

数値目標を設定 して取り組む項目	設定理由	数値目標 (設定の考え方)	目標達成に向けた 主な取組
① 30分以上健 康のために歩 く70歳以上 の者の割合	○ 身体活動・運動は生活習慣所防疾。 ・運動は生活変整、高齢者のの調整を活動、高齢者のの調整を活動、生活リス解消等をはいるのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	H30 男性 64%、女性 54% H31 男性 65%、女性 55% H32 男性 66%、女性 56% (本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21 (第 2 次)」に準じて数値目標を設定した。「元気じゃけんひろしま 21 (第 2 次)」においては、「30 分以上健康のために歩く 70 歳以上の者の割合の増加」の目標を「平成 34 年度男性 68%、女性 58%」に設定している。このため平成 29 年度目標値から平成 34 年度の数値目標までの差を割戻し、数値目標を設定する。)	<ul><li>○ 介護 子</li></ul>
② ロコモティブ シンドローム (運動器症候 群)を知って いる者の割合	○ 本市の調査結果では、介護・介助が必要となった主な原因として、「骨折・転倒」が多くなっている。 ○ 筋力低下、骨粗しょう症、関リンのではより、「立つ」「歩くいのではなどにより、「立つ」「歩きく」の大きなどにより、「立つ」「歩きなどによりがでし、介護をできるをできる。できるといった機能ができ、運知ができるというでは、個マの生活習慣の改とど考えられるため。	H30 58.4% H31 63.8% H32 69.2% (本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21 (第 2 次)」において、「ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を認知してでる者の割合の増加」の数値目標を「平成 34 年度 80%」に設定している。このため、平成 29 年度目標値から平成 34 年度の数値目標までの差を割戻し、数値目標を設定する。)	○ 業は 健康を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

③ 80歳で20歯 以上の自分の 歯を有する者 の割合	○ 歯の喪失を予防することは、高 齢期における口腔機能の維持・向 上のために重要であり、誤嚥性肺 炎の予防や低栄養予防、運動機能 の維持向上に繋がるなど、健康づ くりの促進に資するものと考えら れるため。	H30 45.9% H31 47.0% H32 48.1% (本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21 (第 2 次)」において、「80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合」を平成34 年度に50%と設定している。このため、平成28 年度推計値43.7%から平成34 年度の目標値50%までの差を割戻し、数値目標を設定する。)	○ 科 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
④ 元気じゃ健診 (特定健康診 査)の受診率	○ 本市の死亡原因の6割は生活習慣病であり、生活習慣病有病者数(国民健康保険被保険者)の男会を性・年齢階層別にみると、男女に60歳を境に急増している。 ○ 全国的にも、高齢期に向けて生活習慣病の外来受診率は冷療療力し、75歳を境に入院受療期とは、子の健康診査の受診により、のとりのでは、通院を減らし、更に入たきるとは、一次を発症を避けることを避けることをでいるといるといるととをづくりの促進に資するものと考えられるため。	H30 25% H31 30% H32 35% (平成 28 年度の元気じゃ健診 (特定健康診査)の受診率 (19.1%)を基に、今後受診者を段階的に拡大させていくことを見込んで設定する。)	<ul><li>○ 保健事業 (特定健康) 査等事者いき 高齢活動ポント事業</li></ul>
⑤ 高齢者いきイント きょう おりまる おりまる からい とり はい とり はい とり から	○ 高齢者の健康づくり活動などの 実績に応じてポイントを付与し、 奨励金を支給する本事業の参加者 を増やすことは、高齢者の健康づ くりの促進に資するものと考えら れるため。	前年度を上回る参加率 (平成29年9月から新たに開始した高齢者いきいき活動ポイント事業は、初年度の参加実績を把握できるのが平成31年度当初になるため、現時点で具体的な数値目標は設定せず、対前年度比で参加率を増加させることを目標とする。)	○ いポート では

論

⑥ 地域介護予防 拠点か所数及 び参加者数
⑦ 各種リスクの ある高齢者の 割合

- 地域介護予防拠点は、原則週1 回以上、いきいき百歳体操などの 筋力運動を取り入れた住民運営の 通いの場であり、今後、運動だけ でなく栄養、口腔など、総合的に 介護予防活動に取り組む場として いく予定である。
- このような住民が主体となって 自発的に介護予防活動に取り組む 場の拡大は、フレイル対策の推進 に資するものと考えられるため。
- H30 510か所 9,800人 H31 690か所 13,400人 H32 870か所 17,000人
  - (リハビリ専門職との連携により拠 点整備を強化した平成28年12月 から平成29年5月末までの増加 数(74か所)を基に1年間に換算 し、毎年度180か所の増加を目標 とする。参加者数は、平成29年 5月時点の1箇所あたりの平均参 加者数20人を各年度のか所数に 乗じた人数とする。なお、介護予 防に資する住民主体の通いの場の 参加者数は、地域支援事業実施要 綱において、「高齢者人口の概ね1 割を目安として地域の実情に応じ て定める」ものとされているため、 平成37年度(2025年)の参加者 数は高齢者人口の推計値 308.982 人の1割の31.000人を目指す。)
- 地域介護予 防拠点整備促 進事業
- 地域リハロション○ 地域リハコション○ 高齢者いき○ いき事ま○ いき事業

- 後期高齢者の増加に伴い介護が 必要となる高齢者の増加が見込ま れる中、介護が必要となるリスク のある高齢者をできるだけ早期に 把握し改善のための取組を行うこ とが重要となる。
- そのため、介護が必要となる虚弱な高齢者や運動機能低下、低栄養、口腔機能低下、社会参加低下のリスクのある高齢者の割合を減少させることで、介護が必要となる者の割合の減少に資するものと考えるため。
- (1) 低栄養リスクのある高齢者 H30 2.0% H31 2.0% H32 2.0%
- (2) 運動機能低下リスクのある高齢者 H30 15.3% H31 14.8% H32 14.3% (3) 口腔機能低下リスクのある高齢者 H30 23.7% H31 23.5% H32 23.3% (4) 社会会加低下(関じこれ)傾向)
- (4) 社会参加低下(閉じこもり傾向) のリスクのある高齢者
- H30 17.2% H31 16.2% H32 15.2%

(「広島市高齢者の生活実態と意識 に関する調査」における各項目の 実績値を基準値として、以下の考 え方により設定する。

- (1) 低栄養リスクのある高齢者 平成29年の調査結果は2.7%と なっており、平成26年の調査結果 よりも上昇しているため、平成26 年の水準に下げることを目指す。
- (2) 運動機能低下リスクのある高齢者 平成29年の調査結果は15.8% となっており、運動を中心とした 住民運営の通いの場である「地域 介護予防拠点」の参加者数を増や す(毎年度3,600人ずつ)ことに より、1年に0.5ポイントずつ下 げることを目指す。
- (3) 口腔機能低下リスクのある高齢者 平成29年の調査結果は23.9% となっており、平成26年から0.2 ポイント上昇しているため、1年 に0.2ポイントずつ下げることを 目指す。
- (4) 社会参加低下(閉じこもり傾向) のリスクのある高齢者

平成29年の調査結果は18.2%となっており、運動を中心とした住民運営の通いの場である「地域介護予防拠点」の参加者数を増やす(毎年度3,600人ずつ)ことにより、1年に1ポイントずつ下げることを目指す。)

- 地域介護予 防拠点整備促 進事業
- 地域高齢者 交流サロン運 営事業
- 高齢者いき いき活動ポイント事業
- 短期集中予防 支援訪問サービス
- 短期集中 運動型デイ サービス
- 短期集中通 所口腔ケア サービス

(1) サービスの利用者数

ニーズ調査の結果から、要支援 認定者、事業対象者の多くは、適 切なサービス提供により機能改善 し、サービスを利用しなくても自 立して生活を維持することが可能 な状態にあると考えられる。短期 集中型サービスは、本市の介護予 防・日常生活支援総合事業の様々 なサービスの中で、最も自立に近 い高齢者等を対象に短期間集中的 にサービスを提供して生活機能の 改善を目指すものであり、まずは、 地域包括支援センター等が的確な アセスメントを行って、サービス 利用に結びつけることが重要であ るため。

サービスの利

8(9)

用状況

短期集中型

(2) サービスの利用により生活機能 が改善した者の割合

短期集中型サービスは、最も自 立に近い高齢者等を対象に短期間 集中的にサービスを提供して生活 機能の改善を目指すものであり、 生活機能を確実に改善するため、 実際に生活機能が改善するよう、 効果的なサービス提供が行われる 必要があるため。

- (1) 短期集中型サービスの利用者数
- H30 1.078 人
- H31 1.078 人
- H32 1.078 人
- (2) 短期集中型サービス (通所型) の利用により生活機能が改善した 者の割合

H30 80%

H31 80%

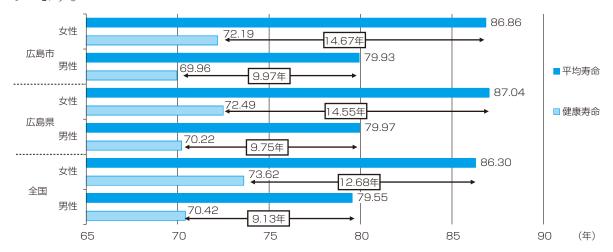
H32 80%

- ((1) 短期集中型サービスは、従来 の二次予防事業をベースに設定し たものであるため、平成28年度 の二次予防事業利用者数(1,078 人)の維持を目指す。)
- ((2) 従来の二次予防事業 (転倒予 防事業等) において、サービス利 用により生活機能が改善し、セル フケア等の自主的な介護予防の取 組に移行した者の割合(約80%) を基に、短期集中の通所型サー ビス(運動型デイサービス及び通 所口腔ケアサービス) の利用者の 80%以上の改善を目指す。)

- 短期集中予 防支援訪問 サービス
- 短期集中 運動型デイ サービス
- 短期集中通 所口腔ケア サービス
- 介護予防ケ アマネジメン ト事業
- 地域ケア会 議推進事業 (地域ケアマ ネジメント会 議)

#### ア 本市の平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命は、全国に比べて男女とも若干長い一方で、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)は全国に比べ男女とも若干短く、全国に比べ、平均寿命と健康寿命の差(=日常生活が制限される期間)が大きくなっています。



出典:「元気じゃけんひろしま21 (第2次) (平成25年3月策定)」より本市作成

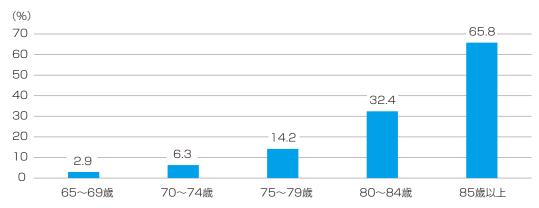
#### 【健康寿命とは】

健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

この期間は、国が行う国民生活基礎調査の「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」という質問に対して「ない」という主観的な回答をした者を日常生活に制限がない者とした上で、厚生労働科学研究における「健康寿命の算定プログラム」により基礎情報(人口、死亡者数)を勘案して、算定したもの。

#### イ 本市の年齢階層別要支援・要介護認定率(平成 29 年 9 月末現在)

本市の要支援・要介護認定率を年齢階層別にみると、75歳を超えると認定率が高くなっています。



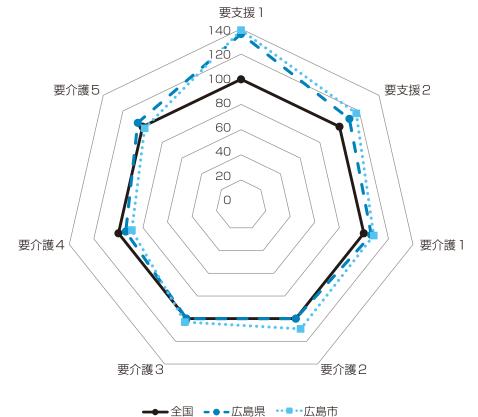
区分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	[参考]人口
	65 ~ 69 歳	462	438	401	454	296	221	234	2,506	85,629
	70 ~ 74 歳	859	778	802	736	489	401	344	4,409	69,776
第1号被保険者	75 ~ 79 歳	1,765	1,327	1,516	1,213	763	643	531	7,758	54,817
	80~84歳	2,846	2,176	2,760	2,148	1,362	1,024	844	13,160	40,584
	85 歳 以 上	3,353	3,371	5,293	5,026	3,904	3,185	2,612	26,744	40,666
第2号被保険者	40~64歳	108	153	153	246	142	109	131	1,042	401,867
計		9,393	8,243	10,925	9,823	6,956	5,583	4,696	55,619	693,339

出典:本市作成

#### ウ本市の要介護度別認定率指数

本市の第1号被保険者の要介護度別認定率指数は、要介護4及び5を除き全国より高くなっています。特に介護度の軽度な方について全国との差が大きくなっています。

#### 平成29年3月



第1号被保険者の要介護度別にみた認定率の比較である。

戦でのる。 前期高齢者・後 期高齢者の人口 割合で補正し、 全国平均を100 として比較して いる。

/Z(III) 1 | 3

出典:厚生労働省介護保険事業状況報告(暫定)より本市作成

論

#### 重点施策Ⅱ 「見守り支え合う地域づくりの推進」

#### 1 取組方針

#### 現状

高齢者のみの世帯や要支援・要介護の認定者など、支援を必要とする方々の、地域における孤立への不安感が大きい。

地域のコミュニティ活動等に関する 各種指標から、地域における繋がり の希薄化が懸念される。

#### 取組方針



本市の在宅高齢者のうち高齢者のみの世帯は年々増加傾向にあり、今後も増え続けることが見込まれることを踏まえ、 共助の精神で、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりを推進する。

#### 2 目標設定

項目	目標	設定の考え方
高齢者を支え る地域団体等 の活動の活性 化及び担い手 の拡大	地域における 高齢者支援の 活動に参加し たと回答する 人の割合の対 前年度比増	<ul> <li>○ 本市では、高齢者人口の増加と共に、地域での支援が必要となる高齢者が増えていく中、地域活動への参加状況は依然として少なく、とりわけ、高齢者の支援活動については、大切と感じながらも、参加には消極的であることが確認されている。</li> <li>○ 「高齢者を支える地域団体等の活動の活性化及び担い手の拡大」を目指すことは、こうした課題の解消につながり、重点施策の推進に資するものである。</li> <li>○ 目標は、毎年度、数値を増加させることを目指すものとする。</li> </ul>
高齢者地域支 え合い事業に 取り組む小学 校区数	H30 114 区域 H31 129 区域 H32 138 区域	<ul> <li>○ 本事業は、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワークを構築し、見守り活動を基本に高齢者の活動・交流の場づくり、生活支援サービスへの繋ぎなど、ともに支え合う地域づくりを推進するものである。</li> <li>○ このため、本事業に取り組む小学校区数を増やすことは、地域における見守り・支え合い活動等の促進につながり、重点施策の推進に資するものである。</li> <li>○ 目標は、平成28年度末現在、55小学校区で行われている取組について、平成29年度から平成32年度までの4年間で、全138小学校区※で取組が行われるよう、毎年度各地域包括支援センターにおいて、1つの小学校区で取組を開始させることを目指すものとする。</li> <li>※地区(学区)社協の数であり、小学校数とは完全には一致しない。</li> </ul>

取組	内 容
(1) 地域におけ る見守り・支 え合い活動等 の促進	<ul> <li>○ 地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワークを構築する「高齢者地域支え合い事業」の取組か所数を増やし、見守り活動を基本に高齢者の活動・交流の場づくり、生活支援サービスへの繋ぎなど、ともに支え合う地域づくりを推進する。</li> <li>○ 民生委員・児童委員の相談・援助活動や地区社会福祉協議会が行う「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」、単位老人クラブが実施する「友愛訪問」など、高齢者を見守る地域活動を促進する。</li> <li>○ 災害時に自力での避難が困難である高齢者等の避難行動要支援者について、地域で避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を支援する。</li> </ul>
(2) 相談支援体 制の充実	○ 高齢者人口の増加などに対応するため、地域包括支援センターの体制の充実を図るとともに、各区に設置した区地域包括ケア推進センターが地域包括支援センターの業務の調整支援を行うなど、相談支援体制の充実を図る。 ○ 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するとともに、地域包括支援センターの活動状況の評価等を通じて、業務の質の向上を図るため、市及び各区の地域包括支援センター運営協議会における審議内容を充実する。また、地域包括支援センター職員に対する研修等の充実を図る。 ○ 2025 年を見据えた地域包括ケアシステムづくりを推進していく上では、地域包括支援センター職員に対する研修等の充実を図る。 ○ 2025 年を見据えた地域包括ケアシステムづくりを推進していく上では、地域包括支援センターの業務の更なる質の向上が欠かせないことから、地域包括支援センターの相談支援体制の充実とともに、業務の継続性や地域との繋がりを維持するための方策を講ずるなど、センターの安定的な運営にも留意しつつ、新規参入の機会確保による受託法人選定の公平性の担保に向けて、本市の地域包括支援センター委託先法人の選定に公募制を導入する。 ○ 日常生活圏域における在宅医療・介護連携や認知症の地域支援体制づくりを推進するとともに、担当する日常生活圏域における高齢者や地域資源の実態把握と地域診断を進め、地域ケア会議等を通じて、地域課題を地域団体やNPO、ボランティア等と協働して解決する地域づくりを推進する。 ○ 区役所厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口において、高齢者やその家族からの相談に対応するとともに、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業者などの関係機関等との連絡調整を行う。 ○ 在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢者等を在宅で介護する家族等に対して、介護に関する相談に応じたり、介護の方法等の助言を行う取組を支援する。 ○ 民生委員・児童委員の相談・援助活動や区社会福祉協議会が行う総合相談員による相談など、高齢者に対する相談活動等を支援する。

#### (3) 生活支援 サービスの充

実

- 高齢者の多様なニーズに対応した生活支援を提供できるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」において、地域団体やNPO、ボランティア団体等の多様な主体が生活支援を提供する「住民主体型生活支援訪問サービス」や生活援助員等が掃除、洗濯などの生活援助を提供する「生活援助特化型訪問サービス」の充実に取り組む。
- 地域の資源開発、生活支援・介護予防サービスを担う提供主体(地縁組織、地区社会福祉協議会、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等)のネットワーク化及び地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを市及び区社会福祉協議会に配置し、地域における福祉活動への住民参加の援助を行ってきた社会福祉協議会を活用し、共助を基本とした多様な生活支援・介護予防サービスが利用できる支え合いの地域づくりを推進する。併せて、行政機関、生活支援コーディネーター、生活支援・介護予防サービスを担う提供主体等が参画する協議体を市域及び区域に設置し、定期的な情報共有及び連携強化を図り、地域資源開発等を推進することにより、多様な提供主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組む。
- あんしん電話(緊急通報装置)や見守り配食サービス(食事提供・安否確認) 等の在宅の生活支援サービスについて、民間制度の活用も含め、効果的、効率的 な実施を検討する。
- 在宅で高齢者を介護する家族等に対して、家族介護教室の開催や在宅介護用品 の支給などを行い、介護者の負担軽減を図る。

#### (4) 地域共生社 会に向けた体 制整備

- 高齢者、障害者、子どもなど、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、 高め合うことができる「地域共生社会」を実現していくため、介護保険サービス等 の専門職による支援体制を強化するとともに、市社会福祉協議会と連携し、地域団 体・ボランティアグループ等による地域福祉活動の充実を図る。また、地域の実情 に応じて、介護保険サービス等の専門職による支援と、地域団体・ボランティアグ ループ等による地域福祉活動が連携できる仕組みについて検討する。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、広島市地域福祉計画の改定、広島市くらしサポートセンターによる伴走型支援の充実、保健師の地区担当制の強化などにより、高齢者、障害者、子ども等を地域において包括的に支援する体制を整備する。

論

#### 数値目標を設定して取り組む項目

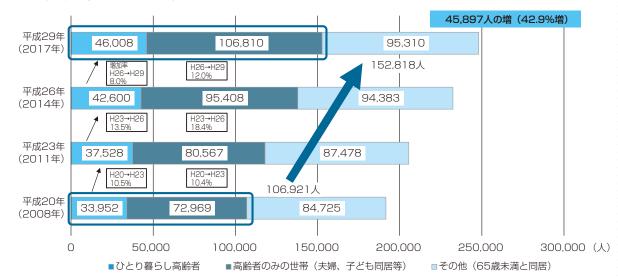
取組	数値目標を設定して取り組む項目 ※設定数値等の詳細は下表参照
	①近隣ミニネットワークづくりの取組によるネット数
	②単位老人クラブによる友愛活動の実施件数
地域にわけて目位か、古	③高齢者サロン等の数
地域における見守り・支 え合い活動等の促進	④地区ボランティアバンク登録者数
	⑤高齢者いきいき活動ポイント事業の地域でのボランティア 活動に参加する高齢者の割合
	⑥認知症サポーター養成数 (累計)
相談支援体制の充実	
生活支援サービスの充実	⑦生活支援サポーター養成講座修了者による生活支援活動を 行う実施団体数
地域共生社会に向けた体 制整備	_

数値目標を設定 して取り組む項目	設定理由	数値目標 (設定の考え方)	目標達成に向けた 主な取組
① 近隣ミニネットワークづくりの取組によるネット数	○ 地区社会福祉協議会が取り組んでいる、社会的・地域的な援助を必要としている高齢者等への近隣住民による見守り及び具体的支援活動と、関係機関・団体によるネットワークづくりは、地域における見守り・支え合い活動等の促進に資するものと考えられるため。	H30 10,823 ネット H31 11,503 ネット H32 12,183 ネット (平成 23 年度から平成 28 年度まで の年間増加件数が約 680 ネットで あるため、毎年 680 ネット増加す ると見込む。) ※ H28 実績 9,463 ネット	○ 社協「ルトリーを ・ は議らでは、 ・ はは、 ・ はは、 ・ はいでする。 ・ はいでする
② 単位老人クラ ブによる友 活動の実施件 数	○ 単位老人クラブが取り組んでいる、ひとり暮らしの高齢者宅等の訪問と安否確認、話し相手、家事支援等を行う友愛活動は、地域における見守り・支え合い活動等の促進に資するものと考えられるため。	H30 175,027 件 H31 177,302 件 H32 179,606 件  (平成 29 年 9 月から、高齢者いれ、 老人クラブの会員としてう友愛活動がである。といる方がの実施件数の増加がで、大変活動の方で、大変活動の方で、大変活動の方で、大変活動の方で、大変できる。一方の大変である。とて、大変である。27 年度がある。28 年度における伸び率(年約1.3%)と同様に増加するものとして、数値目標を設定する。) ※ H28 実績 170,564 件	○ 連相 を と会 支 連相 変助 と ・ 選相 変助 がより ・ 選相 変 動 がまります。 ・ 選相 変 助 がまります。 ・ は ますがまする。 ・ は まずがまする。 ・ は まずがまずがは まずがまする。 ・ は まずがままがままずがままずがままがままがまずがままがままがままがままがままがまま

③ 高齢者サロン 等の数	○ 地域の集会所などの身近な場所で、高齢者同士・地域住民とのふれあいや交流、健康づくり等の場を提供し、高齢者が日常の生活の中で「楽しみを感じさせる」仕組みづくりを促進することは、地域における見守り・支え合い活動等の促進に資するものと考えられるため。	H30 1,181 か所 H31 1,228 か所 H32 1,275 か所 (平成 23 年度から平成 28 年度まで の年間増加件数が約 47 か所であ るため、毎年 47 か所増加すると 見込む。) ※ H28 実績 1,087 か所	○ 地議れるいい ・ 地議れあいい ・ ないまでは ・ はいるいのでは ・ はいるのでは ・ はいるでは ・ はい
<ul><li>④</li><li>地区ボランティアバンク登録者数</li></ul>	○ 地区社会福祉協議会が取り組んでいる、地域で支援を必要とする人への支援活動につながる地区ボランティアバンクは、地域における見守り・支え合い活動等の促進に資するものと考えられるため。	H30 10,018 人 H31 10,248 人 H32 10,478 人 (平成 23 年度から平成 28 年度まで の年間増加件数が約 230 人である ため、毎年 230 人増加すると見込 む。) ※ H28 実績 9,558 人	○ 地議会では ・ 地域では ・ は議区では ・ はがでするでは ・ はいでは ・ はいでは
<ul><li>⑤</li><li>高齢者いきかける</li><li>きお事業のおうででする</li><li>がずる</li><li>がずる</li><li>がずる</li><li>がずる</li><li>がずる</li><li>がずる</li><li>がずる</li><li>がずる</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li><li>がする</li>&lt;</ul>	○ 高齢者の見守り等ボランティア 活動などの実績に応じてポイントを付与し、奨励金を支給する本事業の参加者を増やすことは、地域における見守り・支え合い活動等の促進に資するものと考えられるため。	前年度を上回る参加率 (平成29年9月から新たに開始した高齢者いきいき活動ポイント事業は、初年度の参加実績を把握できるのが平成31年度当初になるため、現時点で具体的な数値目標は設定せず、対前年度比で参加率を増加させることを目標とする。)	○ いン 交営 防進 フ 連相愛助 高きト地流事地拠事認 エ老合互活
<ul><li>⑥</li><li>認知症サポーター養成数(累計)</li></ul>	○ 認知症の人が住み慣れた地域で 安心して暮らしていくためには、 多くの地域住民や事業者が、認知 症に対する正しい知識を持って、 認知症やその家族を深く理解していることが重要であり、こうした 理解をもった地域活動の担い手の 拡大なしに、認知症高齢者等にや さしい地域づくりはできないと考 えるため。	H30 92,000 人 H31 105,500 人 H32 119,000 人 (国の目標数値(2020年度末に1,200 万人(国民の1割))を踏まえ、 本市においても平成32年度末に 市民の1割(119,000人)の養成 を目指すこととし、平成28年度 末現在の本市のサポーター養成数 65,067人から毎年度13,500人ず つ養成する。)	<ul><li>○ 認知症サポーター養成講座の開催</li><li>○ 認知症アドバイザーの養成</li></ul>
⑦ 生活支援サポーター養成 講座修了者による生活支援 活動を行う実 施団体数	○ 地域における生活支援サービスの担い手となる団体を増やすことは、高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むために必要となる生活支援サービスの充実に資するものと考えられるため。	H30 24 団体 H31 48 団体 H32 72 団体 (2025 年 (平成 37 年) を含む第 9 期プランの開始までに小学校区(市内 138 小学校区(※)) ごとに 1 団体は立ち上がるよう数値目標を設定する。) ※地区(学区)社協の数であり、小学校数とは完全には一致しない。	○ 生活支援体制整備事業 ○ 住民主体型 生活支援訪問サービス事業

#### ア 本市における在宅で高齢者のみで構成される世帯に属する人の推移

高齢者人口の増加に伴い、これまでと同様に、高齢者のみで構成される世帯に属する人の増加が見込まれます。



出典: 「在宅高齢者基本調査(広島市)」(平成20年3月調査、平成23年4月調査、平成26年3月調査、平成29年3月調査)より作成

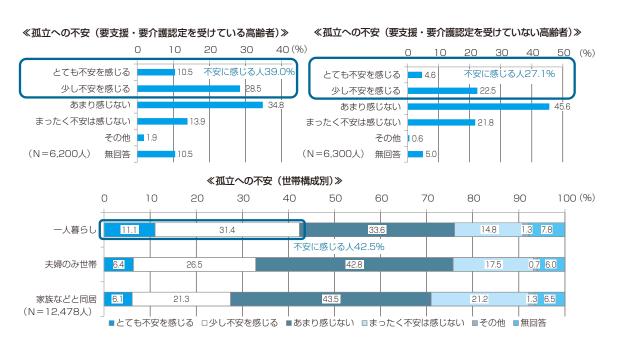
※広島市に居住する(施設入居者を除く。)65歳以上の者が対象

#### イ 「孤立」するかもしれないと不安を感じる人の割合

本市調査で、将来地域で「孤立」するかもしれないと不安を感じる高齢者の数は、 要支援・要介護認定を受けている人が受けていない人より、約12ポイント高くなっ ています。

また、世帯構成別では、一人暮らし高齢者世帯は、不安を感じる高齢者の数が、夫婦のみ世帯と比較して約10ポイント、家族などと同居と比較して、約15ポイント高くなっています。

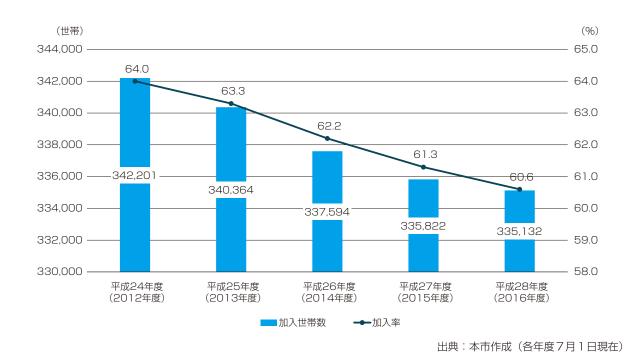
(Q:地域の人々のつながりが薄くなり、様々な要因により地域で孤立する人が増えています。 あなたご自身が「孤立」するかもしれないという不安はありますか。)



出典:「高齢者の生活実態と意識に関する調査結果(広島市)」(平成 26 年 3 月) より作成 ※広島市内で、在宅で生活する 65 歳以上の者が対象

#### ウ 本市の町内会・自治会加入世帯の推移

「町内会・自治会加入世帯」は年々減少傾向にあり、加入率は毎年おおむね1ポイントずつ低下しています。



総

論

#### 重点施策Ⅲ 「質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進」

#### 取組方針

#### 現状

75歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認 定者や認知症の人の数は大幅な増加が予想さ れている。

介護を担う人材は、今後の需要に供給が追いつかず、2025年(平成37年)に向けて大幅に不足することが見込まれる。また、他職種に比べて高い離職率や短い勤続年数な ど、介護人材を取り巻く状況は厳しい。

#### 取組方針



介護サービスの中でも、特に単身や中重度の要介護高齢者に対応できるサービスの提供体制の充実や、今後、大幅な不足が見込まれる介護人材の確保と質の高い人材の育成など、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進める。

#### 2 目標設定

項目	目標	設定の考え方
介護サービス 量の見込みに 応じた事業所 数又は定員数	介護サービス 量の見込みに 応じた事業所 数又は定員数	<ul> <li>○ 要介護者等の住み慣れた地域における自立した生活の継続を支援する地域密着型サービスの充実や、要介護者等の状態等に応じた適切な施設・居住系サービスの充実に取り組むことは、重点施策を推進していくものである。</li> <li>○ 目標は、第3章(介護サービスの量及び介護給付に係る費用の見込み等)に記載のとおり。</li> </ul>
介護サービス 量の見込みに 基づく、必要 な介護人材の 数	介護サービス 量の見込みに 基づく、必要 な介護人材の 数	<ul><li>○ 介護サービスの基盤整備を促進する上では、提供体制に応じた介護人材の確保が必要であり、介護サービス量の見込みに基づいて人材確保に取り組むことは、重点施策を推進していくものである。</li><li>○ 目標は、介護サービス量の見込みに見合う介護人材の確保とする。</li></ul>
要介護状態等 の維持・改善 (再掲)	要介護状態等の維持・改善	<ul><li>○ 要介護者等の状態等に応じた最適な介護サービスを提供することにより、「要介護状態等の維持・改善」を目指すことは、QOL(生活の質)の維持・向上につながり、重点施策の推進に資するものである。</li><li>○ 評価は、国の示す、要介護状態等の維持・改善に関する評価についての考え方に沿って実施する。</li></ul>

#### 3 取組内容

取組	内容
(1) 介護サービス基盤の整備	<ul> <li>介護サービス基盤のうち、住み慣れた地域での生活を支えるために重要な役割を果たす地域密着型サービスについては、サービスによっては未提供の日常生活圏域があること、2025年に向けて75歳以上の高齢者や認知症の人の数が大幅に増加すること、若年性認知症の特性などを踏まえ、介護サービスの利用ニーズや医療と介護の連携を急頭に置いて提供体制の確保・充実に取り組む。</li> <li>とりわけ、中重度の要介護者の在宅生活を 24 時間体制で支えるサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、「通い」を中心に要介護者等の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供する小規模を機能型居宅介護は、利用者のQOL(生活の質)を高めるとともに、介護者精神的・肉体的負担を軽減し、在宅介護の限界点を高めることにつながるサービスであることから、引き続き全市的なサービス提供体制の確保と更なる充実を図る。</li> <li>医療機関から移行した在宅療養者の医療的ケアなども想定し、看護小規模多機能型居宅介護の 2025年における全市的な提供体制の確保に向けて取り組む。</li> <li>ごうした地域密着型サービスの提供体制の充実に当たっては、これまでの事業所の開設状況を考慮の上で、必要なサービス量の見込みや介護サービス事業者の参入意向等を踏まえるとともに、地域の介護サービスの利用状況等に係る情報の決しては、看取り介護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組む。</li> <li>介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所申込状況から、他の居住系サービス等の整備状況や受入状況などを踏まえつつ、施設への入所の必要性が高い要介護者の受入れができるよう基盤整備を行う。また、整備運営事業者の選定に当たっては、看取り介護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組む。</li> <li>障害福祉サービスを受けていた人が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるよう、事業所が共生型サービスを確保するとともに、介護給付の適正化にもつながることから、その状態に適合していないサービス提供の改善に資するケアプランの点検やケアマネジャー(介護支援専門員)に対する研修等を引き続き行う。</li> </ul>

- 将来にわたって安定的に介護を担う人材を確保するため、国・地方公共団体・介護サービス事業者の役割を踏まえ、国が行う賃金面での処遇改善のほか、「保育・介護人材応援プロジェクト会議」において実施する福利厚生面での処遇改善、職場環境の改善、介護分野で働く意欲を持った人材と事業者双方のニーズを踏まえたマッチング機会の創出など、就労・定着につながる環境整備を進めるとともに、介護サービスの質を高める介護人材の資質の向上や介護職のリーダーとなる優れた人材の育成に取り組む。
- 介護機器の導入は、身体的な負担の軽減により介護人材の定着及び人手不足の 解消につながるものであるため、今後、介護サービス事業者がこうした機器の導 入を推進する方策について、国・県の取組を踏まえながら検討する。
- (2) 介護人材の 確保・育成
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等において、今後とも医療的ケア(喀痰吸引等)が必要な利用者の増加が見込まれることから、医療的ケアを行うことが可能な資格を持つ介護福祉士等による適切な医療的ケアの提供とともに、介護職員が喀痰吸引等研修を受講しやすい環境整備に取り組む。
- 介護職を目指す人材の増加を図るため、介護事業者、経済団体、地域団体や介護福祉士養成施設等と連携し、地域全体で介護の仕事の魅力や社会的意義について理解を深め、介護人材に対する社会的評価を高めるための取組を進める。
- 介護人材の裾野の拡大と、介護スキルに応じた役割分担を図り、限られた介護 人材を有効活用するため、掃除や洗濯など介護職未経験者にもなじみやすい生活 援助特化型訪問サービスを担う生活援助員の確保に取り組む。
- これからは地域や企業においても介護が必要な高齢者や障害者に接する機会の増加が見込まれることから、介護が必要な人が地域において安心して暮らしていけるよう生活支援などの体制づくりを進めるとともに、その中から介護の仕事に関心を持った介護職未経験者が就業しやすくするための環境整備に取り組む。

#### 数値目標を設定して取り組む項目

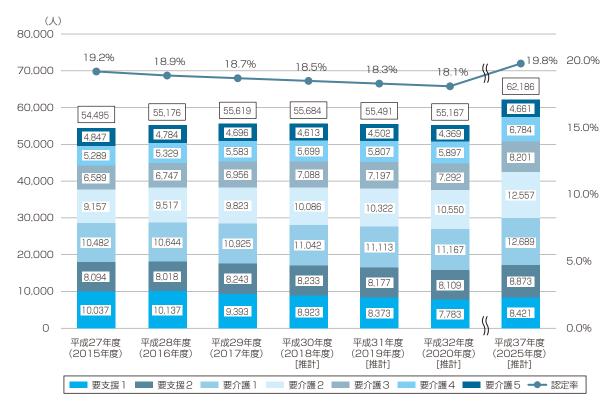
取組	数値目標を設定して取り組む項目 ※設定数値等の詳細は下表参照
	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業所数
	②認知症対応型通所介護の事業所数、認知症対応型共同生活 介護の定員数
介護サービス基盤の整備	③介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備
	④ケアプラン点検の実施件数
	⑤介護支援専門員に対する研修の参加者数
	⑥介護フェアの参加者数
	⑦「ひろしま介護マイスター」の認定者数
A =#= 1 1 = =#= 11 = =#= 15.	⑧介護のお仕事魅力発信イベントの参加者数
介護人材の確保・育成	⑨生活援助特化型訪問サービス事業所等における生活援助員 の人数
	⑩生活支援サポーター養成講座修了者による生活支援活動を 行う実施団体数【再掲】

数値目標を設定 して取り組む項目	設定理由	数値目標 (設定の考え方)	目標達成に向けた 主な取組
① 定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護等の 事業所数	○ 高齢者が要介護状態等となた地域をない、住み慣れたを関り、住み間においては、日常生活を力を選ばないできるよう支援するの充実ができるようでで密音をできるとがででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所 H30 20事業所 H31 23事業所 H32 26事業所 (2) 小規模多機能型居宅介護事業所 H30 43事業所 H31 47事業所 H32 52事業所 (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 H30 5事業所 H31 7事業所 H31 7事業所 H32 10事業所	○ 地域密着型 サービス事業 所整備等補助
② 認知症対応型 通所介護の事 業所数、認知 症対応型共同 生活介護の定 員数	○ 認知症の人は環境変化の影響を 受けやすいことから、可能な限り、 住み慣れた地域において継続して 日常生活を営むことができるよう 支援するため、地域密着型サービ スの中でも、認知症の人に対して 専門的なケアが提供できるサービ スの充実が必要であると考えられ るため。	<ul> <li>(1) 認知症対応型通所介護事業所 H30 27事業所 H31 28事業所 H32 29事業所</li> <li>(2) 認知症対応型共同生活介護事業所 第7期計画期間中の整備数 261人分</li> <li>(各年度における各サービス量の見込みに基づき事業所数又は定員数を設定する。)</li> </ul>	○ 地域密着型 サービス事業 所整備等補助 (認知症対応 型通所介護の み)
③ 介護老人福祉 施 設 ( 特 別 養護老人ホー ム)の整備	○ 特別養護老人ホームの入所申込 状況から、施設への入所の必要性 が高い要介護者を受け入れるため の基盤整備が必要であると考えら れるため。	第7期計画期間中の整備数 380 人分 (計画期間中の必要量の見込みに基 づき定員数を設定する。)	〇 民間老人福 祉施設整備補 助
④ ケアプラン点 検の実施件数	○ 適切なケアマネジメントが、利 用者が真に必要とするサービスの 確保と介護給付の適正化に資する ものと考えられるため。	H30 133件 H31 135件 H32 137件 (これまでのケアプラン点検の実績 を踏まえて設定した。 過去 5年間の1年あたり平均 伸び件数2件、平成28年度実績 件数129件、以降平成29年度か ら平成32年度まで2件ずつ増加 させる。)	○ ケアプラン 点検の実施
⑤ 介護支援専門 員に対する研 修の参加者数	○ 介護支援専門員の資質向上が、 適切なケアマネジメントにつなが り、利用者が真に必要とするサー ビスの確保と介護給付の適正化に 資するものと考えられるため。	H30 1,260 人 H31 1,380 人 H32 1,560 人 (直近数年間の各種研修の受講者 数、事業所増加数、研修内容の見 直し等から、毎年約 10%程度増 加させることを目標とする。)	○ 介護支援専 門員に対する 研修の実施

<ul><li>⑥</li><li>介護フェアの</li><li>参加者数</li></ul>	○ 介護分野で働く意欲を持った人材と事業者双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングの機会を設けることにより、人材の確保に資するものと考えられるため。	H30 300 人以上 H31 300 人以上 H32 300 人以上 (直近の参加状況から常に300 人以 上の参加者を集めることを目標と する。)	○ 介護フェア の開催
⑦ 「ひろしま 介護マイス ター」の認定 者数	○ ひろしま介護マイスター認定者の増加は、介護職員の資質向上やキャリア形成とともに、社会的評価の向上、優秀な介護人材の確保・定着の促進に資するものと考えられるため。	H30 298 人 H31 389 人 H32 480 人 (2025 年 (平成 37 年) までに、市内 の 25%の事業所においてマイスター が所属することを目標とする。)	○ 広島市介護 マイスター養 成支援事業
8 介護のお仕事 魅力発信イベ ントの参加者 数	○ イベントを通じて介護職の魅力 や意義を伝え、介護職の社会的評 価の向上を図ることは、介護に関 する理解の促進と介護人材の裾野 の拡大に資するものと考えられる ため。	前年度を上回る参加者数 (平成28年度に初めて開催し、実績の蓄積がないため、具体的な数値は設定せず、前年度と比べ数値を増加させることを目標とする。)	○ 保育・介護 人材応援プロ ジェクト (介護のお仕事 魅力発信イベ ントの開催)
⑨ 生活援助特化 型訪問サービ ス事業所等に おける生活援 助員の人数	○ 生活援助員の増加は、介護予防・ 生活支援サービス事業の生活援助 特化型訪問サービスを担う人材の 確保とともに、介護人材の裾野の 拡大、介護スキルに応じた役割分 担にも資するものと考えられるた め。	H30 102 人 H31 204 人 H32 306 人 (生活援助特化型訪問サービスの提 供体制を整備するため、生活援助 員を段階的に増加させることを目 標とする。)	_
⑩ 生活支援サポーター養成 講座修了者を 活動を行う実 施団体数 【再掲】	○ 地域における生活支援サービス の担い手となる団体を増やすこと は、高齢者が住み慣れた地域で安 心して日常生活を営むために必要 となる生活支援サービスの充実に 資するものと考えられるため。	H30 24 団体 H31 48 団体 H32 72 団体 (2025 年 (平成 37 年) を含む第 9 期プランの開始までに小学校区 (市内 138 小学校区(※)) ごとに 1 団体は立ち上がるよう数値目標 を設定する。) ※地区 (学区) 社協の数であり、小 学校数とは完全には一致しない。	○ 生活支援体制整備事業 ○ 住民主体型 生活支援訪問サービス事業

#### ア 本市の要支援・要介護認定者数・認定率の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、今期(第7期)の計画期間の最終年度である 平成32年度には5万5,167人になると見込まれており、認定率(高齢者人口に占め る要支援・要介護認定を受けている65歳以上の第1号被保険者数の割合)も18.1% になる見込みです。また、2025年度(平成37年度)には同認定者数が6万2,186人、 認定率が19.8%になる見込みです。



※ 1 各年度 9 月末現在。平成 27 年度から平成 29 年度は実績値。平成 30 年度から平成 37 年度は推計値

※ 2 各年度の要支援・要介護認定者には、40歳以上65歳未満の第2号被保険者を含みます。

出典:本市作成

#### イ 介護人材を取り巻く状況

○ 有効求人倍率

広島県:介護分野で3.01 倍、全職業で1.70 倍。(全国:介護分野で3.18 倍、全職業で1.34 倍、平成29年3月「職業安定業務統計」)

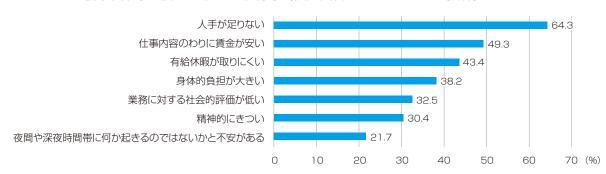
○ 離職率

広島県:介護職員は17.9%、産業全体で15.9%。(全国:介護職員は17.2%、産業全体で15.0%、平成28年「雇用動向調査」、平成28年度「介護労働実態調査」)

- 介護職員の意識 人手不足や低賃金、身体的・精神的な負担の大きさ、社会的評価の低さなどが悩み・不満となっている。
- 平均給与(超過勤務手当等を含み、賞与を除く。) ホームヘルパーは約22万9千円、福祉施設介護員は約22万8千円、全職種平均で約33万4千円。(平成28年「賃金構造基本統計調査」)
- 平均勤続年数

ホームヘルパーは 6.3 年、福祉施設介護員は 6.3 年、全職種平均では 11.9 年。(平成 28 年「賃金構造基本統計調査」)

#### 労働条件等の悩み、不安、不満等(複数回答、20%以上のみ抜粋)



出典:介護職員に対する就労意識調査(平成29年3月)

論

# 重点施策IV 「在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進」

# 取組方針

# 現状

多くの方が、「在宅」で家族による介護や介 護サービスを受けながら人生の最期を迎える ことを望んでいる。

一方で、在宅死が叶わない実態があり、自宅 で最期まで療養することが困難な理由として、訪問看護体制が整っていないなど、在宅 医療サービスの不足も一因と考えられる。

# 取組方針

今後の75歳以上高齢者の増加を見据えて、でき る限り人生の最期まで在宅で暮らしたいという高齢者のニーズに対応していくため、在宅医療の充実を図るとともに、医療や介護サービスをより円滑に提供することができるよう、在宅医療・介護連携を推進する。



#### 2 目標設定

項目	目標	設定の考え方
在宅医療の量的拡充	訪問診療の受 給状況の対前 年度比増	<ul> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築には、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、高齢者が希望する場所で、良質かつ切れ目のない療養支援を受けることで、自分らしい人生をおくることが出来るプロセスの構築が必要不可欠である。</li> <li>○ 特に、訪問診療等の在宅医療を利用する患者は、高齢者人口、特に75歳以上人口の大幅増に伴い、更に増加することが見込まれるほか、病床の機能分化・連携の本格化に伴い、訪問診療等の必要量が追加的に見込まれるなど、2025年に向けて、在宅医療へのニーズは大幅に増加することが見込まれる。</li> <li>○ そのため、在宅医療を適切に提供しつつ、在宅医療の充実と在宅医療・介護の連携を推進し、高齢者・従事者ともに満足度を高めていくことが重要である。</li> </ul>
自宅等※の在 宅で最期を える人の割合 ※自宅、老人 ホーム、 そ 人保健施設	自宅等の在宅 で最期を迎え る人の割合の 対前年比増	<ul> <li>○ 結果、高齢者が望む場所での療養、看取りが叶うことで、自宅等の在宅で人生の最期を迎える人の割合を高めていくことが重要である。</li> <li>○ 特に、約6割の市民が、住み慣れた自宅(居宅)で人生の最期を迎えることを望んでいるが、実際に自宅で死亡した人(14.8%)の割合との乖離が非常に大きくなっている。</li> <li>○ こうしたことから、「在宅医療の量的拡充」と「自宅等の在宅で最期を迎える人の割合」を目標として設定し、各施策を推進していくこととする。</li> <li>※ 厚生労働省人口動態調査(平成28年)の広島市における実績値:23.8%内訳:自宅14.8%、老人ホーム7.6%、介護老人保健施設1.4%</li> </ul>

取組	内 容
(1) 在宅医療 に取り組む機 関・人材の確 保と育成	<ul> <li>○ 医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の職種ごとや多職種合同の同行研修等により、在宅医療の担い手の拡大を図るとともに、疾病や診療内容に応じた対応力の向上を図ることにより、在宅医療を提供する医療機関、歯科医療機関、訪問看護事業所等の在宅医療提供体制の充実を図る。</li> <li>○ 終末期ケアや在宅看取りの対応を視野に入れ、医療・介護関係者へのACP(アドバンス・ケア・プランニング)※の普及と在宅看取りの対応力の向上を図る。</li> <li>○ 医療ニーズの高い要介護者等が安心して在宅生活を送れるよう、介護と看護が密接に連携してサービス提供を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の介護サービス事業所の整備を促進するなど、在宅医療・介護サービス提供基盤の充実を図る。また、事業者の参入に当たっては、看取り介護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組む。</li> <li>※ 人生の最終段階の医療に関する意思決定支援の方法として、本人や家族、医療従事者らが治療内容や療養場所などを繰り返し話し合って決めるもの</li> </ul>
(2) 在宅医療を 支える き き き き き き き き き き き き き き き き き き き	<ul> <li>○ 在宅移行を視野に入れた地域連携パス (急性期病院から回復期病院を経て自宅に戻るまでの治療計画)の活用等により、病院と診療所、診療所と診療所等、医療機関相互の連携強化を図る。</li> <li>○ 入院から在宅医療・介護への移行を円滑にするため、退院前カンファレンス (検討会)やケアプランに係るサービス担当者会議を始め、入院中の担当医師や看護師、医療ソーシャルワーカー、在宅医療を担う医師、訪問看護師、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー (介護支援専門員)、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに携わる職員等の多職種が協働した、切れ目のない医療・介護体制を確保する。</li> <li>○ 在宅療養患者の緊急時等の入院受け入れ機関の調整や、在宅医療に関する相談など、主に医療機関からの相談に対応する「在宅医療相談支援窓口」を各区に設置・運営するとともに、緊急時等における入院病床を提供する後方支援医療機関のネットワーク化や、在宅医療を担うかかりつけ医や専門医等の相互連携・協力体制の構築など、在宅医療支援体制の整備・充実を図る。</li> <li>○ また、終末期において、訪問診療等を利用していたものの、救急搬送され、病院で亡くなるケースも一定程度見られることから、ACP(アドバンス・ケア・ブランニング)の実践のほか、看取りに向けた多職種連携の充実を図っていく。</li> <li>○ 在宅期においては、医療・介護など多様な職種・主体により生活を支えていくことから、市レベル、区レベル、日常生活圏域レベルで医療関係者、介護関係者等の連携・協働が必要となる。そこで、市及び各区に、医療関係者と介護関係者等の連携・協働が必要となる。そこで、市及び各区に、医療関係者と介護関係者等の連携・協働が必要となる。そこで、市及び各区に、医療関係者と介護関係者等の連携・協働においては、区健康長寿課と地域包括支援センターが中心となって、区医師会と連携し、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー(介護支援専門員)、リハビリテーション専門職等の多職種による情報交換会等を定期的に開催し、多職種、同職種同士の顔の見える関係づくりや、ケアの質の向上を図る。</li> <li>○ 医療関係者、介護関係者等の多職種が情報共有し、在宅療養患者のニーズに応じて医療・介護サービスを一体的に提供することができるよう、ICT等を活用した効果的・効率的な連携ツールの整備について検討する。</li> </ul>

# ○ 認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状(BPSD)や身体合併症に対す る急性期治療等を行う認知症疾患医療センターを運営するとともに、認知症サポー ト医や認知症かかりつけ医(「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了者)の フォローアップ研修を行うことなどにより、地域の認知症医療体制の充実を図る。 ○ 認知症疾患医療センターや認知症地域支援推進員が中心となって、認知症サポー ト医や医師会等の関係団体と連携し、認知症の早期発見、早期対応や症状の進行 段階に応じた医療・介護サービス等が切れ目なく適切に提供できる体制の整備・ 充実に向けた取組を推進する。 ○ 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・ 集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を各区に設置し、認知症サポート医

#### (3) 認知症医 療・介護連携 の強化

- や認知症地域支援推進員などと連携して安定した医療・介護サービスにつなげる など、自立生活のサポートを行う。
- 認知症の容態の変化に応じて、切れ目なく良質な医療・介護等のサービスが提 供されるよう、標準的な流れを示した「認知症ケアパス」を整備し、その充実と 普及を図る。
- 歯科医師、薬剤師、看護師及び病院勤務の医療従事者を対象に、認知症の人と その家族を支えるために必要な知識や、医療と介護の連携の重要性等に関する研 修を実施し、医療関係者の認知症対応力の向上を図る。
- 認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修のほか、認知症対応型サー ビス事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実施し、介護従事者等の認知 症対応力の向上を図る。

#### (4) 在宅医療· 介護に関する 市民啓発

- 在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択し、適切な在宅 療養を継続できるよう、在宅医療や介護、終末期ケアのあり方や在宅での看取り、 ACP(アドバンス・ケア・プランニング)等に関する講演会の開催、パンフレット 等の作成・配布を行い、在宅医療・介護の理解促進を図る。
- 家族介護教室等により介護者の負担軽減とともに、在宅医療を含む在宅ケアの向 上を図る。また、在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の経 験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢者等を在宅で介護する 家族等に対して、介護に関する相談に応じたり、介護の方法等の助言を行う取組を 支援する。

#### 数値目標を設定して取り組む項目

取組	数値目標を設定して取り組む項目 ※設定数値等の詳細は下表参照	
在宅医療に取り組む機 関・人材の確保と育成	①医療系も含めた多様な介護サービスが提供できる事業所の数(定期巡回·随時対応型訪問介護看護等の事業所数)【再掲】	
	②在宅看取りに対応可能な訪問看護事業所数	
在宅医療を支える病診連 携、診診連携、多職種連 携、後方支援体制の確保	職種連  「関保回粉  「関保回粉  「関保回粉  「関係」  「関係  「関係  「関係  「関係  「関係  「関係  「関係  「関係	
	④認知症かかりつけ医フォローアップ研修の受講率	
認知症医療・介護連携の	⑤認知症サポート医フォローアップ研修の受講率	
強化	⑥認知症初期集中支援チームの支援により、安定的な医療・ 介護サービスにつながった者の割合	
在宅医療・介護に関する 市民啓発	_	

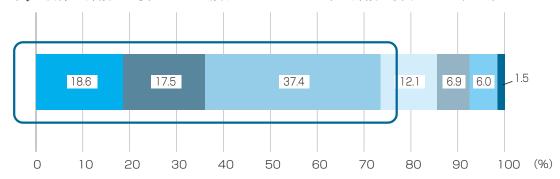
数値目標を設定 して取り組む項目	設定理由	数値目標 (設定の考え方)	目標達成に向けた 主な取組
(1)	○ 高齢者が要介護状態等となって も、可能な限り、住み慣れた地域 において継続して日常生活を営む ことができるよう支援するために は、高齢者の容態や希望に応じ、 24時間、365日の体制で、医療系	(1) 定期巡回·随時対応型訪問介護 看護事業所 H30 20事業所 H31 23事業所 H32 26事業所	○ 地域密着型 サービス事業 所整備等補助
医療系も含め た多様な介護 サービスが提 供できる事業 所の数	も含めた多様な介護サービスを複合的かつきめ細やかに提供する体制を整える必要があるため。	(2) 小規模多機能型居宅介護事業所 H30 43事業所 H31 47事業所 H32 52事業所	
(定期巡回・ 随時対応型訪 問介護看護等 の事業所数) 【再掲】		(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 H30 5 事業所 H31 7 事業所 H32 10 事業所	
		(各年度における各サービス量の見 込みに基づき事業所数を設定す る。)	
② 在宅看取りに 対応可能な訪 問看護事業所 数	○ 看取りを視野に入れた在宅医療 を支えるには、看取りに対応でき る訪問看護事業所を増やしていく 必要があるため。	H30 100 事業所 H31 106 事業所 H32 112 事業所	○ 在宅医療・ 介護連携推進 事業
		(平成25年度実績(78事業所)から平成28年度実績(96事業所)までの増加数(18事業所)を基に、平成29年度以降、毎年度6事業所ずつ増加するよう設定する。) ※平成29年度実績値94事業所	
③ 日常生活圏域 における多職 種連携のため	○ 医療と介護のサービスが一体的に提供されるためには、日常生活圏域ごとに医師や歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー(介護支援専門員)、リハビリテーション専門職等の多職種が定期的に集	H30 73 回 H31 77 回 H32 82 回 (平成 32 年度には市内 41 か所の地 域包括支援センターが年 2 回ずつ	○ 在宅医療・ 介護連携推進 事業
の情報交換会等の開催回数	まり、情報交換や対応事例の協議 等を行うことを通じて、顔の見え る関係づくりや信頼し合える関係 づくり、ケアの質の向上に取り組 む必要があるため。	開催することを目指し、平成29年度の見込み(69回)から、毎年度4回ずつ(平成32年度は5回)増加させる。)	
④ 認知症かかり つけ医フォ ローアップ研 修の受講率	○ 市民に身近なかかりつけ医は、 患者の日常的な健康管理を通じて、認知症の疑いに早期に気付き、 必要に応じて適切な医療機関につめるでは、認知症の対応力を高力を必ずなが求められる。 このため、フォローアップ研修の受講により、認知症に関する情報 たな知見や行政施策に関する情報を習得した認知症かかりであるため。	H30 30%以上 H31 30%以上 H32 30%以上 (概ね3年に1回の受講となるよう 設定する。) ※平成26~28年度の実績値(平均) 18.3%	○ 認知症かか りつけ医フォ ローアップ研 修

<ul><li>⑤</li><li>認知症サポート医フォローアップ研修の受講率</li></ul>	○ 認知症サポート医は、かかりつけ医の認知症診断等に関する知症診断等に関する知症を担うほか、認知を担うほか、認知を担うほか、認知集中支援推進事業におどとがあられる。 このため、フォローアップ研修の受講により、認知知症の診断見得でのではより、関する情報会を通じて、認知症サポート医ので、認知症サポート医の連携をであるため、ことが重要であるため。	H30 30%以上 H31 30%以上 H32 30%以上 (概ね3年に1回の受講となるよう 設定する。) ※平成26~28年度の実績値(平均) 15.8%	○ 認知症サポート医フォローアップ研修
⑥ 認中より医サな割 期手にの変をがある。 類が変をでは、療がでする。 ない、療がでする。 をはい。 をはいる。 をはい。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはい。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 をはい。 をはいる。 をはい。 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	○ 認知症初期集中支援チームは、 認知症の人と家族に対する初期段 階の支援を包括的かつ集中的に行い、安定的な医療・介護サービス につなげることで、自立生活をサポートするものであることが必要 であるため。	(1) 医療サービスへの引継ぎ H30 60%以上 H31 60%以上 H32 60%以上 (2) 介護サービスへの引継ぎ H30 80%以上 H31 80%以上 H32 80%以上 (チーム介入時に医療・介護サービスが未利用の者について、医療・サービスのそれにであることとし、平成 28 年度における全国の認知症初期集中支援チームの支援実績と同等の割合を目指す。) ※平成 28 年度全国実績 医療サービスへの引継ぎ 59.2% 介護サービスへの引継ぎ 83.7%	○ 認知症初期 集中支援推進 事業

#### 介護を受けたい場所と介護の受け方(全国規模のアンケート結果から)

一般的には、自宅で介護を受けたい方が多いものの、介護の受け方は、家族介護に 限らず外部の介護サービスも求められています。

(Q:自分の介護が必要になった場合にどこでどのような介護を受けたいですか。)



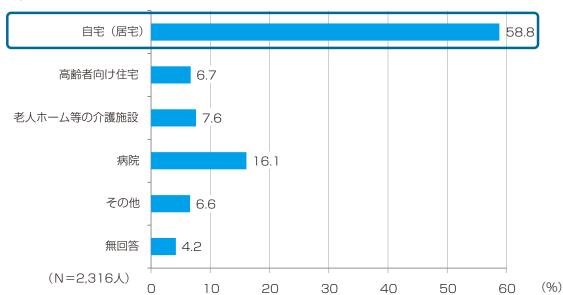
- ■自宅で家族中心に介護を受けたい
- ■自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい
- ■家族に依存せずに生活が出来るような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい
- ■有料老人ホームやケア付き高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい
- ■特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい
- ■医療機関に入院して介護を受けたい
- ■その他

出典:厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査 | (2016年) より本市作成 ※全国の 40 歳以上の者が対象

#### イ 人生の最期を迎えたい場所

本市では、人生の最期を自宅(居宅)で迎えたいと思っている方が過半数を占めて います。

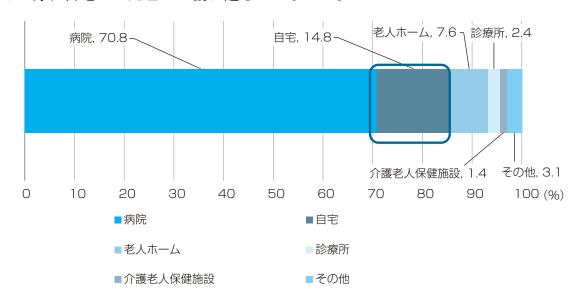
(Q:あなたは、人生の最期をどこで迎えたいと思いますか。)



出典:「広島市市民意識調査」(平成29年3月)より本市作成 ※広島市に在住する 18 歳以上の者が対象

#### ウ 死亡の場所について

本市において、死亡の場所別にみると、病院を含む施設での死亡が8割を超えている一方、自宅での死亡は2割に達していません。



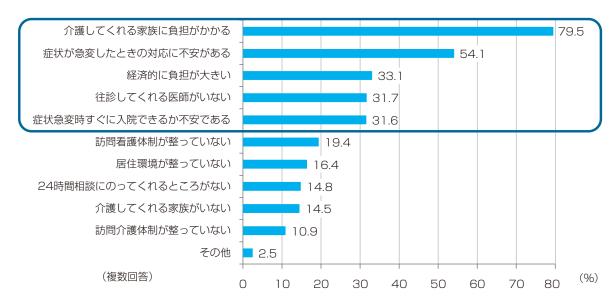
出典: 厚生労働省「人口動態調査」(平成28年) より作成 ※市内における全数調査

#### エ 人生の最終段階について(全国規模のアンケート結果から)

一般的には、自宅で最期まで療養することが困難な理由として、家族に介護の負担がかかることや、症状の急変への対応、また、往診してくれる医師がいないなどの意見が挙げられています。

また、訪問看護体制が整っていないなど、在宅医療サービスの不足を挙げる声も散見されます。

(Q:自宅で最期まで療養できるのは実現困難と考えている方を対象に、「具体的な理由は何か」を 問うもの。)



出典:厚生労働省医政局「終末期医療に関する調査」(2010年)より本市作成 ※全国の満20歳以上の者が対象

総

論

#### 重点施策V 「認知症施策の推進」

#### 取組方針

# 現状

高齢化の進展と75歳以上の高齢者人口の増加とと もに、本市の認知症の人の数も増え続けることが見 込まれる。

認知症の人や軽度認知障害(MCI)のうち、相当数 が適切な医療・介護サービスにつながっていない可 能性がある。

認知症に関する知識・理解のさらなる促進とともに、 認知症の人とその家族を地域で支えるため、具体的 な活動につなげていくことが求められている。

# 取組方針

認知症高齢者の大幅な増加が予想されると ともに、潜在的な認知症の人も多くいるこ とが推測されることから、国の認知症施策 推進総合戦略(新オレンジプラン)等も踏 まえ、早期診断・早期対応をはじめ、症状・ 容態に応じた適切な医療・介護サービスの 提供とともに、認知症の人とその家族を支 える取組など、認知症の人と家族にやさし い地域づくりに向けた施策を総合的かつ体 系的に推進する。



#### 2 目標設定

項目	目 標	設定の考え方
認知症の人とその家族を地域で支える意識	「認知症の人 が近所にいた 場合、今すか とは今後協と したい」 とする人の 前年度比増	<ul> <li>○ 本市において、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を進めていく上で、認知症への理解を深め、地域で支えるという意識を高めていくことが重要と考えられる。</li> <li>○ このため、「認知症の人とその家族を地域で支える意識」を目標として設定し、各施策を推進していくこととする。</li> <li>※ 平成28年度市民意識調査による実績:43.2%</li> </ul>

#### 3 取組内容

取組	内容
(1) 認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備	<ul> <li>○ 介護従事者等を「認知症アドバイザー」として養成するとともに、アドバイザーが講師となって、地域において認知症の人への理解者・支援者となる「認知症サポーター」の養成等に取り組む。</li> <li>○ 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を各区に設置し、認知症サポート医や認知症地域支援推進員などと連携して安定した医療・介護サービスにつなげるなど、自立生活のサポートを行う。(再掲) また、認知症に至る前の軽度認知障害 (MCI) や認知症の初期段階で把握し、適切な予防策・治療につなげることで、認知機能の改善や進行を遅らせることができるよう、認知症の簡易スクリーニング等、早期把握のための手法の導入について検討する。併せて認知症予防の取組の推進を図る。</li> </ul>

(2) 認知症の容 態に応じない 良質の提供 介護の提供	<ul> <li>○ 認知症の容態の変化に応じて、切れ目なく良質な医療・介護等のサービスが提供されるよう、標準的な流れを示した「認知症ケアパス」を整備し、その充実と普及を図る。(再掲)</li> <li>○ 認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状 (BPSD) や身体合併症に対する急性期治療等を行う認知症疾患医療センターを運営するとともに、認知症サポート医や認知症かかりつけ医 (「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了者)のフォローアップ研修を行うことなどにより、地域の認知症医療体制の充実を図る。(再掲)</li> <li>○ 要介護度の高い認知症の人の増加を見据えるとともに、若年性認知症の特性を踏まえ、認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の認知症対応型サービスを計画的に整備する。</li> <li>○ 歯科医師、薬剤師、看護師及び病院勤務の医療従事者を対象に、認知症の人とその家族を支えるために必要な知識や、医療と介護の連携の重要性等に関する研修を実施し、医療関係者の認知症対応力の向上を図る。(再掲)</li> <li>○ 認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修のほか、認知症対応型サービス事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図る。(再掲)</li> <li>○ また、認知症の人のQOL (生活の質)の維持・向上、ADL (食事や排せつなどの日常生活動作)、IADL (買い物や掃除・金銭管理などの手段的日常生活動作)など生活機能の維持に向けたケア等、認知症ケアに関する質の向上を図るための方策を検討、推進する。</li> </ul>
(3) 若年性認知 症施策の強化	<ul> <li>○ 各区に配置した認知症地域支援推進員により、若年性認知症の人や家族等の相談対応を行うとともに、医療や介護、就労、生活など、若年性認知症の人やその家族等が抱える多様な課題に対する支援を行うため、若年性認知症支援コーディネーターの設置について検討するなど、若年性認知症に関する相談支援体制の充実を図る。</li> <li>○ このほか、市民や職域に対する若年性認知症に関する正しい知識の普及や介護従事者に対する研修の実施等に取り組む。</li> </ul>
(4) 認知症の人 と家族等に対 する生活支 援・地域支援 の充実	○ 認知症高齢者等の見守り活動や認知症カフェのボランティアなど、地域において実際に認知症の人とその家族を支える活動に取り組む市民を増やすためのステップアップ講座等を実施する。 ○ 各区に配置した認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービス、その他生活支援を行う者の間の連携体制づくりを進めるとともに、認知症の人と家族、専門職、地域住民等が気軽に集い、相談・交流などができる認知症カフェの活動の普及・定着を図るなど認知症の人とその家族を支える地域支援体制の構築を図る。 ○ 各区の「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク」による行方不明者情報の共有や徘徊の恐れのある認知症高齢者等の早期発見・保護に努める。なお、「徘徊高齢者等の早期発見・保護に努める。なお、「徘徊高齢者等の早期発見・保護に努める。なお、「徘徊高齢者等の保護を容易にするための方策について検討する。 ○ 認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、成年後見制度の普及促進を図るとともに、一般市民の中から後見等の業務の担い手となり得る人材を育成し、その者が後見業務等を行う際には、その活動を支援する。また、認知症の人をはじめとする高齢者の尊厳を保持するため、養護者及び養介護施設従事者による高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援

等に取り組む。

# 数値目標を設定して取り組む項目

取組	数値目標を設定して取り組む項目 ※設定数値等の詳細は下表参照
認知症に関する正しい知	①認知症サポーター養成数(累計)【再掲】
識の普及と早期診断・早 期対応のための体制整備	②認知症初期集中支援チームの支援により、安定的な医療・ 介護サービスにつながった者の割合【再掲】
	③認知症かかりつけ医フォローアップ研修の受講率【再掲】
認知症の容態に応じた、	④認知症サポート医フォローアップ研修の受講率【再掲】
切れ目のない良質な医療・介護の提供	⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業所数【再掲】
/X	⑥認知症対応型通所介護の事業所数、認知症対応型共同生活 介護の定員数【再掲】
若年性認知症施策の強化	
認知症の人と家族等に対 する生活支援・地域支援 の充実	⑦認知症カフェのか所数

数値目標を設定 して取り組む項目	設定理由	数値目標 (設定の考え方)	目標達成に向けた主な取組
① 認知症サポーター養成数 (累計) 【再掲】	○ 認知症の人が住み慣れた地域で 安心して暮らしていくためには、 多くの地域住民や事業者が、認知 症に対する正しい知識を持って、 認知症やその家族を深く理解して いることが重要であり、こうした 理解をもった地域活動の担い手の 拡大なしに、認知症高齢者等にや さしい地域づくりはできないと考 えるため。	H30 92,000 人 H31 105,500 人 H32 119,000 人 (国の目標数値(2020年度末に1,200 万人(国民の1割))を踏まえ、 本市においても平成32年度末に 市民の1割(119,000人)の養成 を目指すこととし、平成28年度 末現在の本市のサポーター養成数 65,067人から毎年度13,500人ず つ養成する。)	<ul><li>○ 認知症サポーター養成講座の開催</li><li>○ 認知症アドバイザーの養成</li></ul>
②認中ムり医サな割りを受ける。というでは、これをでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	○ 認知症初期集中支援チームは、認知症の人と家族に対する初期段階の支援を包括的かつ集中的に行い、安定的な医療・介護サービスにつなげることで、自立生活をサポートするものであることが必要であるため。	(1) 医療サービスへの引継ぎ H30 60%以上 H31 60%以上 H32 60%以上 (2) 介護サービスへの引継ぎ H30 80%以上 H31 80%以上 H32 80%以上 (チーム介入時に医療・介護サービスが未利用の者について医療・ サービス・介護サービスのそれについて目標を設定することし、平成28年度における全国の認知症初期集中支援チームの支援 実績と同等の割合を目指す。) ※平成28年度全国実績 医療サービスへの引継ぎ 59.2% 介護サービスへの引継ぎ 83.7%	② 認知症初期 集中支援推進 事業

③ 認知症かかり つけ医フォ ローアップ研 修の受講率 【再掲】	<ul> <li>○ 市民に身近なかかりつけ医は、 患者の日常的な健康管理を通じて、認知症の疑いに早期に気付き、 必要に応じて適切な医療機関につなぐなど、認知症の対応力を高めることが求められる。</li> <li>○ このため、フォローアップ研修の 受講により、認知症に関する新たな知見や行政施策に関する情報を習得した認知症かかりつけ医を増やしていくことが重要であるため。</li> </ul>	H30 30%以上 H31 30%以上 H32 30%以上 (概ね3年に1回の受講となるよう 設定する。) ※平成26~28年度の実績値(平均) 18.3%	○ 認知症かか りつけ医フォ ローアップ研 修
④ 認知症サポート医フォローアップ研修の受講率 【再掲】	○ 認知症サポート医は、かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役等の役割を担うほか、認知生物期集中支援推進事業におなどとが期期集中支援推進事するることが求められる。 ○ フォローアップ研研・出版のののではより、認知症の診断見得である。 ○ で受講に、研修の機会を通じでのでいるとともに、研修の機会を通じ深があるとともに、研修の機会を通じ深があるとともに、研修の機会を通じ深があるとともに、研修の機会を通じ深があるとともに、研修の機会を通じ深があるとともに、研修の機会を通じであるため。	H30 30%以上 H31 30%以上 H32 30%以上 (概ね3年に1回の受講となるよう 設定する。) ※平成26~28年度の実績値(平均) 15.8%	○ 認知症サポート医フォローアップ研修
⑤ 定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護 事業所数 【再掲】	○ 高齢者が要介護状態等となっても、では、性み慣れた地域において継続して日常生活を営めにはおいて継続して日常生活を営めにはおいできる着型サービスの充実が必要である。 ○ 特に、単身や中重度の要介護者を24時間、365日の体制で型居宅が必要であると関巡回・随時対応型居宅介護への護・大規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を各サービスは、働きながらの発表をで介護する家族等の介護もを在宅で介護する家族等の介めらも重要であると考えられるため。	(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所 H30 20事業所 H31 23事業所 H32 26事業所 (2) 小規模多機能型居宅介護事業所 H30 43事業所 H31 47事業所 H32 52事業所 (3) 看護小規模多機能型居宅介護事 業所 H30 5事業所 H31 7事業所 H31 7事業所 H32 10事業所	○ 地域密着型 サービス事業 所整備等補助
⑥ 認知症対応型 通所介護の事業所数、認知症対応型共同 生活介護の定 員数 【再掲】	○ 認知症の人は環境変化の影響を受けやすいことから、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援するため、地域密着型サービスの中でも、認知症の人に対して専門的なケアが提供できるサービスの充実が必要であると考えられるため。	<ul> <li>(1) 認知症対応型通所介護事業所 H30 27 事業所 H31 28 事業所 H32 29 事業所</li> <li>(2) 認知症対応型共同生活介護事業所 第7期計画期間中の整備数 261 人分 (各年度における各サービス量の見 込みに基づき事業所数又は定員数 を設定する。)</li> </ul>	○ 地域密着型 サービス事業 所整備等補助 (認知症対応型 通所介護の み)

論

認知症カフェ のか所数 ○ 認知症カフェは、認知症の人と その家族を地域で支える場とし て、今後ますますその役割が重要 となるため。 H30 72か所 H31 82か所 H32 92か所

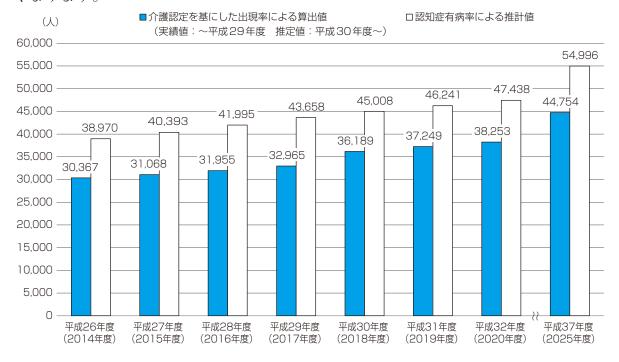
> (2025年度に全142小学校区への整備を目指すこととし、毎年度10か所ずつ増加させる。) ※平成29年9月現在56か所

○ 認知症カ フェ運営事業

○ 認知症地域 支援推進事業

#### ア 本市の認知症高齢者の将来推計(各年度9月末現在)

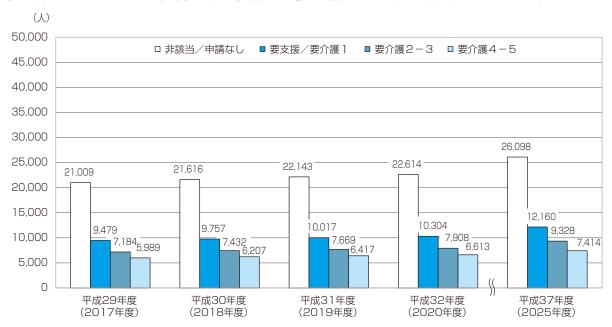
高齢化の進展と75歳以上の高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の数も増加すると見込まれており、国の推計方法と同様に有病率を用いると、その数はさらに大きくなります。



#### 出典:本市作成

#### イ 本市の認知症高齢者の要介護レベル別将来推計

認知症有病率を基にした認知症高齢者数の推計値(アの図)について、要介護レベル別の内訳を推計すると、いずれの区分も増加が見込まれます。特に、初期認知症に該当すると思われる「非該当/申請なし」の構成比が最も高くなっています。

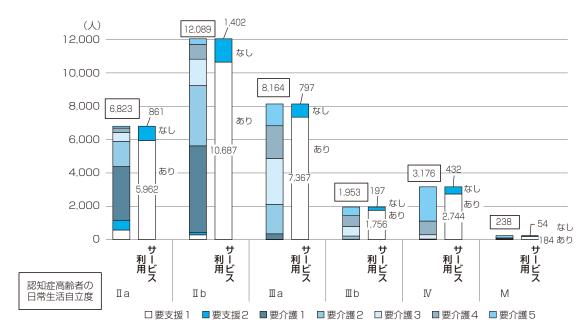


※ 端数処理のため、各年度の合計値と、アの認知症有病率による推計値は一致しません。

出典:本市作成(各年度9月末現在)

#### 要支援・要介護認定を受けている認知症者の介護サービス利用状況

要支援・要介護認定を受けている認知症者 32.443 人のうち、3.743 人(11.5%) がサー ビスを利用しておらず、適切な支援につながっていない可能性があります。

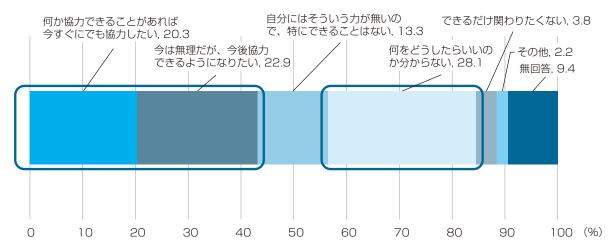


出典:本市作成(平成28年9月末現在)

#### 認知症の人とその家族を地域で支える意識

市民意識調査では、認知症の人が近所にいた場合、「何をどうしたらいいのか分か らない」という人が約30%となっており、引き続き、認知症サポーター養成講座等 による普及・啓発が必要となっています。また、今すぐ又は今後協力したいと考えて いる人が約43%となっていることから、市民が認知症の人とその家族を地域で支え るため、具体的な活動につなげていくことが求められています。

(Q:認知症の方が近所にいた場合、あなた自身はどのように感じ、どう行動したいですか。)



出典:広島市市民意識調査(平成29年3月)より本市作成 ※広島市に在住する18歳以上の者が対象

# 第2章

# 各論

# 施策体系

本計画では、前期で進めてきた地域包括ケアシステムづくりをさらに充実させていく必要があることから、前期と同じく「高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進」、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり」、「援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実」という3つの柱を立て、各種取組を推進していきます。

施策の柱	施策項目	主な取組	横断的 な視点	
高齢者がいきい。 きと暮らしてい くための活動の 促進	重点施策 [	① 健康づくりの促進		
	(1) 健康づくりと介護予防	② フレイル対策の推進	7	
	の促進	③ 介護予防事業(自立支援・重度化予防)等の推進		
	(2) 生きがいづくりの支援	① 外出・交流の促進		
		② 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興		
		③ 市民の高齢者への理解の促進		
	(3) まちの活性化につなが る多様な活動の促進	① 就業などの社会参加の促進		
		② 地域を支える活動の促進		
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしてい	<ul><li>重点施策 I</li><li>(1) 見守り支え合う地域づくりの推進</li></ul>	① 地域における見守り・支え合い活動等の促進		
		② 相談支援体制の充実	自立支	
		③ 生活支援サービスの充実		
		④ 地域共生社会に向けた体制整備		
	(2) 生活環境の充実	① 高齢者向け住まいの確保	援	
	(2) 土冶泉境の元夫	② 福祉のまちづくりの推進	] 重	
	(3) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の普及促進		
		② 高齢者虐待防止の推進		
	(4) 暮らしの安全対策の推 進	① 交通事故防止対策の推進		
		② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進		
		③ 消費者施策の推進		
		④ 防災対策の推進		
援護が必要な 方々が安心して 暮らせるための 施策の充実	重点施策Ⅲ (1) 質の高い介護サービス を安定して提供できる 体制づくりの推進	① 介護サービス基盤の整備	共生型社会の形成	
		② 介護人材の確保・育成	形成	
	(2) 介護保険事業の円滑な 実施と持続可能性の確 保	① 介護給付の適正化の取組の推進		
		② 相談・苦情解決体制の充実		
		③ 低所得者対策等の実施	」と	
	重点施策IV (3) 在宅医療の充実と在宅 医療・介護連携の推進	① 在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成	マ	
		<ul><li>② 在宅医療を支える病診連携、診診連携、多職種連携、 後方支援体制の確保</li></ul>	エリアマネジメント	
		③ 認知症医療・介護連携の強化		
		④ 在宅医療・介護に関する市民啓発	] '	
	重点施策V (4) 認知症施策の推進	① 認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備		
		② 認知症の容態に応じた、切れ目のない良質な医療・介護の提供		
		③ 若年性認知症施策の強化		
		④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援 の充実	2	
		① 被爆者への健康診断等の実施		
	(5) 被爆者への援護	② 被爆者からの相談対応		
		③ 被爆者の日常生活の支援		

# 高齢者がいきいきと暮らし ていくための活動の促進

# 施策項目

- (1) 健康づくりと介護予防の促進
- (2) 生きがいづくりの支援
- (3) **まちの活性化につながる多様な** 活動の促進

#### ≪取り組むべき課題≫

○ 本市では、全国と比べ「平均寿命」は長いが「健康寿命」は短く、また、軽度の要支援・要介護認定率が高いことから、健康づくりと介護予防の促進が課題となっています。特に、75歳以上になると要支援・要介護認定率及び認知症出現率が高くなり、疾病によって受療状態となる人の割合も高くなること、75歳以上であっても要支援・要介護度が比較的軽度な人が多いことを踏まえると、「早い時期からのかつ継続的な」健康づくりと介護予防のための取組が必要です。

- 一方で、元気な高齢者の増加も見込まれることから、元気な高齢者をはじめとしてすべての高齢者が高齢期にいきいきと暮らしていくことができるような環境づくりが必要です。
- さらに、高齢者が増える一方で、担い手となる現役世代の人口が減少し、本市の人口構造は、単純な人数比でみれば、65歳以上人口と20~64歳人口の関係がいわゆる「騎馬戦型」から「肩車型」の構造へと移行しつつあり、2025年以降、65歳以上1人に対する20~64歳の割合が2人未満の状況となる見込みです。一方で、内閣府の調査を見ても、70歳以上あるいは75歳以上を高齢者と考える意見が多く、自分を高齢者と感じていない人も多いという結果が出ているほか、実際、個人差はあるものの、心身ともに健康で、いきいきと活動的な人も多く見られます。
- こうしたことを踏まえると、これまでの「支える」「支えられる」という二分論 にとどまらず、元気な高齢者層に、社会の活力を支える存在として活動していただ くための環境づくりも必要です。

# ≪取組の方向性≫

- 本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21 (第2次)」の目標である「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」を目指すとともに、高齢者の健康状態が、フレイル※(虚弱状態)を経て徐々に要介護状態に至ることを踏まえた対策や、「要介護状態等の維持・改善」を図るための取組など、それぞれの段階に応じた取組により、健康づくりと介護予防を効果的に促進します。
- 高齢者が、高齢期に生きがいを感じながら暮らしていくことができるよう、外出・ 交流の促進など、生きがいづくりの支援に取り組みます。
- 高齢者がこれまでに培った知識と経験を活かして、社会の支え手として活躍する ことができるよう、地域を支える活動の促進など、まちの活性化につながる多様な 活動の促進に取り組みます。
  - ※ 加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの 影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・ 支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像

(出典:「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書 研究代表者 鈴木隆雄(平成28年3月)より)

# 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

# 施策項目(1) 健康づくりと介護予防の促進

- 高齢になっても健康で暮らしていくために、市民が「早い時期からのかつ継続的な」 健康づくりに取り組むことができる環境を整えるとともに、市民の健康に関する意 識向上を図りながら、合わせて生活習慣病の発症予防・重症化予防や感染症予防対 策に取り組みます。
- 高齢期においては、フレイル(虚弱状態)予防の必要性の普及啓発を行うとともに、介護予防に取り組める場の整備を進めます。また、フレイルは、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能であることから、フレイル状態にある高齢者を早期に把握し、適切なサービスや専門職等の支援につなげます。
- 要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、地域で自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメントを実施できるよう、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、適切なサービス利用につなげることにより、効果的に生活機能の改善を図り、自立を支援します。

また、高齢者の健康リスクを把握し、生活習慣病の重症化予防、脳卒中・心不全の再発予防などの取組を検討します。

# 主な取組

# ① 健康づくりの促進

- 一人一人の生活習慣の改善を目指し、日常生活の中で無理なくできる健康ウォーキングの推進や、運動器の健康の保持につながるロコモティブシンドローム予防の重要性、歯の喪失予防、口腔機能の維持・向上の重要性などについて、知識の普及に取り組みます。また、市民が主体的に楽しみながら健康の維持向上に取り組むことができる環境づくりを推進します。
- 高齢になっても健康で暮らしていくためには、青・壮年期からの健康づくりが重要であることから、健康教室の実施などにより生活習慣病予防に関する正しい知識を普及し、生活習慣等の改善を図ります。また、本市が実施する健康診査(元気じゃ健診)やがん検診等の受診率の向上に取り組むなど、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組を推進します。
- 高齢者が感染症にかかると重症化する可能性が高いことから、定期予防接種を実施 するとともに、ホームページからの情報発信を行うなど、感染症予防対策を推進しま す。
- 本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま 21 (第 2 次)」に掲げた各種施策と 調和を保ちながら、高齢者の健康づくりに資する取組を推進するなど、健康づくりの 推進体制を整備します。

○ 高齢者による健康増進・介護予防に資する活動、元気じゃ健診、がん検診、節目年 齢歯科健診等の受診、地域でのボランティア活動の実績に基づき支援する高齢者いき いき活動ポイント事業の実施により、高齢者の健康づくりを促進します。

#### ② フレイル対策の推進

- 高齢期においては、壮年期に重要であった肥満対策に重点を置いた生活習慣病予防対策から、フレイルに着目した対策に徐々に転換する必要があります。フレイルは、身体、精神・心理、社会性といった多面的な要素を持つといわれており、また、オーラルフレイル(滑舌の低下、食べ残し、むせ、噛めない食品が増えるといった口腔機能の衰え)は、低栄養につながり、身体の衰えの入口ともなることが知られています。
- このため、口腔機能の低下、低栄養、運動機能・認知機能の低下、社会参加の減少などフレイル予防の必要性の普及啓発を行うとともに介護予防教室の開催や地域の身近な場所で介護予防に取り組める場(地域介護予防拠点)の整備を進めます。
- フレイルは、適切な介入・支援により生活機能の維持向上が可能であることから、 フレイルに陥った高齢者が健康状態や生活機能に応じた適切な支援を受けることがで きるよう、地域包括支援センターがフレイル状態にある高齢者を早期に把握し、適切 なサービスや専門職等の支援につなげます。

#### ③ 介護予防事業(自立支援・重度化予防)等の推進

- 要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対しては、地域包括支援センター等が的確なアセスメントに基づき、目標指向型のケアプランを作成し、地域で自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメントを実施できるよう、地域ケアマネジメント会議の開催や、リハビリ専門職による介護予防ケアマネジメント支援などの取組により介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中型サービスにより、生活機能の改善可能性の高い要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対し、効果的に機能改善を図り、自立を支援します。
- 各種健(検)診・レセプトデータ等から、高齢者をはじめとする住民の健康リスク を把握し、リスクに応じた対策として、糖尿病性腎症の重症化予防のための保健指導、 治療中断者・未治療者への受診勧奨を行うほか、脳卒中・心不全の再発予防、多剤・ 重複処方の通知等の取組を検討します。

# 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

# 施策項目(2) 生きがいづくりの支援

○ 高齢者が元気でいきいきと生きがいを感じながら暮らしていくことができるよう、 外出・交流の促進や高齢者の自己実現のための活動の振興に取り組むとともに、市 民の高齢者に対する理解の促進に取り組みます。

# 主な取組

#### ① 外出・交流の促進

- 高齢者同士・地域住民とのふれあいや交流の場であるサロンの設置・運営を促進します。また、高齢者が気軽に通える身近な場所に、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を促進するとともに、その運営を支援します。
- 高齢者による地域でのボランティア活動への参加や介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づき支援する高齢者いきいき活動ポイント事業の実施により、高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進します。

なお、直ちに支援の対象から外れる高齢者が出ることのないよう、高齢者公共交通 機関利用助成事業は、当面、継続した上で、高齢者いきいき活動ポイント事業の利用 拡大を進め円滑な移行を図ります。

# ② 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興

- 市社会福祉協議会が行う「シニア大学・シニア大学院」を支援することにより、高齢者の社会参加、生涯学習機会の場の提供等を行います。
- 市文化財団が行う「高齢者作品展」の開催支援や全国健康福祉祭(ねんりんピック) への市代表選手団の派遣支援などを行い、高齢者の日頃の活動成果を発表する機会を 設けます。
- このほか、公民館や区スポーツセンター、老人福祉センター等における広報などで の情報提供及び活動の場の提供を行い、生涯学習、文化・スポーツ活動の振興に取り 組みます。

# ③ 市民の高齢者への理解の促進

- 百歳高齢者への訪問を行うなど、高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表します。
- 市社会福祉協議会が行う青少年や企業を対象とした福祉教育・福祉体験講座の開催 を支援するなど市民の高齢者への理解を促進します。

# 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

#### 施策項目(3) まちの活性化につながる多様な活動の促進

○ 少子高齢化の進展により担い手となる人口が大幅に減少し、人口構造がいわゆる「騎馬戦型」から「肩車型」へと変化することが想定される中、高齢者の中には地域活動への参加意欲を示したり、就業などの多様な社会参加への意欲を持つ方々が数多く存在しています。こうした高齢者のニーズや意識にも着目し、高齢者がこれまで培った知識や経験を活かすための社会参加の受け皿となる多様な活動を促進することにより、まちの活性化につなげていきます。

# 主な取組

#### ① 就業などの社会参加の促進

- 市シルバー人材センターにおける新規事業の展開や就業機会の開拓・提供等を支援 するとともに、定年退職等を機に新規就農を希望する者や農家出身で帰農を希望する 者を対象に栽培技術・出荷研修を行うなど、希望する勤務形態や働きたい職場環境な どの多様なニーズに応じた就業を促進します。
- 高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、いきいきと活躍できるよう、市 社会福祉協議会が市総合福祉センター内に設置した「シニア応援センター」において、 相談者の希望に応じて、職業紹介をはじめ、シルバー人材センターの入会案内、ボラ ンティアの登録などを行い、高齢者に社会参加・社会貢献の機会を提供します。
  - このほか、各区に設置した就労支援窓口においてハローワークと一体的となった就 労支援を実施するなど、就労への支援体制の充実などに取り組みます。
- 働く意欲のある人々が集い、みんなで出資して経営に参画し、人と地域に役立つ仕事に取り組む労働形態である「協同労働」により、高齢者の働く場や生きがいの創出を図ります。
- 介護の仕事の魅力や社会的意義についての理解を深めるなど介護職を目指す人を増 やすことに取り組む中で、退職した世代など幅広い層に介護の担い手を広げるよう努 めます。

#### ② 地域を支える活動の促進

- 様々な地域団体等が行っている見守り活動を活かし、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、地域全体で高齢者を支え合う仕組みを構築する「高齢者地域支え合い事業」の取組か所数を増やします。
- 町内会・自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、女性会、NPO法人等が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るため、運営の支援を行います。
- 町内会・自治会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続的に行う地域コミュニティ の活性化に資する取組を支援します。
- 高齢者の社会参加を的確かつ効果的に促進するとともに、地域団体の活動の活性化 や充実につながるよう、高齢者による地域でのボランティア活動等の実績に基づき支 援する高齢者いきいき活動ポイント事業を実施します。
- 地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスを共助の取組により提供できるよう、地域活動の取組を支援する生活支援コーディネーターを配置します。
  - また、生活支援コーディネーターは、地域活動への参加意欲のある高齢者等を対象とした、生活支援・介護予防サービスの担い手養成講座を開催するとともに、担い手が活動する場を提供し、地域活動を促進します。
- 各種情報の発信や各種講座の開催を通じて地域を支える活動を担う人材育成などを 行います。
- 町内会・自治会や老人クラブなどにおいて、高齢者が自主的・自発的な市民活動に 取り組めるよう、賠償事故、傷害事故を対象とする市民活動保険制度を実施し、その 活動を支援します。

#### 【事例1】地域における多様な主体の協働による健康づくりの拠点 ~亀崎地区社会福祉協議会(安佐北区亀崎地区)~

#### 取組の概要

亀崎地区社会福祉協議会が主 催者となり、地域の高齢者を対 象に健康づくりを目的として、 一般財団法人ミカサスポーツ振 興会との共催で運動教室型のサ ロンを毎月2回開催している。

住民の健康づくりを行う場所 不足に対して、フジグラン高陽 が場所を提供しており、70人 ~100人/回の参加者がある。 活動終了後は、商業施設で買物 ができるなど、参加しやすい拠 点となっている。

サロン開催時には、地域住民に対する出張相談を高陽・亀崎・落合地区包括支援センターが行うなど、住民のくらしの不安解消も図っている。



『MIKASA ふれあい 運動教室』

#### 特色

住民による利用計画の提案や 民間企業との連携によって作り 上げられた、住民主体型の健康 づくりの拠点である。

活動の過程で、健康づくりを 行う場所不足の解消、地域経済 の活性化など、分野を超えて地 域の課題解決が図られている。

#### 参加者(利用者)の声

- 運動教室では、たまご型ボールを使うので、体を動かしやすく、楽しみながらできる。ずっと続けたい。
- ・バランス能力測定を無料で実施でき、毎回数値を記録することで、自分の体調を把握することにも役立っている。

#### 【事例2】世代を超えてつながる地域の拠点(ら・ふぃっと HOUSE) ~ら・ふぃっと HOUSE 運営委員会(佐伯区美鈴が丘地区)~

#### 取組の概要

「年を重ねても楽しく暮らしていける団地」を目指す地域住民と「介護や福祉という枠を超えて、人と人がつながる地域づくり」を目指す団地内のNPO法人の思いが一致し、協働で地域住民をつなぐ拠点が設置・運営されている。

認知症予防等に向けた「わいわい健康麻雀」や、いきいき百歳体操等、高齢者の活動の場となる「プラチナさろん輝」、子育て世代の交流の場となる「おやこ de カフェ」など、1か月に約300人の利用があり、住民同士のつながりを通じて介護予防・高齢者の生活支援にもつながっている。



『わいわい健康麻雀』

※ 「賭けない・飲・飲・飲・飲・吸わない・飲・吸わない」回れる。
一、「大力」の活性化の活性化のは、
一、「大力」のは、
では、
では、
が参加している。

#### 特色

団地内の元スーパーを活用して世代を超えて誰もが気軽に立ち寄れるコミュニティスペースとして開設されており、参加者の状況や性別、年代に応じた様々な切り口で多くのプログラムが実施されている。(以前は団地内の空き家を活用)

#### 参加者(利用者)の声

- ・家に一人でいるより、ここへ 来て健康麻雀をする方が、い ろいろな人と話ができて楽し い。毎週楽しみにしている。
- ・知り合った人と団地内でばっ たり会った際に、立ち話をす る間柄になった。

#### 【事例3】健康で楽しい暮らしに向けた地域の居場所づくり(矢野の家) 〜矢野地区住民(安芸区矢野地区)〜

#### 取組の概要

地域住民の発案で、高齢者を はじめ、年齢に関わらず誰でも 利用可能で、健康で楽しい暮ら しを目指す地域の居場所として 設置・運営されている。

空き家と敷地内の畑を活用し、 子育て、健康づくり、季節行事など 様々な活動を通じて住民同士の 交流などを行うとともに、地域包 括支援センターと連携して介護 予防拠点としても活動、週1回、い きいき百歳体操※を実施し、現在 は参加者の増加により、回数を2 回(約15名/1回)に分けている。

さらに、いろいろなテーマで 専門職を交えた勉強会「お話会」 を開催し、健康な暮らしに向け たサポートを行っている。



『いきいき百歳体操』

※ おもりを使った筋 力向上のための体操 で、介護予防効果が 実証されている。

#### 特色

子どもから高齢者まで誰もが 通える場所であり、多世代交流 の場にもなっている。平成29 年12月からは、"食"を通じた 居場所づくり「やの地域・こど も食堂」を始め、担い手となる ボランティアの高齢者にとって も生きがいとなっている。

#### 参加者(利用者)の声

友達に誘われて参加した健康体操で声をかけてもらい、こども食堂の手伝いをしている。自分が88歳になってボランティアができるとは思わなかった。家族からも応援してもらっており、とても嬉しい。

#### 【事例4】地域課題に対応したサロン運営(ふれあいセンター絆カフェ) ~毘沙門台学区社会福祉協議会(安佐南区毘沙門台地区)~

#### 取組の概要

健康体操教室や認知症予防講座のほか、一人暮らし高齢者の増加に伴い、一人だけの食事の用意が出来ないため、朝食抜きの生活をしている人などがいるという実態を受け、住民と学区社会福祉協議会が協働で、朝食セットを提供するサロンを運営している。

毎週土曜に10人程度の参加者で開催しており、朝食をとりながら参加者と会話できる場を提供することで、高齢者の外出機会の増加、引きこもり防止、健康維持に貢献している。

回数の増加に向けてスタッフ の確保を検討するなど、さらな る充実に向けて取り組んでいる。



『土曜モーニングカフェ』

#### 特色

一人暮らし高齢者や子育て世帯の支援など、地域が抱える課題解決への活用のために設置された「ふれあいセンター絆」において実施されている。

健康づくりのみならず、孤食 対策も想定するなど、複合課題 へ対応した取組となっている。

#### 参加者(利用者)の声

- ・楽しく会話しながら、栄養バランスのとれた食事が頂ける。
- ・一人暮らしなので、コミュニケーションの場となっており、ありがたい。
- ・友達の家に行かなくてもモーニングカフェで会えるので、毎回楽しみにしている。

高齢者が住み慣れた地域で 安心して暮らしていくため の環境づくり

# 施策項目

- (1) 見守り支え合う地域づくりの推進
- (2) 生活環境の充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 暮らしの安全対策の推進

#### ≪取り組むべき課題≫

○ 高齢者の多くが家族の介護や介護サービスを利用しながら在宅で暮らしたいと思っている一方で、町内会・自治会加入率の低下に見られるように、地域での近所付き合いや繋がりは希薄化しており、また、家族形態の変化により地域での孤立感を感じやすいひとり暮らし高齢者や高齢者のみで構成される世帯が増加していることを踏まえると、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりが必要です。

- 高齢化の進展とともに、要支援・要介護認定者が増加する中、多様化するニーズ に対応できるよう、高齢者の生活環境の充実を図ることが必要です。
- 認知症など支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が尊厳を保ち、 地域で安心して暮らしていけるような環境づくりが必要です。
- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、事故、犯罪、 消費者被害及び災害の被害などから、高齢者の生命や財産を守る取組を推進してい くことが必要です。

# ≪取組の方向性≫

- 見守り支え合うことができる地域づくりにおいては、共助の精神により、地域住民や地域団体など多様な主体の参加や活動を促進するとともに、行政や地域包括支援センター、市・区社会福祉協議会、さらには、民間企業・NPO・ボランティア・社会福祉法人・教育機関などの様々な地域における団体が、それぞれの立場から、地域の実情に応じて適切な支援体制を整えることが重要です。こうした、様々な資源を活用し、地域における見守り・支え合い活動等の促進や生活支援サービスの充実など、見守り・支え合う地域づくりの推進に取り組みます。
- 本市の高齢者等向けの住まいの現状や動向等を踏まえつつ、高齢者のニーズの多様化に対応できるよう、支援が必要な高齢者の住まいの確保など、生活環境の充実に取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳をもって暮らせるよう、成年後見制度の 普及など高齢者の権利擁護の推進に取り組みます。
- 高齢者の生命や財産を守るため、交通事故防止対策など、暮らしの安全対策の推進に取り組みます。

# 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

#### 施策項目(1) 見守り支え合う地域づくりの推進

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者を支える地域団体の活動のさらなる活性化と、地域活動への参加意欲を持つ住民が高齢者に対する支援活動の担い手となることができるような環境づくりに向けて、地域における見守り・支え合い活動等の促進、相談支援体制の充実を図ります。
- 地域団体やボランティア等の多様な主体による多様な生活支援サービスの提供や、公的制度のみならず民間制度も積極的に活用するとともに、生活支援コーディネーターを配置して地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の育成等を行うことなどにより、生活支援サービスの充実を図ります。
- 複合的な課題を抱える個人・世帯や今後見込まれる人口減少などといった社会状況に対応するため、関連する計画との整合をとり、地域共生社会※に向けた体制整備を行うなど、適切な支援体制の構築を図ります。
  - ※ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会

# 主な取組

# ① 地域における見守り・支え合い活動等の促進

- 地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワークを構築する「高齢者地域支え合い事業」の取組か所数を増やし、見守り活動を基本に高齢者の活動・交流の場づくり、生活支援サービスへの繋ぎなど、ともに支え合う地域づくりを推進します。
- 民生委員・児童委員の相談・援助活動や地区社会福祉協議会が行う「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、「ふれあい・いきいきサロン設置事業」、「地区ボランティアバンク活動推進事業」、単位老人クラブが実施する「友愛訪問」など、高齢者を見守る地域活動を促進します。
- 災害時に自力での避難が困難である高齢者等の避難行動要支援者について、地域で 避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた 避難支援に係る取組を支援します。

#### ② 相談支援体制の充実

- 高齢者人口の増加などに対応するため、地域包括支援センターの体制の充実を図るとともに、各区に設置した区地域包括ケア推進センターが地域包括支援センターの業務の調整支援を行うなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するとともに、地域包括 支援センターの活動状況の評価等を通じて、業務の質の向上を図るため、市及び各区 の地域包括支援センター運営協議会における審議内容を充実します。また、地域包括 支援センター職員に対する研修等の充実を図ります。
- 2025 年を見据えた地域包括ケアシステムづくりを推進していく上では、地域包括 支援センターの業務の更なる質の向上が欠かせないことから、地域包括支援センター の相談支援体制の充実とともに、業務の継続性や地域との繋がりを維持するための方 策を講ずるなど、センターの安定的な運営にも留意しつつ、新規参入の機会確保によ る受託法人選定の公平性の担保に向けて、本市の地域包括支援センター委託先法人の 選定に公募制を導入します。
- 日常生活圏域における在宅医療・介護連携や認知症の地域支援体制づくりを推進するとともに、担当する日常生活圏域における高齢者や地域資源の実態把握と地域診断を進め、地域ケア会議等を通じて、地域課題を地域団体やNPO、ボランティア等と協働して解決する地域づくりを推進します。
- 区役所厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口において、高齢者やその家族からの相談に対応するとともに、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業者などの関係機関等との連絡調整を行います。
- 在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢者等を在宅で介護する家族等に対して、介護に関する相談に応じたり、介護の方法等の助言を行う取組を支援します。
- 民生委員・児童委員の相談・援助活動や区社会福祉協議会が行う総合相談員による 相談など、高齢者に対する相談活動等を支援します。

#### ③ 生活支援サービスの充実

- 高齢者の多様なニーズに対応した生活支援を提供できるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」において、地域団体やNPO、ボランティア団体等の多様な主体が生活支援を提供する「住民主体型生活支援訪問サービス」や生活援助員等が掃除、洗濯などの生活援助を提供する「生活援助特化型訪問サービス」の充実に取り組みます。
- 地域の資源開発、生活支援・介護予防サービスを担う提供主体(地縁組織、地区社会福祉協議会、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等)のネットワーク化及び地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを市及び区社会福祉協議会に配置し、地域における福祉活動への住民参加の援助を行ってきた社会福祉協議会を活用し、共助を基本とした多様な生活支援・介護予防サービスが利用できる支え合いの地域づくりを推進します。併せて、行政機関、生活支援コーディネーター、生活支援・介護予防サービスを担う提供主体等が参画する協議体を市域及び区域に設置し、定期的な情報共有及び連携強化を図り、地域資源開発等を推進することにより、多様な提供主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に取り組みます。
- あんしん電話(緊急通報装置)や見守り配食サービス(食事提供・安否確認)等の 在宅の生活支援サービスについて、民間制度の活用も含め、効果的、効率的な実施を 検討します。
- 在宅で高齢者を介護する家族等に対して、家族介護教室の開催や在宅介護用品の支 給などを行い、介護者の負担軽減を図ります。

#### ④ 地域共生社会に向けた体制整備

- 高齢者、障害者、子どもなど、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、 高め合うことができる「地域共生社会」を実現していくため、介護保険サービス等の 専門職による支援体制を強化するとともに、市社会福祉協議会と連携し、地域団体・ ボランティアグループ等による地域福祉活動の充実を図ります。また、地域の実情に 応じて、介護保険サービス等の専門職による支援と、地域団体・ボランティアグルー プ等による地域福祉活動が連携できる仕組みについて検討します。
- 「地域共生社会」の実現に向けて、広島市地域福祉計画の改定、広島市くらしサポートセンターによる伴走型支援の充実、保健師の地区担当制の強化などにより、高齢者、 障害者、子ども等を地域において包括的に支援する体制を整備します。

# 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

#### 施策項目(2) 生活環境の充実

- 本市の高齢者等向けの住まいの現状や動向、高齢者向け住宅の確保や立地誘導に係る関係計画の策定状況を踏まえ、介護保険施設等の整備促進、高齢者向け住まいに関する適切な情報提供と相談支援に取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう、公共施設や公共交通のバリアフリー化など、ソフト・ハードの両面からの福祉のまちづくりを推進します。

# 主な取組

#### ① 高齢者向け住まいの確保

- 「広島市市営住宅マネジメント計画」など関連計画・施策との整合を図りながら、 高齢者に配慮した住まいの整備供給を促進します。
  - また、民間賃貸住宅を活用した高齢者等の住宅確保要配慮者向け住宅の登録促進に取り組みます。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの適正な運営を確保するととも に、特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)について、必要な定員数の確保に努めるほか、住宅のバリアフリー化の支援を行います。
- 将来の介護ニーズを考慮しつつ、高齢者自らのライフスタイルや収入の状況などに合わせた住まいを幅広く選択することが可能となるよう、高齢者の住まい等に関するサービスの内容や空き状況等の情報について、関係機関等と連携しながら、きめ細かに情報提供・相談対応ができる体制を充実していく方策を検討します。
- 養護老人ホームや特別養護老人ホームは、老朽化が進んでいる施設が多いことから、 入所者の安全の確保や居住環境の改善を図ります。

#### ② 福祉のまちづくりの推進

- 多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー設備の整備状況について の情報を記載した「広島市バリアフリーマップ」の提供や、高齢者等の車の乗降等に 配慮を要する人が安心して駐車できるようにするための「広島県思いやり駐車場利用 証交付制度」の普及等など、福祉のまちづくりをソフト面から推進します。
- 本市の施設について、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づいてバリアフリー 化を推進するとともに、民間建築物についても「高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律(バリアフリー法)」などの関係法令に基づく指導等によりバリ アフリー化を促進します。
- 公共交通について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、国が定めた公共交通のバリアフリー化の整備目標に向けて、交通施設のバリアフリー化や、低床低公害バス及び低床路面電車の導入など、バリアフリー化を促進します。
- 高齢者の生活交通の維持・確保を図るため、必要なバス路線の運行経費の一部を補助するとともに、地域が主体となって乗合タクシー等を導入する取組に対して、助言や補助などの支援を行います。

# 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

#### 施策項目(3) 権利擁護の推進

○ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、日常生活での契約や財産管理を支援する成年後見制度の普及促進、後見等の業務を適正に行うことのできる担い手の育成に取り組みます。また、高齢者の尊厳を保持するため、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援等に取り組みます。

# 主な取組

#### ① 成年後見制度の普及促進

- 身寄りがなく判断能力が十分でないため財産管理等ができない高齢者に代わって、 本市が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。また、後見人等への報 酬を支払う資力が無い被後見人等に報酬相当の費用を助成します。
- 一般市民の中から成年後見業務を担う人材を養成するとともに、養成後は、市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業「かけはし」や法人後見事業「こうけん」などの仕組みを活用して、習得した知識の維持・向上を図り、将来の市民後見人としての活動につなげます。

また、市民後見人に対する専門家等によるサポート体制を整え、市民後見人に対する助言等を行います。

# ② 高齢者虐待防止の推進

- 区役所厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを 形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を行います。
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届出に対応し、事実確認調査や虐待の再発防止のための指導等を行うとともに、養介護施設の監査や実地指導の際に、身体拘束や苦情処理の状況、職員研修の実施状況等の高齢者虐待に関連した事項について重点的にチェックします。
- このほか、虐待を受けた高齢者を緊急に一時保護する居室の確保や虐待対応職員の 研修の充実など、高齢者虐待の防止に向けた取組を推進します。

# 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

#### 施策項目(4) 暮らしの安全対策の推進

○ 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができるよう、高齢者が歩行者としても運転者としても交通事故に遭遇しないような環境の整備を推進するとともに、高齢者が犯罪や消費者被害に巻き込まれることのないまちづくりに取り組みます。

また、人の生命や身体、財産に被害を及ぼす災害は、いつ発生するか分からない ことから、こうした災害に備え、日頃から、地域の防災力を高めるとともに、災害 時の被害を最小限に抑えることができる体制整備に取り組み、災害に強く安心して 生活できるまちづくりを進めます。

# 主な取組

#### ① 交通事故防止対策の推進

- 老人クラブ等を対象とした参加・体験型の交通安全教室の開催などにより、交通安全意識の高揚を図るとともに、市中心部等における歩道の段差解消など歩行者空間のバリアフリー化を推進することなどにより、高齢者が歩行者として交通事故に遭遇しないための交通環境の充実に取り組みます。
- 高齢者運転者標識(高齢者マーク)の普及促進、交通事故が多発している交差点の 改善などの交通安全施設の整備、見やすく分かりやすい道路標識の設置などに取り組 み、高齢者が運転者として交通事故を起こさないための環境の整備を進めます。
- このほか、本市の交通安全に関する計画である「広島市交通安全計画」に掲げた各種施策を推進し、高齢者のための交通事故防止対策に努めます。

# ② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

- 高齢者が犯罪被害に遭わないために、高齢者をねらった特殊詐欺などの犯罪情報の 提供、防犯講習会や出前講座の実施、防犯対策及び防犯活動に関する相談体制の充実 など、分かりやすい防犯意識の啓発や相談体制の充実を図ります。
- 街路灯の整備や「一家一事業所一点灯運動」の推進など、犯罪が起こりにくい安全 な環境づくりに取り組みます。
- このほか、本市の安全なまちづくりの推進に関する計画である「広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画」に掲げた各種施策を推進し、高齢者が犯罪に遭わない安全なまちづくりに取り組みます。

#### ③ 消費者施策の推進

- 消費者被害に関する相談に対し、消費生活センターにおいて助言や相談者と事業者 の間に入り交渉を行うあっせんを実施するなどの対応を行うとともに、必要に応じて 関係機関と連携して消費者被害の適切かつ早期の解決に努めます。
- 高齢者をねらった悪質商法などの消費者トラブルの情報提供、消費生活に関する 出前講座の実施などにより、消費者被害の未然・拡大防止に取り組みます。
- 高齢者等の消費者被害の未然防止・早期発見による拡大防止を図るため、地域包括 支援センター職員等を対象とした講習会、一般市民を対象とした消費生活サポーター 養成講座、地域に密着した民間団体を対象とした講座を実施し、高齢者等を地域ぐる みで見守る人材育成と見守り体制を作ります。
- 高齢者に消費生活相談の窓口が消費生活センターであることや所在地、電話番号、 消費者トラブルの実例を記載したチラシを提供し、消費生活センターを周知すること で、消費生活センターへの早期相談を促し、高齢者の消費者被害防止を目指します。
- このほか、本市の消費者施策に関する計画である「第2次広島市消費生活基本計画」 に掲げた各種施策を推進し、高齢者の消費生活の安定と向上を図ります。

#### 4 防災対策の推進

- 高齢者を火災の被害から守るため、火災予防運動や出前講座、高齢者世帯への住宅 防火訪問の実施などにより、火災予防に関する意識啓発などを行います。
- 広島市防災行政無線や広島市防災情報メール配信システム、携帯電話事業者が提供 する緊急速報メールなどを活用した情報伝達体制の充実を図ります。
- 災害時に自力での避難が困難である高齢者等の避難行動要支援者について、地域で 避難支援に携わる自主防災組織や町内会・自治会などと連携し、地域の実情に応じた 避難支援に係る取組を支援します。(再掲)
- 社会福祉施設等との福祉避難所の設置協定の締結を推進します。
- 「広島市地域防災計画」に掲げる各種施策の実施により、防災・減災の取組を推進 します。

#### 【事例5】地域における高齢者の生活支援活動 ~福田観音原福寿会 (東区福田地区)~

#### 取組の概要

介護保険の住民主体型生活支援訪問サービスの創設を機に、同会が老人クラブとして行ってきた友愛活動(高齢者の見守り、生活支援等)の実績を踏まえ、高齢者同士の支え合い・助け合いの取組をより一層進める形で、同サービスに取り組んでいる。

サービスの内容は、ゴミ出しなどの生活援助や、サロン等への送迎(無償)、草むしり、家屋の簡易な修理などの生活支援に加え、団体独自で提供するサービスとして、墓掃除などにも対応している。

利用料は当面無料とし、実費のみを徴収している。



『生活支援のサービス』

※ 自宅から同会の交イ 流サロンまでとっている様子。サロンの送迎をしている 参加の際、この高齢 を頼りにする高齢者 も多い。

#### 特色

老人クラブの友愛活動をベースに新たに生活支援サービスを 導入し、高齢者が身近に抱える さまざまな困り事に対応できる よう、提供するサービスを充実 させている。東区に留まらず、 広く他の老人クラブに向けて情 報発信もしている。

#### 参加者(利用者)の声

- ・昔からの顔なじみなので、サロンへの送迎を安心してお願いできる。
- ・庭木の剪定等を行ってもらえ るのは、大変助かるし、あり がたい。

# 【事例6】安心、安全、住みよい街づくりに向けた取組 ~ A.CITY 自治会 (安佐南区大塚西)~

#### 取組の概要

マンション群の街であり、事故や災害等から住民を守るためには、マンション管理組合のみに頼らず、住民同士のネットワークが重要と考えた住民が自ら設立した自治会で、「安心、安全、住みよい街づくり」を目指し、「防犯、防災、美化」を主軸に活動を行っている。

普段は、老人会や民生委員等と連携した高齢者の見守り支援、住民による防犯パトロール、環境美化、多世代の住民交流の機会づくりなどさまざまな活動を行いつつ、地震など自然災害時の対応についても検討を進めている。



#### 『高齢者の支援』

#### 特色

災害発生時、自助(自主防災) や共助(住民同士の助け合い) が不可欠との認識から、「自助」 が出来るようマニュアル作成な どに取り組むとともに、「共助」 が出来るようイベントを通じた 住民同士の良好な関係づくりに 取り組んでいる。

#### 参加者(利用者)の声

- ・イベントや交流会に参加し たのがきっかけで、普段か ら付き合いができる友人が 増えた。
- ・防災マニュアルを読んだり、 消防訓練、避難訓練に参加す ることで少しずつ防災意識も 高まり、不安も解消した。

#### 【事例7】高齢者の在宅自立生活を身近で支える取組 ~特定非営利活動法人「マル愛」(安佐北区井原地区)~

#### 取組の概要

中山間地域における深刻な高齢化に伴い増加する生活支援等のニーズに対応するため、地元の特定非営利活動法人が、JR井原市駅近くの1戸建ての空き家を借りて拠点とし、高齢者の生活支援の活動(草刈、畑仕事等)や健康づくりの活動(料理教室)を行っている。

100人を超える会員制の組織で、支援を求める方も支援に携わる方も会員として互いに支え合っている。

作業料金や年会費、寄付などの収入により運営し、高齢者の 在宅自立生活を身近で支える取 組として、年々、支援件数等も 増加している。



#### 『料理教室』

#### 特色

放課後や長期休暇中の児童の 居場所となっている併設の「ふ くろう塾」との交流及び障害者 支援を行っている特定非営利活 動法人「ひねもすようこそ」と の連携も行うなど、共生型社会 を見据えた地域づくりの取組と なっている。

#### 参加者(利用者)の声

- ・高齢で、先祖から預かった 田んぼの草刈ができず悩ん でいたが、作業してもらい 感謝している。
- ・子供達との絵手紙通信(えがお便※)はとても癒される。
- ※井原地区社協が取り組んでいる往復 はがきによる安否確認。独居の会員 が利用している。ふくろう塾の小学 生にも協力していただく楽しい手紙 による情報交換だより。

#### 【事例8】災害時・平常時に対応した見守り活動(畑賀あんしんネットワーク事業) 〜畑賀地区社会福祉協議会(安芸区畑賀地区)〜

#### 取組の概要

地区社会福祉協議会と地域包括支援センターが事務局となり、地域団体、医療機関など様々な組織の連携の下で、地域の見守り、つながりの再構築活動に取り組み、高齢者・障害者で、災害発生時に避難等の支援が必要な人や日頃の見守りが必要な人に登録をしてもらっている。

協力員等による毎月1回以上の見守りに加え、年1回、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の職員らが訪問し、日常生活の状況確認などを行うことで、地域住民の安心につながっている。

また、災害時には、要支援者に対する迅速な情報伝達や、避難支援を行うこととしている。



『あんしんネットワーク 活動会議』

※ The state of t

#### 特色

発足当初は、災害時における 要援護者の避難体制を確立する ものであったが、平常時からの つながりが重要と気付き、活動 を拡大して見守りを加えた。現 在は、掃除・ゴミ出し等の生活 支援事業もスタートし、支え合 い活動の充実が図られている。

#### 参加者(利用者)の声

- ・専門職の人に訪問してもらえ るので、介護保険制度や日常 的な介護などについても聞く ことができ安心している。
- ・支援協力員や地域福祉委員 など、さまざまな人が声を 掛けてくれるので寂しくな いし、うれしい。

## 施策の柱3

援護が必要な方々が安心 して暮らせるための施策 の充実



- (1) 質の高い介護サービスを安定して 提供できる体制づくりの推進
- (2) 介護保険事業の円滑な実施と持続 可能性の確保
- (3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護 連携の推進
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 被爆者への援護

#### ≪取り組むべき課題≫

○ 要介護認定者等の一層の増加が予想される中で、住み慣れた地域での自立した生活を支援することを基本として介護サービス量を的確に見込み、必要な介護サービス基盤の整備を推進していくことが必要です。また、介護サービス基盤の整備を進める上では、今後ますます介護人材が不足していく状況を踏まえ、必要な人材の確保に向けて取り組んでいくことが重要です。

- 今後の介護保険サービスの増加を見据えれば、「介護を社会全体で支え合う」という介護保険制度の趣旨に則って、市民・事業者・行政が連携してそれぞれの立場でサービスの利用、提供の適正化に努め、介護保険事業の円滑な実施に取り組むなど、介護保険制度の持続可能性を確保するための努力が必要です。
- 多くの市民が「人生の最期を自宅で迎えたい」と望む中、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で療養し、自分らしく人生の終末期を過ごすことができるよう、在宅医療・介護の環境整備を行う必要があります。
- 高齢化の進展と75歳以上の高齢者人口の増加とともに、本市の認知症の人の数も増え続けることが見込まれることから、認知症の人やその家族の視点を重視しつつ、認知症医療・介護サービスはもとより、地域全体で認知症の人とその家族を支える体制の充実を図ることにより、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくことが重要です。
- 高齢化が進む被爆者の中にはひとり暮らしや寝たきりなどで日常生活に介護を必要とする方が増加していることから、被爆者に対する総合的な援護策の実施に取り組むことが必要です。

Ŧ

#### ≪取組の方向性≫

○ 今後、75歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者等の増加が予想されるため、 介護サービスの中でも、特に単身や中重度の要介護認定者に対応できる地域密着型 サービスを中心に介護サービス基盤の整備を促進します。

- 在宅生活が困難な場合には、介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) や他の施設・居住系サービスを含め、要介護者等の心身状態や生活状況等に応じた多様な生活の場の整備を推進します。
- 介護サービス基盤の整備に当たっては、サービスの提供体制に応じた介護人材の 確保・育成についても一体のものとして考え、新たな人材の掘り起こしや介護職の リーダーとなる人材の育成など、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制 づくりを推進します。
- 介護保険事業の円滑な実施を図ることができるよう、介護サービス事業者の指導 監督や介護給付の適正化等に取り組みます。
- 本市における在宅医療の実態や課題を踏まえつつ、急性期から回復期などの入院医療から在宅へのスムーズな移行と、在宅における日常の療養支援はもとより、急変時の対応や看取りにも対応できる医療・介護関係者の連携体制を構築していきます。
- 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)等も踏まえ、認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備や、地域全体で認知症の人とその家族を支える体制づくりを進めるなど、認知症施策を総合的かつ体系的に推進します。
- 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、高齢化が進む被爆者に 対する保健・医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を実施するとともに、「広島 市原子爆弾被爆者援護要綱」に基づく健康診断等の実施など、被爆者への援護に取 り組みます。

## 施策の柱る

#### 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

#### 施策項目(1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

○ 介護サービスの中でも、特に単身や中重度の要介護認定者に対応できるサービス の提供体制の充実や、今後、大幅な不足が見込まれる介護人材の確保と質の高い人 材の育成など、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進めます。

#### 主な取組

#### ① 介護サービス基盤の整備

- 介護サービス基盤のうち、住み慣れた地域での生活を支えるために重要な役割を果たす地域密着型サービスについては、サービスによっては未提供の日常生活圏域があること、2025年に向けて75歳以上の高齢者や認知症の人の数が大幅に増加すること、若年性認知症の特性などを踏まえ、介護サービスの利用ニーズや医療と介護の連携を念頭に置いて提供体制の確保・充実に取り組みます。
- とりわけ、中重度の要介護者の在宅生活を24時間体制で支えるサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、「通い」を中心に要介護者等の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供する小規模多機能型居宅介護は、利用者のQOL(生活の質)を高めるとともに、介護者の精神的・肉体的負担を軽減し、在宅介護の限界点を高めることにつながるサービスであることから、引き続き全市的なサービス提供体制の確保と更なる充実を図ります。
- 医療機関から移行した在宅療養者の医療的ケアなども想定し、看護小規模多機能型 居宅介護の 2025 年における全市的な提供体制の確保に向けて取り組みます。
- こうした地域密着型サービスの提供体制の充実に当たっては、これまでの事業所の 開設状況を考慮の上で、必要なサービス量の見込みや介護サービス事業者の参入意向 等を踏まえるとともに、地域の介護サービスの利用状況等に係る情報の提供を図りな がらサービス基盤の整備を促進します。また、事業者の参入に当たっては、看取り介 護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組みます。
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所申込状況から、他の居住系サービス等の整備状況や受入状況などを踏まえつつ、施設への入所の必要性が高い要介護者の受入れができるよう基盤整備を行います。また、整備運営事業者の選定に当たっては、看取り介護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組みます。
- 障害福祉サービスを受けていた人が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるよう、事業所が共生型サービスの指定を受けることに取り組みます。

○ 適切なケアマネジメントは、利用者が真に必要とするサービスを確保するとともに、 介護給付の適正化にもつながることから、その状態に適合していないサービス提供の 改善に資するケアプランの点検やケアマネジャー(介護支援専門員)に対する研修等 を引き続き行います。

#### ② 介護人材の確保・育成

- 将来にわたって安定的に介護を担う人材を確保するため、国・地方公共団体・介護サービス事業者の役割を踏まえ、国が行う賃金面での処遇改善のほか、「保育・介護人材応援プロジェクト会議」において実施する福利厚生面での処遇改善、職場環境の改善、介護分野で働く意欲を持った人材と事業者双方のニーズを踏まえたマッチング機会の創出など、就労・定着につながる環境整備を進めるとともに、介護サービスの質を高める介護人材の資質の向上や介護職のリーダーとなる優れた人材の育成に取り組みます。
- 介護機器の導入は、身体的な負担の軽減により介護人材の定着及び人手不足の解消 につながるものであるため、今後、介護サービス事業者がこうした機器の導入を推進 する方策について、国・県の取組を踏まえながら検討します。
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等において、今後とも医療的ケア(喀痰吸引等)が必要な利用者の増加が見込まれることから、医療的ケアを行うことが可能な資格を持つ介護福祉士等による適切な医療的ケアの提供とともに、介護職員が喀痰吸引等研修を受講しやすい環境整備に取り組みます。
- 介護職を目指す人材の増加を図るため、介護事業者、経済団体、地域団体や介護福祉士養成施設等と連携し、地域全体で介護の仕事の魅力や社会的意義について理解を深め、介護人材に対する社会的評価を高めるための取組を進めます。
- 介護人材の裾野の拡大と、介護スキルに応じた役割分担を図り、限られた介護人材 を有効活用するため、掃除や洗濯など介護職未経験者にもなじみやすい生活援助特化 型訪問サービスを担う生活援助員の確保に取り組みます。
- これからは地域や企業においても介護が必要な高齢者や障害者に接する機会の増加が見込まれることから、介護が必要な人が地域において安心して暮らしていけるよう生活支援などの体制づくりを進めるとともに、その中から介護の仕事に関心を持った介護職未経験者が就業しやすくするための環境整備に取り組みます。

## 施策の柱る

#### 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

#### 施策項目(2) 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保

○ 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性を確保するため、介護サービス事業者への指導監督や介護給付の適正化等に取り組みます。

#### 主な取組

#### ① 介護給付の適正化の取組の推進

○ 介護サービス事業者の指定申請等について厳正な審査を実施するとともに、介護 サービス事業者に対する実地指導、集団指導や、介護報酬請求の内容を点検する「レ セプトチェック」などにより、介護サービス事業者の指導監督に取り組みます。

このほか、介護サービスの利用を誘導する囲い込みや過剰な介護サービスの提供の 防止を念頭に、関係指導部署が連携し、適切なサービスが提供されるよう事業者の指 導を行うなど、効果的な方策を検討します。

- 認定調査員や介護認定審査会委員に対して定期的に研修を実施するとともに、市からの委託により事業者等が行う認定調査の内容を点検するなど、要支援・要介護認定の適正化に取り組みます。
- 居宅介護支援事業所等を訪問し適切なケアプランであるか点検指導する「ケアプラン点検」や、ケアマネジャー(介護支援専門員)に対する業務支援や研修等を実施することにより、ケアマネジャー(介護支援専門員)のスキルの向上を図り、自立支援に資する適切なケアマネジメントを推進します。
- 福祉用具購入・貸与について、利用者が適切な福祉用具を選択するために必要な情報が入手できるような環境整備に取り組むなど、福祉用具の介護給付の適正化に努めます。
- 受給者の状態に適した住宅改修となるよう、受給者宅の実態確認や工事見積書の点 検、竣工時の訪問調査等施行状況の点検に引き続き取り組みます。
- 利用者やその家族への広報・情報提供体制の充実を図るとともに、居宅サービスの 利用者に対しては、介護サービスの利用状況を記した「介護給付費通知」を送付する など、介護サービスの適正利用について意識啓発を行います。

#### ② 相談・苦情解決体制の充実

○ 区健康長寿課や地域包括支援センター、介護保険ほっとラインなどで、高齢者やその家族等からの相談や苦情に適切に対応します。また、広島県国民健康保険団体連合会等と連携し、相談・苦情解決体制の充実を図ります。

#### ③ 低所得者対策等の実施

○ 災害に被災した人や失業等により収入が著しく減少した人等の保険料及び利用者負担を減免するほか、重度心身障害者や低所得者の利用者負担の軽減を行います。

## 施策の柱3

#### 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

#### 施策項目(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

○ 介護が必要な状態になっても、高齢者ができるだけ安心して自立した生活を送れるよう、医療・介護サービスの提供体制の充実を図ります。

#### 主な取組

#### ① 在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成

- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の職種ごとや多職種合同の同行研修等により、 在宅医療の担い手の拡大を図るとともに、疾病や診療内容に応じた対応力の向上を図 ることにより、在宅医療を提供する医療機関、歯科医療機関、訪問看護事業所等の在 宅医療提供体制の充実を図ります。
- 終末期ケアや在宅看取りの対応を視野に入れ、医療・介護関係者への ACP (アドバンス・ケア・プランニング) の普及と在宅看取りの対応力の向上を図ります。
- 医療ニーズの高い要介護者等が安心して在宅生活を送れるよう、介護と看護が密接に連携してサービス提供を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の介護サービス事業所の整備を促進するなど、在宅医療・介護サービス提供基盤の充実を図ります。また、事業者の参入に当たっては、看取り介護への対応を含めその事業計画を評価し、サービスの質の向上に取り組みます。

#### ② 在宅医療を支える病診連携、診診連携、多職種連携、後方支援体制の確保

- 在宅移行を視野に入れた地域連携パス(急性期病院から回復期病院を経て自宅に戻るまでの治療計画)の活用等により、病院と診療所、診療所と診療所等、医療機関相互の連携強化を図ります。
- 入院から在宅医療・介護への移行を円滑にするため、退院前カンファレンス(検討会)やケアプランに係るサービス担当者会議を始め、入院中の担当医師や看護師、医療ソーシャルワーカー、在宅医療を担う医師、訪問看護師、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー(介護支援専門員)、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに携わる職員等の多職種が協働した、切れ目のない医療・介護体制を確保します。
- 在宅療養患者の緊急時等の入院受け入れ機関の調整や、在宅医療に関する相談など、 主に医療機関からの相談に対応する「在宅医療相談支援窓口」を各区に設置・運営す るとともに、緊急時等において入院病床を提供する後方支援医療機関のネットワーク 化や、在宅医療を担うかかりつけ医や専門医等の相互連携・協力体制の構築など、在 宅医療支援体制の整備・充実を図ります。
- また、終末期において、訪問診療等を利用していたものの、救急搬送され、病院で 亡くなるケースも一定程度見られることから、ACP(アドバンス・ケア・プランニング) の実践のほか、看取りに向けた多職種連携の充実を図っていきます。

- 在宅期においては、医療・介護など多様な職種・主体により生活を支えていくことから、市レベル、区レベル、日常生活圏域レベルで医療関係者、介護関係者等の連携・協働が必要となります。そこで、市及び各区に、医療関係者と介護関係者等で構成する在宅医療・介護連携推進委員会を設置し、市レベル・区レベルそれぞれの在宅医療の充実と在宅医療・介護連携を推進するための具体的方策等について協議し、関係者が協働して取組を推進します。
- 各日常生活圏域においては、区健康長寿課と地域包括支援センターが中心となって、 区医師会と連携し、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー(介護支援専 門員)、リハビリテーション専門職等の多職種による情報交換会等を定期的に開催し、 多職種、同職種同士の顔の見える関係づくりや、ケアの質の向上を図ります。
- 医療関係者、介護関係者等の多職種が情報共有し、在宅療養患者のニーズに応じて 医療・介護サービスを一体的に提供することができるよう、ICT等を活用した効果 的・効率的な連携ツールの整備について検討します。

#### ③ 認知症医療・介護連携の強化

- 認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状(BPSD)や身体合併症に対する 急性期治療等を行う認知症疾患医療センターを運営するとともに、認知症サポート医 や認知症かかりつけ医(「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了者)のフォロー アップ研修を行うことなどにより、地域の認知症医療体制の充実を図ります。
- 認知症疾患医療センターや認知症地域支援推進員が中心となって、認知症サポート 医や医師会等の関係団体と連携し、認知症の早期発見、早期対応や症状の進行段階に 応じた医療・介護サービス等が切れ目なく適切に提供できる体制の整備・充実に向け た取組を推進します。
- 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を各区に設置し、認知症サポート医や認知症地域支援推進員などと連携して安定した医療・介護サービスにつなげるなど、自立生活のサポートを行います。
- 認知症の容態の変化に応じて、切れ目なく良質な医療・介護等のサービスが提供されるよう、標準的な流れを示した「認知症ケアパス」を整備し、その充実と普及を図ります。
- 歯科医師、薬剤師、看護師及び病院勤務の医療従事者を対象に、認知症の人とその 家族を支えるために必要な知識や、医療と介護の連携の重要性等に関する研修を実施 し、医療関係者の認知症対応力の向上を図ります。
- 認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修のほか、認知症対応型サービス 事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実施し、介護従事者等の認知症対応力 の向上を図ります。

#### ④ 在宅医療・介護に関する市民啓発

- 在宅での療養が必要になったときに必要なサービスを適切に選択し、適切な在宅療養を継続できるよう、在宅医療や介護、終末期ケアのあり方や在宅での看取り、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)等に関する講演会の開催、パンフレット等の作成・配布を行い、在宅医療・介護の理解促進を図ります。
- 家族介護教室等により介護者の負担軽減とともに、在宅医療を含む在宅ケアの向上を図ります。また、在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢者等を在宅で介護する家族等に対して、介護に関する相談に応じたり、介護の方法等の助言を行う取組を支援します。

## 施策の柱3

#### 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

#### 施策項目(4) 認知症施策の推進

○ 認知症の人やその家族等が地域で安心して暮らせるよう、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)等を踏まえ、認知症に関する正しい知識の普及や相談支援体制の充実に取り組むとともに、認知症の早期発見・早期対応や症状の進行段階に応じた医療・介護サービス等が切れ目なく、適切に提供できる体制の整備・充実、認知症の人とその家族を地域で支える体制づくりに向けた取組を推進します。

#### 主な取組

#### ① 認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備

- 介護従事者等を「認知症アドバイザー」として養成するとともに、アドバイザーが 講師となって、地域において認知症の人への理解者・支援者となる「認知症サポーター」 の養成等に取り組みます。
- 認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を各区に設置し、認知症サポート医や認知症地域支援推進員などと連携して安定した医療・介護サービスにつなげるなど、自立生活のサポートを行います。(再掲)

また、認知症に至る前の軽度認知障害(MCI)や認知症の初期段階で把握し、適切な予防策・治療につなげることで、認知機能の改善や進行を遅らせることができるよう、認知症の簡易スクリーニング等、早期把握のための手法の導入について検討します。併せて認知症予防の取組の推進を図ります。

#### ② 認知症の容態に応じた、切れ目のない良質な医療・介護の提供

- 認知症の容態の変化に応じて、切れ目なく良質な医療・介護等のサービスが提供されるよう、標準的な流れを示した「認知症ケアパス」を整備し、その充実と普及を図ります。(再掲)
- 認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状 (BPSD) や身体合併症に対する 急性期治療等を行う認知症疾患医療センターを運営するとともに、認知症サポート医 や認知症かかりつけ医 (「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了者) のフォロー アップ研修を行うことなどにより、地域の認知症医療体制の充実を図ります。(再掲)
- 要介護度の高い認知症の人の増加を見据えるとともに、若年性認知症の特性を踏まえ、 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)や小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護等の認知症対応型サービスを計画的に整備します。
- 歯科医師、薬剤師、看護師及び病院勤務の医療従事者を対象に、認知症の人とその 家族を支えるために必要な知識や、医療と介護の連携の重要性等に関する研修を実施 し、医療関係者の認知症対応力の向上を図ります。(再掲)

- 認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修のほか、認知症対応型サービス 事業管理者研修等の認知症介護に関する研修を実施し、介護従事者等の認知症対応力 の向上を図ります。(再掲)
- また、認知症の人のQOL(生活の質)の維持・向上、ADL(食事や排せつなどの日常生活動作)、IADL(買い物や掃除・金銭管理などの手段的日常生活動作)など生活機能の維持に向けたケア等、認知症ケアに関する質の向上を図るための方策を検討、推進します。

#### ③ 若年性認知症施策の強化

- 各区に配置した認知症地域支援推進員により、若年性認知症の人や家族等の相談対応を行うとともに、医療や介護、就労、生活など、若年性認知症の人やその家族等が抱える多様な課題に対する支援を行うため、若年性認知症支援コーディネーターの設置について検討するなど、若年性認知症に関する相談支援体制の充実を図ります。
- このほか、市民や職域に対する若年性認知症に関する正しい知識の普及や介護従事者に対する研修の実施等に取り組みます。

#### ④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実

- 認知症高齢者等の見守り活動や認知症カフェのボランティアなど、地域において実際に認知症の人とその家族を支える活動に取り組む市民を増やすためのステップアップ講座等を実施します。
- 各区に配置した認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービス、その他生活支援を行う者の間の連携体制づくりを進めるとともに、認知症の人と家族、専門職、地域住民等が気軽に集い、相談・交流などができる認知症カフェの活動の普及・定着を図るなど認知症の人とその家族を支える地域支援体制の構築を図ります。
- 各区の「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク」による行方不明者情報の共有や徘徊の 恐れのある認知症高齢者等の事前登録などにより、警察の捜索に協力し、捜索願が出 された認知症高齢者等の早期発見・保護に努めます。
  - なお、「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク」による情報共有の即時性・確実性の向上 を図るとともに、徘徊高齢者等の保護を容易にするための方策について検討します。
- 認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、成年 後見制度の普及促進を図るとともに、一般市民の中から後見等の業務の担い手となり 得る人材を育成し、その者が後見業務等を行う際には、その活動を支援します。また、 認知症の人をはじめとする高齢者の尊厳を保持するため、養護者及び養介護施設従事 者による高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援等に取り組みます。

## 施策の柱3

#### 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

#### 施策項目(5) 被爆者への援護

○ 被爆者の高齢化とともに、ひとり暮らしや寝たきりなどで日常生活に介護を必要とする人が増加しており、多くの被爆者が健康面や生活面に不安や問題を抱えています。このため、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、被爆者に対する保健・医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を実施するとともに、健康診断や相談、健康交流事業の実施など、被爆者の方々の生活実態に即したきめ細かな援護施策の充実に努めることにより、被爆者への援護に取り組みます。

#### 主な取組

#### ① 被爆者への健康診断等の実施

○ 年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診断(うち1回はがん検診への変更可)を実施するとともに、精密な検査が必要な人には精密検査を行います。また、市健康づくりセンターにおいて、希望者を対象とした骨粗しょう症検診を実施します。

加えて、一般検査(がん検診を含む。)、精密検査を受診した際、一定要件を満たす場合には、健康診断受診機関までの交通手当を支給します。

#### ② 被爆者からの相談対応

○ 各区健康長寿課に配置した被爆者相談員が健康や生活等に不安を持つ被爆者の相談 に応ずるとともに、介護を要する状態にある被爆者などには必要に応じて家庭訪問を 行います。また、原爆被害対策部援護課で、専用の被爆者相談ダイヤルを設け電話相 談を受けます。

#### ③ 被爆者の日常生活の支援

- 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく介護手当の支給を行うとと もに、介護保険サービスの利用料に対する助成を行います。
- 健康づくりや福祉制度に関する知識の普及のため、区健康長寿課で健康づくり教室や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの被爆者を対象に、市内の公衆浴場を利用した「お風呂の日」を実施し、孤立の予防や心身の健康づくり、生きがいづくりに努めます。
- 広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)のクアハウスを利用し、温泉療法や 運動指導等を実施することにより、被爆者の健康増進、疾病予防等に努めます。
- 居宅において養護を受けることが困難な被爆者に対し、原爆養護ホーム (一般養護ホームと特別養護ホーム)において、生活指導その他日常生活の世話などを行うとともに、在宅の被爆者に対して、日帰り介護(デイサービス)と短期入所生活介護(ショートステイ)を実施します。

#### 【事例9】住民主体の運営による認知症カフェ(さくらカフェ) ~戸坂学区社会福祉協議会(東区戸坂地区)~

#### 取組の概要

独居や老老介護が多く、認知症に気付きにくいといった団地の課題や、地域に馴染みのあるサロンの利用者に認知症の症状が出現したことなどを受け、地域の役員が「認知症を考える会」を立ち上げ、民生委員や地域包括支援センター、医療機関等との連携の下、認知症カフェの設置に至った。

毎月1回の開催で、無料の飲み物や軽食を提供し、認知症の人や家族、地域住民が交流している。団地の住民が自らスタッフになるとともに、認知症の人への対応や相談などには、地域の医療機関や介護事業所等の専門職も協力している。



『さくらカフェ』

※ 歌りになる。 いまで楽内しもし容(行メント を変がしている。 でで来方の。 がいにといる。 でははいでではます。 でははいではない。 でははいではない。 ではながられる。 ではない。 ではなない。 ではなな。 ではない。 ではなな。 ではない。 ではななな。 ではななな。 ではなな。

#### 特色

医療法人や社会福祉法人が運営主体となっている認知症カフェが多い中で、住民主体(学区社会福祉協議会)で運営されているが、地域の複数の医療機関・介護事業所が支援者として関わることにより、円滑な運営を確保している。

#### 参加者(利用者)の声

- ・さくらカフェに行けば懐かし い人達と会えて、自然に喜び が沸き上がってくる。
- ・沢山の人達とお喋りをしたり 歌を歌ったり、色んな事をし て過ごす時間を楽しみにして いる。

#### 【事例 10】地域で認知症の人を支える取組(仁保オレンジの会) ~仁保地区住民(南区仁保地区)~

#### 取組の概要

認知症サポーター養成講座への参加を機に、認知症の人やその家族の方を地域で支えていこうという機運が高まり、地域包括支援センターや公民館、行政等と連携して会を設立した。

公民館で平成27年度から月 1回、認知症や認知症の人とその家族への対応などの勉強会を 行い、認知症に対する理解を深めてきている。こうした学習した学習した。 動により、現在では毎月1回の認知症カフェを開催して、有力ではない。 会・体操等による交流を行うとして、認知症になっても目指している。 して、地域に発信している。



『仁保オレンジカフェ』

※ 認場では、 認場所 ででは、 のでは、 ので

#### 特色

認知症について学んだ住民が、認知症の人を支えるための 取組を自ら考え、地域の中で実 践している。また、ノウハウを 生かし、他地区で同様の取組を 始めようとしている団体への助 言等を行っている。

#### 参加者(利用者)の声

- ・仲間と共に学び、自分たちに できることをみつけて踏み出 した。認知症の理解や、あた たかな町づくりの意識が地域 に広がってきていると感じる。
- ・身内の状況を誰にも相談できず悩んでいたが、オレンジカフェに来てこれからの方向性が見えて安心した。

# 介護サービスの量及び 介護給付に係る費用の見込み等

第7期介護保険事業計画期間(平成30年度(2018年度)~平成32年度(2020年度))に おける介護サービスの量及び保険給付に係る費用等は、次のとおり見込みました。



## 要支援・要介護認定者数の推計

第7期計画期間における要支援・要介護認定者数については、要支援・要介護認定者数の推移を踏まえ、次のとおり推計しました。

(単位:人)

	第6期計画		第7期計画	
区分	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
要支援1	9,393	8,923	8,373	7,783
要支援2	8,243	8,233	8,177	8,109
要介護 1	10,925	11,042	11,113	11,167
要介護2	9,823	10,086	10,322	10,550
要介護3	6,956	7,088	7,197	7,292
要介護4	5,583	5,699	5,807	5,897
要介護5	4,696	4,613	4,502	4,369
合 計	55,619	55,684	55,491	55,167
認定率	18.7%	18.5%	18.3%	18.1%

<sup>※1</sup> 数値は各年9月末時点(平成29年度は実績)

<sup>※2</sup> 認定率とは、高齢者人口に占める要支援・要介護認定を受けている第 1 号被保険者数の割合をいい ます。

# 2

## 介護サービスの量の見込み等

サービス種別ごとの介護サービスの量の見込み及び提供体制の確保の考え方は、次のとおりです。

## (1) 居宅サービス

居宅サービス(介護予防サービスを含む。)の各サービスの利用者数については、これまでの利用実績等を踏まえ、下表のとおり見込みました。

居宅サービスの利用状況等に係る情報の提供などにより、介護サービス事業者の適正な 参入を図るとともに、医療と介護の連携の強化などにより、質の高い居宅サービスの提供 を図ります。

特定施設入居者生活介護については、現在の整備水準(高齢者人口に占める定員の割合)を維持することを目標とし、今後の高齢者人口の伸び率を勘案した上で、第7期計画期間中に新たに定員数100人分を見込みます。なお、軽費老人ホームについては、介護の必要な入所者が増加し介護サービスの必要性が高まっていることを考慮し、未指定の既存施設に希望があれば新たに指定します。

区 分	単位	平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)
訪 問 介 護	人/月	9,344	9,371	9,334
訪 問 入 浴 介 護	人/月	340	314	285
介護予防訪問入浴介護	人/月	1	1	1
訪問看護	人/月	5,741	6,136	6,516
介護予防訪問看護	人/月	983	1,057	1,135
訪問リハビリテーション	人/月	695	705	711
介護予防訪問リハビリテーション	人/月	154	165	177
居宅療養管理指導	人/月	7,500	8,041	8,556
介護予防居宅療養管理指導	人/月	599	632	666
通 所 介 護	人/月	9,586	9,936	10,242
通所リハビリテーション	人/月	4,294	4,380	4,440
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,930	1,938	1,938
短 期 入 所 生 活 介 護	人/月	2,811	2,846	2,860
介護予防短期入所生活介護	人/月	92	92	92
短 期 入 所 療 養 介 護	人/月	462	446	427
介護予防短期入所療養介護	人/月	12	12	12
特定施設入居者生活介護	人/月	1,717	1,720	1,741
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	305	305	309
福祉用具貸与	人/月	14,690	15,239	15,710
介護予防福祉用具貸与	人/月	6,240	6,613	6,979
特 定 福 祉 用 具 販 売	人/月	242	232	221
特定介護予防福祉用具販売	人/月	126	116	108

## (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を有しており、今後 さらにサービス提供体制を充実する必要があります。

このため、これまでの事業所の開設状況を考慮の上で、利用実績や今後の利用の伸び等を踏まえるとともに、地域の介護サービス基盤の整備状況等に係る情報の提供を図りながら、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤の整備を促進します。

また、地域密着型サービス事業者の参入に当たっては、看取り介護への対応を含めその 事業計画を評価し、サービスの質の向上を図ります。

#### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

区			分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
事	業	所	数	事業所	20	23	26
利	用	者	数	人/月	219	259	299

※ 事業所数、利用者数、施設数及び定員数は各年度末現在(以下®まで同じ)

これまでの利用者数の増加傾向を踏まえ、第7期計画期間においては、新たに8 事業所を見込みます。

#### ② 夜間対応型訪問介護

区			分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
事	業	所	数	事業所	5	5	5
利	用	者	数	人/月	110	104	98

これまでの利用実績を踏まえ、第7期計画期間中の事業所数及び利用者数を見込みます。

#### ③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

区			分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
事	業	所	数	事業所	27	28	29
利	用	者	数	人/月	217	224	231

今後の認知症高齢者数の増を踏まえ、新たに3事業所を見込みます。

#### ④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

区			分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
事	業	所	数	事業所	43	47	52
利	用	者	数	人/月	702	742	814

訪問介護、(地域密着型)通所介護及び短期入所生活介護を組み合わせて利用している方の状況を踏まえて利用者数の伸びを見込み、第7期計画期間中に新たに10事業所を見込みます。また、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が39の日常生活圏域すべてに開設することを目指します。

## ⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢 者グループホーム)

区			分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
事	業	所	数	事業所	154	161	168
定	員		数	人	2,750	2,876	3,011

新たに開設する事業所等については、今後の認知症高齢者数の増を踏まえ、第7期 計画期間中に定員数261人分の新規整備を見込みます。

#### ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

区		分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
施	嗀	数	施設	6	6	6
定	員	数	人	108	108	108

地域密着型特別養護老人ホームについては、第6期プランにおいて58人分の公募を行ったものの、選定に至った事業者がいなかったことを踏まえ、第7期計画期間中の新規整備を見込みません。

#### ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護

区			分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
事	業	所	数	事業所	5	7	10
利	用	者	数	人/月	117	147	209

訪問介護、(地域密着型)通所介護、訪問看護及び短期入所生活介護を組み合わせて利用している方の状況を踏まえて利用者数の伸びを見込み、第7期計画期間中に新たに5事業所を見込みます。また、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が39の日常生活圏域すべてに開設することを目指します。

#### ⑧ 地域密着型通所介護

区			分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
事	業	所	数	事業所	172	178	183
利	用	者	数	人/月	3,213	3,329	3,426

通所介護と合わせたこれまでの利用実績を踏まえ、第7期計画期間中の事業所数及 び利用者数を見込みます。

※ ①から®までの各表に掲げた各年度における事業所数等は、事業者の参入希望の状況等により、年度が前後することがあります。

#### (3) 住宅改修

区			分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
住	宅	改	修	人/月	209	202	193
(介記	護予防)	住宅	改修	人/月	155	142	129

これまでの利用実績を踏まえて見込みます。

保険給付の対象となる住宅改修の内容について普及啓発を行うとともに、工事内容 の事前審査等により、適切な住宅改修が行われるよう努めます。

## (4) 居宅介護支援・介護予防支援

I	区					分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
,	居	宅	介	護	支	援	人/月	22,628	22,978	23,186
	介	護	予	防	支	援	人/月	7,859	7,657	7,417

これまでの利用実績を踏まえて見込みます。

居宅介護支援・介護予防支援は、介護保険の保険給付の基本となる重要なサービスであることから、ケアマネジャー(介護支援専門員)等に対する研修を実施し、関係団体と連携して、ケアマネジャー(介護支援専門員)等の資質の向上に努めます。

#### (5) 施設サービス

#### ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

区	区		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	
定	員	数	人	4,457	4,457	4,837	

※ 施設数及び定員数は各年度末現在(以下③まで同じ)

介護老人福祉施設については、国の基本指針(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針)において、施設入所者を要介護3以上の高齢者に重点化する取扱いに変更されたことを基本としつつ、次の事項を踏まえ、第7期計画期間中に定員380人分の整備を見込みます。

- ・ 入所前の居所について、自宅、介護老人保健施設及び病院・診療所(療養病床を除く。)の人が入所者全体の約8割を占めていることから、こうした生活環境にある高齢者の入所を考慮します。
- · このうち、要介護4、要介護5及び自宅でひとり暮らしをする要介護3の者は、 在宅生活の困難性が高いと思われることから、これらの者を入所対象者とします。

また、自宅の要介護1・2及び家族同居の要介護3並びに病院・診療所及び介護 老人保健施設の要介護1~3の者のうち入所の必要性が高いと認められる者も入所 対象者に加えます。

・ 第7期計画期間中の要介護認定者数及び介護老人福祉施設の年間退所者数を考慮 します。 なお、介護老人福祉施設の居住空間については、国の方針を踏まえて、個室・ユニット化を促進することを基本としつつ、利用者の多様なニーズ等も考慮して、プライバシーに配慮した多床室等の整備について検討します。

#### ② 介護老人保健施設

区	区 分		単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
施	設	数	施設	32	32	32
定	員	数	人	2,751	2,751	2,751

入所申込者や年間の入退所者の状況並びに介護老人福祉施設の新規整備数に介護老人保健施設に入所している人数を考慮したことを踏まえ、新たな整備は見込まないこととします。

#### ③ 介護療養型医療施設・介護医療院

区	分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護療養型医療施設	施設数	施設	19	17	13
月歲原食空匹原肥政	定員数	人	998	893	722
介護医療院	施設数	施設	2	3	7
	定員数	人	102	202	429

国の方針をもとに、介護療養型医療施設・医療療養病床を有する医療機関を対象として広島県が実施した「療養病床に係る転換意向調査」の結果等を踏まえて見込みます。

## ○ 第7期計画期間における介護サービスの量の見込み

	区分	単位	平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)
	訪 問 介 護	回/月	207,220	208,807	207,884
	訪 問 入 浴 介 護	回/月	1,761	1,638	1,503
	訪 問 看 護	回/月	39,167	42,286	45,549
	訪問リハビリテーション	回/月	4,567	4,678	4,744
	居 宅 療 養 管 理 指 導	人/月	7,500	8,041	8,556
	通 所 介 護	回/月	98,433	102,376	106,328
サービス	通所リハビリテーション	回/月	36,193	36,613	36,898
	短 期 入 所 生 活 介 護	日/月	39,015	41,069	42,826
	短 期 入 所 療 養 介 護	日/月	4,534	4,440	4,293
	特定施設入居者生活介護	人/月	1,717	1,720	1,741
	福 祉 用 具 貸 与	人/月	14,690	15,239	15,710
介	特 定 福 祉 用 具 販 売	人/月	242	232	221
護	定期巡回·随時対応型訪問介護看護	人/月	219	259	299
給	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	人/月	110	104	98
付	認知症対応型通所介護	回/月	2,391	2,494	2,608
'	小規模多機能型居宅介護	人/月	629	664	729
サービス	認知症対応型共同生活介護	人/月	2,564	2,615	2,736
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	108	108	108
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	117	147	209
	地 域 密 着 型 通 所 介 護	回/月	30,102	31,168	32,037
住	宅 改修	人/月	209	202	193
居	宅 介 護 支 援	人/月	22,628	22,978	23,186
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	人/月	4,021	4,051	4,108
┃	介 護 老 人 保 健 施 設	人/月	2,264	2,264	2,264
サービス	介護療養型医療施設	人/月	891	733	682
	介 護 医 療 院	人/月	65	272	341
	介護予防訪問入浴介護	回/月	3	3	3
	介 護 予 防 訪 問 看 護	回/月	4,603	4,990	5,460
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	778	822	851
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	599	632	666
┃	介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,930	1,938	1,938
┃ 、   サービス	介護予防短期入所生活介護	日/月	554	560	565
介護予防給付	介護予防短期入所療養介護	日/月	60	60	60
予     防	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	305	305	309
給	介護予防福祉用具貸与	人/月	6,240	6,613	6,979
1寸	特定介護予防福祉用具販売	人/月	126	116	108
地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	5	5	5
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	73	78	85
	一月暖了的小戏侯多饭能空店七月暖			i	r i
日間の 日間の 日間の 日間の 日間の 日間の 日間の 日間の 日間の 日間の	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	9	10	10
		人/月	9 155	10 142	10 129

<sup>※</sup> 本市の被保険者が、市外の事業所・施設を利用したものを含みます。



## 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの量の見込み及び必要利用定員総数

地域密着型サービスについては、各年度における全市及び日常生活圏域ごとの各サービスの量の見込みと認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数を定めます。

## (1) 日常生活圏域ごとの各サービスの量の見込み

各サービスの見込量を日常生活圏域ごとにそれぞれ要支援・要介護認定者数で按分して 見込んでいます。

	日常生活圏域名	訪問介		人 / 月)		対応型訪問 (人/月)			対応型通 (人 / 月)	
		平成 30 年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成30年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
	幟町	6	7	8	3	2	2	6	6	6
中	国泰寺	8	10	11	4	4	4	7	7	8
	吉島	4	5	6	2	2	2	4	4	4
	江波	7	8	9	3	3	3	7	7	7
_	福木·温品	6	7	8	3	3	3	6	6	6
東	戸坂	5	6	7	3	2	2	5	5	5
区	牛田·早稲田	5	6	6	3	2	2	5	5	5
	二葉	7	8	9	3	3	3	7	7	7
	大州	5	6	6	2	2	2	5	5	5
南	段原	5	5	6	2	2	2	5	5	5
	翠町	5	6	7	3	3	2	5	6	6
	仁保・楠那	5	5	6	2	2	2	5	5	5
	宇品・似島	6	7	8	3	3	3	6	6	6
	中広	6	7	8	3	3	3	6	6	6
	観音	6	7	8	3	3	3	6	6	6
西	己斐・己斐上	6	7	8	3	3	3	6	6	6
区	古田	4	5	5	2	2	1	4	4	4
	庚午	4	5	6	2	2	2	5	5	5
	井口台・井口	5	6	8	3	3	2	5	6	6
	城山北・城南	6	7	9	3	3	3	6	6	7
安佐	安佐・安佐南	7	9	10	4	3	3	7	7	7
佐	高取北・安西	7	9	10	4	3	3	7	7	8
南区	東原・祇園東	5	5	6	2	2	2	4	4	5
	祇園・長束	7	8	9	3	3	3	6	7	7
	戸山・伴・大塚	5	6	7	3	3	2	5	6	6
	白木	3	3	4	1	1	1	3	3	3
安	高陽・亀崎・落合	8	10	12	4	4	4	8	9	9
安佐北		6	7	8	3	3	3	6	6	6
区	三入・可部	8	10	11	4	4	4	8	8	8
	亀山 194	5	5	6	2	2	2	4	5	5
	清和・日浦	6	7	8	3	3	3	6	6	6
安	瀬野川東・瀬野川(中野東小学校区)	4	5	6	2	2	2	4	4	4
芸区	瀬野川(中野東小学校区を除く)・船越	5	7	/	3	3	2	5	6	6
	阿戸・矢野	6		8	3	3	3	6	6	6
	湯来・砂谷	2	3	3	1	1	1	2	2	2
佐	五月が丘・美鈴が丘・三和	9	11	13	5	4	4	9	9	10
伯区	城山・五日市観音	7	8	9	3	3	3	7	7	7
	五日市	5	6	8	3	3	3	5	5	6
$\vdash$	五日市南	3	4	5	2	2	'	3	3	4
	合 計	219	259	299	110	104	98	216	223	230

	日常生活圏域名	小規模	多機能型居	<b>宇介護</b>	認知症対	  応型共同的   (人/月)	生活介護			福祉施設 人 / 月)
		平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)	平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	幟町	16	17	19	65	66	69	3	3	3
中	国泰寺	22	24	26	90	94	98	4	4	4
	吉島	13	13	14	51	51	53	2	2	2
	江波	19	20	22	79	79	82	3	3	3
	福木·温品	17	18	20	71	72	75	3	3	3
東	戸坂	15	16	17	61	63	66	3	3	3
区	牛田・早稲田	14	14	16	56	57	59	2	2	2
	二葉	20	21	23	81	82	85	3	3	3
	大州	13	14	15	55	56	58	2	2	2
南	段原	13	15	16	54	55	59	2	2	2
	翠町	16	16	18	64	65	67	3	3	3
区	仁保・楠那	13	14	15	55	54	56	2	2	2
	宇品・似島	17	19	20	70	73	77	3	3	3
	中広	17	18	20	69	72	76	3	3	3
	観音	18	19	20	74	74	77	3	3	3
西	己斐・己斐上	17	18	20	71	71	74	3	3	3
区	古田	11	12	13	45	46	49	2	2	2
	庚午	13	13	15	52	53	56	2	2	2
	井口台·井口	15	16	18	63	65	69	3	3	3
	城山北・城南	18	19	21	74	76	79	3	3	3
安	安佐・安佐南	21	22	24	84	86	90	4	4	4
安佐南区	高取北·安西	21	22	24	86	87	91	4	4	4
自田	東原・祇園東	13	14	15	53	54	57	2	2	2
	祇園・長束	19	20	22	77	79	83	3	3	3
	戸山・伴・大塚	16	17	18	64	65	68	3	3	3
	白木	7	7	8	29	29	30	1	1	1
安	高陽・亀崎・落合	24	25	28	98	100	106	4	4	4
安佐		17	18	19	68	69	72	3	3	3
北区	三入・可部	23	25	27	95	97	102	4	4	4
_	亀山	13	14	15	53	54	56	2	2	2
<u> </u>	清和・日浦	17	17	19	67	69	72	3	3	3
安	瀬野川東・瀬野川 (中野東小学校区)	12	12	14	48	49	51	2	2	2
安芸区	瀬野川(中野東小学校区を除く)・船越	16	16	18	64	65	67	3	3	3
	阿戸·矢野	16	17	19	66	68	70	3	3	3
	湯来・砂谷	6	6	7	23	23	23	1	1	1
佐	五月が丘・美鈴が丘・三和	27	29	32	109	112	119	4	4	4
伯区	城山・五日市観音	19	20	22	78	79	82	3	3	3
	五日市	15	17	19	62	65	70	3	3	3
	五日市南	10	10	11	40	41	43	2	2	2
	合 計	629	664	729	2,564	2,615	2,736	108	108	108

	日常生活圏域名	看護小規	模多機能型 (人 / 月)	居宅介護	地域領	密着型通序 (人 / 月)		介護予防語	認知症対応型 (人 / 月)	<u></u> 型通所介護
		平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
	幟町	3	4	5	82	84	86	_	_	-
中	国泰寺	4	5	8	111	119	123	_	_	_
区	吉島	2	3	4	64	65	67	_	_	_
	江波	4	4	6	99	101	103	_	_	_
	福木·温品	3	4	6	89	91	94	_	_	
東	戸坂	3	4	5	77	80	83	_	_	
区	牛田・早稲田	3	3	5	70	72	74	_	_	_
	二葉	4	5	7	101	104	107		_	
	大州	3	3	4	69	71	72	_	_	
南	段原	2	3	5	68	71	74	_	_	
	翠町	3	4	5	80	82	84	_	_	
区	仁保・楠那	2	3	4	68	69	70	_	_	
	宇品・似島	3	4	6	88	94	96	_	_	
	中広	3	4	6	86	92	95	_	_	_
	観音	3	4	6	93	95	96	_	_	_
西	己斐·己斐上	3	4	6	89	91	93	_	_	_
区	古田	2	3	4	56	59	61	_	_	_
	庚午	2	3	4	65	67	70	_	_	_
	井口台·井口	3	4	5	79	83	86		_	
	城山北・城南	3	4	6	93	96	99	_	_	
安	安佐・安佐南	4	5	7	106	109	112	_	_	
安佐南区	高取北·安西	4	5	7	108	111	114	_	_	
南区	東原・祇園東	2	3	4	67	69	72	_	_	
	祇園·長束	4	4	6	96	100	103	_	_	
	戸山・伴・大塚	3	4	5	80	83	86		_	
	白木	1	1	2	37	37	38	_	_	
安	高陽・亀崎・落合	5	6	9	123	128	132	_	_	
安佐		3	4	6	85	88	91		_	
北区	三入·可部	5	5	8	119	123	128		_	
	亀山	2	3	4	66	68	70		_	
	清和·日浦	3	4	5	84	87	90		_	
安	瀬野川東·瀬野川(中野東小学校区)	2	3	4	60	62	64	_	_	
安芸区	瀬野川(中野東小学校区を除く)・船越	3	4	5	80	82	84	_	_	
	阿戸·矢野	3	4	5	82	86	88		_	
	湯来·砂谷	1	1	2	29	29	29	_	_	_
佐	五月が丘・美鈴が丘・三和	5	6	9	137	145	149	1	1	1
伯区	城山・五日市観音	4	4	6	98	100	102	_	_	
스	五日市	3	4	5	78	84	88	_	_	
	五日市南	2	2	3	51	52	53	_	_	_
	合 計	117	147	209	3,213	3,329	3,426	1	1	1

	日常生活圏域名	介護予 居宅	防小規模多 介護(人	5機能型 / 月)	介護予 共同生		 対応型 人 / 月)
		平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	平成30年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)
	幟町	2	2	2	_	_	_
中	国泰寺	2	3	3	1	1	1
区	吉島	1	2	2	_	_	_
_	江波	2	2	2	1	1	1
	福木·温品	2	2	2	_	_	_
東	戸坂	2	2	2	_	_	_
区	牛田·早稲田	2	2	2	_	_	_
	二葉	2	2	3	1	1	1
	大州	2	2	2	_	_	_
南	段原	2	2	2	_	_	_
	翠町	2	2	2	_	_	_
区	仁保・楠那	2	2	2	_	_	_
	宇品・似島	2	2	2	_	_	_
	中広	2	2	2	_	_	_
	観音	2	2	2	_	_	_
西	己斐·己斐上	2	2	2	_	_	_
区	古田	1	1	2	_	_	_
_	庚午	1	2	2	_	_	_
	井口台・井口	2	2	2	_	_	_
	城山北・城南	2	2	3	_	_	_
	安佐・安佐南	2	2	3	1	1	1
安佐南	高取北·安西	2	3	3	1	1	1
南	東原・祇園東	2	2	2	_	_	_
区	祇園・長束	2	2	3	_	1	1
	戸山・伴・大塚	2	2	2	_	_	_
	白木	1	1	1	_	_	_
	高陽・亀崎・落合	3	3	3	1	1	1
安佐	口田	2	2	2	_	_	_
北	三入·可部	2	3	3	1	1	1
区	亀山	2	2	2	_	_	_
	清和·日浦	2	2	2	_	_	_
安	瀬野川東・瀬野川 (中野東小学校区)	1	1	2	_	_	_
安芸区	瀬野川(中野東小学校区を除く)・船越	2	2	2	_	_	_
区	阿戸·矢野	2	2	2	_	_	_
	湯来・砂谷	1	1	1	_	_	_
佐	五月が丘・美鈴が丘・三和	3	3	4	1	1	1
佐伯区	城山・五日市観音	2	2	2	1	1	1
区	五日市	2	2	2	_	_	_
	五日市南	1	1	1	_	_	_
	合 計	73	78	85	9	10	10

## (2) 地域密着型サービスの必要利用定員総数

## ① 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

(単位:人)

区	日常生活圏域名	平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)	区	日常生活圏域名	平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
	幟町	36	54	54		城山北・城南	108	108	108
中	国泰寺	81	81	99		安佐・安佐南	61	79	79
+	吉島	72	72	72	安佐南	高取北・安西	117	117	117
	江波	90	90	90	備	東原・祇園東	54	54	54
	福木・温品	72	72	90	-	祇園·長束	72	72	90
東	戸坂	72	72	72		戸山・伴・大塚	63	63	63
*	牛田・早稲田	72	72	72		白木	36	36	36
	二葉	79	79	97		高陽·亀崎·落合	90	90	90
	大州	36	54	54	安佐北		54	72	72
	段原	54	54	54	汇	三入·可部	99	99	99
南	翠町	72	72	72	-	亀山	72	72	72
	仁保・楠那	63	63	72		清和・日浦	108	108	108
	宇品・似島	63	63	81		瀬野川東·瀬野川(中野東小学校区)	63	63	63
	中広	90	90	90	安芸	瀬野川(中野東小学校区を除く)・船越	72	72	90
	観音	99	99	99		阿戸·矢野	78	78	78
西	己斐・己斐上	79	79	79		湯来・砂谷	18	36	36
	古田	44	62	62	<b> </b> ,,	五月が丘・美鈴が丘・三和	117	117	117
	庚午	60	60	60	佐伯	城山・五日市観音	63	81	81
	井口台・井口	54	54	72	""	五日市	81	81	81
						五日市南	36	36	36
						合 計	2,750	2,876	3,011

- ※ 各年度における必要利用定員総数は、整備の進捗状況により年度が前後することがあります。
- ※ 日常生活圏域ごとの必要利用定員数については、これを考慮しつつ、平成32年度(2020年度)における市域全体の必要利用定員総数の範囲内で整備を進めます。
- ※ この定員数には、スプリンクラーの設置や耐震化など防災上の安全性を確保する観点から、既存の1ユニットの事業所について2ユニット化を行う場合の整備分も含みます。

#### ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位:人)

				<u> </u>
区	日常生活圏域名	平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)
東	二葉	10	10	10
西	中広	22	22	22
安佐南	高取北·安西	16	16	16
安佐北	高陽・亀崎・落合	18	18	18
女压北	三入·可部	22	22	22
佐伯	五月が丘・美鈴が丘・三和	20	20	20
	合 計	108	108	108



## 地域支援事業の量及び費用額の見込み

第7期計画期間における地域支援事業の量及び費用額の見込みは、次のとおりです。

区	分	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護予防·日常生活 支援総合事業	費用額 ※1	56 億 9,300 万円	59億4,500万円	61億4,200万円
包括的支援事業任 意 事 業	費用額 ※2	23 億 9,800 万円	24億3,100万円	24億5,700万円
費用額	合 計	80億9,100万円	83億7,600万円	85 億 9,900 万円

- ※ 1 介護予防・日常生活支援総合事業については、各事業の事業費見込みの積み上げにより見込んでいます。
- ※ 2 包括的支援事業と任意事業の費用額は、国が定めた算定方法による上限額で見込んでいます。
- 第7期計画期間における介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み

		区分	単位	平成 30 年度 (2018年度)	平成 31 年度 (2019年度)	平成 32 年度 (2020年度)
介	訪 問 型サービス	訪 問 介 護 サ ー ビ ス	人/月	4,279	4,423	4,510
介護予防		生活援助特化型訪問サービス	人/月	1,383	1,430	1,458
		住民主体型生活支援訪問サービス	回/月	92	152	213
生   活		短期集中予防支援訪問サービス	回/月	216	216	216
生活支援サ		1 日型デイサービス	人/月	7,441	7,691	7,842
📆	   通 所 型	短時間型デイサービス	人/月	97	100	102
ビビ	サービス	短期集中運動型デイサービス	回/月	1,508	1,508	1,508
ス   事   業		短期集中通所口腔ケアサービス	回/月	50	50	50
業	介護予	防ケアマネジメント	人/月	9,640	9,964	10,160



## 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる第7期計画期間における保険給付費及び地域 支援事業費の見込みは、2.837 億 3.400 万円となります。

	区	分	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	合 計
	保険が	合 付 費	829億 900万円	861億3,600万円	896億2,300万円	2,586 億 6,800 万円
	居宅り	ナービス	552億1,600万円	574億9,800万円	600億2,100万円	1,727億3,500万円
	施設り	ナービス	233億9,700万円	239億7,000万円	244億9,900万円	718億6,600万円
	特定入所者	介護サービス	22億2,400万円	22億5,000万円	22億8,000万円	67億5,400万円
	高額介護!	ナービス費等	20億7,200万円	24億1,800万円	28億2,300万円	73億1,300万円
	地域支热	援事業費	80億9,100万円	83億7,600万円	85 億 9,900 万円	250億6,600万円
	合	計	910億円	945億1,200万円	982億2,200万円	2,837億3,400万円

<sup>※</sup> 地域密着型サービスに係る保険給付費は、居宅サービスに含めています。



## 第 1 号被保険者の保険料

## 第1号被保険者の負担割合

保険給付費等の財源は、公費50%、保険料50%となっており、このうち、保険料に係 る第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、次のとおりです。

> 第6期計画期間 第7期計画期間

第1号被保険者(65歳以上) 22%

23%  $\Rightarrow$  $\Rightarrow$ 

27%

第2号被保険者(40歳以上65歳未満)

(参考) 保険給付費等の財源構成(第7期計画期間)

第1号被保険者 (65歳以上)の保険料(23%) 第2号被保険者

(40歳以上65歳未満)の保険料(27%)

公費 (50%)

国(25%等) 都道府県(12.5%等) 市町村(12.5%)

28%

## 保険料の所得段階及び所得段階別割合の設定

国の考え方を基本に、所得水準に応じてよりきめ細かな保険料設定を行うため第13段 階までの所得段階を設定していますが、所得段階間のバランスや負担感を考慮し、第8段 階から第13段階までの所得段階別割合を変更します。

#### (3) 公費による保険料軽減の強化について

平成26年6月の介護保険法の改正により、消費税率引き上げによる公費を投入して行うこととされた低所得者の保険料軽減の強化については、消費税率8%への引き上げにより、平成27年度から、市民税非課税世帯のうち所得段階が第1段階の者を対象として、所得段階別割合を0.5から0.45に引き下げています。

なお、国では、消費税率 10%引き上げ時において、市民税非課税世帯全体を対象にした、 さらなる負担軽減を実施することとしており、本市においても、国の方針に基づき、保険 料軽減の強化を行う予定です。

## (4) 保険料 (基準月額)

第7期計画期間における保険給付費等の見込み額に基づき、第1号被保険者の保険料(基準月額)を算定すると、次のとおりとなります。

区 分	第6期	第7期	差		
保険料(基準月額)	5,868円	6,170円	+ 302円		

なお、第1号被保険者の保険料(基準月額)の算定方法の概要は次のとおりです。



以上を踏まえた所得段階別の割合及び保険料月額は次ページのとおりとなります。

※ 介護給付費準備基金取崩額は34億円としています。

· 介護給付費準備基金

各市町村では、計画期間中の保険給付費等に対し保険料に余剰を生じたときは、保険料収入に不足が生じる場合に備えて、基金を設置し、積立てをしています。

本市では、保険財政の安定的な運営を確保しつつ、第7期計画期間の保険料の増加を抑制するため、第6期末の残高見込み39億7,000万円のうち34億円を取り崩すものです。

※ 上記算定方法は概要ですが、詳しくは、国から交付される調整交付金(各市町村間の保険料(基準額)の格差を是正するため、75歳以上の高齢者の割合が高い市町村や保険料の所得段階の低い人の割合が高い市町村に多く交付されます。)や保険料の予定収納率も考慮した上で、保険料(基準額)を算定します。また、第1号被保険者数は、所得段階を考慮して補正した後のもので3年間の合計人数です。

第6期計画期間 (平成 27 年度 (2015 年度) ~平成 29 年度 (2017 年度))				第7期計画期間(平成30年度(2018年度)~平成32年度(2020年度))					
所得 段階	要件		割合 ※	保険料 月額	所得 段階	要件		割合 ※	保険料 月額
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等 支援給付の受給者、老齢福祉年金 受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、本人 の前年の課税年金収入額と合計所 得金額の合計額 80万円以下		O.5 (0.45)	2,934円 (2,640円)	第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額80万円以下		O.5 (0.45)	3,085円 (2,777円)
第2 段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	0.7	4,107円	第2 段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計額 80万円超120万円以下	0.7	4,319円
第3 段階	民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計額 120万円超	0.75	4,401円	第3 段階		本人の前年の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計額 120万円超	0.75	4,628円
第4 段階	(世帯に課税者あり本人が市民税非課	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計額 80万円以下	0.9	5,281 円	第4 段階	本人が市民	本人の前年の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計額 80万円以下	0.9	5,553円
第5段階	に課税者あり)が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計額 80万円超	1.0	5,868円	第5段階	(世帯に課税者あり)本人が市民税非課税	本人の前年の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計額 80万円超	1.0	6,170円
第6 段階		本人の前年の合計所得金額 125 万円以下	1.1	6,454円	第6 段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額 125万円以下	1.1	6,787円
第7 段階		本人の前年の合計所得金額 125 万円超 200 万円未満	1.25	7,334円	第7 段階		本人の前年の合計所得金額 125万円超200万円未満	1.25	7,713円
第8 段階		本人の前年の合計所得金額 200万円以上 300万円未満	1.55	9,095円	第8 段階		本人の前年の合計所得金額 200万円以上300万円未満	1.5	9,255円
第9 段階	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額 300万円以上 400万円未満	1.65	9,681 円	第9 段階		本人の前年の合計所得金額 300万円以上 400万円未満	1.7	10,489円
第10 段階	民税課税	本人の前年の合計所得金額 400万円以上 600万円未満	1.8	10,562円	第10 段階		本人の前年の合計所得金額 400万円以上 600万円未満	1.85	11,415円
第11段階		本人の前年の合計所得金額 600万円以上800万円未満	2.0	11,735円	第11 段階		本人の前年の合計所得金額 600万円以上800万円未満	2.05	12,649円
第12 段階		本人の前年の合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	2.2	12,909円	第12 段階		本人の前年の合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	2.25	13,883円
第13 段階		本人の前年の合計所得金額 1,000 万円以上	2.4	14,082円	第13 段階		本人の前年の合計所得金額 1,000万円以上	2.45	15,117円

- ※ 所得段階別に示す割合とは、基準月額に対する割合です。
- ※ ( )内は、公費による保険料軽減措置後の割合及び保険料月額です。
- ※ 第7期の保険料の算定の要件において、合計所得金額とは、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される土地等の譲渡所得がある場合、それに係る特別控除額を地方税法(昭和25年法律第226号)に規定される合計所得金額から控除した額を用います。また、その他の合計所得金額とは、上記の合計所得金額から、さらに公的年金等の雑所得を控除した額をいいます。



## 介護保険料の将来推計

地域包括ケアシステムの実現を目指している平成37年度(2025年度)の介護保険料については、サービスの利用状況や介護報酬が同じ条件のまま継続するものと仮定して試算すると、次のとおりとなります。

	区分	保険料(基準月額)			
	平成 27 年度(2015 年度)				
第6期	平成 28 年度(2016 年度)	5,868円			
	平成 29 年度(2017 年度)				
	平成 30 年度(2018 年度)				
第7期	平成 31 年度(2019 年度) 6,170 円				
	平成 32 年度(2020 年度)				



# 資料編



## 広島市高齢者施策推進プランの概要

## 広島市高齢者施策推進プラン (平成30年度(2018年度)~平成32年度(2020年度))

## 【概要版】

## 目次

## 第 1 章 総論

プランの位置付け・計画期間 本市高齢者を取り巻く環境等 プランの基本理念、目標及び重点施策等について

## 第2章 各論

【施策の柱1】高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

【施策の柱2】高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

【施策の柱3】 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

## 第 3 章 介護サービスの量及び介護給付に係る費用の見込み等

介護サービス基盤の整備促進について 介護サービスの量の見込み及び介護保険料について

### 第1章 総論

### 広島市高齢者施策推進プランの位置付け・計画期間

老人福祉計画 (根拠法令:老人福祉法)

### 計画の内容

高 齢 者 に 関 す る 各 種 施 策

介護保険事業計画 (根拠法令:介護保険法)

### 計画の内容

介護サービスの量や 事業費の見込み、 介護保険料など

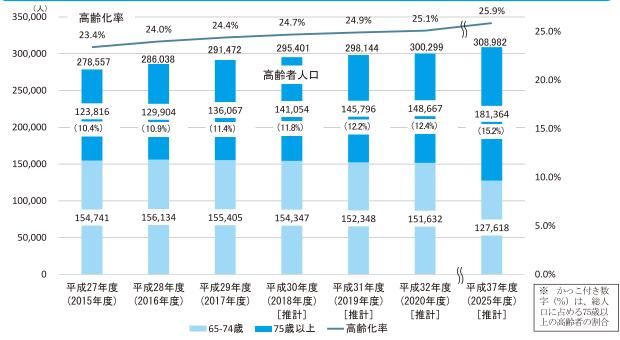
本プランは両方の計画を一体的に策定するもので、 \_\_\_\_\_\_3年ごとに見直しを行う

第7期計画期間は、平成30年度(2018年度)から 平成32年度(2020年度)までの3年間

### 本市高齢者を取り巻く環境等

### (1) 本市の高齢者人口の推移

- 〇 本市の65歳以上の高齢者人口は、今期(第7期)の計画期間の最終年度である平成32年度には30万299人になる と見込まれており、高齢化率は25.1%に上昇する見込みである。
- 〇 また、2025年度(平成37年度)には高齢者人口が30万8,982人、高齢化率が25.9%に上昇する見込みである。この とき、75歳以上の高齢者人口は18万1,364人、本市人口に占める割合は15.2%となる見込みである。

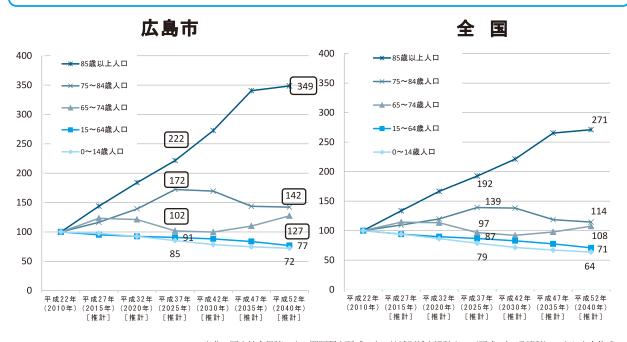


※ 各年度9月末現在。平成27年度から平成29年度は実績値。平成30年度から平成37年度は推計値。

出典:本市作成

### (2) 年齢階級別人口の伸長率(推計) ※2010年を100とした場合の各年度の人口の指数

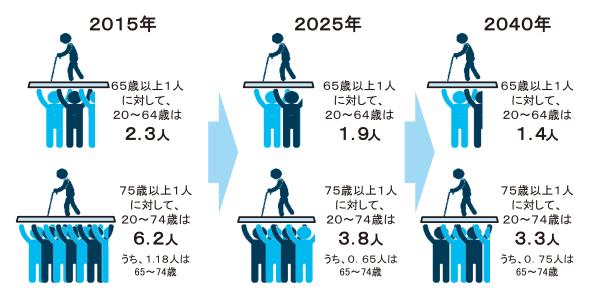
〇 年齢階級別人口の伸長率は、今後、65歳以上の年齢階級の伸長率が、全国平均に比べて本市ではとりわけ大きくなることが見込まれている。



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より本市作成

### (3) 人口構造の変化

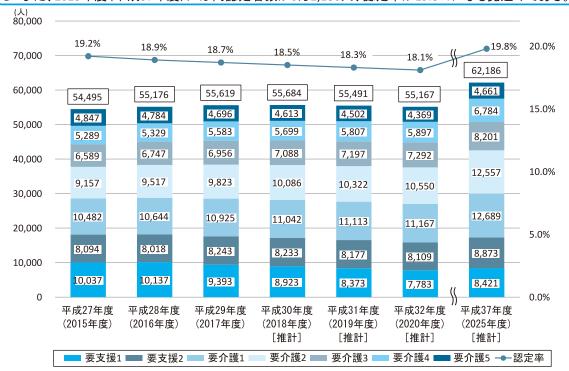
- 高齢者人口が急増し、1人暮らし高齢者も増える一方で、担い手となる人口が減少し、本市の人口 構造は、いわゆる「騎馬戦型」から「肩車型」へと変化することが想定される中、どう対応していくのか が問われている。
- とりわけ、健康寿命の延伸、高齢者の社会参加による担い手の増加が重要となる。



出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より本市作成

### (4) 本市の要支援・要介護認定者数・認定率の推移

- 本市の要支援・要介護認定者数は、今期(第7期)の計画期間の最終年度である平成32年度には 5万5,167人になると見込まれており、認定率(高齢者人口に占める要支援・要介護認定を受けている 65歳以上の第1号被保険者数の割合)は18.1%になる見込みである。
- また、2025年度(平成37年度)には同認定者数が6万2,186人、認定率が19.8%になる見込みである。

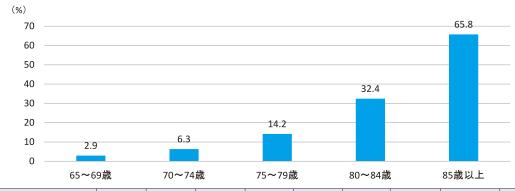


※ 各年度の要支援・要介護認定者には、40歳以上65歳未満の第2号被保険者を含む。

出典:本市作成(各年度9月末現在)

### (5) 本市の年齢階層別要支援・要介護認定率

○ 本市の要支援・要介護認定率を年齢階層別にみると、75歳を超えると認定率が高くなっている。

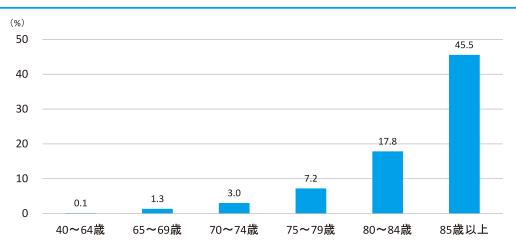


区分		要支援1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	計	[参考]人口
	65~69歳	462	438	401	454	296	221	234	2, 506	85, 629
	70~74歳	859	778	802	736	489	401	344	4, 409	69, 776
第1号被保険者	75~79歳	1, 765	1, 327	1, 516	1, 213	763	643	531	7, 758	54, 817
	80~84歳	2, 846	2, 176	2, 760	2, 148	1, 362	1, 024	844	13, 160	40, 584
	85歳以上	3, 353	3, 371	5, 293	5, 026	3, 904	3, 185	2, 612	26, 744	40, 666
第2号被保険者	40~64歳	108	153	153	246	142	109	131	1,042	401, 867
計		9, 393	8, 243	10, 925	9, 823	6, 956	5, 583	4, 696	55, 619	693, 339

出典:本市作成(平成29年9月末現在)

### (6) 本市の年齢階層別認知症出現率

○ 本市の介護認定者について認知症の出現率を年齢階層別でみると、75歳を超えると出現率が高くなっている。

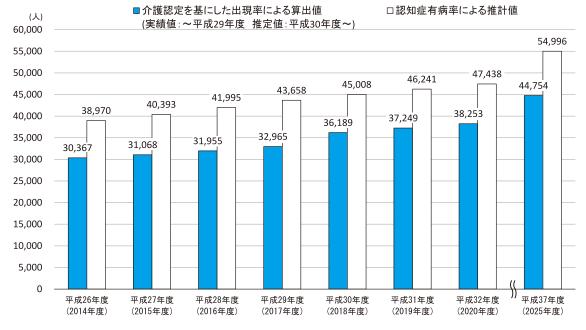


区分	40~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳以上	計
人口(人)	401, 867	85, 629	69, 776	54, 817	40, 584	40, 666	693, 339
認知症の人の数(人)	488	1, 152	2, 104	3, 949	7, 243	18, 517	33, 453
出現率(%)	0.1	1.3	3.0	7. 2	17.8	45. 5	4.8

出典:本市作成(平成29年9月末現在)

### (7) 本市の認知症高齢者の将来推計

〇 高齢化の進展と75歳以上の高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の数も増加すると見 込まれており、国の推計方法と同様に有病率を用いると、その数はさらに大きくなる。



出典:本市作成(各年度9月末現在)

### (8) まとめ

- 〇 少子高齢化の進展・人口減少社会の本格化により、「騎馬戦型」社会から「肩車型」社会 へ移行しつつある本市において、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年(平成37年) 以降、65歳以上1人に対して20~64歳の割合が2人未満の状況となる見込み
- こうしたことを踏まえ、「広島型・福祉ビジョン」(平成28年2月公表)※1に基づいて、「自助」「共助」「公助」※2を適切に組み合わせることにより、段階的に地域福祉を再構築していくことが不可欠
- とりわけ、高齢者福祉に関しては、「自助」「共助」を厚くして、第6期プランに沿って基盤 づくりを果たしつつある地域包括ケアシステムについて、更なる充実・強化を図っていくこと が必要
- 国においても、平成29年5月、「地域共生社会」※3の実現を基本コンセプトとして、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」を目指す「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の改正法案」が可決された。
  - ※1 「世界に誇れる『まち』広島」の実現を目指し作成した本市の福祉に関するビジョン
  - ※2 地域包括ケア研究会報告書等では、ボランティアなどの支援、地域住民の取組を「互助」と定義しているが、「広島型・福祉ビジョン」では「共助」と表現している。
  - ※3 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会
- ⇒ 以上を踏まえ、第7期プランの基本理念、目標を設定

### 第7期プランの基本理念、目標 及び重点施策等について

### **(1)** 第7期プランの基本理念、目標

基本理念 高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる、持続可能な共生型社会の形成 目 標 2025年を見据えた地域包括ケアシステムづくりの推進と深化 平成30-32年度 平成36-38年度 平成27-29年度 平成33-35年度 (2015-2017年度) (2018-2020年度) (2021-2023年度) (2024-2026年度) 第6期 第9期 第7期 第8期 基 高齢者一人一人が、い 高齢者一人一人が、いきい きと、住み慣れた地域で安 本 きいきと、住み慣れた地 理 域で安心して暮らせる 心して暮らせる、持続可能 社会の形成 な共生型社会の形成 念 目 2025年を見据えた地域 2025年を見据えた地域 地域の実情に応じた地域包 括ケアシステムを構築 包括ケアシステムづくり 包括ケアシステムの基 の推進と深化 標 盤づくり

### **(2)** 第7期プランの施策体系

- 本計画では、第6期で進めてきた地域包括ケアシステムづくりをさらに充実させていく必要があることから、第6期と同 「三齢者がいきいきと募え」ていくための活動の促進」「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための して
- 等を 各施

環境づくり」、「援護が必要な方々が安心しいく。 〇 また、各施策の実施に当たって、共通の	の活動の促進」、「高齢者が任み慣れた地域で安心して暑らして暮らせるための施策の充実」の3つの柱の下、各種施策・取 基本的な視点(①自立支援と重度化防止、②高齢者、障害者 ③日常生活圏域等における「エリアマネジメント」)を設けること 実現性を高めていく。	組を推進して、子ども等を
3つの施策の柱	施策項目	横断的 な視点
1 高齢者がいきいきと暮らしていく ための活動の促進	健康づくりと介護予防の促進 生きがいづくりの支援 まちの活性化につながる多様な活動の促進	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
2 高齢者が住み慣れた地域で安心 して暮らしていくための環境づくり	見守り支え合う地域づくりの推進       生活環境の充実       権利擁護の推進       暮らしの安全対策の推進	エリアマネジメント共生型社会の形成
3 援護が必要な方々が安心して 暮らせるための施策の充実	質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進 認知症施策の推進 被爆者への援護	防止

### (3) 第7期の重点施策

○ 第7期プランでは、第6期プランで取組を進めてきた3つの重点施策のうち、「健康づくりと介護予防の促進」及び「見守り支え合う地域づくりの推進」については、地域包括ケアシステムづくりにおいて必要不可欠な地域住民が主体となる取組であるため、引き続き重点施策とする。

さらに、地域包括ケアシステムづくりの推進と深化に当たっては、第6期プランで重点施策として位置付けた「在宅医療・介護連携の推進」をより一層充実させていくとともに、これまでも取り組んできた、①「質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進」については、中重度の要介護高齢者への対応や介護人材の確保が必要であること、また、②「認知症施策の推進」については、今後の大幅な増加が予想される認知症高齢者等への対応が必要であること、といった喫緊の課題へ確実に対応するため、医療・介護等の専門的なサービスの拡充に向けた新たな重点施策として加える。

○ また、重点施策に関する現状を整理した上で、「重点施策における目標」を設定するとともに、この目標達成に向け、プロセスを適切に管理するための数値目標をそれぞれ設定する。

	重点施策	説明
Ι	健康づくりと介護予防の促進	比較的軽度の要支援・要介護認定者が多い本市の現状を踏まえ、できる限り高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者自らが、地域における人と人との繋がりの中で、健康づくりと介護予防に取り組める環境づくりを進める。
П	見守り支え合う地域づくりの 推進	本市の在宅高齢者のうち高齢者のみの世帯は年々増加傾向にあり、今後も増え続けることが見込まれることを踏まえ、共助の精神で、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりを推進する。
Ш	「新規」 質の高い介護サービスを安定し て提供できる体制づくりの推進	介護サービスの中でも、特に単身や中重度の要介護高齢者に対応できるサービスの提供体制の充実や、今後、大幅な不足が見込まれる介護人材の確保と質の高い人材の育成など、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進める。
IV	在宅医療の充実と 在宅医療・介護連携の推進	今後の75歳以上高齢者の増加を見据えて、できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいという高齢者のニーズに対応していくため、在宅医療の充実を図るとともに、医療や介護サービスをより円滑に提供することができるよう、在宅医療・介護連携を推進する。
V	新規 認知症施策の推進	認知症高齢者の大幅な増加が予想されるとともに、潜在的な認知症の人も多くいることが推測されることから、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)等も踏まえ、早期診断・早期対応をはじめ、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けた施策を総合的かつ体系的に推進する。

### 重点施策 | 健康づくりと介護予防の促進

### 1 取組方針

### 現状

本市では全国平均に比べ「平均寿命」は長い が「健康寿命」は短い。

本市の要支援・要介護認定においては、全 国平均に比べ、要支援・要介護度が軽度な 方の認定率が高く、75歳以上であっても比較 的軽度な方が多い。



### 取組方針

比較的軽度の要支援・要介護認定者が多い本市の現状を 踏まえ、できる限り高齢者が住み慣れた地域で自立した生 活を送れるよう、高齢者自らが、地域における人と人との繋 がりの中で、健康づくりと介護予防に取り組める環境づくり を進める。

### 2 目標設定

項目	目標	設定の考え方
健康寿命の延伸	平均寿命の増加 分を上回る健康 寿命の増加	
日常生活動作が自立している期間の延伸		いくことが効果的であると考えられる。
要介護状態等の 維持・改善	) 要介護状態等の 維持・改善	<ul> <li>○ 本市では、全国平均との比較において、要支援・要介護認定者の認定率では軽度な方が多く、75歳以上であっても要支援・要介護度が比較的軽度な方が多いことが確認されている。</li> <li>○ このため、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう「要介護状態等の維持・改善」を目指すことは、重点施策の推進に資するものである。</li> <li>○ 評価は、国が示す、要介護状態等の維持・改善に関する評価についての考え方に沿って行うものとする。</li> </ul>

### 重点施策 | 健康づくりと介護予防の促進

### 3 主な取組内容

### (1) 健康づくりの促進

○ 一人一人の生活習慣の改善を目指し、日常生活の中で無理なくできる健康 ウォーキングの推進や、運動器の健康の保持につながるロコモティブシンド ローム予防の重要性、歯の喪失予防、口腔機能の維持・向上の重要性などに ついて、知識の普及に取り組む。また、市民が主体的に楽しみながら健康の維 持向上に取り組むことができる環境づくりを推進する。

### (2) フレイル対策の推進

- 口腔機能の低下、低栄養、運動機能・認知機能の低下、社会参加の減少な どフレイル※予防の必要性の普及啓発を行うとともに、介護予防教室の開催や 地域の身近な場所で介護予防に取り組める場の整備を進める。
  - ※ 加齢とともに、心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱化が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像

(出典:「後期高齢者の保健事業のあり方に関する研究」報告書 研究代表者 鈴木隆雄(平成28年3月)より)

### (3) 介護予防事業(自立 支援・重度化予防)等 の推進

- 要支援認定者、基本チェックリストに該当した事業対象者に対しては、地域包括支援センター等が地域で自立した生活を継続できるような介護予防ケアマネジメントを実施できるよう、地域ケアマネジメント会議の開催などの取組により介護予防ケアマネジメントの質の向上を図る。
- 各種健(検)診・レセプトデータ等から、高齢者をはじめとする住民の健康リスクを把握し、リスクに応じた対策として、糖尿病性腎症の重症化予防のための保健指導、治療中断者・未治療者への受診勧奨を行うほか、脳卒中・心不全の再発予防、多剤・重複処方の通知等の取組を検討する。

### 重点施策 | 健康づくりと介護予防の促進

### 数値目標を設定して取り組む項目

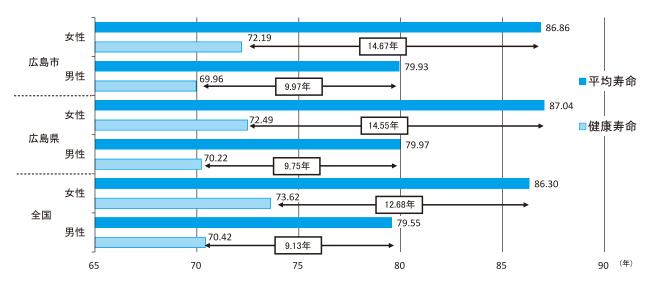
取組	数値目標を設定して取り組む項目	H30	H31	H32	
	①30分以上健康のために歩く70歳以上の者の割合	男性64% 女性54%	男性65% 女性55%	男性66% 女性56%	
健康づくりの促進	②ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を知っている者の割合	58.4%	63.8%	69. 2%	
健康・フトリックに進	③80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	45.9%	47.0%	48.1%	
	④元気じゃ健診 (特定健康診査) の受診率	25%	30%	35%	
	⑤高齢者いきいき活動ポイント事業の健康づくり・介 護予防活動に参加する高齢者の割合	前年度を上回る参加率			
	⑥地域介護予防拠点か所数及び参加者数	510か所 9,800人	690か所 13, 400人	870か所 17,000人	
	⑦各種リスクのある高齢者の割合 (1)低栄養リスクのある高齢者	2.0%	2.0%	2.0%	
	(2)運動機能低下リスクのある高齢者	15.3%	14.8%	14.3%	
フレイル対策の推進	(3)口腔機能低下リスクのある高齢者	23.7%	23.5%	23.3%	
2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(4)社会参加低下(閉じこもり傾向)のリスクのある高齢者	17.2%	16.2%	15. 2%	
	<ul><li>⑧短期集中型サービスの利用状況</li><li>(1)短期集中型サービスの利用者数</li></ul>	1,078人	1,078人	1,078人	
	(2)短期集中型サービス (通所型) の利用により生活 機能が改善した者の割合	80%	80%	80%	
介護予防事業(自立 支援・重度化予防) 等の推進	⑨短期集中型サービスの利用状況 【再掲】	8に同じ	⑧に同じ	8に同じ	

### 重点施策 | 健康づくりと介護予防の促進



### ① 本市の平均寿命と健康寿命

○ 本市の平均寿命は、全国に比べて男女とも若干長い一方で、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)は全国に比べ男女とも若干短く、全国に比べ、平均寿命と健康寿命の差(=日常生活が制限される期間)が大きくなっている。



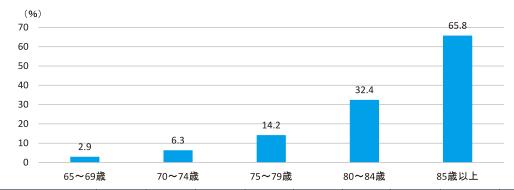
出典:「元気じゃけんひろしま21 (第2次) (平成25年3月策定)」より本市作成

### 重点施策 | 健康づくりと介護予防の促進

### ② 本市の年齢階層別要支援・要介護認定率

参考

○ 本市の要支援・要介護認定率を年齢階層別にみると、75歳を超えると認定率が高くなっている。



区分		要支援1	要支援 2	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	計	[参考]人口
	65~69歳	462	438	401	454	296	221	234	2, 506	85, 629
	70~74歳	859	778	802	736	489	401	344	4, 409	69, 776
第1号被保険者	75~79歳	1, 765	1, 327	1, 516	1, 213	763	643	531	7, 758	54, 817
	80~84歳	2, 846	2, 176	2, 760	2, 148	1, 362	1,024	844	13, 160	40, 584
	85歳以上	3, 353	3, 371	5, 293	5, 026	3, 904	3, 185	2, 612	26, 744	40, 666
第2号被保険者	40~64歳	108	153	153	246	142	109	131	1,042	401, 867
計		9, 393	8, 243	10, 925	9, 823	6, 956	5, 583	4, 696	55, 619	693, 339

出典:本市作成(平成29年9月末現在)

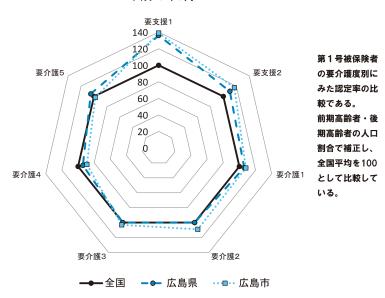
### 重点施策 | 健康づくりと介護予防の促進

### ③ 本市の要介護度別認定率指数

参考

○ 本市の第1号被保険者の要介護度別認定率指数は、要介護4及び5を除き全国より高くなっている。特に介護度の軽度な方について全国との差が大きくなっている。

### 平成29年3月



出典:厚生労働省介護保険事業状況報告(暫定)より本市作成

### 重点施策 II 見守り支え合う地域づくりの推進

### 1 取組方針

### 現状

高齢者のみの世帯や要支援・要介護の認定者など、支援を必要とする方々の、地域における孤立への不安感が大きい。

地域のコミュニティ活動等に関する各種指標から、地域における繋がりの希薄化が懸念される。



### 取組方針

本市の在宅高齢者のうち高齢者のみの世帯は年々増加傾向にあり、今後も増え続けることが見込まれることを踏まえ、共助の精神で、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりを推進する。

### 2 目標設定

項目	目標	設定の考え方
高齢者を支える地域 団体等の活動の活性 化及び担い手の拡大	地域における高齢者 支援の活動に参加し たと回答する人の割 合の対前年度比増	<ul> <li>○ 本市では、高齢者人口の増加と共に、地域での支援が必要となる高齢者が増えていく中、地域活動への参加状況は依然として少なく、とりわけ、高齢者の支援活動については、大切と感じながらも、参加には消極的であることが確認されている。</li> <li>○ 「高齢者を支える地域団体等の活動の活性化及び担い手の拡大」を目指すことは、こうした課題の解消につながり、重点施策の推進に資するものである。</li> <li>○ 目標は、毎年度、数値を増加させることを目指すものとする。</li> </ul>
高齢者地域支え合い 事業に取り組む小学 校区数	H31 129区域	<ul> <li>○ 本事業は、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強化及び見守り活動情報の一元化・共有化を図ることができるネットワークを構築し、見守り活動を基本に高齢者の活動・交流の場づくり、生活支援サービスへの繋ぎなど、ともに支え合う地域づくりを推進するものである。</li> <li>○ このため、本事業に取り組む小学校区数を増やすことは、地域における見守り・支え合い活動等の促進につながり、重点施策の推進に資するものである。</li> <li>○ 目標は、平成28年度末現在、55小学校区で行われている取組について、平成29年度から平成32年度までの4年間で、全138小学校区※で取組が行われるよう、毎年度各地域包括支援センターにおいて、1つの小学校区で取組を開始させることを目指すものとする。</li> <li>※地区(学区)社協の数であり、小学校数とは完全には一致しない。</li> </ul>

### 重点施策 | 見守り支え合う地域づくりの推進

### 3 主な取組内容

- (1) 地域における見守り・支え合い活動等の促進
- 地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校区を基本として、 高齢者の見守り活動等を行う様々な地域団体・ボランティアグループ等の 連携を強化しながら、地域全体で高齢者を支え合う仕組みの構築を図る など、地域における見守り・支え合い活動等を促進する。
- (2) 相談支援体制の充実
- 高齢者人口の増加などに対応するため、地域包括支援センターの体制 の充実を図るとともに、各区に設置した区地域包括ケア推進センターが地 域包括支援センターの業務の調整支援を行うなど、相談支援体制の充実 を図る。
- (3) 生活支援サービスの充実
- ○「介護予防・日常生活支援総合事業」における地域団体等の多様な主体による多様な生活支援サービスの提供や、公的制度のみならず民間サービスの活用を行うとともに、生活支援コーディネーターを配置して地域に不足するサービスの創出等を行うなど、生活支援サービスの充実を図る。
- (4) 地域共生社会に向けた体制 整備
- ○「地域共生社会」の実現に向けて、広島市地域福祉計画の改定、広島市 くらしサポートセンターによる伴走型支援の充実、保健師の地区担当制の 強化などにより、高齢者、障害者、子ども等を地域において包括的に支援 する体制を整備する。

### 重点施策|| 見守り支え合う地域づくりの推進

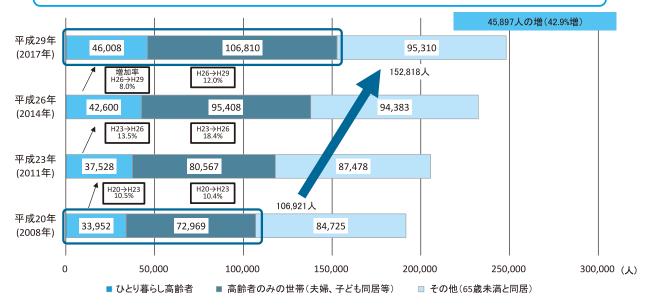
### 数値目標を設定して取り組む項目

取組	数値目標を設定して取り組む項目	H30	H31	H32	
	①近隣ミニネットワークづくりの取組によるネット数	10,823 ネット	11,503 ネット	12, 183 ネット	
	②単位老人クラブによる友愛活動の実施件数	175,027件	177, 302件	179,606件	
地域における見守	③高齢者サロン等の数	1,181か所	1,228か所	1,275か所	
り・支え合い活動等 の促進	④地区ボランティアバンク登録者数	10,018人	10,248人	10,478人	
	⑤高齢者いきいき活動ポイント事業の地域でのボラン ティア活動に参加する高齢者の割合	前年度を上回る参加率			
	⑥認知症サポーター養成数 (累計)	92,000人	105,500人	119,000人	
相談支援体制の充実	_	_	_	_	
生活支援サービスの 充実	⑦生活支援サポーター養成講座修了者による生活支援 活動を行う実施団体数	24団体	48団体	72団体	
地域共生社会に向けた体制整備	_	_	_	_	

### 重点施策 II 見守り支え合う地域づくりの推進

### ① 本市における在宅で高齢者のみで構成される世帯に属する人の推移

○ 高齢者人口の増加に伴い、これまでと同様に、高齢者のみで構成される世帯に属する人の増加が 見込まれる。



出典:「在宅高齢者基本調査(広島市)」(平成20年3月調査、平成23年4月調査、平成26年3月調査、平成29年3月調査)より作成 ※広島市に居住する(施設入居者を除く。)65歳以上の者が対象

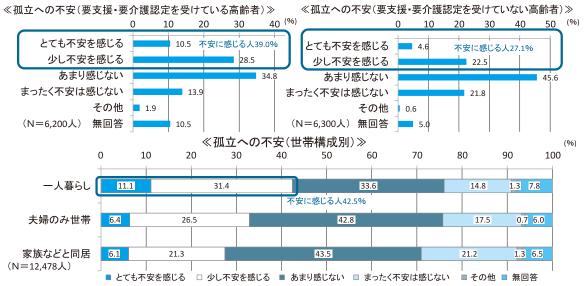
### 重点施策|| 見守り支え合う地域づくりの推進

### ②「孤立」するかもしれないと不安を感じる人の割合

参考

参考

- 本市調査で、将来地域で「孤立」するかもしれないと不安を感じる高齢者の数は、要支援・要介護認定を受けている人が 受けていない人より、約12ポイント高くなっている。
- また、世帯構成別では、一人暮らし高齢者世帯は、不安を感じる高齢者の数が、夫婦のみ世帯と比較して約10ポイント、 家族などと同居と比較して、約15ポイント高くなっている。
  - (Q:地域の人々のつながりが薄くなり、様々な要因により地域で孤立する人が増えています。あなたご自身が「孤立」するかもしれないという不安はありますか。)



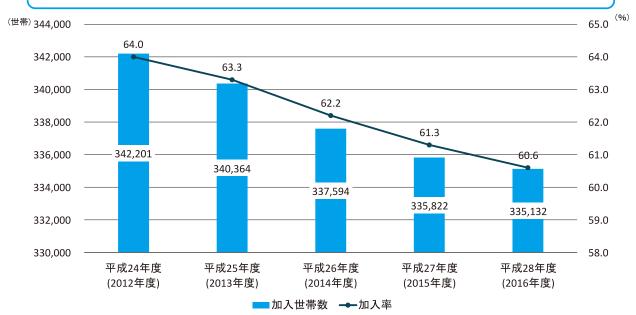
出典:「高齢者の生活実態と意識に関する調査結果(広島市)」(平成26年3月)より作成 ※広島市内で、在宅で生活する65歳以上の者が対象

### 重点施策 || 見守り支え合う地域づくりの推進

参考

### ③ 本市の町内会・自治会加入世帯の推移

〇 「町内会・自治会加入世帯」は年々減少傾向にあり、加入率は毎年おおむね1ポイントずつ低下している。



出典:本市作成(各年度7月1日現在)

### 重点施策Ⅲ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

### 1 取組方針

### 現状

75歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者や認知症の人の数は大幅な増加が予想されている。

介護を担う人材は、今後の需要に供給が追いつかず、2025年(平成37年)に向けて大幅に不足することが見込まれる。また、他職種に比べて高い離職率や短い勤続年数など、介護人材を取り巻く状況は厳しい。

### 取組方針

介護サービスの中でも、特に単身や中重度の要介護 高齢者に対応できるサービスの提供体制の充実や、 今後、大幅な不足が見込まれる介護人材の確保と質 の高い人材の育成など、質の高い介護サービスを安 定して提供できる体制づくりを進める。

### 2 目標設定

項目	目標	設定の考え方
介護サービス量の 見込みに応じた事 業所数又は定員数	介護サービス量の見 込みに応じた事業所 数又は定員数	○ 要介護者等の住み慣れた地域における自立した生活の継続を支援する地域 密着型サービスの充実や、要介護者等の状態等に応じた適切な施設・居住系 サービスの充実に取り組むことは、重点施策を推進していくものである。 ○ 目標は、第3章(介護サービスの量及び介護給付に係る費用の見込み等) に記載のとおり。
介護サービス量の 見込みに基づく、 必要な介護人材の 数	介護サービス量の見 込みに基づく、必要 な介護人材の数	<ul><li>介護サービスの基盤整備を促進する上では、提供体制に応じた介護人材の確保が必要であり、介護サービス量の見込みに基づいて人材確保に取り組むことは、重点施策を推進していくものである。</li><li>目標は、介護サービス量の見込みに見合う介護人材の確保とする。</li></ul>
要介護状態等の維持・改善【再掲】	要介護状態等の維持・改善	<ul><li>○ 要介護者等の状態等に応じた最適な介護サービスを提供することにより、「要介護状態等の維持・改善」を目指すことは、QOL(生活の質)の維持・向上につながり、重点施策の推進に資するものである。</li><li>○ 評価は、国が示す、要介護状態等の維持・改善に関する評価についての考え方に沿って実施する。</li></ul>

### 重点施策Ⅲ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

### 3 主な取組内容

### (1) 介護サービス基盤の整備

- 介護サービス基盤のうち、住み慣れた地域での生活を支えるために重要な役割を果たす地域密着型サービスについては、2025年に向けて75歳以上の高齢者や認知症の人の数が大幅に増加することなどを踏まえ、介護サービスの利用ニーズ等を念頭に置いて提供体制の確保・充実に取り組む。
- 障害福祉サービスを受けていた人が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるよう、事業所が共生型サービスの指定を受けることに取り組む。
- 将来にわたって安定的に介護を担う人材を確保するため、国・地方公共団体・介護サービス事業者の役割を踏まえ、国が行う賃金面での処遇改善のほか、「保育・介護人材応援プロジェクト会議」において実施する福利厚生面での処遇改善、職場環境の改善、介護分野で働く意欲を持った人材と事業者双方のニーズを踏まえたマッチング機会の創出など、就労・定着につながる環境整備を進めるとともに、介護サービスの質を高める介護人材の資質の向上や介護職のリーダーとなる優れた人材の育成に取り組む。

### (2) 介護人材の確保・育成

- 介護職を目指す人材の増加を図るため、介護事業者、経済団体、地域団体や介護福祉士養成施設等と連携し、地域全体で介護の仕事の魅力や社会的意義について理解を深め、介護人材に対する社会的評価を高めるための取組を進める。
- これからは地域や企業においても介護が必要な高齢者や障害者に接する機会の増加が見込まれることから、介護が必要な人が地域において安心して暮らしていけるよう生活支援などの体制づくりを進めるとともに、その中から介護の仕事に関心を持った介護職未経験者が就業しやすくするための環境整備に取り組む。

### 重点施策Ⅲ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

### 数値目標を設定して取り組む項目

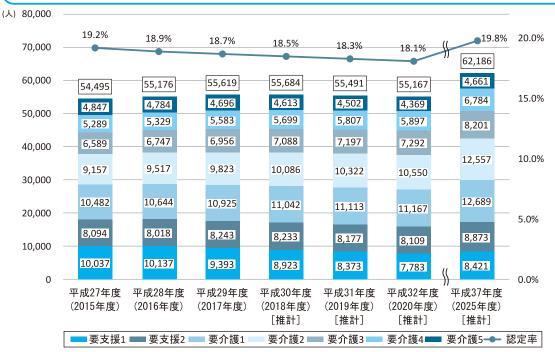
取組	数値目標を設定して取り組む項目	H30	H31	H32
	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業所数 (1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	20事業所	23事業所	26事業所
	(2)小規模多機能型居宅介護事業所	43事業所	47事業所	52事業所
	(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	5事業所	7事業所	10事業所
介護サービス基盤の 整備	②認知症対応型通所介護の事業所数、認知症対応型共同生活介護の定員数 (1)認知症対応型通所介護事業所	27事業所	28事業所	29事業所
	(2)認知症対応型共同生活介護事業所	_	_	3,011人
	③介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) の整備	_	_	4,837人
	④ケアプラン点検の実施件数	133件	135件	137件
	⑤介護支援専門員に対する研修の参加者数	1,260人	1,380人	1,560人
	⑥介護フェアの参加者数	300人 以上	300人 以上	300人 以上
	⑦「ひろしま介護マイスター」の認定者数	298人	389人	480人
介護人材の確保・育	⑧介護のお仕事魅力発信イベントの参加者数	前年度	を上回る参加	µ者数
成	⑨生活援助特化型訪問サービス事業所等における生 活援助員の人数	102人	204人	306人
	⑩生活支援サポーター養成講座修了者による生活支援活動を行う実施団体数【再掲】	24団体	48団体	72団体

### 重点施策Ⅲ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

### ① 本市の要支援・要介護認定者数・認定率の推移



- 〇 本市の要支援・要介護認定者数は、今期(第7期)の計画期間の最終年度である平成32年度には5万5,167人になると見込まれており、認定率(高齢者人口に占める要支援・要介護認定を受けている65歳以上の第1号被保険者数の割合)は18.1%になる見込みである。
- また、2025年度(平成37年度)には同認定者数が6万2,186人、認定率が19.8%になる見込みである。



※ 各年度の要支援・要介護認定者には、40歳以上65歳未満の第2号被保険者を含む。

出典:本市作成(各年度9月末現在)

### 重点施策Ⅲ 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

### 2 介護人材を取り巻く状況



- 〇 有効求人倍率
  - 広島県:介護分野で3.01倍、全職業で1.70倍。(全国:介護分野で3.18倍、全職業で1.34倍、平成29年3月 「職業安定業務統計」)
- 〇 離職率
  - 広島県:介護職員は17.9%、産業全体で15.9%。(全国:介護職員は17.2%、産業全体で15.0%、平成28年 「雇用動向調査」、平成28年度「介護労働実態調査」)
- 〇 介護職員の意識
- 人手不足や低賃金、身体的・精神的な負担の大きさ、社会的評価の低さなどが悩み・不満となっている。
- 〇 平均給与(超過勤務手当等を含み、賞与を除く。)
  - ホームヘルパーは約22万9千円、福祉施設介護員は約22万8千円、全職種平均で約33万4千円。 (平成28年「賃金構造基本統計調査」)
- 〇 平均勤続年数
  - ホームヘルパーは6.3年、福祉施設介護員は6.3年、全職種平均では11.9年。(平成28年「賃金構造基本統計調査」)



出典:介護職員に対する就労意識調査(平成29年3月)

### 1 取組方針

### 現状

多くの方が、「在宅」で家族による介護や介護サービスを 受けながら人生の最期を迎えることを望んでいる。

一方で、在宅死が叶わない実態があり、自宅で最期まで療養することが困難な理由として、訪問看護体制が整っていないなど、在宅医療サービスの不足も一因と考えられる。



### 取組力針

今後の75歳以上高齢者の増加を見据えて、できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいという高齢者のニーズに対応していくため、在宅医療の充実を図るとともに、医療や介護サービスをより円滑に提供することができるよう、在宅医療・介護連携を推進する。

### 2 目標設定

項目	目標	設定の考え方
在宅医療の量的拡 充	訪問診療の受給 状況の対前年度 比増	<ul> <li>○ 地域包括ケアシステムの構築には、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、高齢者が希望する場所で、良質かつ切れ目のない療養支援を受けることで、自分らしい人生をおくることが出来るプロセスの構築が必要不可欠である。</li> <li>○ 特に、訪問診療等の在宅医療を利用する患者は、高齢者人口、特に75歳以上人口の大幅増に伴い、更に増加することが見込まれるほか、病床の機能分化・連携の本格化に伴い、訪問診療等の必要量が追加的に見込まれるなど、2025年に向けて、在宅医療へのニーズは大幅に増加することが見込まれる。</li> <li>○ そのため、在宅医療を適切に提供しつつ、在宅医療の充実と在宅医療・介護の</li> </ul>
自宅等※の在宅で最期を迎える人の割合 ※自宅、老人ホーム、介護老人保健施設	自宅等の在宅で 最期を迎える人 の割合の対前年 比増	連携を推進し、高齢者・従事者ともに満足度を高めていくことが重要である。 ○ 結果、高齢者が望む場所での療養、看取りが叶うことで、自宅等の在宅で人生の最期を迎える人の割合を高めていくことが重要である。 ○ 特に、約6割の市民が、住み慣れた自宅(居宅)で人生の最期を迎えることを望んでいるが、実際に自宅で死亡した人(14.8%)の割合との乖離が非常に大きくなっている。 ○ こうしたことから、「在宅医療の量的拡充」と「自宅等の在宅で最期を迎える人の割合」を目標として設定し、各施策を推進していくこととする。 ※ 厚生労働省人口動態調査(平成28年)の広島市における実績値:23.8% 内訳:自宅14.8%、老人ホーム7.6%、介護老人保健施設1.4%

### **重点施策Ⅳ 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進**

### 3 主な取組内容

- (1) 在宅医療に取り組む機関・人材 の確保と育成
- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の職種ごとや多職種合同の同行研 修等により、在宅医療の担い手の拡大を図るとともに、疾病や診療内容に 応じた対応力の向上を図ることにより、在宅医療提供体制の充実を図る。
- 終末期ケアや在宅看取りの対応を視野に入れ、医療・介護関係者への ACP (アドバンス・ケア・プランニング) の普及等を図る。
- (2) 在宅医療を支える病診連携、診 診連携、多職種連携、後方支援体 制の確保
- 在宅療養患者の緊急時等の入院受け入れ機関の調整や、在宅医療に関する相談など、主に医療機関からの相談に対応する「在宅医療相談支援窓口」を各区に設置・運営するとともに、緊急時等において入院病床を提供する後方支援医療機関のネットワーク化や、在宅医療を担うかかりつけ医や専門医等の相互連携・協力体制の構築など、在宅医療支援体制の整備・充実を図る。
- (3) 認知症医療・介護連携の強化
- 認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状(BPSD)や身体合併症に対する急性期治療等を行う認知症疾患医療センターを運営するとともに、認知症サポート医や認知症かかりつけ医(「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了者)のフォローアップ研修を行うことなどにより、地域の認知症医療体制の充実を図る。
- (4) 在宅医療・介護に関する市民啓 発
- 在宅医療や介護、終末期ケアのあり方や在宅での看取り、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)等に関する講演会の開催、パンフレット等の作成・配布を行い、在宅医療・介護の理解促進を図る。

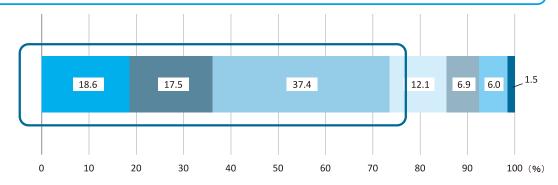
### 数値目標を設定して取り組む項目

取組	数値目標を設定して取り組む項目	H30	H31	H32
在宅医療に取り組む	①医療系も含めた多様な介護サービスが提供できる 事業所の数【再掲】 (1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	20事業所	23事業所	26事業所
機関・人材の確保と	(2)小規模多機能型居宅介護事業所	43事業所	47事業所	52事業所
育成	(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	5事業所	7事業所	10業所
	②在宅看取りに対応可能な訪問看護事業所数	100事業所	106事業所	112事業所
在宅医療を支える病 診連携、診診連携、 多職種連携、後方支 援体制の確保	③日常生活圏域における多職種連携のための情報交換 会等の開催回数	73回	77回	82回
	④認知症かかりつけ医フォローアップ研修の受講率	30%以上	30%以上	30%以上
	⑤認知症サポート医フォローアップ研修の受講率	30%以上	30%以上	30%以上
認知症医療・介護連 携の強化	⑥認知症初期集中支援チームの支援により、安定的な医療・介護サービスにつながった者の割合(1)医療サービスへの引継ぎ	60%以上	60%以上	60%以上
	(2)介護サービスへの引継ぎ	80%以上	80%以上	80%以上
在宅医療・介護に関 する市民啓発	_	_	_	_

### 重点施策Ⅳ 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進



- ① 介護を受けたい場所と介護の受け方(全国規模のアンケート結果から)
  - 一般的には、自宅で介護を受けたい方が多いが、介護の受け方は、家族介護に限らず外部の 介護サービスも求められている。
    - (Q:自分の介護が必要になった場合にどこでどのような介護を受けたいですか。)



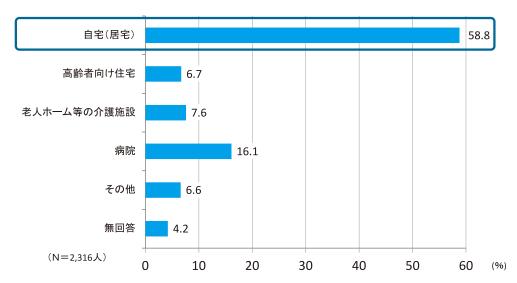
- ■自宅で家族中心に介護を受けたい
- ■自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい
- ■家族に依存せずに生活が出来るような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい
- ■有料老人ホームやケア付き高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい
- ■特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい
- ■医療機関に入院して介護を受けたい
- ■その他

出典:厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」(2016年)より本市作成 ※全国の40歳以上の者が対象



### ② 人生の最期を迎えたい場所

○ 本市では、人生の最期を自宅(居宅)で迎えたいと思っている方が過半数を占めている。(Q:あなたは、人生の最期をどこで迎えたいと思いますか。)



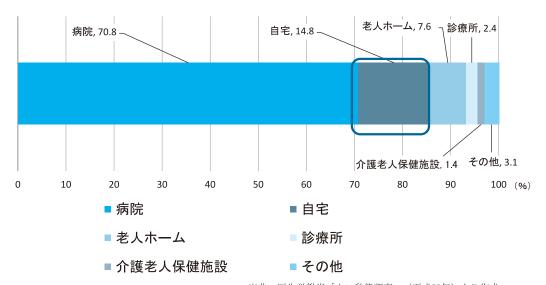
出典:「広島市市民意識調査」(平成29年3月)より本市作成 ※広島市に在住する18歳以上の者が対象

### 重点施策IV 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

### ③ 死亡の場所について

参考

○ 本市において、死亡の場所別にみると、病院を含む施設での死亡が8割を超えている一方、自宅での死亡は2割に満たない。



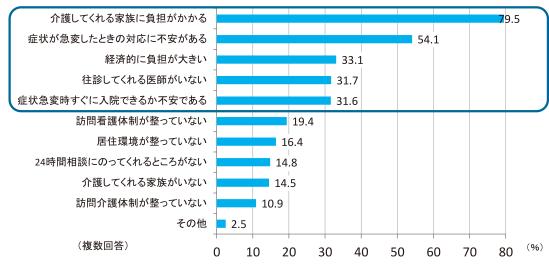
出典:厚生労働省「人口動態調査」(平成28年)より作成 ※市内における全数調査



### ④ 人生の最終段階について(全国規模のアンケート結果から)

○ 一般的には、自宅で最期まで療養することが困難な理由として、家族に介護の負担がかかることや、症状の急変への対応、また、往診してくれる医師がいないなどの意見が挙げられている。また、訪問看護体制が整っていないなど、在宅医療サービスの不足を挙げる声も散見される。

(Q:自宅で最期まで療養できるのは実現困難と考えている方を対象に、「具体的な理由は何か」を問うもの。)



出典:厚生労働省医政局「終末期医療に関する調査」 (2010年) より本市作成 ※全国の満20歳以上の者が対象

### 重点施策 V 認知症施策の推進

### 1 取組方針

### 現状

高齢化の進展と75歳以上の高齢者人口の増加とともに、 本市の認知症の人の数も増え続けることが見込まれる。

認知症の人や 軽度認知障害(MCI)のうち、相当数が適切な医療・介護サービスにつながっていない可能性がある。

認知症に関する知識・理解のさらなる促進とともに、認知症の人とその家族を地域で支えるため、具体的な活動につなげていくことが求められている。

### 取組方針

認知症高齢者の大幅な増加が予想されるとともに、 潜在的な認知症の人も多くいることが推測されること から、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)等も踏まえ、早期診断・早期対応をはじめ、症 状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供 とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、 認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けた施 策を総合的かつ体系的に推進する。

### 2 目標設定

項目	目標	設定の考え方
認知症の人とその 家族を地域で支え る意識	「認知症の人が近 所にいた場合、今 すぐ又は今後協力 したい」と回答す る人の対前年度比 増	<ul> <li>○ 本市において、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を進めていく上で、認知症への理解を深め、地域で支えるという意識を高めていくことが重要と考えられる。</li> <li>○ このため、「認知症の人とその家族を地域で支える意識」を目標として設定し、各施策を推進していくこととする。</li> <li>※ 平成28年度市民意識調査による実績:43.2%</li> </ul>

### 重点施策V 認知症施策の推進

### 3 主な取組内容

- (1) 認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための 体制整備
- 認知症が疑われる人や認知症の人に対する初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」を各区に設置し、安定した医療・介護サービスにつなげるなど、自立生活をサポートする。
- 認知症の簡易スクリーニング等、早期把握のための手法の導入について検討する。
- (2) 認知症の容態に応じた、切れ目のない良質な医療・介護の提供
- 認知症の容態の変化に応じて、切れ目なく良質な医療・介護等のサービスが提供されるよう、標準的な流れを示した「認知症ケアパス」を整備し、その充実・普及を図る。
- 認知症の専門医療相談等を行う認知症疾患医療センターの運営や、 認知症サポート医、認知症かかりつけ医のフォローアップ研修などにより、 認知症医療体制の充実を図るとともに、医療・介護関係者の認知症対応 力の向上を図る。
- (3) 若年性認知症施策の強化
- 各区に配置した認知症地域支援推進員により、若年性認知症の人や 家族等の相談対応を行うとともに、医療や介護、就労など、本人や家族 等が抱える多様な課題に対する支援に向け、若年性認知症支援コーディ ネーターの設置について検討するなど、相談支援体制の充実を図る。
- (4) 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実
- 認知症高齢者等の見守り活動など、認知症サポーターが認知症の人とその家族を支える活動に取り組めるよう、ステップアップ講座等を実施するともに、認知症の人と家族、専門職、地域住民等が気軽に集い、相談・交流などができる認知症カフェの活動の普及・定着を図る。

### 重点施策V 認知症施策の推進

### 数値目標を設定して取り組む項目

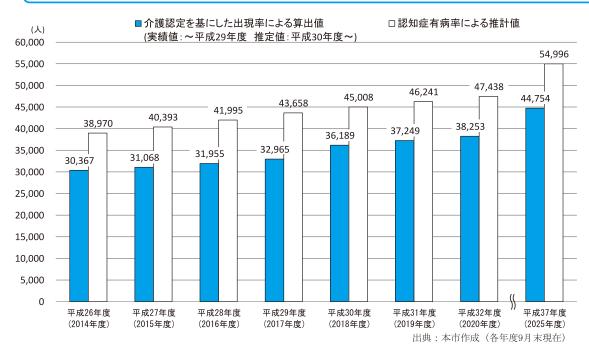
取組	数値目標を設定して取り組む項目	H30	H31	H32
到 知点 1ヶ間 十 7 丁 1	①認知症サポーター養成数 (累計) 【再掲】	92,000人	105,500人	119,000人
認知症に関する正しい知識の普及と早期 診断・早期対応のた	②認知症初期集中支援チームの支援により、安定的な 医療・介護サービスにつながった者の割合【再掲】 (1)医療サービスへの引継ぎ	60%以上	60%以上	60%以上
めの体制整備	(2)介護サービスへの引継ぎ	80%以上	80%以上	80%以上
	③認知症かかりつけ医フォローアップ研修の受講率 【再掲】	30%以上	30%以上	30%以上
	④認知症サポート医フォローアップ研修の受講率 【再掲】	30%以上	30%以上	30%以上
認知症の容態に応じ	<ul><li>⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業所数</li><li>(1)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所【再掲】</li></ul>	20事業所	23事業所	26事業所
た、切れ目のない良 質な医療・介護の提	(2)小規模多機能型居宅介護事業所	43事業所	47事業所	52事業所
供	(3)看護小規模多機能型居宅介護事業所	5事業所	7事業所	10事業所
	<ul><li>⑥認知症対応型通所介護の事業所数、認知症対応型共同 生活介護の定員数【再掲】</li><li>(1)認知症対応型通所介護事業所</li></ul>	27事業所	28事業所	29事業所
	(2)認知症対応型共同生活介護事業所	_	_	3,011人
若年性認知症施策の 強化	_	_	_	_
認知症の人と家族等 に対する生活支援・ 地域支援の充実	⑦認知症カフェのか所数	72か所	82か所	92か所

### 重点施策 V 認知症施策の推進

### ① 本市の認知症高齢者の将来推計



○ 高齢化の進展と75歳以上の高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の数も増加すると見込まれており、国の推計方法と同様に有病率を用いると、その数はさらに大きくなる。

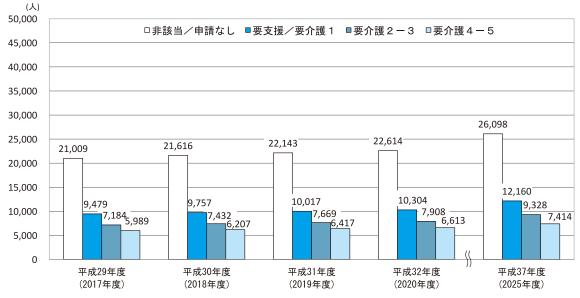


### 重点施策V 認知症施策の推進

### 参考

### ② 本市の認知症高齢者の要介護レベル別将来推計

○ 認知症有病率を基にした認知症高齢者数の推計値(①の図)について、要介護レベル別の内訳を 推計すると、いずれの区分も増加が見込まれる。特に、初期認知症に該当すると思われる「非該当/ 申請なし」の構成比が最も高い。



※ 端数処理のため、各年度の合計値と、①の認知症有病率による推計値は一致しません。

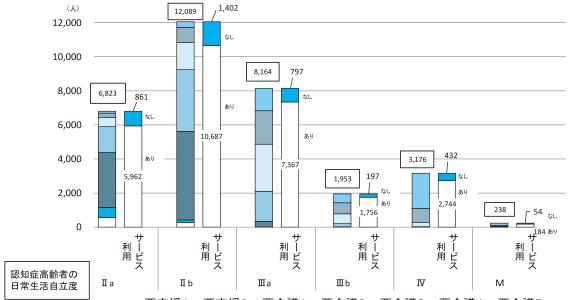
出典:本市作成(各年度9月末現在)

### 重点施策 V 認知症施策の推進



### ③ 要支援・要介護認定を受けている認知症者の介護サービス利用状況

○ 要支援・要介護認定を受けている認知症者32,443人のうち、3,743人(11.5%)がサービスを利用しておらず、適切な支援につながっていない可能性がある。



□要支援1■要支援2■要介護1□要介護2□要介護3□要介護4□要介護5

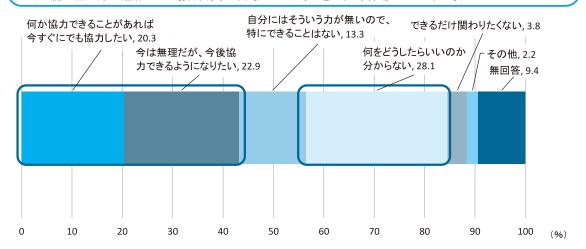
出典:本市作成(平成28年9月末現在)

### 重点施策 V 認知症施策の推進

### ④ 認知症の人とその家族を地域で支える意識



○ 市民意識調査では、認知症の人が近所にいた場合、「何をどうしたらいいのか分からない」という人が約30%となっており、引き続き、認知症サポーター養成講座等による普及・啓発が必要となっている。また、今すぐ又は今後協力したいと考えている人が約43%となっていることから、市民が認知症の人とその家族を地域で支えるため、具体的な活動につなげていくことが求められている。 (Q:認知症の方が近所にいた場合、あなた自身はどのように感じ、どう行動したいですか。)



出典:広島市市民意識調査(平成29年3月)より本市作成 ※広島市に在住する18歳以上の者が対象

### 第2章 各論

### 第7期プランの施策体系 【再掲】

20	A	施策	M	++
$\circ$	w	/ 原 東	w	在土

1 高齢者がいきいきと暮らしていく ための活動の促進

2 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

3 援護が必要な方々が安心して 暮らせるための施策の充実

### 施策項目

健康づくりと介護予防の促進

生きがいづくりの支援

まちの活性化につながる多様な活動の促進

見守り支え合う地域づくりの推進

生活環境の充実

権利擁護の推進

暮らしの安全対策の推進

質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保

在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

認知症施策の推進

被爆者への援護

横断的 な視点

エリアマネジメント共生型社会の形成自立支援と重度化防止

### 【施策の柱1】高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

### 施 | 策 | 項 | 目 | 及 | び | 主 | な | 取 | 組 |

### (1) 健康づくりと介護予防の促進

### ① 健康づくりの促進

- 一人一人の生活習慣の改善を目指し、健康ウォーキングの推進や、ロコモティブシンドローム予防の 重要性、歯の喪失予防、口腔機能の維持・向上の重要性などについての知識の普及
- 市民が主体的に楽しみながら健康の維持向上に取り組むことができる環境づくりの推進
- 健康教室の実施などによる生活習慣病予防に関する正しい知識の普及
- 元気じゃ健診等の受診率の向上など、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組の推進
- 定期予防接種の実施など感染症予防対策の推進
- 市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21(第2次)」に掲げた各種施策と調和を保ちながら、健康づくりに資する取組の推進
- 高齢者の社会参加を効果的に促進するための高齢者いきいき活動ポイント事業の実施を通じた高齢者の健康づくりの促進

### ② フレイル対策の推進

- 口腔機能の低下、低栄養、運動機能・認知機能の低下、社会参加の減少などフレイル予防の必要性の普及啓 発
- 介護予防教室の開催や地域の身近な場所で介護予防に取り組める場の整備
- 地域包括支援センターによるフレイル状態にある高齢者の早期把握と、適切なサービスや専門職等の支援へのつなぎ

### ③ 介護予防事業 (自立支援・重度化予防) 等の推進

- 地域ケアマネジメント会議の開催などの取組による介護予防ケアマネジメントの質の向上
- 要支援認定者等に対する、短期集中型サービスによる効果的な機能改善と自立支援
- 糖尿病性腎症の重症化予防のための保健指導、治療中断者・未治療者への受診勧奨
- 脳卒中・心不全の再発予防、多剤・重複処方の通知等の取組の検討

### 【施策の柱1】高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

### 施衆項目及び主な取組

### (2) 生きがいづくりの支援

### ① 外出・交流の促進

- サロンの設置・運営の支援により高齢者等のふれあいや交流の場づくりを促進
- 高齢者が気軽に通える身近な場所に、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備促進及び運営支援
- 高齢者の社会参加を効果的に促進するための高齢者いきいき活動ポイント事業の実施

### ② 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興

- 「シニア大学・シニア大学院」の支援を通じて、高齢者の社会参加、生涯学習機会の場の提供
- 「高齢者作品展」の開催支援や全国健康福祉祭(ねんりんピック)への市代表選手団の派遣支援を通じて、高齢者の日頃の活動成果を発表する場を提供

### ③ 市民の高齢者への理解の促進

○ 百歳高齢者への訪問などにより高齢者の長寿を祝福

### (3) まちの活性化につながる多様な活動の促進

### ① 就業などの社会参加の促進

- 市シルバー人材センターにおける新規事業の展開や就業機会の開拓等の支援
- 「シニア応援センター」における、職業紹介をはじめとした相談者の希望に応じた社会参加・社会貢献 の機会の提供
- 「協同労働」による、高齢者の働く場や生きがいの創出

### ② 地域を支える活動の促進

- 町内会・自治会等が、自主的・継続的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組の支援
- 高齢者の社会参加を効果的に促進するための高齢者いきいき活動ポイント事業の実施を通じたボラン ティア活動等の促進
- 地域活動の取組を支援する生活支援コーディネーターの配置
- 生活支援・介護予防サービスの担い手養成講座の開催等
- 市民活動保険制度の実施による高齢者の自主的・自発的な市民活動の支援

### 【施策の柱2】高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

### 施 | 策 | 項 | 目 | 及 | び | 主 | な | 取 | 組 |

### (1) 見守り支え合う地域づくりの推進

### ① 地域における見守り・支え合い活動等の促進

- 地域全体で高齢者を支え合う仕組みを構築する「高齢者地域支え合い事業」の取組か所数の増加
- 民生委員・児童委員の相談・援助活動や地区社会福祉協議会による「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、単位老人クラブによる「友愛訪問」など、高齢者を見守る地域活動の促進

### ② 相談支援体制の充実

- 高齢者人口の増加などに対応するための地域包括支援センターの体制の充実
- 区役所厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口における、高齢者等からの相談対応及び、地域包括支援センターや医療機関、介護サービス事業者等との連絡調整

### ③ 生活支援サービスの充実

- 多様なニーズに対応した、地域団体やNPO等の多様な主体による「住民主体型生活支援訪問サービス」 等の生活支援サービスの充実
- 地域の資源開発、関係者のネットワーク化等を行う生活支援コーディネーターの配置等

### ④ 地域共生社会に向けた体制整備

○ 広島市地域福祉計画の改定、広島市くらしサポートセンターによる伴走型支援の充実、保健師の地区担当制の強化などにより、高齢者、障害者、子ども等を地域において包括的に支援する体制の整備

### (2) 生活環境の充実

### ① 高齢者向け住まいの確保

- 関連計画・施策との整合を図りながら、高齢者に配慮した住まいの整備供給の促進
- 養護・特別養護老人ホームにおける居住環境の改善に向けた老朽化対策

### ② 福祉のまちづくりの推進

○ 公共施設等のバリアフリー設備の整備状況についての「広島市バリアフリーマップ」の提供や、公共施設・公共交通等のバリアフリー化の促進など、ソフト・ハードの両面から福祉のまちづくりを推進

### 【施策の柱2】 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

### 施衆項目及び主な取組

### (3) 権利擁護の推進

### ① 成年後見制度の普及促進

- 判断能力が十分でないなど財産管理等ができない高齢者に代わり、本市による家庭裁判所への成年後見人等の選任の申立てと、後見人等への報酬を支払う資力が無い被後見人等への報酬相当の費用の助成
- 一般市民の中から成年後見業務を担う人材(市民後見人)の養成と、専門家等によるサポート体制の整備

### ② 高齢者虐待防止の推進

- 区役所厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会等の関係団体や介護サービス事業者等と連携 して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を実施
- 虐待を受けた高齢者を緊急に一時保護する居室の確保や虐待対応職員の研修の充実

### (4) 暮らしの安全対策の推進

### ① 交通事故防止対策の推進

○ 交通安全教室の開催などによる交通安全意識の高揚や、歩行者空間のバリアフリー化の推進など、高齢者 が歩行者として交通事故に遭遇しないための交通環境の充実

### ② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

○ 高齢者をねらった特殊詐欺などの犯罪情報の提供、防犯講習会や出前講座の実施、防犯対策及び防犯活動 に関する相談体制の充実など、分かりやすい防犯意識の啓発や相談体制の充実

### ③ 消費者施策の推進

○ 地域包括支援センター職員等を対象とした講習会、一般市民を対象とした消費生活サポーター養成講座などの実施による、高齢者等を地域ぐるみで見守る人材育成と見守り体制づくり

### ④ 防災対策の推進

- 災害時に自力での避難が困難である高齢者等の避難行動要支援者について、地域の実情に応じた避難支援 に係る取組の支援
- 社会福祉施設等との福祉避難所の設置協定の締結を推進

### 【施策の柱3】援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

### 施|策|項|目|及|び|主|な|取|組

### (1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

### ① 介護サービス基盤の整備

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護について、 全市的な提供体制の確保と更なる充実
- 特別養護老人ホームへの入所の必要性が高い要介護者の受入れができるよう基盤整備
- 障害福祉サービスを受けていた人が、高齢者になっても同一の事業所でサービスを受けやすくする共生型 サービスの実施

### ② 介護人材の確保・育成

- 国が行う賃金面での処遇改善のほか、「保育・介護人材応援プロジェクト会議」において実施する福利厚生面での処遇改善、職場環境の改善、介護分野で働く意欲を持った人材と事業者双方のニーズを踏まえたマッチング機会の創出等、就労・定着につながる環境整備
- 介護サービスの質を高める介護人材の資質の向上や介護職のリーダーとなる優れた人材の育成
- 特別養護老人ホーム等において、医療的ケアが可能な資格を持つ介護福祉士等による医療的ケアの提供
- 介護職未経験者が就業しやすくするための環境整備

### (2) 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保

### ① 介護給付の適正化の取組の推進

- 介護サービス事業者の指導監督を通じた介護サービスの適正な提供と質の確保
- 利用者の適切な福祉用具選択に必要な情報提供等による福祉用具購入・貸与の適正化
- 「ケアプラン点検」や、ケアマネジャーに対する業務支援や研修等の実施によるスキルの向上と、適切なケアマネジメントの推進

### ② 相談・苦情解決体制の充実

○ 関係機関との連携による、高齢者やその家族等からの介護サービス等に対する相談や苦情への適切な対応

### ③ 低所得者対策等の実施

○ 低所得者等に対する介護保険料及び利用者負担の軽減

### 【施策の柱3】援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

### 施|策|項|目|及|び|主|な|取|組

### (3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

### ① 在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成

- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の職種ごとや多職種合同の同行研修等による、在宅医療の担い手の拡大
- 疾病や診療内容に応じた対応力の向上による、医療機関、訪問看護事業所等の在宅医療提供体制の充実
- 医療・介護関係者へのACP(アドバンス・ケア・プランニング)の普及と在宅看取りの対応力の向上

### ② 在宅医療を支える病診連携、診診連携、多職種連携、後方支援体制の確保

- 地域連携パスの活用等による、病院と診療所、診療所と診療所等、医療機関相互の連携強化
- 医師、訪問看護師、ケアマネジャー(介護支援専門員)、居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに携わる職員等の多職種協働での退院前カンファレンス(検討会)等の実施による、切れ目のない医療・介護体制の確保
- 在宅療養患者の緊急時等の入院受け入れ機関の調整等の相談に対応する在宅医療相談支援窓口の各区設置
- 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進のための具体的方策等について協議、取組を推進する、医療関係者と介護関係者等で構成する「在宅医療・介護連携推進委員会」を市及び各区に設置
- 医療・介護サービスを一体的に提供するためのICT等を活用した効果的・効率的な連携ツールの整備検討

### ③ 認知症医療・介護連携の強化

- 認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状 (BPSD) に対する急性期治療等を行う認知症疾患医療センターの運営や、認知症サポート医のフォローアップ研修などによる地域の認知症医療体制の充実
- 認知症の早期発見、早期対応や症状の進行段階に応じた医療・介護サービス等の切れ目ない提供体制の整備
- 認知症の容態の変化に応じた医療・介護等のサービス提供の標準的な流れを示した認知症ケアパスの整備等

### ④ 在宅医療・介護に関する市民啓発

- 在宅医療や介護、終末期ケアのあり方や在宅での看取り、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)等に関する講演会の開催、パンフレット等の作成・配布による、在宅医療・介護の理解促進
- 家族介護教室等による介護者の負担軽減と在宅医療を含む在宅ケアの向上

### 【施策の柱3】援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

### 施|策|項|目|及|び|主|な|取|組

### (4) 認知症施策の推進

- ① 認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備
  - 地域において認知症の人への理解者・支援者となる「認知症サポーター」の養成
  - 認知症初期支援を包括的・集中的に行う認知症初期集中支援チームの各区設置による自立生活のサポート
- ② 認知症の容態に応じた、切れ目のない良質な医療・介護の提供
  - 若年性認知症の特性を踏まえた、認知症高齢者グループホーム等の認知症対応型サービスの計画的な整備
  - 認知症の人の生活の質(QOL)の維持・向上に向けたケア等に関する質の向上のための方策の検討
- ③ 若年性認知症施策の強化
  - 若年性認知症支援コーディネーターの設置検討など、若年性認知症に関する相談支援体制の充実
  - 市民や職域に対する若年性認知症に関する正しい知識の普及や介護従事者に対する研修の実施
- ④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実
  - 認知症の人と家族を支える活動に取り組む市民の増加に向けた認知症サポーターステップアップ講座の実施
  - 医療機関や介護サービス、その他生活支援を行う者の間の連携体制づくりや認知症カフェの普及・定着

### (5) 被爆者への援護

- ① 被爆者への健康診断等の実施
  - 年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診断の実施
- ② 被爆者からの相談対応
  - 区健康長寿課の被爆者相談員による相談対応や家庭訪問の実施
- ③ 被爆者の日常生活の支援
  - 介護手当の支給や介護保険サービスの利用料に対する助成の実施
  - 原爆養護ホーム (一般養護ホームと特別養護ホーム) における被爆者への生活指導や日常生活の世話の実施

### 第3章 介護サービスの量及び介護給付に係る費用の見込み等

### 介護サービス基盤の整備促進

### 施設・居住系サービスの整備促進

依然として多数の入所申込者がいる介護老人福祉施設や、認知症高齢者の増加によりさらなる需要が見込まれる認知症高齢者グループホームについては、第6期介護保険事業計画から引き続き、整備を促進するとともに、その他の施設についても、サービスの利用状況や今後の需要等を勘案しながら、計画的にサービス基盤の充実を図ります。

主な施設・居住系サービスの第7期計画期間中の整備数

区 分	整備数	考え方
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	261人分	今後の認知症高齢者数の伸びを踏まえ、必要整備数を算 出。
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等)	100人分	今後の高齢者数の伸びを踏まえ、必要整備数を算出。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	380人分	平成29年4月1日現在の入所申込者のうち、入所の必要性が高い者の数を基に算出。 ※全て広域型特別養護老人ホームの整備とし、地域密着型特別養護老人ホームの新規整備は行わない。
介護老人保健施設	_	入所申込者や年間の入退所者の状況等を踏まえ、新たな 整備は見込まない。
介護医療院	429人分	介護療養型医療施設・医療療養病床からの転換意向を基 に算出。

### 地域密着型サービス基盤の整備促進

地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を有しており、今後さらに サービス提供体制を充実する必要があります。

このため、これまでの事業所の開設状況を考慮の上で、利用実績や今後の利用の伸び等を踏まえるとともに、地域の介護サービス基盤の整備状況等に係る情報の提供を図りながら、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等のサービス基盤の整備を促進します。

主な地域密着型サービスの事業所数と利用者数の見込み

区 分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	事業所数	20事業所	23事業所	26事業所
定期巡回·随時対応型訪問介護看護 	利用者数	219人/月	259人/月	299人/月
# III 사 수 피 카 III 스 #	事業所数	5事業所	5事業所	5事業所
夜間対応型訪問介護 	利用者数	110人/月	104人/月	98人/月
-지수요.수 사 수 피 '혹 = ' ᄉ -#	事業所数	27事業所	28事業所	29事業所
認知症対応型通所介護 	利用者数	217人/月	224人/月	231人/月
	事業所数	43事業所	47事業所	52事業所
│ 小規模多機能型居宅介護 │	利用者数	702人/月	742人/月	814人/月
<b> </b>	事業所数	5事業所	7事業所	10事業所
│ 看護小規模多機能型居宅介護 │	利用者数	117人/月	147人/月	209人/月
	事業所数	172事業所	178事業所	183事業所
地域密着型通所介護 	利用者数	3, 213人/月	3,329人/月	3,426人/月

### 介護サービスの量の見込み及び 介護保険料について

### 1 介護サービスの利用者の見込み

主な介護サービスの利用者の見込みは、次のとおりです。

(単位:人/月)

					(年四.八/万/
	区 分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	訪問介護		9, 344	9, 371	9, 334
屋	-+	介護サービス	5, 741	6, 136	6, 516
居宅	訪問看護	介護予防サービス	983	1, 057	1, 135
<del>,</del>	通所介護		9, 586	9, 936	10, 242
	<i>t</i> = +11 1 =1 4 > 7 A = #	介護サービス	2, 811	2, 846	2, 860
ビュ	短期入所生活介護 	介護予防サービス	92	92	92
ス	短河 田 B 代 E	介護サービス	14, 690	15, 239	15, 710
	福祉用具貸与 	介護予防サービス	6, 240	6, 613	6, 979
	定期巡回•随時対応型訪問介	護看護	219	259	299
サ地		介護サービス	629	664	729
學	小規模多機能型居宅介護 	介護予防サービス	73	78	85
- ビス ボラ	- 初如点分点到共同生活人进	介護サービス	2, 564	2, 615	2, 736
ス型	│認知症対応型共同生活介護 │	介護予防サービス	9	10	10
_ =	看護小規模多機能型居宅介護	住る	117	147	209
t t	介護老人福祉施設(特別養護	4, 021	4, 051	4, 108	
施   ビ設	介護老人保健施設		2, 264	2, 264	2, 264
Z R	介護療養型医療施設・介護医	<b>臺療院</b>	956	1, 005	1, 023

### 2 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる第7期計画期間における保険給付費及び地域支援 事業費の見込みは、2,837億3,400万円となります。

	区分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	合 計
仴	<b>R</b> 険給付費	829億 900万円	861億3,600万円	896億2,300万円	2, 586億6, 800万円
	居宅サービス	552億1,600万円	574億9,800万円	600億2, 100万円	1, 727億3, 500万円
	施設サービス	233億9, 700万円	239億7,000万円	244億9, 900万円	718億6, 600万円
	特定入所者介護サービス	22億2, 400万円	22億5,000万円	22億8,000万円	67億5, 400万円
	高額介護サービス費等	20億7, 200万円	24億1,800万円	28億2, 300万円	73億1, 300万円
놴	也域支援事業費	80億9, 100万円	83億7,600万円	85億9,900万円	250億6, 600万円
	介護予防・日常生活支援総合事業費	56億9,300万円	59億4,500万円	61億4, 200万円	177億8,000万円
	包括的支援事業 • 任意事業費	23億9,800万円	24億3, 100万円	24億5, 700万円	72億8, 600万円
	合 計	910億円	945億1, 200万円	982億2, 200万円	2,837億3,400万円

<sup>※</sup> 地域密着型サービスに係る保険給付費は、居宅サービスに含めています。

### 3 第1号被保険者の介護保険料

第7期計画期間における保険給付費等の見込額に基づき、次のとおり、65歳以上の第1号被保険者の保険料を定めました。保険料基準月額は 6,170円となります。 (第6期計画期間(平成27年度~平成29年度)の保険料基準月額5,868円)

所得段階		要件	基準月額に 対する割合	保険料月額						
第1段階	市世	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者 本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	0. 5 [0. 45]	3, 085円 [2, 777円]						
第2段階	市民税非課税世帯全員が	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	0.7	4, 319円						
第3段階	税が	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 120万円超	0. 75	4, 628円						
第4段階	課税世者帯	税世   80万円以下		5, 553円						
第5段階	有命あり	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超		6, 170円						
第6段階		本人の前年の合計所得金額 125万円以下	1.1	6, 787円						
第7段階	本人	本人の前年の合計所得金額 125万円超 200万円未満	1. 25	7, 713円						
第8段階		人	人	人	人	人	人		本人の前年の合計所得金額 200万円以上 300万円未満	1.5
第9段階	市	本人の前年の合計所得金額 300万円以上 400万円未満	1. 7	10, 489円						
第10段階	税	本人の前年の合計所得金額 400万円以上 600万円未満 本人の前年の合計所得金額 600万円以上 800万円未満		11, 415円						
第11段階	民税課税			12, 649円						
第12段階	]	本人の前年の合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	2. 25	13, 883円						
第13段階		本人の前年の合計所得金額 1,000万円以上	2. 45	15, 117円						

<sup>※</sup> 第1段階の[]は、公費を投じて行っている保険料軽減措置後の割合及び保険料月額です。

<sup>※</sup> 第7期の保険料の算定の要件において、合計所得金額とは、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に規定される土地等の譲渡所得がある場合、それに係る特別控除額を地方税法(昭和25年法律第226号)に規定される合計所得金額から控除した額を用います。また、その他の合計所得金額とは、上記の合計所得金額から、さらに公的年金等の雑所得を控除した額をいいます。

### 4 本市の介護保険料の将来推計

	区分	保険料 (基準月額)
	平成27(2015)年度	
第6期	平成28(2016)年度	5, 868円
	平成29(2017)年度	
	平成30(2018)年度	
第7期	平成31(2019)年度	6, 170円 (+302円)
	平成32(2020)年度	(100211)



	第9期	平成37(2025)年度	8, 400円程度
--	-----	--------------	-----------

平成37(2025)年度の介護保険料の将来推計については、サービスの利用 状況や介護報酬が同じ条件のまま継続するものと仮定して試算しています。

## 2 施策項目別の取組一覧

### 施策の柱口

# 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

# 施策項目(1) 健康づくりと介護予防の促進

### 健康づくりの促進

		1					T		T	I .	T .		Г
	関係課	保健医療課	保健医療課	保健医療課	保健医療課	保健医療課	高齢福祉課	スポーツ振興課	保健医療課	保健医療課· 保険年金課	保健医療課· 保険年金課	保健医療課	保健医療課
	取組內容等	運動器機能の維持向上を目的とした健康ウォーキング教室 を開催するとともに、健康ウォーキングの楽しさや効用を広 めることを目的とした健康ウォーキング大会を開催します。	日常的に取り組む動機付けを目的として、ウォーキングの 取組状況に応じた認定証等の交付を行います。	健康ウォーキングの楽しさや効用を広める「健康ウォーキング推進者」の育成と活動の支援を行います。	運動器機能の向上や認知症予防などの介護予防に継続的に 取り組む地域の自主グルーブが一定の基準を満たした場合、活動用品を支給します。	地域において健康ウォーキング等を行う自主グループの総 続的な活動を支援します。		区スポーツセンター等において、高齢者を対象とした健康・ 体力づくりのための事業の実施、情報提供及び活動の場の 提供等を行います。	各区保健センターにおいて、生活習慣病予防のための健康 教室、健康相談を実施します。また、ロコモティブシンド ローム予防や口腔機能向上等の健康づくりに資する教室を 開催します。	広島市国民健康保険の被保険者や後期高齢者医療の被保険 者を対象に各種健康診査を実施するとともに、各種がん検 診や節目年齢歯科健診を実施します。	「行政・医療機関・地域団体等が一体となり、重層的な啓発活動を展開します。また、高齢者いきいき活動ポイント事業やひろしまヘルスケアポイント制度の普及に努め、インセンティブの付与による受診率の向上を目指します。	定期予防接種として、「インフルエンザワクチン」や「肺炎球 菌ワクチン」の接種を実施するとともに、市ホームページか らの情報発信等により感染症予防対策の普及啓発を行います。	本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま?」(第2次)」 を推進するため、健康づくりに関する様々な団体・機関等 で構成される「元気じゃけんひろしま?」(第2次) 推進会 護」等において構成団体・機関が情報を共有し、連携を図
リーを受している。	取組名等	健康ウォーキングの場や機会 の提供	健康ウォーキング認定制度の 実施	健康ウォーキング推進者の育 成と活動支援	お達者ポイント事業の実施	健康づくりに関する自主グ ループ化支援	高齢者いきいき活動ポイント 事業の実施	区スポーツセンター等における健康・体力づくりのための 数室	健康教室、健康相談の実施	元気じゃ健診・がん検診等の 実施	元気じゃ健診(特定健康診査) の受診率向上	各種感染症予防のための取組	「元気じゃけんひろしま?」 (第 2 次) 推進会議」等における構成団体・機関との取組

## ② フレイル対策の推進

取組名等	取組內容等	関係課
地域介護予防拠点整備促進事 業の実施	地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域 団体等と協力し、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点 の整備を促進するとともに、助言・情報提供や講師派遣等 により、運営を支援します。	地域包括ケア推進課
地域リハビリテーション活動 支援事業の実施	介護予防の取組について機能強化するため、住民主体の通いの場である地域小護予防拠点の立ち上げ及び運営の支援や、介護予防ケアマネジメントにリハビリ専門職の専門的知見を生かします。	地域包括ケア推進課
地域高齢者交流サロン運営事 業の実施	地域団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会など)が 実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、 高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通い の場」の活性化を図るための補助を行います。	高齢福祉課
健康づくり・介護予防に関する教室の開催	各区保健センターや地域包括支援センターにおいて、フレイル予防の必要性の普及啓発を行うとともに、ロコモティブシンドローム予防、低栄養予防、口腔機能向上等の健康づくり・介護予防に資する教室を開催します。	保健医療課・ 地域包括 ケア推進課
短期集中型訪問・通所サービ ス事業の実施	高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活 が維持できるよう、専門職が短期集中的に、運動器の機能 向上・栄養改善・口腔機能向上等を目的とした支援を行い ます。	地域包括ケア推進課
短時間型デイサービス事業の 実施	高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活 が維持できるよう、運動を中心とした機能訓練等を行いま す。	介護保険課
高齢者いきいき活動ポイント 事業の実施 (再掲)	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域での ポランティア活動や健康診査等の受診、介護予防・健康増 進に資する活動の実績に基づきポイントを付与し、集めた ポイント数に応じて奨励金を支給します。	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメントの 充実 (地域包括支援センター の運営)	地域包括支援センターにおいて、地域の介護予防活動の情報を収集・整理し、介護予防マップを作成しています。また、地域包括支援センターに対い、日常生活圏域でとの人口構成や要支援・要介護認定のが沿導に関する情報提供や職員可能会の開催等により、地域特性を踏まえた自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの活異を図ります。こちに、広島版のアセスメンドンートの活用や地域ケアマネジメント会議の開催等により、介護予防ケアマネジメントの活用や地域ケアマネジメント会議の開催等により、介護予防ケアマネジメントが関の更なる強化を図ります。 加えて、地域包括支援センターの活動を通じて、フレイル状態にある高齢者を早期に把握し、適切なサービスや専門職等の支援につなげます。	地域包括ケア推進課
地域ケアマネジメント会議の 開催	地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントの質の強化を図るため、医師、歯科医師、管理栄養士、リハビリ専門職等を構成員とした地域ケアマネジメント会議を開催:ます。	地域包括 ケア推進課

# ③ 介護予防事業(自立支援・重度化予防)等の推進

田 名 夕 祭	田 名 名 名 田	阻区理
に関する教	-(こおいて、フレ -(こよいて、フレ らに、ロコモティ 3の低下予防等の	地域包括 ケア推進課
地域介護予防拠点整備促進事 業の実施 (再掲)	地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域 団体等と協力し、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点 の整備を促進するとともに、助言・情報提供や講師派遣等 により、運営を支援します。	地域包括 ケア推進課
地域高齢者交流サロン運営事業の実施(再掲)	地域団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会など)が 実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、 高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通い の場」の活性化を図るための補助を行います。	高齢福祉課
高齢者いきいき活動ポイント 事業の実施 (再掲)	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域でのポランティア活動や健康診査等の受診、介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づきポイントを付与し、集めたポイント数に応じて奨励金を支給します。	高齢福祉課
重度化予防の取組	糖尿病性腎症の重症化予防及び脳卒中・心不全の再発予防 等のための保健指導を実施します。また、糖尿病等の生活 習慣病に係る治療中断者・未治療者への受診勧奨を実施し ます。	保険年金課· 保健医療課
短期集中型訪問・通所サービス事業の実施 (再掲)	高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活 が維持できるよう、専門職が短期集中的に、運動器の機能 向上・栄養改善・口腔機能向上等を目的とした支援を行い ます。	地域包括 ケア推進課
短時間型デイサービス事業の 実施(再掲)	高齢者が要介護状態等になることを予防し、自立した生活 が維持できるよう、運動を中心とした機能訓練等を行いま す。	介護保険課
介護予防ケアマネジメントの 充実(地域包括支援センター の運営)(再掲)	地域包括支援センターにおいて、地域の介護予防活動の情報を収集・整理し、介護予防マップを作成しています。また、地域の指支援センターに対し、日常生活圏域でとの人口構成や要支援・要介護認定の状況等に関する情報提供や関連関係金の開催等により、地域特性を確まえた目立、こらに、広島版のアセスメントシートの活用や地域ケアマネジメントの護の関係等により、介護予防ケアマネジメントの選の関係を関します。 トの質の更なる強化を図ります。加えて、地域や日本が表別を担じて、北島版のアセスメントシートの活用や地域ケアマネジメントの活用や地域ケアマネジメントの活用を関して、スタールの質の更なる強化を図ります。 加えて、地域包括支援センターの活動を通じて、フレイル 状態にある高齢者を早期に把握し、適切なサービスや専門職等の支援につなげます。	地域包括ケア推進課
地域ケアマネジメント会議の 開催 (再掲)	地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントの質の強化を図るため、医師、歯科医師、管理栄養士、リハビリ専門職等を構成員とした地域ケアマネジメント会議を開催します。	地域包括 ケア推進課

## 施策項目(2) 生きがいづくりの支援

### ① 外出・交流の促進

1998年1997年1998年1998年1998年1998年1998年1998年
いさいをいる。 といきいをいている。 これでは、 これでは、 これでは、 これでは、 これでは、 といます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいます。 でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい
地域団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会など)が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るための補助を行います。
地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域団体等と協力し、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を促進するとともに、助言・情報提供や講師派遣等により、運営を支援します。
メンターと呼ばれる人生経験の豊富な大人が、子ども(小・中学生)と、1 対 1 の関係で継続的・定期的に交流し、信頼関係を築きながら子どもの成長を手助けする「青少年支援メンター制度」を推進します。
高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が外出するきつ かけづくりとして、公共交通機関の利用に要する経費を助 成します。
高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域での高齢者のインティア活動や健康資産の受診、介護予防・健康増進に資する活動の実績に基づまポイントを付与し、集めたポイントを付らし、集めたポイント数に応じて発励金を支給します。

## 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興

(N)

<ul><li>取 組 内 容 等</li><li>市社会福祉協議会が行っ「シーフ大ジ・</li></ul>
おいて、一般教養講の おいて、一般教養講例 材の育成などを支援(
高齢者の日頃の学習成果を発表する場や学習体験( 提供することを目的として市文化財団が行う「高! 展」の開催を支援します。
高齢者のスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」への市代表選手団の派遣を支援します。
高齢者が、学びを生きがいの創出にう、公民館において高齢者を対象と「開催します。
地域における高齢者の自主的な活動拠点を提供するため、 老人福祉センター、老人いこいの家及び老人運動広場を管理運営します。

### 市民の高齢者への理解の促進

関係課	高齡福祉課	地域福祉課
田 祖 日 昭 第	高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表することを目的として、百歳高齢者への訪問等を行います。	市社会福祉協議会が、青少年や企業を対象とした高齢者の 疑似体験キットなどを活用して行う「福祉教育・福祉体験 講座」等の開催を支援します。
田 名 等	敬老事業の実施	青少年や企業を対象とした福 祉教育・福祉体験講座等の開 催支援

# 施策項目(3) まちの活性化につながる多様な活動の促進

## ① 就業などの社会参加の促進

関係課	雇用推進課		農政課		岩				
LIN MIC									
	- た1 / 市田			• ш	· 加 伽の配一				
ilこより、就業 持たない市民 §を行った後、	:持たない市民 多を行った後、	して育成しま	7市民を募集・ 、野菜等の生		市社会福祉協議会において「シニア応援センター」を運営し、元気で活動的な高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、生き生きと活躍できるよう、相談者の希望に応じて、職業紹介をはじめ、シルバー人材センターの入会案内、ボランティアの登録などを行います。	The Act and Manage Trans Base The Act and Base The Act and Base The Act and Base The Act and Base The Base Th	ンター」を連覧 つてきた知識や が 相談者の希望 材センターの入 す。 感じながら地域 同労働」により、 るためのモデル もためのモデル をしてまする活	市社会福祉協議会において「シニア応援センター」を運営し、元気で活動的な高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、生き生き 古羅できるよう、相談者の希望に応く、 地球を活かし、生き生き 古羅できるよう、相談者の希望に応く、 地業を活かし、生き生き 古田の子の一般を行います。 自らが出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に取り組む労働形態である「協同労働」により、事業を実施します。 古民活動を担ら入材育成の講座などを実施します。 古民活動などを通じて得た知識・技術などを生かしてボラッティア活動などを通じて得た知識・技術などを生かしてボラッティア活動などを通じて得た知識・技術などを生かしてボラッチを通じて得た知識・技術などを生かしてボラッチを通じて得た知識・技術などを生かしてボラッチを通じて得た知識・技術などを生かしてボラッチを通じて得た知識・技術などを生かしてボラッチを強いない。 と社会福祉協議会が設置運営する「ボランティア情報センケー」などの取組を支援します。	市社会福祉協議会において「シニア応援センター」を運営 し、元気で活動的な高齢者が、これまで培ってきた知識や 経験を活かし、生き生きと活躍できるよう、相談者の希望 に応じて、職業紹介をはじめ、シルバー人材センターの入 自らが出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域 自らが出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域 事業を実施します。 前末もづくり市民交流プラザ等において、地域を支える活 動など市民活動を担る人材育成の講座などを実施します。 市民活動などの保入知識・技術などを生かしてボラ 市大会福祉協議会が設置運営する「ボランティア情報セン ウー、区社会福祉協議会が設置運営する「ボランティア情報セン センター」などの取組を支援します。 センター」などの取組を支援します。 他ンター」などの取組を支援します。 市ホームページ・広 税紙などを活用し、市民活動・ボランティア活動、地域活 動等の情報発信を行います。
が問等により 農地を持たね 荷研修を行 誘家として育	農地を持たね 荷研修を行 ؤ家として育		目指す市民? 2行い、野菜	※センター」 で培ってきたによってきた。 もまず	アン、imwr 一人材センケ inst す。	ラン、『世歌』 一人村センタ います。 いを感じな力 「協同労働」 築するための	) し、" に吹 に	- 人人・品がでいる。	- 人が中でを - 人がもできる - 人ができない。 - 大を - 大を - 大を - 大の - 大の - 大の - 大の - 大の - 大の - 大の - 大の
就業開拓推進員による企業等への戸別訪問等により、就業機会の開拓・提供等を行います。 作工職等を機に新規就農を希望する農地を持たない市民 を募集・選もし、1 年間栽培技術・出荷研修を行った後、 農地をあっせんし野菜等の生産販売農家として育成します。 1 年間栽培技術・出荷研修を行うた後、	では、 で、出る研修 販売農家とし 部農を目指す。 研修を行い、 で、旅報ヤンク	需農を目指する 研修を行い、 ア応将セン	ア広播セン	「活動的な高齢者が、これまで指って で活動的な高齢者が、これまであって かし、生き生きと活躍できるよう、様 、職業紹介をはじめ、シルバー人材社 ボランティアの登録などを行います。		:きがいを感( :ある 「協同労 ,を構築するな	目らが出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域 課題の解決に取り組む労働形態である「協同労働」により 高齢者の働・傷を創出する仕組みを構築するためのモデル 事業を実施します。 市まちづくり市民交流ブラザ等において、地域を支える 動など市民活動を担う人材育成の講座などを実施します。	さがいを感じる「協同労働」 ・ある「協同労働」 ・を構築するが、地域 おいて、地域 技術などを対 対策を表態し、「ボランテー」 ・「ボランテー」	目らが出資して経営に参画し、生きがいを感じなが 課題の解決に取り組む労働形態である「協同労働」 高齢者の働く場を創出する仕組みを構築するための 事業を実施します。 市ま方くり市民交流プラザ等において、地域を支 助など市民活動を担う人材育成の講座などを進化 市民活動などを通じて得た知識・技術などを生かし アイア活動をする人材の登録・斡旋を実施します。 市社会福祉協議会が設置運営する「ボランティア情 ター」、区社会福祉協議会が設置運営する「ボランティア情 オートーン・し報紙をを活り、市民活動・ボランティア情 税紙などを活用し、市民活動・ボランティア活動、 税紙などを活用し、市民活動・ボランティア活動、 和業化などを活用し、市民活動・ボランティア活動、 動等の情報発信を行います。
就業開拓推進員による企業等への戸別訪問等により 機会の開拓・提供等を行います。 定年退職等を機に新規就是を希望する農地を持たな を募集・選考し、1年間栽培技術・出荷研修を行う 要地をあっせんし野菜等の生産販売農家として育 事。 要かあっせんし野菜等の生産販売農家として育 す。 農家出身者で定年退職等を機に帰農を目指す市民を 選考し、1年間栽培技術・出荷研修を行い、野菜 電販売農家として育成します。 市社会福祉協議会において「シニア応援センター」 市社会福祉協議会において「シニア応援センター」 に、元気で活動的な高齢者が、これまで培ってきた 保験を活かし、生き生きと活躍できるよう、相認者 に続いていまれた。	を希望する農	機に帰農を巨 出荷研修を: す。 「シニア応援 げ、これまで お躍できるよ	「シニア応援 う、これまで 活躍できるよ	め、シルバー 家などを行い	し、生きがい を態である「 + 細分を構築		ずにいていた。 げ等において 育成の講座な	「等において ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	プ等において ずまたおいて 可認・技術な 登録・斡旋を登録・斡旋を 登する「ボラ が設置運営する「ボラ が設置運営する「ボラ が設置ではない。 を表する。 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、
就業開拓推進員による企業等への機会の開拓・提供等を行います。 定年退職等を機に新規就農を希望を募集・選考し、1 年間栽培技 を募集・選考し、1 年間栽培技 豊地をあっせんし野菜等の生産 す。 農家出身者で定年退職等を機に 選考し、1 年間栽培技術・出荷 産販売農家として育成します。	規就農を者 年間栽培 (菜等の生) (菜等の生) (報等を機) (3) 技術・出 (或します。	職等を機(5 時技術・出 成します。 おいて「シ	<] 2114	高臀者が、 生きと活躍 をはじめ、 アの脅線な	に参画し、 む労働形態 出する仕郷	! !		事業を実施します。 市まちづくり市民交流プラザ等におい 動など市民活動を担う人材育成の講座 市民活動などを通じて得た知識・技術 ンティア活動をする人材の登録・斡旋 オ共会福祉協議会が設置運営する「 オ カー」、 な社会福祉協議会が設置運営する「 イ カー」、 などの取組を支援します。	ボブラザ等 で
重員による ・提供等を を機に新規 ぎし、 1 年 さんし野芽	を機に新規 ぎし、1年 さんし野寺		ご定年退職 年間栽培! こして育成	L協議会にお ご指動的な高 い、生き生 職業紹介を でフンティア	ンて経営に こ取り組む	、場を創出 ごます。	、 場を創出 がます。 り 市民交流 5動を担う	、場を創出 ンます。 一ます。 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で	事業を実施します。 事業を実施します。 動木まづくり市民交流ブラリ 動木まづくり市民交流ブラリ 動木まがとを通じて得た別 かけた動をする人材で 大イアイ野教をする人材の 市社会福祉協議会が設置運営 センター」などの取組を支援 センター」などの取組を支援 市ホームページ・広報紙や計 報紙などを活用し、市民活集 教験などを活用し、市民活車 動等の情報発信を行います。
(開拓推進 (で) の開拓・ (で) の開拓・ (で) に、 (で) に、 (で) に、 (で) に、 (で) に、 (で) に、 (で) に、(で)		ار رض ار رض	R出身者で ぎし、14 R売農家と	市社会福祉協し、元気で活をし、元気で活経験を活かし、に応じて、職に応じて、職会案内、ボラ会をおからない。	らが出資し	課題の解決に取り終 高齢者の働く場を創 事業を実施します。	当の 発売 で が が が が が が が が が が が が が	(1998年) (199	調のの
紫紫光	1	たを 農す 事 払。	豊選単	作り額に会	一型 型	雪雪雪	は高事市動	高	高事 市動 市ン市タセ 市報動は選挙 まなごう ネーン 下線動
イカーの計	7	「スローライフで夢づくり」 新規就農者育成事業の実施	ふるさと帰農支援事業の実施	シニア応援センターの運営支 援	:	協同労働モデル事業の実施	(の実施 (ソディア (社育成	の ボーン 本 は が が が が が が が が が が が が が	:の実施   マティア   材育成   対音成
人材センターの試	(金)	「スローライフで夢づくり 新規就農者育成事業の実施	農支援事	-8/C	#	ご 17事業	協同労働モデル事業の実施 各種市民活動・ボランティ 活動、地域活動の人材育成	ボル 事業	ボル事業( 動・ボラ 1動の人: ドイアの 音信
	市シルバー人材 業機会の開拓等	]ーライ (誤者)	さと帰農	7.応援t	る 一 十 十	国国に	つ圏に	5 題 に、 1 日民活動 1 日東洋沼 1 1 日東 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日本 1 日	milyが関モノル 各種市民活動・ 古動、地域活動・ 各種ボランティ の実施 各種情報の発信
	ン熱	と記載	10				種	2 日本   1 日本	

② 地域を支える活動の促進	促進	
取組名等	田 祖 内 容 等	関係課
高齢者いきいき活動ポイント 事業の実施 (再掲)	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が行う地域での ポランティア活動や健康診査等の受診、介護予防・健康増 進に資する活動の実績に基づきポイントを付与し、集めた ポイント数に応じて奨励金を支給します。	高齢福祉課
地域高齢者交流サロン運営事業の実施(再掲)	地域団体(町内会・自治会、地区社会福祉協議会など)が 実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、 高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通い の場」の活性化を図るための補助を行います。	高齢福祉課
地区社会福祉協議会が行う福祉のまちづくり事業3事業への支援	地域の見守り活動につながる「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、地域住民等のふれあいの場づくりにつながる「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業、地域住民会、「おおり・いきいきサロン設置推進事業、地域住民会、おい活動につながる「地区ボランティアバング活動推進業」を行う地区社会福祉協議会への支援を行います。	地域福祉課

単位老人クラブが行う友愛活動への助成	単位老人クラブが行うひとり暮らし高齢者等への「友愛訪 問」など、地域における友愛活動への助成を行います。	高齡福祉課
老人クラブ活動への助成	老人クラブが行う健康づくり事業や生きがいづくり事業、 友愛活動、奉仕活動に対する助成を行います。	高齡福祉課
高齢者地域支え合い事業の実施	地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校 区を基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・ 目治会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強 化及び現守り活動所積級の一元化・共有化を図ることができ るネットワークを構築する「高齢者地域支え合い事業」の 野船り所数を増やし、見守り活動を基本に高齢者の活動・ 交流の場づくり、生活支援サービスへの繋ぎなど、ともに 支え合う地域づくりを推進します。	高齢福祉課
生活支援体制整備事業の実施	生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、 介護保険制度でのサービスのみならず、保険外のサービス も含む多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢 者の社会参加の指進を一体的に図るため、生活支援・介護 予防サービスの提供体制の整備を推進する役割を担う者 (生活支援コーディネーター)を配置し、地域に不足する サービスの創出や、生活支援サポーター養成講座の開催等 によるサービスの担けで育成様を行うとともに、生活支援サービスの登様な提供主体が参画する協議体を設置し、 窓サービスの多様な提供主体が参画する協議体を設置し、 多様な主体間の定期的な情報共有及び連携強化を図ります。	高齢福祉課
健康ウォーキング推進者の育 成と活動支援(再掲)	健康ウォーキングの楽しさや効用を広める「健康ウォーキング推進者」の育成と活動の支援を行います。	保健医療課
各種市民活動・ボランティア 活動、地域活動の人材育成(再 掲)	市まちづくり市民交流プラザ等において、地域を支える活動など市民活動を担う人材育成の講座などを実施します。	市民活動 推進課等
各種ボランティアの登録制度 の実施 (再掲)	市民活動などを通じて得た知識・技術などを生かしてボランティア活動なする人材の登録・斡旋を実施します。また、市社会福祉協義会が設置運営する「ボランティア情報センター」な社会福祉協議会が設置運営する「ボランティアセンター」などの取組を支援します。	市民活動 推進課・ 地域福祉課
各種情報の発信(再掲)	市ホームページ・広報紙や市関係団体のホームページ・広 報紙などを活用し、市民活動・ボランティア活動、地域活 動等の情報発信を行います。	各事業課
"まるごと元気"地域コミュニティ活性化補助事業の実施	町内会・自治会、地区社会福祉協議会等が、自主的・継続 的に行う地域コミュニティの活性化に資する取組を支援し ます。	コミュニティ再生課
区の魅力と活力向上推進事業 の実施	区役所が区長と住民の対話等を踏まえ、住民との連携・協働の下、企画・立案力を十分発揮し、地域の魅力や活力の向上に資する住民の主体的かつ継続的な活動を、地域団体等への補助金の交付、事業の委託及び物品の提供などにより効果的に支援します。	コミュニティ再生課
市民活動保険制度の実施 (再 掲)	町内会・自治会や老人クラブなどにおいて、高齢者が自主的・自発的な市民活動に取り組めるよう、賠償事故、傷害事故を対象とする市民活動保険制度を実施し、その活動を支援します。	市民活動推進課

#### 施策の柱2

# 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

# 施策項目(1) 見守り支え合う地域づくりの推進

# ① 地域における見守り・支え合い活動等の促進

取組名等	取組內容等	関係課
高齢者地域支え合い事業の実施 (再掲)	地域包括支援センターがコーディネーターとなり、小学校 区を基本として、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・ 目治会、単位老人クラブといった様々な活動主体の連携強 化及びほ守り活動情報の一元化・共有化を図ることができ るネットワークを構築する「高齢者地域支え合い事業」の 取組か所数を増やし、見守り活動を基本に高齢者の活動・ 交流の場づくり、生活支援サービスへの繋ぎなど、ともに 支え合う地域づくりを推進します。	高齢福祉課
民生委員・児童委員が行う活動への支援	民生委員・児童委員に対する研修を実施するとともに、高 齢者の支援ニーズに応じた情報提供や地域で行う様々な相 談活動を支援します。	地域福祉課
地区社会福祉協議会が行う福祉のまちづくり事業3事業への支援(再掲)	地域の見守り活動につながる「近隣ミニネットワークづく り推進事業」、地域住民等のふれかいの場づくりにつなが る「ふれあい・いきいギリコン製置推進事業」、地域住民 の支え合い活動につながる「地区ボランティアバンク活動 推進事業」を行う地区社会福祉協議会への活動支援を実施 している市社会福祉協議会への支援を行います。	地域福祉課
単位老人クラブが行う友愛活 動への助成 (再掲)	単位老人クラブが行うひとり暮らし高齢者等への「友愛訪問」など、地域における友愛活動への助成を行います。	高齢福祉課
避難行動要支援者の避難支援 に係る取組の支援	災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者 (高齢者や障害者等)の名簿を整備するとともに、避難行 動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた 者のみを掲載した同意者リストを作成します。 同意者リストは、地域で避難支援に携わる避難支援等関係 者(自主所災組織、町内会・自治系、既生委員・児童委員、 社会福祉協議会、地域包括充援センター等)に提供し、地域の表情に応じた避難支援に係る取組を表見、犯量を	危機管理課· 健康福祉企画課

### ② 相談支援体制の充実 間報 名 業 一郎 組 名 業

組名等	取 組 內 容 等	関係課
地域包括支援センターの運営等	市内41か所の地域包括支援センターに保健師、主任介護支援門員、社会福祉士程の等制度を配置し、高齢者の総制を開放支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネシメント事業等を実施します。また、担当する日常生活圏域内等の高齢者人口の増加などに対応した体制の充実を図り、地域高齢者人口の増加などに対応した体制の充実を図り、地域同路下分入テムの構築に同けた取組を推進します。さらに、各区健康長寿課内に設置している区地域包括ケア推進センターが、地域包括支援センターの業務の調整支援を行行します。	地域包括ケア推進課
地域包括支援センター運営協 議会の開催	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、市及び各区の地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題や公正・中立な運営を確保するための課題等について協議します。	地域包括ケア推進課
地域ケア会議の開催	本市の地域包括ケアシステムの構築を加速化するため、市レベル・区レベル・日常生活圏域レベルの各階層で地域ケア会議を開催します。	地域包括 ケア推進課
地域ケアマネジメント会議の 開催(再掲)	地域包括支援センター等が実施する介護予防ケアマネジメントの質の強化を図るため、医師、歯科医師、管理栄養士、リハビリ専門職等を構成員とした地域ケアマネジメント会議を開催します。	地域包括ケア推進課
特別養護老人ホームによる在 宅介護支援の推進	在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢者等を在宅で介護する家族等に対して、介護に関する相談に応じたり、介護の方法等の助言を行う取り組みを支援します。	高齢福祉課
民生委員・児童委員が行う活動への支援 (再掲)	民生委員・児童委員に対する研修を実施するとともに、高 齢者の支援ニーズに応じた情報提供や地域で行う様々な相 談活動を支援します。	地域福祉課

### ③ 生活支援サービスの充実

	m <del>K</del>		m <del>k</del>		<b>₩</b>	mk.	m¥	m¥.	m¥
関係課	高齡福祉課	高齢福祉課	介護保険課	高齢福祉課	高齢福祉課	高齢福祉課	保健医療課	地域福祉課	高齢福祉課
田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、 介護保険制度でのサービスのみならず、保険外のサービス も合む多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢 者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援・介護 予防サービスの提供体制の整備を推進する役割を担う者(は 活支援コーディネーター)を配置し、地域に不足するサー にスの創出が、生活支援サイーター養成講座の開催等によ と、スの割しが、生活支援サイーター養成講座の開催等によ と、スの割し、生活支援サイトの指し、生活支援サー ビスの多様な提供主体が参画する協議をを設置し、多様な 主体間の定期的な情報共有及び連携強化を図ります。	「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスとして、地域団体、NPO、ボランティア団体等の多様な実施団体に対し運営費等を補助し、高齢者の多様なニーズに対応した生活支援サービスを提供します。	「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスとして、生活援助員等が居宅を訪問し、掃除や洗濯などの生活援助サービスを提供します。	ひとり暮らしの高齢者等の自立と生活の質の確保を図るため、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達する際に安否を確認し、緊急時には関係機関に連絡等を行います。	ひとり暮らしの高齢者等宅にあんしん電話を設置し、急病等の緊急通報に迅速かつ適切な対応をします。また、24時間365日体制のコールセンターにおいて、看護師等による健康相談や定期的な声かけなども行います。	ひとり暮らしの高齢者等に対して、日常生活の便宜を図る ため、自動消火器、卓上電磁調理器を給付します。	在宅で寝たきりであるため、歯科医療機関に通院すること が困難な高齢者等を対象に、その居宅を訪問して歯科健康 診査及び歯科診療を実施します。	市社会福祉協議会が設置する「ボランティア情報センター」、区社会福祉協議会が設置する「ボランティアセンター」、地区社会福祉協議会が設置する「ボランティアバンク」の運営を支援します。	在宅で高齢者を介護する家族等に対して、「家族介護教室 の開催」、「高齢者在宅介護用品の支給」、「家族介護慰労金 の支給」を行い、介護者の負担軽減を図ります。
取組名等	生活支援体制整備事業の実施(再掲)	住民主体型生活支援訪問サー ビス事業の実施	生活援助特化型訪問サービス 事業の実施	見守り配食サービスの実施	あんしん電話設置事業の実施	日常生活用具給付の実施	在宅訪問歯科健診・診療事業	ボランティア活動の促進	介護者に対する支援

## (4) 地域共生社会に向けた体制整備

取組名等	田 祖 日 昭 第	関係課
共生型サービスの実施	障害福祉サービスを受けていた人が66歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるよう、事業所が共生型サービスの指定を受けることに取り組みます。	介護保険課・ 障害自立支援課
地域福祉計画の改定	広島市地域福祉計画について、地域共生社会の理念、地域における包括的な支援体制の整備に向けた取組、関係者の連携を図る仕組み等を盛り込むため、改定を行います。	地域福祉課· 市民活動推進課
保健師地区担当制の強化	保健師が、担当地区において、高齢者、障害者、子ども等、全ての住民を担当し、ハイリスク者の訪問指導、健康教育等の地区活動の充実を図ります。	健康福祉企画課
広島市くらしサポートセン ターによる伴走型支援の充実	生活困窮者からの相談に包括的に応じ、相談者が抱える課題に寄り添い、相談者の自立に向け、継続的な支援を行う 「広島市くらしサポートセンター」について、相談支援体制の強化を図ります。	地域福祉課

## 施策項目(2) 生活環境の充実

### ① 高齢者向け住まいの確保

田名夕田	# 8 日 5 日	日日/女/三田
语 在		医形形
関係計画・施策等との整合が 図られた高齢者向け住宅等の 安定的な確保	「広島市市営住宅マネジメント計画」との整合を図りながら、住宅困窮高齢者等の居住の安定確保の方策を検討します。	住宅政策課 · 高齢福祉課
高齢者等の住宅確保要配慮者 向け住宅の登録及び情報提供 等	高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住 宅の登録促進に取り組むとともに、これらの住宅への円滑 な入居のため、登録住宅の情報発信、居住支援サービスの 情報提供などを行います。	住宅政策課 · 高齢福祉課 · 地域福祉課
有料老人ホームの届出受理及 び適正な運営の確保	有料老人ホームの設置の届出を受理するとともに、必要に 応じて立入検査や指導を行い、適正な運営及びサービスの 質を確保します。	高齡福祉課
サービス付き高齢者向け住宅 の登録及び適正な運営の確保	サービス付き高齢者向け住宅の登録及び既設住宅の登録更 新を行うとともに、必要に応じて立入検査や指導を行い、 適正な運営及びサービスの質を確保します。	高齢福祉課 住宅政策課
介護保険施設等の必要定員数 の確保	特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護(認知 症高齢者グループホーム)について、必要な定員数を確保 します。	高齢福祉課 介護保険課
市営住宅への生活援助員の派 遣	高齢者向け市営住宅(シルパーハウジング。江波沖市営住宅、京橋会館、吉島市営住宅)において生活援助員の派遣を行います。	高齢福祉課
住宅改修費補助事業の実施	高齢者等の日常生活の利便性の向上や介護者の負担軽減を 図るため、住宅のバリアフリー化のための改修工事費の一 部を補助します。	高齢福祉課 介護保険課
高齢者の住まい等に関する情 報提供体制の充実	将来の介護ニーズを考慮しつン、高齢者自らのライフスタ イルや収入の状況などに合わせた住まいを偏広く選択する ことが可能となるよう、高齢者の住まい等に関するサービ スの内容や空き状況等の情報について、関係機関等と連携 しながら、きめ細かに情報提供・相談対応ができる体制を 充実していく方策を検討します。	高齢福祉課
養護・特別養護老人ホームの 老朽化対策	養護老人ホーム、特別養護老人ホームについて、老朽化が進んでいる施設が多いことから、入所者の安全確保や居住環境の改善を図ります。	高齢福祉課

### ③ 福祉のまちづくりの推進

関係課	健康福祉企画課	健康福祉企画課	健康福祉 企画課	健康福祉企画課	都市交通部	都市交通部	都市交通部	都市交通部	数市分割部
# 松 兄 架 品	別を連れた人な、 市内中心部や は、 が共施設や民間が の情報を、マッ	福祉のまちづくりをソフト面から推進するため、「福祉のまちづくり読本」の配布や「福祉のまちづくり啓発ビデオ」の貸出し等により、福祉のまちづくりの理念、高齢者及び障害者の特性や手助け方法等を市民及び職員に普及し、人にやさしい市民意識の醸成に努めます。	公共施設・民間施設の車いす使用者対応駐車場を設置者等の登録により「広島県思いやり駐車場」に位置付け、障害者・高齢者・妊産滞等の車の乗降等に配慮を必要とする人に対象駐車で面の利用証を交付することにより、対象者が安かして駐車できる環境づくりや対象駐車区画の適正利用を促進します。	本市の施設について、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」 に基づき、建築物、道路、公園、駐車場のパリアフリー化 を推進します。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の整備目標を踏まえ、低床低公害/(スの車両購入費の一部補助を行います。	低床路面電車の導入を促進するなど、路面電車のLRT化 (定時性、速達性、快適性などに優れ、人にも環境にもやさしい路面電車にすること)を推進します。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に 基づき、利用者数等一定の要件を満たす交通施設のパリア フリー化について、国と協調して整備に対する補助を行い ます。	生活交通として必要不可欠な、一定の要件を満たすバス路 線の運行経費の一部補助を行います。	地域が主体となって乗合タクシー等を導入する取組に対して、その各段階において、地域特性に応じた運行方式 (デマンド型交通、定時定路線型交通)の導入等に対する助言、
取組名等	ーリレアリー	福祉のまちづくり啓発事業の 実施	「広島県思いやり駐車場利用 証交付制度」の普及	公共施設のバリアフリー化	低床低公害バス車両購入費補 助	路面電車のLRT化の推進	交通施設/パリアフリー化設備 整備費補助	バス運行対策費補助	地域主体の乗合タクシー等導

## 施策項目(3) 権利擁護の推進

### ① 成年後見制度の普及促進

田 組 名 等	取 組 内 容 等	関係課
成年後見制度の普及促進	一般市民向けの講座を開催するなど、成年後見制度の普及 促進を図ります。	高齢福祉課
成年後見人等選任の市長申立 て	身寄りがなく判断能力が十分でないため財産管理等ができない高齢者に代わって、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。	高齢福祉課
成年後見人等への報酬支払助 成	後見人等への報酬を支払う資力がない被後見人等に報酬相当の費用を助成します。	高齢福祉課
市民後見人の育成	市社会福祉協議会において、成年後見を担う人材を育成できる体制を整え、同協議会が実施する福祉サービス利用援助事業 [わけはし」や法人後見事業 「こうけん」などの仕割かを活めては、後月等の業務を適正に行うことのできる担い手を育成します。また、市民後見人に対するサポート体制を整え、市民後見人に対する助言等を行います。	高齢福祉課

### ② 高齢者虐待防止の推進

取組名等	田 祖 日 昭 第	関係課
高齢者虐待防止事業の実施	各区厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を行います。	地域包括ケア推進課
特別養護老人ホーム等での緊 急保護	虐待により生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある 高齢者を、「老人福祉法」に基づき、特別養護老人ホーム 等へ緊急に保護します。	高齡福祉課
高齢者虐待等緊急一時保護居 室確保	高齢者虐待事例により迅速に対応するため、虐待を受けた 高齢者を緊急に一時保護する居室を確保します。	高齢福祉課
高齢者虐待に関する養介護施 設の監査・実地指導等の実施	養介護施設の監査・実地指導等の際に身体拘束や苦情処理 の状況など高齢者虐待に関連した事項について重点的に チェックするとともに、養介護施設従事者等による高齢者 虐待の通報・届出に対応し、事実確認調査や虐待の再発防 止のための指導等を行います。	高齢福祉課 ・介護保険課 ・地域包括 ケア推進課
養介護施設従事者等を対象と した研修の実施	養介護施設従事者等を対象として、高齢者虐待防止法の内容や虐待防止の取組事例の紹介等を行う研修を実施します。	地域包括 ケア推進課
高齢者虐待対応職員を対象と した研修の実施	高齢者虐待に対応する各区健康長寿課職員や地域包括支援 センター職員等を対象とした実務的な研修を実施します。	地域包括 ケア推進課

# 施策項目(4) 暮らしの安全対策の推進

### ① 交通事故防止対策の推進

関係課	道路管理課
取組內容等	老人クラブ等を対象とした動体視力計等を活用した参加・体験型の交通安全教室を開催します。また、薄暮時や夜間の粉型における反射材の着用促進や福祉関係者を通じた交の分別といる情報提供に取り組みます。
取 組 名 等	交通安全教室の開催などによ る交通安全意識の向上

# ② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

() からまりばしいにくい	うじょうびんし フィン・女子のり フィン・ショボル	
取 約 名 等	取 組 内 容 等	関係課
ー家一事業所一点灯運動の推 進	日没後、自宅や通行人の安全性を高めるため、各家庭、各 事業所等が通りに面した場所の照明を点灯する取組を促進 します。	市民安全 推進課
特殊詐欺対策推進事業	特殊詐欺による被害を防止するため、被害に遭いやすい高 齢者を中心として、市民の意識高揚を図ります。	市民安全 推進課

#### 消費者施策の推進

田 盆 名 等	田	関係課
消費生活センターにおける相 談対応	消費生活センターにおいて、消費生活相談に対応するとともに、必要に応じて地域包括支援センター、警察等関係機関と連携して、消費者被害救済の取組を実施します。	消費生活センター
消費生活に関する出前講座等 の実施	高齢者団体、町内会・自治会など各種団体等からの申し込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣し、消費者トラブルの実例を通して消費生活の基礎知識等の普及啓発を実施します。	消費生活センター
高齢者等の消費者被害防止対 策講座の開催	高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域包括支援センターの職員等を対象に、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣し、講習会を開催します。	消費生活センター
消費生活サポーター養成講座	消費者問題に関する専門知識や見守り活動のあり方についての講座の修了生を"消費生活サポーター"として委嘱し、高齢者等を消費者被害から守るための見守り活動を担う役割を担ってもらいます。	消費生活センター
消費生活協力団体育成のため の見守り講座	地域生活に密着した民間団体を対象として、見守りに役立つ講座を実施しながら消費生活協力団体の委嘱につなげ、高齢者等を対象に地域の見守りの役割を担ってもらいます。	消費生活センター
配食サービスを利用した高齢 者への情報提供事業	広島市高齢者配食サービスを受けている高齢者に、食事と 合わせて消費者被害についてのチラシを配布することで注 意を促します。	消費生活センター
高齢者等への消費生活相談周 知事業	高齢者に消費生活センターの電話番号や、消費者トラブルの実例を記載したチランを提供し、高齢者に対し、消費生活センターを開致することで消費生活センターへの早期指野な事業が電影があり、ます。	消費生活センター

取組名等	取組內容等	関係課
高齢者世帯への防火訪問	高齢者のいる世帯を対象として防火訪問を実施し、住宅の防火に関する意識啓発に取り組みます。	消防· 予防課
避難行動要支援者の避難支援 に係る取組の支援(再掲)	災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者 (高齢者や障害者等)の名簿を整備するとともに、避難行 動要支援者のうち、名簿情報の外部提供に同意が得られた 者のみを掲載した同意者リストを作成します。 育高者リストは、地域で避難支援に携わる避難支援等関係 者(自主防災組織、即内会・目治会、民生委員・児童委員、 社会福祉協議会、地域包括支援センター等)に提供し、地域の実情に応じた遊離支援に係る取録を見、現事委員、現立を見、 社会福祉協議会、地域包括支援センター等)に提供し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組を表し、	危機管理課 健康福祉 企画課
避難行動要支援者宅等への防 災行政無線屋内受信機の設置	高齢者や障害者など、自ら避難することが困難で、早めの避難が必要となる避難行動要支援者のうち、土砂災害や洪水などの危険区域に居住する世帯を対象に、自宅で避難情報を聞くことができる防災行政無線屋内受信機を設置します。	災害対策課
社会福祉施設等との福祉避難 所の設置協定の締結	災害が発生し、指定避難所等での避難生活が長期化する場合、福祉的配慮が必要な高齢者が、安心して避難生活を送ることができる体制が整っている福祉避難所を設置するための協定を社会福祉施設等と締結します。	健康福祉企画課

#### 施策の柱3

# 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

# 施策項目(1) 質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進

### ① 介護サービス基盤の整備

関係課	介護保険課· 都市計画課	介護保険課	介護保険課· 高齢福祉課	介護保険課・ 障害自立 支援課	介護保険課	介護保険課
取 組 內 容 等	介護サービスについて、必要量や地域特性を踏まえた整備促進に取り組みます。また、「広島市立地通正化計画」の誘導施設に通所・訪問系地域密着型サービス事業所を定めるなど、集約型都市構造の実現に向けた取り組みと整合を図ります。	地域密着型サービスの提供体制の確保に向けて、その整備 を促進するための補助を行います。	社会福祉法人等が設置経営する社会福祉施設の整備事業を 行う場合、その整備を促進するための補助を行います。	障害福祉サービスを受けていた人が65歳になっても、引き続き同じ事業所でサービスを受けることができるよう、事業所が共生型サービスの指定を受けることに取り組みます。	居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所を訪問し、自立 支援に資するケアマネジメントの実践に向けて点検・指導 を行います。	介護支援専門員 (ケアマネジャー)の資質向上を図るため、 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設 等の介護支援専門員に対して研修を実施します。
取組名等	介護サービス基盤の整備促進	地域密着型サービス事業所整 備等補助	民間老人福祉施設整備補助	共生型サービスの実施 (再掲)	ケアプラン点検の実施	介護支援専門員に対する研修 の実施

### ② 介護人材の確保・育成

	. III	<del>IK</del>	■	⊞ <del>K</del>	■	
関係課	介護保険課・ 障害自立支援課	介藏 保險課 保育指導課 雇用推進課	介護保険課	介護保険課	高斷福祉課	
取 組 内 容 等	(意) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で	地域団体、経済団体など地域の多様な関係者が協力し、地域団体、経済団体など地域の多様な関係者が協力し、地域を体で保育・介護人材を社会的財産として確保・育成するプロンエクト会議の運営保育・介護人材の支援策等について、協議を行います。 ②保育・介護人材りボート事業の実施地元企業、保育・介護人材の支援策等について、協議を行います。 ②保育・介護人財サポート事業の実施地元企業、保育・介護人財サポート事業の実施市の処遇の選手等が協力し、賃金面の処遇と福利厚生面での処遇改善を行います。 ③介護のお仕事魅力発信イベントの開催 市民に対し、介護職の独力を認力を持て、介護職経験者等による講演会等を開催します。 ④介護職の社会的評価の向上を図るため、介護職経験者等による講演会等を開催します。 ④介護職の指数の拡大 地域等において、介護への仕事に関心を持つた人の育成を図り、その中で、介護への仕事に関いを持った人が就業しか可能を図り、その中で、介護への仕事に関いを持つた人が対策とからするする。	介護職員の資質の向上やキャリア形成を図るとともに、そ の社会的評価を高め、介護技術に優れた中核となる人材の 養成・元首を促進するため、国の「介護プロフェッショナ ルキャリで般位制度」に基づき、一定レベル以上の認定を 取得した者を「ひろしま介護マイスター」として認定し、 養成した事業所に奨励金を交付します。	質の高い中核的な介護人材の育成・定着を図ることを目的として、職員の研修機会の確保が難しい小規模事業所に対し、職員が研修を受ける機会を提供します。	生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、 介護保険制度でのサービスのみならず、保険外のサービス も含む多様な日常生活上の支援体制のが来・強化及び高齢 者の社会が加の推進を一体的に図るため、生活支援・介護 者の社とが取り、おいました。 ・ (生活支援コーディネーター)を配置し、地域に不足する サービスの創出や、生活支援サポーター義成調座の開催等 によるサービスの担い手の育成等を行うともに、生活支援 援サービスの参様な提供主体が参画する協議体を設置し、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携体を設置し、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携体を図ります。	「介護予防・日常生活支援総合事業」の訪問型サービスと
田 韶 名 等	アの開催	保育・介護人材応援プロジェクト	広島市介護マイスター養成支 援事業	小規模事業所介護人材育成支 援事業	生活支援体制整備事業の実施 (再掲)	住居主体刑生活支援訪問廿一

# 施策項目(2) 介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保

## ① 介護給付の適正化の取組の推進

取組名等	田 祖 兄 容 等	関係課
厳正な指定審査の実施	基準に適合した介護サービスを利用者に提供するため、介護サービス事業者の指定申請等に対して厳正な審査を行います。	介護保険課
実地指導や集団指導等の実施	介護サービスの適正な提供や質の確保を図るため、介護 サービス事業者に対して、新規指定時及び指定更新時等の 実性指導並びに集団指導を実施します。また、介護サービ ス事業者の不正事案については、監査や行政処分を行うな ど厳格に対応します。	介護保険課
レセプトチェックの実施	介護報酬請求の内容を点検するレセブト(介護給付費明細書)チェックを行います。	介護保険課
認定調査の適正化	認定調査の適正化を図るため、①本市職員による新規申請者に対する認定調査の直接実施、②委託実施する更新調査等の内容点検、③認定調査の実施機関として県の指定を受けた事務受託法人の活用による更新調査等の実施、④認定調査員に対する定期的な研修を実施します。	介護保険課
介護認定審査会委員に対する 研修の実施	新任・現任の介護認定審査会委員に対して定期的な研修を 実施します。	介護保険課
ケアプラン点検の実施(再掲)	居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所を訪問し、自立 支援に貸するケアマネジメントの実践に向けて点検・指導 を行います。	介護保険課
介護支援専門員に対する研修 の実施 (再掲)	介護支援専門員 (ケアマネジャー) の資質向上を図るため、 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設 等の介護支援専門員に対して研修を実施します。	介護保険課
福祉用具購入・貸与の適正化	福祉用具購入・貸与の適正化を図るため、利用者が適切な 福祉用具を選択するために必要な情報が入手できるような 環境整備に取り組みます。	介護保険課
住宅改修工事チェック等の実 施	工事施工前に適切な住宅改修かどうか確認し、工事施工後 もチェックを行います。また、住宅改修事業者等に対する 研修を実施します。	介護保険課
介護給付費通知の送付	介護サービスの適正利用についての意識啓発を図るため、 居宅サービスの利用者に対して介護サービスの利用状況を 記した「介護給付費通知」を送付します。	介護保険課
各種広報媒体を活用した 高器 啓発	各種広報媒体を活用し、介護サービス利用についての意識 啓発を行います。	介護保険課

## ② 相談・苦情解決体制の充実

取組名等	取組內容等	関係課
談員の派遣	介護保険施設等に介護相談員を派遣し、サービス利用者の相談に応じることにより、介護サービス等に対する疑問や不満、不安の解消に努めます。	介護保険課
介護保険ほっとライン	「介護保険ほっとライン」を開設し、市民からの介護保険 に関する疑問、介護に関する悩み相談などに対応します。	介護保険課

関係課	介護保険課	介護保険課 · 保険年金課			
取組內容等	災害に被災した人や失業・入院等により収入が著しく減少 した人等を対象に保険料の減免を行います。	介護サービスの利用者負担の軽減のため、次の事業を実施します。 します。 「画度心身障害者介護保険利用負担助成、②介護保険支給 限度鐵超過利用負担助成、③社会福祉法人による介護サービス利用者負担軽減費用助成、④高額介護サービス製や高 額医療合算介護サービス費、⑩介護保険施設に入所した場 合の居住費や食費の軽減、⑩災害に被災した人や失業・入 所等により収入が替しく減少した人等を対象とした利用者 負担減免等			
取組名等	低所得者等に対する保険料の 軽減	重度心身障害者や低所得者等に対する利用者負担の軽減			

# 施策項目(3) 在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進

# ① 在宅医療に取り組む機関・人材の確保と育成

関係課	地域包括 ケア推進課・ 介護保険課・ 保健医療課	地域包括 ケア推進課・ 介護保険課・ 保健医療課	保健医療課
取 組 内 容 等	市及び各区に、医療関係者と介護関係者等で構成される「在宅医療・介護連携推進委員会」を設置するとともに、在宅医療の充実や在宅医療・介護連携の推進方策等について幅広く意見交換や情報交換を行いながら、医療関係者と介護関係者の額の見える関係づくりや在宅医療支援体制の整備に進、市民の在宅アプに関する理解促進なと、関係者の協した収組を推進します。	在宅医療・介護連携推進委員会における情報交換・意見交換や研修会の開催などにより、在宅療養支援診療所や訪問歯科診療所、訪問者義事業所等の在宅医療提供機関、及び店割別域回、臨時対応型計画介護看護や看護小規模多機能型店宅介護等の介護サービス提供事業所の整備促進とサービスの質の向上に取り組みます。	在宅で寝たきりであるため、歯科医療機関に通院すること が困難な高齢者等を対象に、その居宅を訪問して歯科健康 診査及び歯科診療を実施します。
取組名等	「在宅医療・介護連携推進委員会」など在宅医療・介護連携に関する取組	在宅医療・介護サービス提供 基盤の整備促進	在宅訪問歯科健診・診療事業 (再掲)

(+-175)	診査及び歯科診療を実施します。	
② 在宅医療を支える病診連携、	診連携、診診連携、多職種連携、後方支援体制の確保	訓の確保
取組名等	取 組 内 容 等	関係課
「在宅医療・介護連携推進委員会」など在宅医療・介護連 員会」など在宅医療・介護連 携に関する取組(再掲)	市及び各区に、医療関係者と介護関係者等で構成される「在宅医療・介護連携推進委員会」を設置するとともに、在宅医療の充実や在宅医療・介護連携の推進方策等について幅広く意良交換や情報交換を行いながら、医療関係者と介護関係者の顔の見える関係づくりや在宅医療支援体制の整備促進、市民の在宅ケアに関する理解促進など、関係者の協した取組を批進します。	地域包括 ケア推進課・ 介護保険課・ 保健医療課
地域包括支援センターによる 在宅医療・介護連携の推進	地域包括支援センターが市及び各区の在宅医療・介護連携推進委員会に参画するとともに、日常生活圏域において、医療関係者と介護関係者の情報交換会・事例検討会等を開催することなどにより、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりやケアの質の向上を図ります。	地域包括ケア推進課
在宅医療相談支援窓口運営事業の実施	在宅療養患者の緊急時の受入機関の調整や、在宅医療に関する相談などに対応する「在宅医療相談支援窓口」を各区「に設置・建営すると上に、窓口運営に当たって必要となる後方支援医療機関のネットワーク化や、在宅医療を担うかかりつけ医や専門医等の相互連携・協力体制の構築を担りします。	地域包括 ケア推進課

## ③ 認知症医療・介護連携の強化

取組名等	田 祖 日 昭 第	関係課
認知症疾患医療センターの運営	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状や身体合併症に係る急性期治療を行うとともに、 かかりつけ医や介護従事者の研修等を行う認知症疾患医療センターを 2 か所で運営します。	地域包括ケア推進課
認知症地域支援推進事業の実 施	認知症地域支援推進員を各区 1 か所の地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センター等の専門医療機関 や医師会等と連携し、認知症に関する医療・介護連携の推 建や地域包括支援センター職員・介護支援専門員等に対する技術的支援、若年性認知症の人や家族に対する相談支援	地域包括ケア推進課
「認知症初期集中支援チーム」 の設置・運営	認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を 訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期 集中支援チーム」を設置し、連営します。	地域包括 ケア推進課
認知症サポート医等の医療従 事者に対する研修の実施	認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者等に対するフォローアップ研修を実施するとともに、歯科医師や薬剤師、看護職員、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修を実施します。	地域包括ケア推進課
介護従事者等に対する認知症 介護に関する研修の実施	認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修、認知 症対応型サービス事業管理者研修等の認知症介護に関する 研修を実施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図り ます。	地域包括 ケア推進課・ 介護保険課
地域包括支援センターによる 在宅医療・介護連携の推進(再 掲)	地域包括支援センターが市及び各区の在宅医療・介護連携 推進委員会に参画するとともに、日常生活圏域において、 医療関係者と介護関係者の情報交換会・事例検討会等を開 催することなどにより、医療・介護関係者の顔の見える関 係づくりやケアの質の向上を図ります。	地域包括ケア推進課
認知症地域連携パスの普及促 進	認知症疾患医療センター等が発行する認知症地域連携パス を活用した医療・介護連携を推進します。	地域包括 ケア推進課

#### 在宅医療・介護に関する市民啓発 4

医	地域包括 ケア推進課・ 介護保険課・ 保健医療課	高齢福祉課	高齡福祉課
中 夕 足 五 分	市及び各区に、医療関係者と介護関係者等で構成される「在 宅医療・介護連携推進委員会」を設置するとともに、在宅 医療の充実や在宅医療・介護連携の推進方策等について幅 重 広く意見交換や情報交換を行いがら、医療関係者と介護 関係者の顔の見える関係づくりや在宅医療支援体制の整備 促進、市民の在宅ケアに関する理解促進など、関係者の筋 働した取組を推進します。	在宅における介護の限界点を高めることができるよう、介護の経験が豊富な特別養護老人ホームの職員が、重度の要介護高齢者等を在宅で介護する家族等に対して、介護に関する相談に応じたり、介護の方法等の助言を行う取り組みを支援します。	在宅で高齢者を介護する家族等に対して、「家族介護教室 の開催」、「高齢者在宅介護用品の支給」、「家族介護慰労金 の支給」を行い、介護者の負担軽減を図ります。
段 酤 允 事	「在宅医療・介護連携推進委員会」など在宅医療・介護連 員会」など在宅医療・介護連 携に関する取組(再掲)	特別養護老人ホームによる在宅介護支援の推進 (再掲)	介護者に対する支援(再掲)

# 施策項目(4) 認知症施策の推進

# ① 認知症に関する正しい知識の普及と早期診断・早期対応のための体制整備

取組内容等 認知症アドバイザーが認知症サポーター養成講座の講師と なり、地域住民や職域・学校等を対象に「認知症サポーター 養成講座」を開催します。 認知症サポーター養成講座受講者が、認知症の人とその家 校を地域で支えるボランティアとして、認知症の人とその家 にい地域づくりに同けた取組の新たな担い手になること 不ホームページへの記事掲載やチラシ等の作成配布、認 和症サポーター養成講座なとを通じて、若年性認知症に関 予る正しい知識の普及に努めます。 認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を 訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症が期 集中支援チーム」を設置し、連営します。			
ター養成講座の 認知症アドバイザーが認知症サポーター養成講座の講師と なり、地域住民や職域・学校等を対象に「認知症サポーター養成講座と講者が、認知症の人とその家	部合	口沿	関係課
認知症サポーター養成講座受講者が、認知症の人とその家 族を地域で支えるボランティアとして、認知症の人にやさ しい地域づくりに向けた取組の新たな担い手になることを 促進するため、ステップアップ講座を開催し手になることを 本市ホームページへの記事精戦やチラシ等の作成配布、認 本庫サポーター養成講座などを通じて、若年性認知症に関 する正しい知識の音及に努めます。 認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を 訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期 集中支援チーム」を設置し、連営します。	&知症サポーター養成講座の 引催	認知症アドバイザーが認知症サポーター養成講座の講師となり、地域住民や職域、学校等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催します。	地域包括 ケア推進課
本市ホームページへの記事掲載やチラシ等の作成配布、認 利症サポーター毒成講座などを通じて、若年性認知症に関 する正しい知識の普及に努めます。 認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を 訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期 集中支援チーム」を設置し、連営します。	&知症 サポーターステップ Pップ講座の開催	認知症サポーター養成講座受講者が、認知症の人とその家族を地域で支えるボランティアとして、認知症の人にやさしい地域づくりに向けた取組の新たな担い手になることを促進するため、ステップアップ講座を開催します。	地域包括 ケア推進課
認知症毒門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を 訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期 集中支援チーム」を設置し、運営します。		本市ホームページへの記事掲載やチラシ等の作成配布、認 知症サポーター養成講座などを通じて、若年性認知症に関 する正しい知識の普及に努めます。	地域包括 ケア推進課
	認知症初期集中支援チーム」 D設置・運営(再掲)	認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を 訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期 集中支援チーム」を設置し、運営します。	地域包括 ケア推進課

認知症の容態に応じた、	切れ目のない良質な医療・介護の提供	明三次/日
	以	関係課
認知症疾患医療センターの運営(再掲)	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状や身体合併能に係る急性期治療を行うとともに、かかりつけ医や介 機従事者の研修等を行う認知症疾患医療センターを2か所 で運営します。	地域包括 ケア推進課
認知症地域連携パスの普及促 進 (再掲)	認知症疾患医療センター等が発行する認知症地域連携パス 地域を活用した医療・介護連携を推進します。	地域包括 ケア推進課
認知症地域支援推進事業の実 施 (再掲)	認知症地域支援推進員を各区1か所の地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センター等の専門医療機関 ウ医師会等と連携し、認知症に関する医療・介養連携の推 や医師会等と連携し、認知症に関する医療・介養連携の推 地域の指支援センター職員・介護支援専門員等に対す 方があり支援、右年性認知症の人や家族に対する相談支援	地域包括ケア推進課
ート医等の医療従る研修の実施(再	認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修修 了者等に対するフォローアップ研修を実施するとともに、 地が 歯科医師や薬剤師、看護職員、病院勤務の医療従事者向け ケア 認知症対応力向上研修を実施します。	地域包括ケア推進課
認知症初期集中支援チーム  の設置・運営 (再掲)	認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を 訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期 集中支援チーム」を設置し、運営します。	地域包括 ケア推進課
認知症に係る介護サービスの 充実	環境変化の影響を受けやすい認知症の人に対して、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう支援するため、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢 介護者グルーブホーム)や認知症対応型通所介護等の認知症対応サービスの計画的整備を促進します。	介護保険課
護従事者等に対する認知症 護に関する研修の実施(再)	認知症介護従事者を対象とした基礎研修や実践研修、認知 症対応型サービス事業管理者研修等の認知症介護に関する 分別でを実施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図り すす。	地域包括 ケア推進課・ 介護保険課
地域密着型サービス事業所整 備等補助(再掲)	地域密着型サービスの提供体制の確保に向けて、その整備 <u>介護</u> を促進するための補助を行います。	介護保険課

### ③ 若年性認知症施策の強化

取納名等	器 松 兄 架 船	関係課
	7ターナンター (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	地域包括 ケア推進課・ 健康福祉企画課
	認知症地域支援推進員を各区1か所の地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センター等の専門医療機関 や医師会等と連携し、認知症に関する医療・介護連携の推進や地域包括支援センター職員・介護支援専門員等に対す る技術的支援、若年性認知症の人や家族に対する相談支援 等を実施します。	地域包括ケア推進課
若年性認知症支援コーディ ネーターの設置検討	コーディネーター設置に係る権限が指定都市にも付与され た場合には、市域で活動するコーディネーターの設置を検 討します。	地域包括 ケア推進課
若年性認知症に関する正しい 知識の普及 (再掲)	本市ホームページへの記事掲載やチラシ等の作成配布、認 知症サポーター養成講座などを通じて、若年性認知症に関 する正しい知識の普及に努めます。	地域包括 ケア推進課
若年性認知症に関する介護従 事者研修の実施	介護従事者を対象として、若年性認知症に関する研修会を 開催します。	地域包括 ケア推進課
「陽溜まりの会」に対する運営支援	若年性認知症の人とその家族の情報交換・交流の場として 「認知症の人と家族の会」が主催する「陽溜まりの会」に 対し、講師派遣等による運営支援を行います。	地域包括 ケア推進課

# ④ 認知症の人と家族等に対する生活支援・地域支援の充実

関係課	地域包括 ケア推進課・ 健康福祉企画課	地域包括 ケア推進課	精神保健 福祉課	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進課	地域包括 ケア推進課
取組内容等	市内41か所の地域包括支援センターや各区厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口において、認知症に関する相談対応を行い、必要に応じて、専門医療機関の紹介や介護サービス等の利用支援を実施します。	認知症地域支援推進員を各区 1 か所の地域包括支援センターに配置し、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や医師会等と連携し、認知症に関する医療・介護連携の推進や地域包括支援センター職員・介護支援専門員等に対する技術的互接、若年性認知症の人や家族に対する相談支援等を実施します。	区保健センターにおいて、精神科医師や精神保健福祉相談 員による相談を実施します。	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状や身体合 併症に係る急性期治療を行うとともに、かかりつけ医や介 護従事者の研修等を行う認知症疾患医療センターを2か所 で運営します。	認知症の人や家族等が不安や悩みなどを気軽に相談できるよう、認知症介護の経験者等が、専用電話で相談対応を行い、必要に応じて、地域包括支援センターや専門医療機関の紹介等を行います。	若年性認知症の人とその家族の情報交換・交流の場として 「認知症の人と家族の会」が主催する「陽溜まりの会」に 対し、講師派遣等による運営支援を行います。
取組名等	地域包括支援センターや各区 の保健・医療・福祉総合相談 窓口における相談支援(再掲)	認知症地域支援推進事業の実 施 (再掲)	区保健センターにおける相談 支援	認知症疾患医療センターの運 営(再掲)		「陽溜まりの会」に対する運 営支援 (再掲)

認知症カフェ運営事業	認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続で もるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が気 軽に集い、相互交流を図るとともに、専門職による相談・ 助言等などにより、認知症の人とその家族の孤立化防止や 地域で認知症の人とその家族を支える体制づくりの促進を 図るため認知症カフェの運営費の補助を行います。	地域包括ケア推進課
徘徊高齢者等S0Sネット ワークの運営	各区において、区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、 地域包括支援センター、介護保険事業所等がネットワーク を形成し、行方不明告補級の共有が指回の扱いのある認知 症高齢者等の事前登録などにより、警察の捜索に協力し、 搜索願が出された認知症高點者等の早期発見・保護に努め ます。	地域包括ケア推進課
認知症高齢者等の家族の会に 対する支援	区保健センターにおいて、認知症高齢者等を介護している 家族の介護技術の向上と介護負担の軽減を図るため、家族 同士の交流と情報交換の場としての家族の会に対し、研修 を実施するなどの支援を行います。	地域包括ケア推進課
認知症高齢者等介護セミナー の開催	認知症高齢者等の心理や介護方法に関する正しい知識の普及を図るため、市民を対象としたセミナーを開催します。	地域包括 ケア推進課
認知症サポーター養成講座の 開催(再掲)	認知症アドバイザーが認知症サポーター養成講座の講師となり、地域住民や職域・学校等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催します。	地域包括ケア推進課
認知症サポーターステップ アップ講座の開催 (再掲)	認知症サポーター養成講座受講者が、認知症の人とその家族を地域で支えるボランティアとして、認知症の人にやさしい地域づくりに向けた取組の新たな担い手になることを促進するため、ステップアップ講座を開催します。	地域包括 ケア推進課
成年後見人等選任の市長申立 て (再掲)	身寄りがなく判断能力が十分でないため財産管理等ができない高齢者に代わって、市長が家庭裁判所に成年後見人等 の選任の申立てを行います。	高齢福祉課
成年後見人等への報酬支払助 成 (再掲)	後見人等への報酬を支払う資力がない被後見人等に報酬相当の費用を助成します。	高齢福祉課
市民後見人の育成(再掲)	市社会福祉協議会において、成年後見を担う人材を育成できる体制を整え、同協議会が実施する福祉サービス利用援要の事業 「いった」などの仕事業 「こうけん」などの仕組みを活用して、後月等の業務を適正に行うことのできる担い手を育成します。また、市民後見人に対するサポート体制を整え、市民後見人に対する助言等を行います。	高齢福祉課
高齢者虐待防止事業の実施 (再場)	各区厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、 社会桶祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業 者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高 齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を行い ます。	地域包括 ケア推進課
高齢者虐待に関する養介護施 設の監査・実地指導等の実施 (再掲)	養介護施設の監査・実地指導等の際に身体拘束や苦情処理 の状況など高齢者虐待に関連した事項について重点的に チェックするとともに、養介護施設従事者等による高齢者 虐待の通報・届出に対応し、事実確認調査や虐待の再発防 止のための指導等を行います。	高齢福祉課. 介護保険課. 地域包括 ケア推進課

## 施策項目(5)被爆者への援護

## ① 被爆者への健康診断等の実施

取組名等	取組內容等	関係課
建康診断等の実施	年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診 断(うち1回にがん様診への変更可)を実施するととも に、精密な検査が必要な人には精密検査を行います。さら に、健康づくりセンターにおいて、希望者を対象とした骨 粗しよう症検診を実施します。	原爆被害対 策部援護課
健康診断交通手当の支	一般検査(がん検診を含む。)、精密検査を受診した際、一定要件を満たす場合には、健康診断受診機関までの交通手当を支給します。	原爆被害対 策部援護課

### ② 被爆者からの相談対応

関係課	原爆被害対策部援護課
取組内容等	各区健康長寿課において被爆者相談員が健康や生活等に不安を持つ被傷者の相談に応するととりに、介護を要する状態にある被爆者などに対して必要に応じて家庭訪問をします。また、原爆被害が策部緩護課の被爆者相談ダイヤルで電話相談に対応します。
取組名等	被爆者からの相談対応

### ③ 被爆者の日常生活の支援

	+ ==	m/				
原爆被害对策部援護課	原爆被害対 策部調査課	原爆被害対策部援護課	原爆被害対策部援護課	原爆被害对 策部調査課	原爆被害対 策部調査課 援護課	原爆被害対 策部援護課
健康や福祉制度に関する知識の普及のため、各区での健康 づくり数望や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの 被爆者を対象として、毎月2回市内の公衆浴場を利用した 「あ風名の日」を実施することにより、孤立の予防や心身 の健康、生きがいづくりに努めます。	広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)のクアパウスを利用して、温泉療法や運動指導等を実施することにより、被爆者の健康増進、疾病予防等に努めます	在宅で介護を要する状態(原子爆弾の傷害作用の影響ではないことが明らかであるものを除く。)にある被傷者が、費用を伴う八種を受けている場合に介護手当を支給します。また、重度障害の状態にある被爆者が、費用を件かない介護を受けている場合にも介護手当を支給します。	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」や「広島市原子爆弾被爆者援護要綱」に定める介護サービスを利用した場合(一部、基準あり。)、その利用料のうち利用者負担に相当する額を助成します。	原爆養護ホーム(一般養護ホームと特別養護ホーム)にお ける職員研修の実施等により、介護・看護サービスの質の 向上を図ります。	居宅において養護を受けることが困難な被爆者に対し、原 爆養護ホーム(一般養護ホームと特別養護ホーム)におい て、生活指導その他日常生活の世話などを行います。	日常生活を営むのIc支障がある在宅の被爆者に対して、日帰り介護(デイサービス)や短期入所生活介護(ショートステイ)を実施します。
被爆者健康交流事業の実施	健康づくり事業の実施	介護手当の支給	介護サービスの利用料助成	原爆養護ホームの適切な運営	原爆養護ホームにおける養護 の実施	原爆養護ホームにおける日帰り介護(デイサービス)と短り介護(デイサービス)と短期入所生活介護(ショートステイ)の実施
	健康や福祉制度に関する知識の普及のため、各区での健康 づくり数室や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの 被爆者を対象として、毎月2回市内の公衆浴場を利用した 「お風呂の日」な実施することにより、孤立の予防や心身 の健康、生きがいづくりに努めます。	健康や福祉制度に関する知識の普及のため、各区での健康 づくり教室や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの 被爆者を対象として、毎月2回市内の公衆浴場を利用した 「お風呂の日」を実施することにより、孤立の予防や心身 の健康、生きがいづくりに努めます。 広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)のクアパウ スを利用して、温泉療法や運動指導等を実施することによ り、被爆者の健康増進、疾病予防等に努めます	健康や福祉制度に関する知識の普及のため、各区での健康 づくり教室や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの づくり数室や交流会を実施します。また、ひとり暮らしの が爆者を対象として、毎月2回市内の公衆浴場を利用した (お風呂の日」を実施することにより、孤立の予防や心身 の健康、生きがいづくりに努めます。 広島原爆被爆着療養研究センター(神田山荘)のクアハウ スを利用して、温泉療法や運動指導等を実施することによ なる利用して、温泉療法や運動指導等を実施することによ なる利用して、温泉療法や運動指導等を実施することによ 存いことが明らかであるものを除く。したある被爆者が、 養用を伴う介養を受けている場合にが養手当を支給しま す。また、重度障害の状態にある被爆者が、養用を伴わな すす。また、重度障害の状態にある被爆者が、養用を伴わな するまた、重度障害の状態にある被爆者が、養用を伴わな はの決護を受けている場合にも介護手当を支給します。	健康や福祉制度に関する知識の普及のため、各区での健康 づくり数室や交流会を提施します。また、ひとり暮らしの 被爆者を対象として、毎月2回市内の公衆浴場を利用した 「お周呂の日」を実施することにより、孤立の予防や心身 の健康、生きがいづくりに努めます。 広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)のクアハウ スを利用して、温泉療法や運動指導等を実施することによ り、機爆者の健康増進、疾病予防等に努めます。 在宅で介護を要する状態(原子爆弾の傷害作用の影響では ないことが明らかであるものを除く。)にある被爆者が、 費用を伴うが護を要する状態(に予爆弾の傷害性用の影響では ないことが明らかであるものを除く。)にある被爆者が、 費用を伴うが最を受けている場合にか護手当を支給します。 いが護を受けている場合にもか護手当を支給します。 に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」や「広島市 原子爆弾被爆者援護要綱」に定めるが護サービスを利用し た場合(一部、基準あり。)、その利用料のうち利用者負担 に相当する額を助成します。	健康や福祉制度に関する知識の普及のため、各区での健康 づくり教室や交流会を集師します。また、ひとり暮らしの 被爆者を対象として、毎月2回市内の公衆治場を利用した 「お風呂の日」を実師することにより、孤立の予防や心身 の健康、生きがいづくりに努めます。 広島原爆被爆者療養研究センター(神田山荘)のクアパウ スを利用して、温泉療法や運動指導等を実施することによ り、被爆者の健康地、疾病予防等に努めます 在宅で介護を要する状態(原子爆弾の傷害作用の影響では ないことが明らかであるものを除く。)にある被爆者が、費用を伴う介護を受けている場合に介護手当生を支給します。また、直度障害の状態にある機場合が、護用を伴わな い介護を受けている場合に介護手当を支給します。 「原子爆弾被爆者援護要綱」に定める介護サービスを利用し 原子爆弾被爆者援護要綱」に定める介護サービスを利用も 原子爆弾被爆者援護要綱」に定める介護サービスを利用も に相当する額を助成します。 に相当する額を助成します。	健康や福祉制度に関する知識の普及のため、各区での健康 づくり数室や交流会を実施しまず。また、ひとり暮らしの 被爆着を対象として、毎月2回市内の公衆浴場を利用した 「お園長の日」を実施することにより、孤立の予防や心身 の健康、生きがいづくりに努めます。 広島原爆板爆者療養研究センター(神田山荘)のクアハウ スを利用して、温泉療法や運動抗導等を実施することによ む、被爆者の健康増進、疾病予防等に努めます。 在宅で介護を要する状態(原子爆弾の傷害作用の影響では ないことが明らかであるものを除く。)にある被爆者が、 費用を伴う介護を受けている場合に介護手当を支給しま す。また、重度障害の状態にある被爆者が、費用を伴わな し介養を受けている場合に小護手当を支給します。 し介護を受けている場合にか護手当を支給します。 に介護を受けている場合にか護手当を支給します。 に介護を受けている場合にか護手当を支給します。 に有当する額を助成します。 原爆養護ホーム(一般養護ホームと特別養護ホーム)にお ける職員研修の実施等により、介護・看護サービスを利用し た場合(一部、基準あり。)、その利用料のうち利用者負担 に相当する額を助成します。 原爆養護ホーム(一般養護ホームと特別養護ホーム)にお ける職員研修の実施等により、介護・看護サービスの質の 同上を図ります。 居宅において養護を受けることが困難な被爆者に対し、原 爆養護ホーム(一般養護ホームと特別養護ホーム)にお ける職員研修の実施等により、介護・看護サービスを利用と に相当する額を助成します。

#### 郷

# 6期プランに掲げた主な取組等の実施状況

## 【第6期プランについて】 ① 基本理念、目標、重点施策

#### 基本理念

# 高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成

#### 田補

# 2025年を見据えた地域包括ケアシステムの基盤づくり

(四元十分7分十人)(無難機能を開発)を対している者の割合の増加 (200分以上機構のために歩く70歳以上の者の割合の増加 ⑤口酸機能低下者の割合の減少 の地域に開かれた住民職等のが落り所能が形数 (5分歳等70歳来)(20分割)と (数値目標設定項目) [ 「高齢者がいきいきと暮らしていくための健康づくりと介護予防の促進 (1)本市の健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21」の目標である「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加) <数値目標の設定に当たって目指すもの>

(II)全国平均よりも高い本市の要支援・要介護認定の軽度な方の出現率の抑制 く数値目標の設定に当たって目指すもの> 高齢者を見守り支え合う地域づくり

(II)高齢者を支える地域団体の活動の活性化及び担い手の拡大 『医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の状況変化 に対して、練ぎ目のない対応を行うことのできる在宅医療と小護 のサービス提供』に連携して取り組む医療機関・介護サービス 事業者等の拡大 <数値目標の設定に当たって目指すもの> 在宅医療 介護連携の推進

点 施 策

(教庫目標設定項目) (教庫目標設定項目) (「高階等加速支充化/ドル事業の取組の実施か所(地域包括支援む/4ー)数 ②正確記/ネルケーナン(小の取組によるネル教 /対象者数等) (高無セネルケーナン(よりな憲活動の実施件教 (高高齢者打び奉の開催回教 (高層齢者打び奉の開催回教) (数值目標設定項目)

#### 主な施策 血 施策項目 施策の柱、

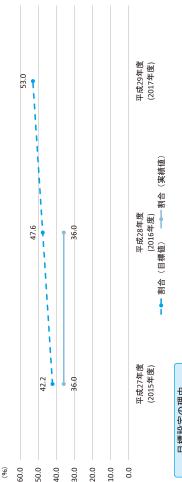
(V)

‡ #		施策項目
加来の仕		主な施策
	(1) 健康づくりの促進	○ 健康に暮らしていくための環境づくりの促進(日常生活の中で無理なく手軽」できる健康ウォーキングの推進など) ○ 生活習慣病予防の取組の推進(健康診査及びが仏検診等の実施など) ほか
高齢者がいきいき と暮らしていくため の半軸の信業	(2) 介護予防の促進	〇 分割予防の普及密条と主体的な活動の推進(医保健センターや地域包括支援センターによる介護予防に関する教室の開催など) 〇 地域(開かれた生民運営の介護予防拠点の整備存進(地域包括支援センターガローディネーターとなって地域団体等と協力して実施する地域の接手防拠点整備促進事業など)ほか
	(3) 生きがいづくりの支援	〇 外出・交流の促進(高齢者同士・地域住民とのふれあいや交流の場である「地域高齢者交流サロン」の設置・運営への支援など)ほか
	<ul><li>(4) まちの活性化につながる多様な活動の促進</li></ul>	〇 地域を支える活動の促進(地域包括支援センターがコーディネーターとなり、地域全体で高齢者を支え合う仕組みを構築する「地域支え合い モテル事実」の実施の所数を増やすなど)ほか
	(1) 日常生活の支援	○ 地域包括支援センターの機能強化(地域包括支援センター運営協議会における審議内容の形象など) ○ 地域における見守り・支え合い活動等の促進(単位老人クラブによって行われる家事支援等の友愛活動への助成など) ほか
高齢者が住み慣れ た地域で安心して	(2) 生活環境の充実	○ 高齢者向け住まいの確保(特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護について、必要な定員数の確保に努めるほか、住宅のバリアリー化の支援など) ほか
棒のつたいくたもの 騒揺がくり	(3) 権利擁護の推進	<ul><li>○ 成年後見制度の普及促進(低所得で身寄りのない高齢者の成年後見人等に対して報酬支払助成等を行うなど)ほか</li></ul>
	(4) 暮らしの安全対策 の推進	〇 交通事故防止対策の推進(老人クラブ等を対象とした参加・体験型の交通安全教室の開催など) 〇 消費者施策の推進(消費生活専門相談員等の資格者による高齢者等の消費者被害防止対策議座の開催など)ほか
援護が必要な方々	(1) 介護サービス基盤 の整備促進と介護保険 事業の円滑な実施	○ 介護サービス基礎の整備促進(小龍サービスについて、必要量や地域特性を踏まえた整備促進) で平在能が、背影場が作業し、電機関係者と介護関係等等で構成される行程を整介・指導等特権達委員会(仮称)を設置し、関係者間の幅広 b、意見文験や適の見える関係会づいなどにより関係者の協働した。別報名権者するなど。 ○ 介護人材の確保の促進(介護人材と車業者双方のニースを踏まえた効果的なマッチングの機会の提供など) ほか
が安心して暮らせるための施策の充実	(2) 認知症の人への支 援の充実	○ 認知値に関する正しい知識の普及と地域支援体制の方案(認知値アドバイゲーが地域住民や職域・学校等を対象として行う認知値サポーター業活趣を開催など) マー素活趣を削減をなど で、専門監修の元素と力複雑物の推進(認知症地域支援推進員を各区1か所の地域包括支援センターに配置し、専門医療機関等と連携し、認知症に関する医療・介護連携の推進などを行う認知症地域支援推進事業の実施など) ほか
	(3) 被爆者への援護	〇 被爆者への健康診断等の実施(年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診断を実施するなど)ほか

# 数値目標設定項目について(平成 28 年度時点)

|重点施策 1 (高齢者がいきいきと暮らしていくための健康づくりと介護予防の促進)]

- ① ロコモティブシンドローム(運動器症候群)を知っている者の割合の増加
- ) 平成28年度末時点では目標値に達しておらず、今後もシニア健康ウォーキング教室をはじめとした健康教室等において、ロコモティブシンドロームの更なる普及啓発が必要である。 0

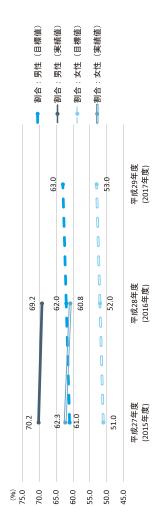


#### 目標設定の理由

ロコモティブシンドロームを知ることは、介護・介助が必要となった主な原因である「骨折・転倒」を防ぎ、介護が必要となる者の割合の減少にも資すると考えられるため。

# [重点施策 1 (高齢者がいきいきと暮らしていくための健康づくりと介護予防の促進)]

- 30分以上健康のために歩く70歳以上の者の割合の増加
- ) 平成28年度末時点では目標値を上回っているが、今後もシニア健康ウォーキング教室等の開催 を通じ、70歳以上で30分以上健康のために歩く者の割合を増やしていく必要がある。 0

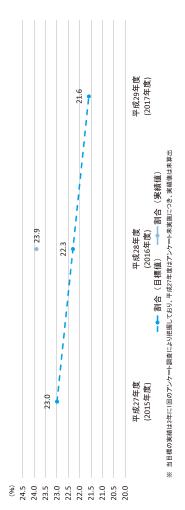


#### 目標設定の理由

ウォーキングは、時間や場所を選ばず、どの世代でも取り組みやすい身近な運動であり、健康のために歩く者の割合を増やすことは、健康づくりや介護予防、更には社会参加の促進にもつながると考えられるため。

# |重点施策 I (高齢者がいきいきと暮らしていくための健康づくりと介護予防の促進)]

- 口腔機能低下者の割合の減少
- 平成28年度末時点では目標値に達していないため、平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の通所口腔ケアサービスの利用者や、口腔機能低下予防教室等への参加者を増やすなど、口腔機能の維持向上に向けた取組を強化する必要がある。

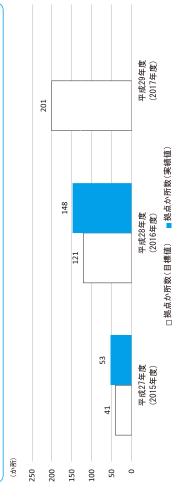


#### 目標設定の理由

• 高齢期の口腔機能の維持・向上は、誤嚥性肺炎の予防となるなど、健康づくりと介護予防の促進に資するものと考えられるため。

# [重点施策 I (高齢者がいきいきと暮らしていくための健康づくりと介護予防の促進)]

- ④ 地域に開かれた住民運営の介護予防拠点か所数
- 平成28年度末時点では目標値を上回っており、実施か所数が急速に増加している。今後も、介護予防効果が実証されている「いきいき百歳体操」の普及を図りつつ、41か所の地域包括支援センターの圏域で拠点数を増やしていく予定である。

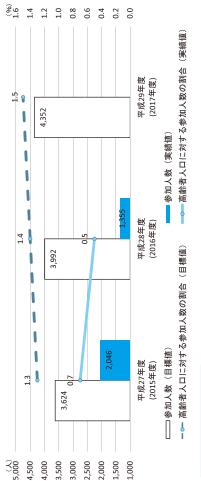


#### 目標設定の理由

・高齢者が歩いて通える場所に地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を進めていくことは、誰もが介護予防に取り組むことのできる環境づくりに貧するものと考えられるため。

# ・重点施策 I(高齢者がいきいきと暮らしていくための健康づくりと介護予防の促進)]

- ⑤ 介護予防事業(二次予防事業)の参加人数
- 平成28年度末時点では目標値に達しなかった。平成29年4月の介護予防・日常生活支援総合 事業の開始に伴い、二次予防事業は廃止し、現在は、要支援認定者も含めて、短期間で集中的に 生活機能の改善を図るためのサービス(短期集中型サービス)として実施している。

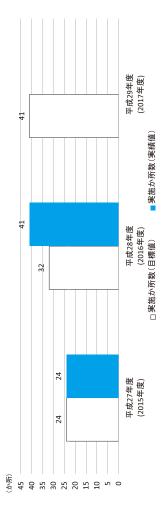


#### 目標設定の理由

生活機能の低下により介護が必要となる可能性の高い高齢者が、介護予防事業(二次予防事業)に参加することで、要介護状態になることを遅らせ、自立して生活できる期間を長くすることができると考えられるため。

# ・重点施策I(高齢者を見守り支え合う地域づくり)]

- ① 高齢者地域支え合いモデル事業の取組の実施か所(地域包括支援センター)数
- 〇 平成28年度末時点では目標値を上回り、目標としていた平成29年度での全地域包括支援センターにおける実施を1年前倒して完了している。



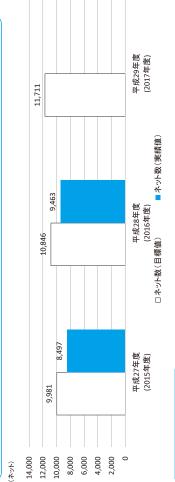
#### 目標設定の理由

地域包括支援センターが、民生委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった様々な活動主体が行う見守り活動をコーディネートする本モデル事業の取組の実施か所数を増やすことは、近隣ミニネットワークづくりや友愛活動、高齢者サロン等の高齢者を支える既存の地域活動を活性化するものであり、高齢者を見守り支え合う地域づくりの促進に資するものと考えられるため。

# ・重点施策 I(高齢者を見守り支え合う地域づくり)]

② 近隣ミニネットワークづくりの取組によるネット数(対象者数等)

○ 平成28年度末時点では目標値に達していないが、ネット数自体は増加しているため、地域包括 支援センターなど関係機関と連携しながら、ネットワークづくりを効果的に進めていく必要がある。



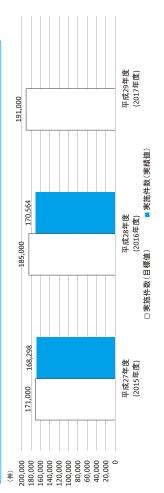
#### 目標設定の理由

地区社会福祉協議会は、社会的・地域的な援助を必要としている高齢者等への近隣住民による見守り、具体的支援活動と関係機関・団体によるネットワークづくりに取り組んでおり、こうした活動を活性化していくことは、既存の地域活動を活性化し、高齢者を見守り支え合う地域づくりの促進に資するものと考えられるため。

# [重点施策工(高齢者を見守り支え合う地域づくり)]

③ 単位老人クラブによる友愛活動の実施件数

○ 平成28年度末時点では目標値に達しておらず、今後は、老人クラブも活動主体となる「高齢者地域支え合い事業」により、小学校区を単位とする見守りネットワークの構築を進めていく中で、老人クラブの活動の活性化を図っていく必要がある。



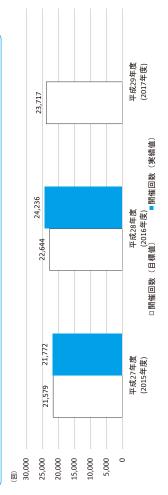
#### 目標設定の理由

単位老人クラブは、ひとり暮らしの高齢者宅等の訪問と安否確認、話し相手、家事支援等を行う友愛活動に取り組んでおり、こうした活動を活性化していくことは、既存の地域活動を活性化し、高齢者を見守り支え合う地域づくりの促進に資するものと考えられるため。

# [重点施策II(高齢者を見守り支え合う地域づくり)]

4 高齢者サロン等の開催回数

○ 平成28年度末時点では目標値を上回っているが、今後も、開催回数が月1回以下のサロンについて年1回ずつ開催回数を増やしたり、サロン数の増加を図り、取組を促進していく必要がある。



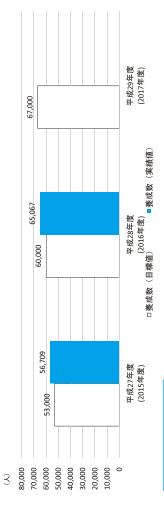
#### 目標設定の理由

 地域の集会所などの身近な場所で、高齢者同士・地域住民とのふれあいや交流、健康づくり等の場を提供し、 高齢者が日常の生活の中で「楽しみを感じさせる」仕組みづくりを促進することは、地域活動を活性化するもの であり、高齢者を見守り支え合う地域づくりの促進にもつながるものと考えられるため。

# [重点施策工(高齢者を見守り支え合う地域づくり)]

⑤ 認知症サポーター養成数(累計)

〇 平成28年度末時点では目標値を上回っているが、今後も、毎年度7,000人のサポーターの養成を目標に、地域、学校、職域で認知症サポーター養成講座を開催していく必要がある。



#### 目標設定の理由

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、多くの地域住民や事業者が、認知症に対する正しい知識を持って、認知症やその家族を深く理解していることが重要であり、こうした理解をもった地域活動の担い手の拡大なして高齢者を見守り支え合う地域づくりはできないため。

# |重点施策皿(在宅医療・介護連携の推進)]

- ① 退院支援担当者を配置する病院の割合
- 3年に1度国が実施する医療施設調査によって測ることになるため、平成29年度の目標値を 54.0%としている。(調査を実施しない平成27及び28年度の数値目標は設定していない。)
- 平成29年度の数値目標の達成に向けて、在宅医療に関わる医療機関と介護サービス事業などの関係者の連携を促進するため、広島市連合地区地域保健対策協議会への委託により、在宅医療・介護連携推進事業を実施している。また、市及び各区に医療関係者と介護関係者等で構成する「在宅医療・介護連携推進委員会」を設置し運営するとともに、市レベルの在宅医療・介護連携に関する研修会や、区レベル・日常生活圏域レベルの多職種合同研修会等の開催などに取り組んでいる。

#### 目標設定の理由

在宅医療・介護への移行を円滑にするためには、病院の地域医療連携室等の退院支援担当者が中心となって、入院中の担当医師や看護師、在宅医療を担う医師、訪問看護師、ケアマネジャー(介護支援専門員)等の多職種が参加するカンファレンス(検討会)などを実施する体制を整える必要があるため。

# |重点施策皿(在宅医療・介護連携の推進)]

- 在宅療養支援診療所数
- 3年に1度国が実施する医療施設調査によって測ることになるため、平成29年度の目標値を336か所としている。(調査を実施しない平成27及び28年度の数値目標は設定していない。)
- 平成29年度の数値目標の達成に向けて、医療関係者と介護関係者等で構成される広島市在宅医療・介護連携推進委員会を設置しており、平成28年度は委員会を3回、研修会を1回開催している。また、各区においても各区在宅医療・介護連携推進委員会を設置し、委員会及び研修会、市民への啓発等を実施している。

#### 目標設定の理由

• 高齢の患者が、住み慣れた家庭や地域で24時間365日体制で安心して医療を受けられるようにするためには、在宅療養支援診療所による在宅医療の提供体制を整える必要があるため。

# [重点施策皿(在宅医療・介護連携の推進)]

- ③-1 在宅看取りを実施する診療所数
- 3年に1度国が実施する医療施設調査によって測ることになるため、平成29年度の目標値を 21.2か所としている。(調査を実施しない平成27及び28年度の数値目標は設定していない。)
- 平成29年度の数値目標の達成に向けて、在宅医療に関わる医療機関と介護サービス事業などの関係者の連携を促進するため、広島市連合地区地域保健対策協議会への委託により、在宅医療・介護連携推進事業を実施している。市及び各区に医療関係者と介護関係者等で構成する「在宅医療・介護連携推進委員会」を設置し運営するとともに、市レベルの在宅医療・介護連携に関する研修会や、区レベル・日常生活圏域レベルの多職種合同研修会等の開催などに取り組んでいる。

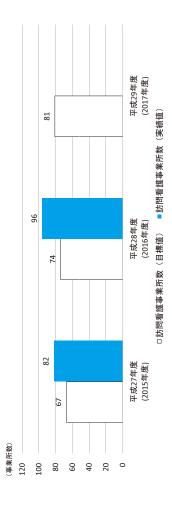
#### 目標設定の理由

・高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるようにするためには、24時間365日体制で、看取りも含めた在宅医療・看護の体制を整える必要があるため。

# [重点施策皿(在宅医療・介護連携の推進)]

③-2 在宅看取りを実施する訪問看護事業所数

〇 平成28年度末時点では目標値を上回っているが、今後も、事業所数の拡大を図る必要がある。



#### 目標設定の理由

• 高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるようにするためには、24時間365日体制で、看取りも含めた在宅医療・看護の体制を整える必要があるため。

# |重点施策皿(在宅医療・介護連携の推進)|

- 訪問歯科診療を提供する歯科診療所数
- 3年に1度国が実施する医療施設調査によって測ることになるため、平成29年度の目標値を 167か所としている。(調査を実施しない平成27及び28年度の数値目標は設定していない。)
- 平成29年度の数値目標の達成に向けて、在宅医療に関わる医療機関と介護サービス事業などの関係者の連携を促進するため、広島市連合地区地域保健対策協議会への委託により、在宅医療・介護連携推進事業を実施している。市及び各区に医療関係者と介護関係者等で構成する「在宅医療・介護連携推進委員会」を設置し運営するとともに、市レベルの在宅医療・介護連携に関する研修会や、区レベル・日常生活圏域レベルの多職種合同研修会等の開催などに取り組んでいる。

#### 目標設定の理由

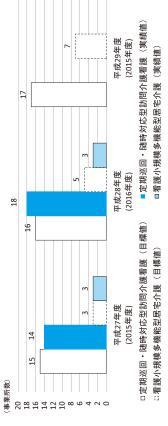
高齢の患者が、住み慣れた家庭や地域で安心して医療を受けられるようにするためには、訪問歯科診療を提供する歯科診療所による在宅医療の提供体制を整える必要があるため。

# [重点施策皿(在宅医療・介護連携の推進)]

- ⑤ 医療系も含めた多様な介護サービスが提供できる事業所の数 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護)
- 平成28年度末時点で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については目標を上回ったが、 看護小規模多機能型居宅介護については、看護職の確保が困難などの理由により新規開設が
- 当該サービスについては、事業所整備等に係る補助制度を設けているが、今後は補助の要件 見直しを検討するとともに、医療系事業者に対して開設の働きかけを行う必要がある。

無く、目標を達成できなかった

0

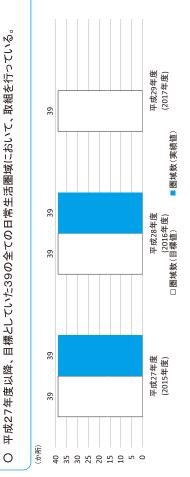


#### 目標設定の理由

高齢者が、できる限り住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の様態や希望に応じ、 医療系も含めた多様な介護サービスを複合的かつきめ細やかに提供する体制を整える必要があるため。

# [重点施策皿(在宅医療・介護連携の推進)]

多職種連携のための情報交換会等を定期的に開催している日常生活圏域数



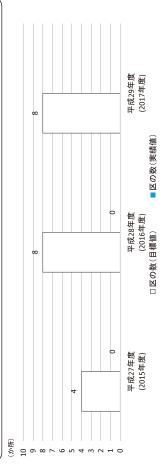
#### 目標設定の理由

医療と介護のサービスが一体的に提供されるためには、日常生活圏域ごとに医師や歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー(介護支援専門員)等の多職種が定期的に集まり、情報交換や対応事例の協議等を行うことを通じて、顔の見える関係づくりやケアの質の向上に取り組む必要があるため。

# [重点施策皿(在宅医療・介護連携の推進)]

「認知症ケアパス」を作成する区の数

○ 平成28年度末時点では目標値に達していないが、広島市版認知症ケアパスの骨格(基本的な構成や進行状況に応じた支援策、全市共通の医療・介護等資源の状況)を整理している。今後は、各区医療・介護連携推進委員会の活動を通じて各区固有の医療・介護等の資源の状況を整理した上で、平成29年度中に各区のケアパスとして完成させる。



#### 目標設定の理由

・医療・介護関係者の認知症ケアに関する共通認識を形成し、認知症の人や家族等の安心感を醸成するためには、認知症が発症したときから生活機能障害の進行状況に応じて受けることのできる医療・介護サービスを示した「認知症ケアパス」を、身近な区で作成する必要があるため。

# (2) 施策項目別の取組について (平成28年度時点)

#### 筋策の柱

# 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進

## 施策項目(1) 健康づくりの促進

#### 主な取組

# ) 健康に暮らしていくための環境づくりの促進

取組名等	推進状況
健康ウォーキングの場や機会 の提供	運動器機能の維持向上を目的としたシニア健康ウォーキング教室を開催するとともに、健康ウォーキングの楽しさや効用を広めることを目的とした健康ウォーキング大会を開催しています。
健康ウォーキング認定制度の 実施	日常的に取り組む動機付けを目的として、ウォーキングの取組状況に応じた認定証等の交付を行っています。 (健康ウォーキング認定証交付者数) 1,350人
健康ウォーキング推進者の育 成と活動支援	健康ウォーキングの楽しさや効用を広める「健康ウォーキング推進者」 の育成と活動の支援を行っています。 〔健康ウォーキング推進者登録数〕354人
お達者ポイント事業の実施	運動器機能の向上や認知症予防などの介護予防に継続的に取り組む地域 の自主グループが一定の基準を満たした場合、活動用品を支給しています。
健康づくりに関する自主グ ループ化支援	地域において健康ウォーキング等を行う自主グループの継続的な活動を 支援しています。 〔自主グループ化支援グループ数〕146グループ
アクティブシニア健康増進 リーダーの養成	区スポーツセンターで実施する各種健康・体力づくり事業等における指導補助や地域で行われる健康ウォーキング、健康体操等の指導を行う健康増進リーダーの養成を実施しています。 (修了者数(平成 28 年度未現在))88人
区スポーツセンター等における健康・体力づくりのための 教室	区スポーツセンター等において、高齢者を対象とした健康・体力づくりのための事業の実施、情報提供及び活動の場の提供等を行っています。
健康教室、健康相談の実施	区保健センターにおいて、生活習慣病予防等のための健康教室、健康相談を実施しています。

## ② 生活習慣病予防の取組の推進

推進状況	区保健センターにおいて、生活習慣病予防等のための健康教室、健康相 談を実施しています。	広島市国民健康保険の被保険者や後期高齢者医療の被保険者を対象に各種健康診査を実施するとともに、各種がん検診や節目年齢歯科健診を実施しています。
取組名等	健康教室、健康相談の実施(再 掲)	健康診査・がん検診等の実施

### ③ 感染症予防対策の推進

_	
推進状況	定期予防接種として、「インフルエンザワクチン」や「肺炎球菌ワクチン」 の接種を実施するとともに、市ホームページからの情報発信等により感染 症予防対策の普及路発を行っています。
取組名等	各種感染症予防のための取組

## 4 健康づくりの推進体制の整備

推進状況	画「元気じゃけんひろしま2](第2%  関する様々な団体・機関等で構成さ、 生会議] 等において構成団体・機関が 一体となって市民の健康づくりに資	〔元気じゃけんひろしま2]推進事業協賛店・団体数〕1,240 施設
取組名等	「元気じゃけんひろしま21推進会議」等における構成団体・機関との取組の推進	

## 施策項目(2) 介護予防の促進

#### 主な取組

# ① 介護予防の普及啓発と主体的な活動の推進

苗 庙 状 光	運動器機能の維持向上を目的とし、シニア健康ウォーキング教室を開催 するとともに、健康ウォーキングの楽しさや効用を広めることを目的と した健康ウォーキング大会を開催しています。	ロコモティブシンドローム予防や口腔機能向上等の介護予防に資する教室を開催しています。 (介護予防に関する基礎的な知識の普及のための教室参加人数) 10.827人 (山域包括支援センターによる介護予防のための教室開催回数) 980回 (認知症予防教室実施回数) 66回 (臨周病予防教室実施回数) 66回 (臨周病予防等及啓等及野事業※認定者数) 921人 ※歯間部清掃用具を使用し歯周病予防に継続して取り組んでいる人を認定する制度	地域において健康ウォーキング等を行う自主グループの継続的な活動を 支援しています。[自主グループ化支援グループ数] 146グループ	運動器機能の向上や認知症予防などの介護予防に継続的に取り組む地域 の自主グルーブが一定の基準を満たした場合、活動用品を支給していま  す。
受	健康ウォーキングの場や機会	区保健センターや地域包括支援センターによる介護予防に	介護予防に関する自主グルー	お達者ポイント事業の実施
	の提供 (再掲)	関する教室の開催	プ化支援	(再掲)

# ② 地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備促進

推進状況	地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域団体等と協力 し、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を促進しています。 〔介護予防拠点か所数〕148か所
取組名等	地域介護予防拠点整備促進 事業の実施

# ③ 要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者を対象とした介護予防対策の推進

取 組 名 等	推准状况
生活機能維持向上事業の実施	足腰の筋力や平衡機能などの運動器の機能向上を目的とした運動指導や 口腔機能の向上を目的とした損食・嚥下機能訓練等の機能向上プログラ ムを実施しています。[参加実人数] 1,078人
いきいき活動支援通所事業の 実施	閉じこもりがちな高齢者に対して、自宅から外出するきっかけづくりや 積極的な社会参加や交派への支援を行っています。(参加実人数) 273人
いきいき活動支援訪問事業の 実施	閉じてもりやうつ、認知症の恐れのある高齢者のうち、通所による事業に参加できない高齢者に対して、保健師等が自宅を訪問し、必要な相談支援を行っています。[参加実人数] 4人

# (4) 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの充実

推進状況	地域包括支援センダーにおいて、地域の介護予防活動の情報を収集・整理し、介護予防マップを作成しています。また、平成、884年 目からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始を見据え、介護予防ケアマネジメントの質の強化を包えめ、医師や施科医師、管理栄養士、リハドリ専門職等を構成員とした地域ケアマネジメント会議の試行実施を6回開催し実施方法を確立するとともに、地域包括支援化ンダー職員や居宅介護し実施方法を確立するとともに、地域の指充接限とグー職員や居宅介護し実施等がのケアマネジャーに対する研修会を開催するなど、目立支援に資する介護予防ケアマネジメントの充実を図っています。
쏾	7ネジメントの5支援センター
佑	17 112
畑	ト 戸 グ
田	(A) (A) (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B
	護実運

# 施策項目(3) 生きがいづくりの支援

#### 主な取組

# ① 生涯学習、文化・スポーツ活動の振興

推准状况	の   市社会福祉協議会が行う「老人大学・老人大学院」において、一般教養   講座の開催等により、地域活動を担う人材の育成などを支援しています。	高齢者の日頃の学習成果を発表する場や学習体験の機会を提供すること を目的として市文化財団が行う「高齢者作品展」の開催を支援しています。 (出展数) 217点 (入場者数) 4,114人	ん 同齢者のスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である「全国健康 和社祭(おんりんピック)」への市代表選手団の派遣を支援しています。	高齢者が生きがいを感じ、自己実現につながる活動を促進するため、公 民館等において高齢者を対象とした各種講座・教室を開催しています。 (公民館における少子・高齢化社会に対応した各種講座・教室の延参加者 数) 48.467人	地域における高齢者の自主的な活動拠点を提供するため、老人福祉セン運 ター、老人いこいの家及び老人運動広場を管理運営しています。 (老人福祉センター延利用者数)(3か所)121,303人 (老人いこいの家延利用者数)(17か所)196,753人
取 組 名 等	「老人大学・老人大学院」の 支援	「高齢者作品展」の開催支援	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への市代表選手団の 派遣支援	公民館等における高齢者を 対象とした各種講座・教室の 開催	老人福祉センター等の管理運営

## ② 市民の高齢者への理解の促進 部 名 第

	<b>編</b> 記	ž٨
推进从沉	高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表することを目的として、百歳高者への訪問、敬老金の文給及び年度中に88歳を迎える高齢者への敬老の政治国を行っています。 (敵兄の贈呈を行っています。 (敬名金の文結人数 (100歳)) 286人 (敬老記念品の贈呈者数 (88 歳)] 4,851人	市社会福祉協議会が、青少年や企業を対象とした高齢者の疑似体験キ    トなどを活用して行う「福祉教育・福祉体験講座」等の開催を支援し   います。
以 哲 合 非	百歳高齢者への訪問、敬老金 の支給及び敬老記念品の贈呈	青少年や企業を対象とした福 祉教育・福祉体験講座等の開 催支援

### ③ 外出・交流の促進

取組名等	推進状況
地区社会福祉協議会が行う 「ふれあい・いきいきサロン 設置推進事業」への支援	地域住民等のふれあいの場づくりにつながる「ふれあい・いきいきサロン設置推進事業」を行う地区社会福祉協議会への活動支援を実施している市社会福祉協議会への支援を行っています。 (ふれあい・いきいきサロン数) 1,087か所
地域介護予防拠点整備促進事 業の実施(再掲)	地域包括支援センターがコーディネーターとなって、地域団体等と協力し、地域に開かれた住民運営の介護予防拠点の整備を促進しています。 (介護予防拠点か所数) 148か所
「青少年支援メンター制度」 の推進	メンターと呼ばれる人生経験の豊富な大人が、子ども(J)・中学生)と、1対1の関係で継続的・定期的に交流し、信頼関係を築きながら子どもの成長を手助けする「青少年支援メンター制度」を推進しています。[高齢者の登録者数]112人
地域の幅広い世代が子育て支援する仕組みの構築に向けた 検討	地域団体やボランティア団体等と連携し、子育で家庭と子育て支援を希望する高齢者との交流の場を開くなど、交流を通じ地域の幅広い世代が子育てを支援する仕組みを構築できる環境づくりを検討しています。
高齢者公共交通機関利用助成	高齢者の社会参加を促進するため、高齢者が外出するきっかけづくりとして、公共交通機関の利用に要する経費を助成しています。 [交付者数] 139,117人

# 施策項目(4) まちの活性化につながる多様な活動の促進

#### 主な取組

### ① 地域を支える活動の促進

地域福祉計画の推進	「地域福祉計画」に基づき、地域の行動計画の策定等を支援しており、地域における支え合いの服箱等が進められています。 (地域福祉計画対象地域)141地域 (地域福祉計画対象地域)5、地域福祉計画取組開始地域)133地域 (44.3%)
老人クラブ活動への助成	老人クラブが行う健康づくり事業や生きがいづくり事業、友愛活動、奉仕活動に対する即成を行っています。 (老人クラブ数) 495クラブ (老人クラブ数) 495クラグ (老人クラブ数) 35,334人 (老人クラブ加入率) 10,1%
高齢者地域支え合い事業の実 施	民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、町内会・自治会、単位老人クラブといった様々な活動主体が行っている高齢者の見守り活動に対し、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、アドバイスや調整等を行うことにより、地域における支え合いの仕組みづくりを支援しています。
健康ウォーキング推進者の育 成と活動支援(再掲)	健康ウォーキングの楽しさや効用を広める[健康ウォーキング推進者]の 育成と活動の支援を行っています。 [健康ウォーキング推進者登録数] 354人
アクティブシニア健康増進 リーダーの養成 (再掲)	区スポーツセンターで実施する各種健康・体力づくり事業等における指導補助や地域で行われる健康ウォーキング、健康体操等の指導を行う健康増進リーダーの養成を実施しています。 「修了者数(平成28年度末現在)] 88人
各種市民活動・ボランティア 活動、地域活動の人材育成	市まちづくり市民交流プラザ(合人社ウェンディひと・まちプラザ) 等に おいて、市民活動・ボランティア活動、地域活動の人材育成の講座等を 実施しています。 (ボランティア人材パンクの紹介成立件数) 339件
各種ボランティアの登録制度 の実施	市まちづくり市民交流ブラザ(合人社ウェンディひと・まちブラザ) が運 営する[まちづくりボランティア人材バンク] や市社会福祉協議会が設置 運営する[ボランティア情報とンター], 区社会福祉協議会が設置運営す るボランティアセンター] などの取組を支援しています。 (個人ボランティア登録人数) 189人 (ボランティア団体数) 76グループ
各種情報の発信	市ホームページ, 広報紙や市関係団体のホームページ, 広報紙などを活用し、市民活動・ボランティア活動、地域活動等の情報発信を引き続き行っています。 でひろしま市民活動支援総合情報システム(ひろしま情報 aーネット) 情報公開コンテンツ数) 8156
区の魅力と活力向上推進事業 の実施	区役所が区長と住民の対話等を踏まえ、住民との連携・協働の下、企画・ 立案力を十分発揮し、地域の魅力や活力の向上に貸する住民の主体的か つ総続的な活動を、地域団体等への補助金の交付、事業の委託及び物品 の提供などにより効果的に支援しています。 (補助金交付対象事業数) 30件
市民活動保険制度の実施	高齢者をはじめとする市民が安心して市民活動に取り組めるよう、市が 保険料を負担し、自主的・自発的な市民活動に対する保険制度を実施し ています。
1	A 45   = - 1 m/4

老人大学・大学院の機能拡充、高齢者の就労支援などの事業を展開するとともに、高齢者等の福祉活動やボランティア活動等を促進する全市的な拠点として、広島市総合福祉センターを整備し、平成28年12月5日に開設しました。

広島市総合福祉センターの整備

自らが出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に 取り組む労働形態である「協同労働」により、高齢者の働く場を創出する 仕組みを構築するためのモデル事業を実施しています。 (補助金交付団体数) 5団体

協同労働モデル事業の実施

市まちづくり市民交流ブラザ(合人社ウェンディひと・まちブラザ)等 において、市民活動・ボランティア活動、地域活動の人材育成の講座等 を実施しています。

各種市民活動・ボランティア 活動、地域活動の人材育成(再 掲)

〔ボランティア人材バンクの紹介成立件数〕339 件

市まちづくり市民交流ブラザ(合人社ウェンディひと・まちブラザ)が 運営する「まちづくりボランティア人材バンク」や市社会福祉協議会が 設置運営する「ボランティア情報センター」、区社会福祉協議会が設置運 買する「ボランティアセンター」などの取組を支援しています。 (個人ボランティア登録人数) 189人 (ボランティア団体数) 76 グループ

各種ボランティアの登録制度 の実施 (再掲)

市ホームページ・広報紙や市関係団体のホームページ・広報紙などを活用し、市民活動・ボランティア活動・地域活動等の情報発信を引き続き行っています。 ています。 (ひろしま市民活動支援総合情報システム(ひろしま情報 a - ネット)情報公開コンテンツ数) 8156

(再掲)

各種情報の発信

高齢者をはじめとする市民が安心して市民活動に取り組めるよう、市が 保険料を負担し、自主的・自発的な市民活動に対する保険制度を実施しています。

市民活動保険制度の実施 掲)

元気で活動的な高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、生生生と活躍できるよう、相談者の希望に応じて、職業紹介をはじめ、シルパー人材センターの入る案内、ポンファイのの登録など、ワンストッフ型で結び支援を行うランニア応援センター」を平成28年12月に設置し、高齢者に幅広い社会参加・社会貢献の機会を提供しています。

シニア応援センターの設置

農家出身者で定年退職後に帰農を目指す市民を募集・選考し、1年間栽培・経営技術等の研修を行い、野菜等の生産販売農家として育成しています。 [育成人数(累計)] 131人

ふるさと帰農支援事業の実施

# 

② 脱来るこの多様は在式参加の促進	:示参加の定連
取組名等	推進状況
市シルバー人材センターの就 業機会の開拓等	就業開拓推進員による企業等への戸別訪問等により、就業機会の開拓等 を行っています。 [就業開拓推進員] 4名
「スローライフで夢づくり」 新規就農者育成事業の実施	定年退職等を機に就農を希望する農地を持たない市民を募集・選考し、   年間栽培・経営技術等の研修を行った後、農地をあっせんし野菜等の   生産販売農家として育成しています。   育成人数(累計)] 86人

#### 施策の柱2

# 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり

## 施策項目(1) 日常生活の支援

#### 主な取組

# ① 地域包括支援センターの機能強化

# 地域における見守り・支え合い活動等の促進

取 組 名 等	推准状况
高齢者地域支え合い事業の取 組	様々な地域団体等が行っている見守り活動を活かし、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、地域全体で高齢者を支え合う仕組みを構築する「高齢者地域支え合い事業」の実施箇所数を増やしています。 【実施か所数(地域包括支援センター数)】41か所
民生委員・児童委員が行う活動への支援	民生委員・児童委員に対する研修を実施するとともに、高齢者の支援ニーズに応じた情報提供や地域で行う様々な相談活動を支援しています。 [民生委員による高齢者関係相談・援助活動)34.453件
地区社会福祉協議会が行う福祉のまちづくり事業3事業への支援	地域の見守り活動につながる「近隣ミニネットワークづくり推進事業」、 地域住民等のふれあいの場づくりにつながる「ふれあい・いきいきサロン 設置推進事業」、地域住民の支え合い活動につながる「地区ボランティア パンク活動推進事業」を行う地区社会福祉協議会への活動支援を実施し ている市社会福祉協議会への支援を行っています。 「近隣ミニネットワークネット教」」9.483ネット (ふれあい・いきいきサロン数)1.087か所 (地区ボランティアパンクボランティア登録者数)9.558人
老人クラブが行う友愛活動の 支援	単位老人クラブが行うひとり暮らし高齢者等への「友愛訪問」の取組を促進しています。 (友愛活動件数) 170,564件
地域福祉計画の推進	「地域福祉計画」に基づき、地域の行動計画の策定等を支援しており、地域における支え合いの取組等が進められています。 「地域福祉計画対象地域」141 地域 (地域福祉計画対象地域)541 地域

災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者(高齢者や障害者等)の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報者等)の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成しています。	同意者リストは、地域で避難支援に携わる避難支援等関係者(自主防災	ヨ治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会	<b>諍)に提供し、地域の実情に応じた避難支援に</b>		平成 28年度は避難行動要支援者名簿の登録要件について、世帯要件を廃	止するなどの見直しを行いました。	援者名簿登録者	服者名簿	12.421人
		FI	大坂田の四群大坂 七十時	示の表面の大坂					

### ③ 相談支援体制の充実

### 4 生活支援サービスの充実

取組名等	推進状況
見守り配食サービスの実施	ひとり暮らしの高齢者等の自立と生活の質の確保を図るため、栄養パランスのとれた食事を定期的に配達する際に安否を確認し、緊急時には関係機関に連絡等を行っています。 (独関に連絡等を行っています。 (延和書数) 3483人 (延配食数) 866,161食
あんしん電話設置事業の実施	ひとり暮らしの高齢者等宅にあんしん電話を設置し、急病等の緊急通報に迅速かつ適切な対応をしています。また、24時間 365日体制のコールンターにおいて、看護師等による健康相談や定期的な声がけなども行っています。
日常生活用具給付の実施	ひとり暮らしの高齢者等に対して、日常生活の便宜を図るため、自動消火器、卓上電磁調理器を給付しています。 [自動消火器給付件数] 16台 [電磁調理器給付件数] 18台
在宅訪問齒科健診・診療事業	在宅で寝たきりであるため、歯科医療機関に通院することが困難な高齢者等を対象に、その居宅を訪問して歯科健康診査及び歯科診療を実施しています。 (健診受診者数) 378 人 (診療延回数) 2.842 回
生活支援サービスの充実	平成29年4月からの「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向けて、地域住民やNPO、地域団体、ボランティア等の、多様な主体による多様な生活支援サービスを提供する「住民主体による訪問型サービス」をモデル実施しています。

ボランティア活動の促進	市社会福祉協議会が設置する「ボランティア情報センター」、区社会福祉 協議会か設置する「ボランティアセンター」、地区社会福祉協議会が設置 する「ボランティアパンク」の運営を支援しています。 「個人ボランティア登録人数)183人 〔ポランティア団体数〕76グループ
特別養護老人ホームによる在 宅介護支援の推進	在宅における介護の限界点を高めることができるよう、重度の要介護者 等を在宅で介護する家族等に対して介護やリハビリの方法等に関する相 談に応じたり、集いの場を提供している特別養護老人ホームの支援に取 り組んでいます。
介護者に対する支援	在宅で高齢者を介護する家族等に対して、「家族介護教室の開催」、「家族介護財品の支給」、「家族介護財会の支給」を行い、介護者の負担軽減を図っています。 を図っています。 で窓介・護教主す。 で家佐介護教室」、2077人(開催回数)88回 「家族介護者を流会」(参加者数)301人(開催回数)8 回 「家族介護用品受給者数〕499人

## 施策項目(2) 生活環境の充実

#### 主な取組

### ① 高齢者向け住まいの確保

と思うことはいる。	€±
取組名等	推進状況
関係計画・施策等との整合が 図られた高齢者向け住宅等の 安定的な確保	「広島市市営住宅マネジメント計画」との整合を図りながら、住宅困窮高 齢者等の居住の安定確保の方策を検討しています。また、集約型都市構 造の実現に向けた取組との整合を図りながら、公共交通基盤の整った区 域に通所永地破窩書型サービス等事業所を立地誘導するための具体的な 方策を検討しています。
有料老人ホームの届出受理及 び適正な運営の確保	有料老人ホームの設置の届出を受理するとともに、必要に応じて立入検査や指導を行い、適正な運営及びサービスの質の確保に努めています。 (有料老人ホーム※)(34施設)2,426床 ※介護保険特定施設入居者生活介護指定施設
サービス付き高齢者向け住宅 の登録及び適正な運営の確保	サービス付き高齢者向け住宅を登録するとともに、必要に応じて立入検査や指導を行い、適正な運営及びサービスの質の確保に努めています。 [サービス付き高齢者向け住宅登録戸数] 3,029戸
介護保険施設等の必要定員数 の確保	特別養護老人ホーム及び認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) について、必要な定員数の確保に努めています。
市営住宅への生活援助員の派 遺	高齢者向け市営住宅(シルパーハウジング。江波沖市営住宅、京橋会館、 吉島市営住宅) において生活援助員の派遣を行っています。
住宅改修費補助事業の実施	高齢者等の日常生活の利使性の向上や介護者の負担軽減を図るため、住宅のパリアフリー化のための改修工事費の一部を補助しています。 (延利用者数) 837人 (延利用者数(介護保険サービス)) 4,657人
養護・軽費老人ホームの機能	養護老人ホーム、軽費老人ホームについて、専門的支援(ソーシャルワーク)機能を強化することにより、精神的・社会的・経済的な課題を抱える、高齢者に対する支援を促進するための方策を検討しています。また、この終討と併せて、これらの施設の老朽化への対応についても検討しています。
を生かした歌組の促進等	「軽費老人ホームA型」(1 施設)50床 「軽費老人ホーム(ケアハウス)(9 施設)512床 (生活支援/ウス(高齢者生活福祉センター))(1 施設)6 床 「養職老人ホーム(1 像 施設)500床

将来の介護ニーズを考慮しつつ、高齢者目らのライフスタイルや収入の	Ш	E	地域包括支援センター等と連携しながら、き	広式/オス/本国/女子  アン/ 七年 女辞 二 アンキオ
	- 盟二恭二十十分在全	回路白グゴタグ・キーメック)沿台(本)(1)	流行を可の元米	

### ② 福祉のまちづくりの推進

取組名等	推准状況
広島市バリアフリーマップの 普及	高齢者や障害者、乳幼児を連れた人など、市民が気軽に安心して外出できるよう、市内中心部やJR広島駅周辺の、多くの市民が利用する公共施設や民間施設のバリアフリー設備の整備状況についての情報を、マップ形式で提供しています。
福祉のまちづくり啓発事業の 実施	福祉のまちづくりをソフト面から推進するため、「福祉のまちづくり読本」の配布や「福祉のまちづくり啓発ビデオ」の貸出し等により、福祉のまちづくりの理念、高齢者及び障害者の特性や手助け方法等を市民及び職員に普及し、人にやさしい市民意識の顧成に努めています。
「広島県思いやり駐車場利用 証交付制度」の普及	公共施設・民間施設の車いす使用者対応駐車場を設置者等の登録により「広島県思いやD駐車場」に位置付け、障害者・高齢者・妊産婦等の車の乗降等に配慮を必要とする人に対象駐車区画の利用証を交付することにより、対象者が安心して駐車できる環境づくりや対象駐車区画の適正利用を促進しています。
公共施設のバリアフリー化	本市の施設について、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に基づき、建築物、道路、公園、駐車場のパリアフリー化を推進しています。 〔公共施設のパリアフリー化率(市公共建築物)〕78.8%
低床低公害バス車両購入費補 助	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の整備目標を踏まえ、低床低公害パスの車両購入費の一部補助を行っています。 「市内線・郊外線への低床低公害パスの導入台数」5台
路面電車のLRT化の推進	低床路面電車の導入を促進するなど、路面電車のLRT化(定時性、速達性、快適性などに優れ、人にも環境にもやさしい路面電車にすること)を推進しています。 「市内を走行する低床路面電車の編成数)34編成
交通施設パリアフリー化設備 整備費補助	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、利用者数等一定の要件を満たす交通施設のパリアフリー化について、国と協調して整備に対する補助を行っています。 [主要駅のパリアフリー化率] 91.3%
八ス運行対策費補助	生活交通として必要不可欠な、一定の要件を満たすパス路線の運行経費 の一部補助を行っています。
地域主体の乗合タクシー等導入・運行支援	地域が主体となって乗合タクシー等を導入する取組に対して、その各段階において、地域特性に応じた運行方式(デマンド型交通、定時定路線型交通)の導入等に対する助言、実験運行を実施する場合の収支不足額の補助、本格運行を実施する場合の国の補助を活用した財政的支援などを行っています。

## 施策項目(3) 権利擁護の推進

#### 主な取組

### ① 成年後見制度の普及促進

取組名等	推進状況
成年後見制度の普及促進	一般市民向けのパンフレットを配布するなど成年後見制度の普及促進を 図っています。
成年後見人等選任の市長申立 て	身寄りがなく判断能力が十分でないため財産管理等ができない高齢者に 代わって、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行ってい ます。[市長申立件数] 48件
成年後見人等への報酬支払助 成	後見人等への報酬の支払う資力がない被後見人等に報酬相当の費用を助成しています。 (報酬助成件数)34件
市社会福祉協議会の実施体制の強化	市社会福祉協議会が実施する法人後見事業「こうけん」をきめ細かく実施するため、市社会福祉協議会(福祉サービス利用援助センター)の実施体制を強化することを検討しています。 「にうけん」利用者数)2人 「こうけん」和開者数)2人 (こうけん」相談者数)44人 (福祉サービス利用援助事業「かけはし」利用者数)375人 (福祉サービス利用援助事業「かけはし」相談者数)170人
市民後見人の育成	後見等の業務を適正に行うことのできる担い手を一般市民の中から育成し、将来の市民後見人としての活動につなげる方策について検討するため、「市民後目人の音成・法田に贈する懇談会」を開催しました。

### ② 高齢者虐待防止の推進

取組名等	# 進 状 況 各区厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士
高齢者虐待防止事業の実施	ノがレ
特別養護老人ホーム等での緊 急保護	虐待により生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがある高齢者を、「老人福祉法」に基づき、特別養護老人ホーム等へ緊急に保護しています。 [老人福祉法]に基づき、特別養護老人ホーム等へ緊急に保護しています。
高齢者虐待等緊急一時保護居 室確保	高齢者虐待事例により迅速に対応するため、虐待を受けた高齢者を緊急 に一時保護する居室を確保しています。 [緊急一時保護件数] 1件
高齢者虐待に関する養介護施 設の監査	養介護施設の監査の際に身体拘束や苦情処理の状況など高齢者虐待に関連した事項について重点的にチェックしています。
養介護施設従事者等を対象と した研修の実施	養介護施設従事者等を対象として、高齢者虐待防止法の内容や虐待防止 の取組事例の紹介等を行う研修を実施しています。
高齢者虐待対応職員を対象と した研修の実施	高齢者虐待に対応する各区健康長寿課職員や地域包括支援センター職員 等を対象とした実務的な研修を実施しています。

# 施策項目(4) 暮らしの安全対策の推進

#### 主な取組

### ① 交通事故防止対策の推進

推准状况	老人クラブ等を対象とした動体視力計等を活用した参加・体験型の交通 安全教室を開催しています。また、薄暮時や夜間の外出における反射材 の着用促進や福祉関係者を通じた交通安全に関する情報提供に取り組ん でいます。 活内の高齢者の交通事故死者数※〕11人 ※数値は、平成 28 年の暦年の数値 (市が独自に実施した交通安全教室への高齢者の参加者数) 108人
取 組 名 等	交通安全教室の開催などによる交通安全意識の向上
	17.1.2

# ② 犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進

推進状況	日没後、自宅や通行人の安全性を高めるため、各家庭、各事業所等が通りに面した場所の照明を点灯する取組を促進しています。
取組名等	一家一事業所一点灯運動の推 進

#### 消費者施策の推進

③ 消費者施策の推進	
取 組 名 等	推進状況
消費生活に関する出前講座の 実施	高齢者団体、町内会・自治会など各種団体等からの申し込みにより、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣し、消費者トラブルの実例を通して消費生活の基礎知識等の普及路発を実施しています。
高齢者等の消費者被害防止対 策講座の開催	高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、日常生活上必要な支援を行う支援者を対象に、消費生活専門相談員等の資格を有する講師を派遣し、講習会を開催しています。
配食サービスを利用した高齢 者への情報提供事業	広島市高齢者配食サービスを受けている高齢者に、食事と合わせて消費 者被害についてのチラシを配布することで注意を促しています。
消費生活サポーター養成講座	消費者問題を学ぶ講座を開講し、市民の消費者力の向上を目指すととも に、高齢者等を消費者被害から守るための見守り活動を担う人材の育成 及び活用を図っています。 〔消費生活サポーター登録者数(平成28年度末現在)〕47人
消費生活センター(こお)ける相 談対応	消費生活センターにおいて、消費生活相談に対応するとともに、必要に 応じて地域包括支援センター、警察等関係機関と連携して、消費者被害 救済の取組を実施しています。 (相談件数に占める高齢者(80歳以上)の割合)36.3%

#### 4 防災対策の推進

田 名 等	推准状況
高齢者世帯への防火訪問	高齢者のいる世帯を対象として防火訪問を実施し、住宅の防火に関する 意識啓発に取り組んでいます。 [高齢者世帯への防火訪問件数] 2.145件
避難行動要支援者の避難支援に係る取組の支援	災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者(高齢者や障害 者等)の名簿を整備するとともに、避難行動要支援者のうち、名簿情報 の外部提供に同意が得られた者のみを掲載した同意者リストを作成して います。 同意者リストは、地域で避難支援に携わる避難支援等関係者(自主防災 組織、即内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包 括支援センター等)に提供し、地域の実情に応じた避難支援に係る取組 を支援しています。 平成28年度は避難行動要支援者名簿の登録要件について、世帯要件を廃 止するなどの見直しを行いました。 (避難行動要支援者名簿登録者)32.280人 (避難行動要支援者名簿登録者)32.280人
社会福祉施設等の福祉避難所 の設置協定の締結	災害が発生し、指定避難所(生活避難場所)等での避難生活が長期化する場合、福祉的距慮が必要な高齢者が、安心して避難生活を送ることができる体制が整っている福祉避難所を設置するための協定を社会福祉施設等と締結しています。 [協定締結施設数(平成29年3月末現在)]58施設

#### 施策の柱3

# 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実

# 施策項目(1) 介護サービス基盤の整備促進と介護保険事業の円滑な実施

#### 主な取組

## ① 介護サービス基盤の整備促進

推 值 状 况	介護サービスについて、必要量や地域特性を踏まえた整備促進に取り組 んでいます。	
田 知 非	)護サービス基盤の整備促進	

## ② 在宅医療・介護連携の推進

推 链 块 況	市及び各区に、医療関係者と介護関係者等で構成される「在宅医療・介護 連携推進委員会」を設置するとともに、本市の推進体制を強化し、在宅 医療・介護連携の推進方策等について幅広く意見交換や情報交換を行い ながら、医療関係者と介護関係者の額の見える関係づくりや在宅医療支 接体制の愛痛促進、市民の在宅ケアに関する理解促進など、関係者の筋 働した取組を推進しています。	地域包括支援センターが市及び各区の在宅医療・介護連携推進委員会に 参画するとともに、日常生活圏域において、医療関係者と介護関係者の 情報交換会・事例検討会等を開催することなどにより、在宅医療・介護連 携を推進しています。	地域の実情に合わせたきめ細かな医療と介護の連携の取組を安定的・総続的に進めるため、平成28年4月に各区健康長寿課に保健師1名(計8名)を増員するとともに、地域包括ケア推進センターを設置し、市の推進体制を強化しています。	在宅医療・介護連携推進委員会における情報交換・意見交換や研修会の開催などにより、在宅療養支援診療所や訪問極料診療所、訪問看護事業所等の在宅医療提供機関、及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看高規規養多機能型居守介護等の介護サービス提供事業所の整備促進とサービスの質の向上に取り組んでいます。	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状や身体合併症に係る急性期治療を行うとともに、かかりつけ医や介護従事者の研修等を行う認知症疾患医療センターを2か所で運営しています。 医療相談件数3326件 (鑑別診断性数3326件 (鑑別診析数3328)件	認知症疾患医療センター等が発行する認知症地域連携パス「ひろしまオ レンジパスポート」を活用した医療・介護連携を推進しています。	認知症地域支援推進員を各区1か)所の地域包括支援センターに配置し、 認知症疾患医療センター等の専門医療機関や医師会等と連携し、認知症 に関する医療・介養連携の推進や地域包括支援センター職員・ケアマネ ジャー(介養支援専門員)等に対する技術的支援、若年性認知症の人や 家族に対する相談支援等形実施しています。 (認知症地域支援推進員による対応件数) 3,472件 (うち、若年性認知症の人とその家族の相談件数 1,026件)	認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者等に対するフォローアップ研修を実施しています。 (認知症かかりつけ医フォローアップ研修受講者数) 79人 (認知症サポート医フォローアップ研修受講者数) 91人
取組名等	藤 ・ 女 の に 子 田 田 田 田	地域包括支援センターによる 在宅医療・介護連携の推進	各区健康長寿課の事務執行体 制の強化	在宅医療・介護サービス提供 基盤の整備促進	認知症疾患医療センターの運営	認知症地域連携パス「ひろし まオレンジパスポート」の普 及促進	認知症地域支援推進事業の実 施	認知症サポート医等の医療従 事者に対する研修の実施

### ③ 介護人材の確保の促進

取組名等	推進状況
中核的人材の育成・定着の支 援	介護分野で質の高い中核的な人材の育成・定着等を図ろうとする事業者 の支援に取り組んでいます。
意欲の高い介護人材の参入促進	介護人材と事業者双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングの機会の 提供など、介護分野で働く強い意欲を持った人材の参入を促進するよう 取り組んでいます。

## 介護給付の適正化の取組の推進

	推准状况
厳正な指定審査の実施	基準に適合した介護サービスを利用者に提供するため、介護サービス事業者の指定申請等に対して厳正な審査を行っています。
実地指導や集団指導等の実施	介護サービスの適正な提供や質の確保を図るため、介護サービス事業者に対して、新規指定時及び指定異新時等の実地指導並びに集団指導を実施しています。また、介護サービス事業者の不正事案については、監査や行政処分を行うなど敵格に対応しています。 (指導を実施した介護サービス事業表別の表別のでは、監査(指導を実施した介護サービス事業所)
レセプトチェックの実施	介護報酬請求の内容を点検するレセプト (介護給付費明細書) チェックを行っています。 (レセプト点検数) 約17万件
認定調査の適正化	認定調査の適正化を図るため、①本市職員による新規申請者に対する認 定調査の直接実施、②委託実施する更新調査等の内容点検、③認定調査 の実施機関として県の指定を受けた事務受託法人の活用による更新調査 等の実施、④認定調査員に対する定期的な研修を実施しています。 「認定調査員新規研修」 「認定調査員新規研修」 (認定調查員新規研修) (開催回数)2回(参加者数)169人
介護認定審査会委員に対する 研修の実施	新任・現任の介護認定審査会委員に対して定期的な研修を実施しています。 す。 [認定審査会委員研修] (開催回数) 2回 (参加者数) 114人
ケアプラン点検の実施	居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所を訪問し、自立支援に資する ケアマネジメントの実践に向けて点検・指導を行っています。 (ケアブラン点検事業所数) 129事業所
介護支援専門員に対する研修 の実施	介護支援専門員 (ケアマネジャー) の資質向上を図るため、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設等の介護支援専門員に対して研修を実施しています。
住宅改修工事チェック等の実 施	工事施工前に適切な住宅改修かどうか確認し、工事施工後もチェックを行っています。また、住宅改修事業者等に対する研修を実施しています。 (住宅改修のチェック件数) 288件
介護給付費通知の送付	介護サービスの適正利用についての意識啓発を図るため、居宅サービスの利用者に対して介護サービスの利用状況を記した「介護給付費通知」を送付しています。 (介護給付費通知の延送付人数) 79,829人
各種広報媒体を活用した意識 啓発	各種広報媒体を活用し、介護サービス利用についての意識啓発を行って います。

## ⑤ 相談・苦情処理体制の充実

推准状況	介護保険施設等に介護相談員を派遣し、サービス利用者の相談に応じることにより、介護サービス等に対する疑問や不満、不安の解消に努めています。
取組名等	介護相談員の派遣

### ⑥ 低所得者対策等の実施

取組名等	推進状況
低所得者等に対する保険料の 軽減	平成26年6月の介護保険法の改正により、公費を投入して行うこととされた航行得者の保険料整減の強化については、国の定める対象者や軽減割合に基づき、平成27年度から実施しています。また、災害に被災した人共業・7所等により収入が普しく減少した人等を対象に保険料の減免を行っています。
重度心身障害者や低所得者等 に対する利用者負担の軽減	介護サービスの利用者負担の軽減のため、次の事業を実施しています。 ①重度心身障害者介護保険利用負担助成、②介護保険支給限度額超過利 用負担助成、③社会福祉法人による介護サービス利用者負担軽減費用助 成、《高額介護サービス費や高額医療台算介護サービス募、⑤介護保険 施設に入所した場合の居住費や食費の軽減、⑥災害に被災した人や失業・ が設に入所した場合の居住費や食費の軽減、⑥災害に被災した人や失業・ 7. R に対した場合の居住費や食費の軽減、⑥災害に被災した人や失業・ 7. R に対した場合の居住費や食費の軽減、⑧災害に被災した人や失業・

# 施策項目(2) 認知症の人への支援の充実

#### 主な取組

# ① 認知症に関する正しい知識の普及と地域支援体制の充実

# 4 第		3
認知症アドバイザーが認知症サポーター養成講座の講師と 日や職域:学校等を対象に「認知症サポーター養成講座」 す す。 「認知症サポーター養成講座受調者数) 8.388人 合とにおいて、区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、 センター、介護保険事業所等がネットワークを形成し、 の共有や徘徊の恐れのある認知症高齢者等の事前登録など の規案に協力し、搜索願が出された認知症高齢者等を介護している 所の向上と介護負担の軽減を図るため、家族同土の交流と 他の直上と介護負担の軽減を図るため、家族同土の交流と 他の家族の会に対し、研修を実施するなどの支援を 認知症高齢者等の心理や介護方法に関する正しい知識の普 市民を対象としたセミナーを開催しています。 (認知症高齢者介護しまナーを開催しています。	取組名等	推進状況
各区において、区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、 センター、介護保険事業所等がネットワークを形成し、行 の共有や徘徊の恐れのある認知症局齢者等の事前登録なも の搜索に効力し、搜索願が出された認知症高齢者等の早別 努めています。 区保健センターにおいて、認知症高齢者等を介護している 術の向上と介護自担の軽減を図るため、家族同土の交流と もしての家族の会に対し、研修を実施するなどの支援を行 認知症高齢者等の心理や介護方法に関する正しい知識の普 市民を対象としたセミナーを開催しています。 (認知症高齢者介護セミナーを開催しています。	認知症サポーター養成講座の 開催	認知症アドバイザーが認知症サポーター養成講座の講師となり、地域住民や職域・学校等を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催しています。
		各区において、区社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域包括支援 センター、介護保険事業所等がネットワークを状成し、行方不明者情報 の共有や徘徊の恐れのある認知症高齢者等の事前登録などにより、警察 の捜索に協力し、捜索願が出された認知症高齢者等の早期発見・保護に 努めています。
	認知症高齢者等の家族の会に 対する支援	区保健センターにおいて、認知症高齢者等を介護している家族の介護技術の向上と介護負担の軽減を図るため、家族同士の交流と情報交換の場としての家族の会に対し、研修を実施するなどの支援を行っています。
	認知症高齢者等介護セミナー の開催	認知症高齢者等の心理や介護方法に関する正しい知識の普及を図るため、 市民を対象としたセミナーを開催しています。 〔認知症高齢者介養セミナー受講者数〕50人

### ② 相談支援体制の充実

市内41か所の地域包括支援センターや各区厚生部の保健・医療・福祉総合相談窓口において、設利正に関する相談が応存行い、必要に応じて、専門医療機関の紹介や介護サービス等の利用支援を実施しています。 は時受品を提センターにおける相談件数(認知正に関する相談)〕 31.350 件 (保健・医療・福祉総合相談窓口における相談件数(認知症に関する相談)〕	1,300 H 区保健センターにおいて、精神科医師や精神保健福祉相談員による相談 と実施しています。 (精神保健福祉相談における相談件数) (精神保健信しる相談) 14件 (精神保健福祉相談員による相談) 96件
地域包括支援センターや各区 り保健・医療・福祉総合相談 3口における相談支援	区保健センターにおける相談 支援
	節を添加 (

	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状や身体合併症に係る急 性期治療を行うとともに、かかりつけ医や介護従事者の研修等を行う認
認知症疾患医療センターの運   営 (再掲)	源センター: 牛数 3.276
	# 1/2
	知症の人や家族等が不安や悩みなどを気軽に相談できるよう、
認知症コールセンター (電話	経験者が、専用電話で相談対応を行い、必要に応じて、地域
相談窓口) の運営	<b>爰センターや専門医療機関の紹介等</b> 4
	「製知症コールセンターにだける相談件数〕134年

# ③ 専門医療の充実と介護連携の推進

	<b>心</b> 認	<del> </del>	に歪木む	to	霊り
推 催 状 況	認知症の専門医療相談や鑑別診断、行動心理症状や身体合併症に係るが 性期治療を行うとともに、かかりつけ医や介護従事者の研修等を行う 知症疾患医療センターを2か所で運営しています。 (医療相談性数) 3,276件 (鑑別診析性数) 800件 (急性期対応件数) 373件	認知症疾患医療センター等が発行する認知症地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」を活用した医療・介護連携を推進しています。	認知症地域支援推進員を各区1か所の地域包括支援センターに配置し、 認知症疾患医療センター等の専門医療機関や医師会等と連携し、認知症 に関する医療・介護連携の推進や地域包括支援センター職員・ケアマネ ジャー(介護及襲専門員)等に対する技術的支援、若年性認知症の人や 家族に対する相談支援等を実施しています。 [認知症地域支援推進員による対応件数] 3.472件 (うち、若年性認知症の人とその家族の相談件数 1.026件)	認知症サポート医やかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者等に対するフォローアップ研修を実施しています。 【認知症かかりつけ医フォローアップ研修受講者数】79人 【認知症サポート医フォローアップ研修受講者数〕91人	認知症専門医の指導の下、複数の専門職が認知症の人等を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」の設置に向けて検討しています。
取組名等	認知症疾患医療センターの運 営(再掲)	認知症地域連携パス「ひろし まオレンジパスポート」の普 及促進 (再掲)	認知症地域支援推進事業の実 施(再掲)	認知症サポート医等の医療従 事者に対する研修の実施 (再 掲)	「認知症初期集中支援チーム」 の設置に関する検討

# 4 認知症に係る介護サービスの充実

取組名等	推進状況
認知症に係る介護サービスの 充実	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)や小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護等の認知症対応サービスの計画的整備を促進しています。
介護従事者等に対する認知症 介護に関する研修の実施	認知症介護実践研修や認知症対応型サービス事業管理者研修等の認知症 介護に関する研修を実施し、介護従事者等の認知症対応力の向上を図っ ています。

# ⑤ 若年性認知症の人とその家族等への支援の充実

推進状況	認知症地域支援推進員を各区 1 か所の地域包括支援せ、 認知症疾患医療センター等の専門医療機関や医師会等と に関する医療・介護連携の推進や地域包括支援センター 専門員等に対する技術的支援、若年性認知症の人や家態 援等を実施しています。 [認知症地域支援推進員による対応件数) 3.472件 (うち、若年性認知症の人との家族の相談性数 1.026件
놴	Infr
赤	事無
組名等	支援推進事

認知症の人と家族の会が主催する「陽溜まりの会」に対し、講師派遣等 による運営支援を行っています。また、認知症の人とその家族、支援者 等の場よいの場である「認知症カフェ」について平成29年4月から開始す る介護予防・日常生活変揺総合事業のモデル実施として実施団体を公募 し、普及を促進しています。 【認知症カフェ運営モデル事業実施団体か所数】19か所	本市ホームページへの記事掲載やチラシ等の作成配布、認知症サポーター養成講座などを通じて、若年性認知症に関する正しい知識の普及に努めています。	介護従事者を対象として、若年性認知症に関する研修会を開催しています。
若年性認知症の人とその家族 等の情報交換・交流の場に対 する運営支援	若年性認知症に関する正しい 知識の普及	若年性認知症に関する介護従 事者研修の実施

## 施策項目(3) 被爆者への援護

#### 主な取組

## ① 被爆者への健康診断等の実施

推進状況	年2回の定期健康診断に加え、希望者への年2回の健康診断(うち1回は がん検診への変更可) を実施するとともに、精密な検査が必要な人には 精密検査を行っています。さらに、韓東づくりセンターにおいて、希望 者を対象とした骨類しよう症検診を実施しています。 「一般検査」(検査件数)72,049件(受診率)84,0% (精密検査)(検査件数)22,197件(受診率)84,0%	一般検査 (がん検診を含む。)、精密検査を受診した際、一定要件を満た す場合には、健康診断受診機関までの交通手当を支給しています。
取組名等	被爆者健康診断等の実施	被爆者健康診断交通手当の支 給

### ② 被爆者からの相談対応

推准状況	各区健康長寿課において被爆者相談員が健康や生活等に不安を持つ被爆省の相談に応するとともに、介護を要する状態にある被爆者などに対して必要に応じて家庭訪問をしています。また、原爆被害対策部援護課の被爆者相談グイヤルで電話相談に対応しています。 (被爆者相談に対応)を相談性数27488件
取組名等	被爆者からの相談対応

### ③ 被爆者の日常生活の支援 断 名 等

1
<b>介護サーヒ人の利用料助成</b> 
原爆養護ホームの適切な運営
原爆養護ホームにおける養護 の実施
原爆養護ホームにおける日帰り介護(デイサービス)と短り介護(デイサービス)と短期入所生活介護(ショートステイ)の実施

#### 4

# 第6期計画期間における介護保険事業計画の実施状況

#### 要支援・要介護認定者数 $\widehat{\boldsymbol{\Xi}}$

								J	(単位:人)
Z Z	年出	平成 27 年度 (2015 年度)	記録	年出	平成 28 年度 (2016 年度)	数鼠	#3 	平成 29 年度 (2017 年度)	<b>製</b>
	画温	実績	計画比	■	実績	計画比	画温	実績	計画比
要支援 ]	10,174	10,037	98.7%	10,894	10,137	93.1%	11,702	9,393	80.3%
要支援2	7,875	8,094	102.8%	7,913	8,018	101.3%	7,956	8,243	103.6%
要介護 ]	10,776	10,482	97.3%	11,332	10,644	93.9%	11,953	10,925	91.4%
要介護2	9,322	9,157	98.2%	9,739	9,517	97.7%	10,180	9,823	96.5%
要介護3	6,520	6,589	101.1%	6,699	6,747	100.7%	6,874	6,956	101.2%
要介護4	5,267	5,289	100.4%	5,426	5,329	98.2%	5,591	5,583	99.9%
要介護5	5,032	4,847	96.3%	5,222	4,784	91.6%	5,424	4,696	86.6%
40	54,966	54,495	99.1%	57,225	55,176	96.4%	59,680	55,619	93.2%
認為	19.4%	19.2%	I	19.7%	18.9%	ı	20.2%	18.7%	I
1,12	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1							

※1 数値は各年度9 月末時点※2 認定率とは、高齢者人口に占める要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者の数の割合をいいます。

### (2) 介護サービスの量

#### ア 居宅サービス

Z.	単位	НО	平成 27 年度 (2015 年度)	H-1 C	III C	平成 28 年度 (2016 年度)	HeN (
!		画温	実績	計画比	画	実績	計画比
訪問介護	□/月	207,638	197,492	95.1%	226,373	204,183	90.2%
介護予防訪問介護	XB	5,304	5,379	101.4%	5,292	5,288	%6.66
訪問入浴介護	回/月	2,232	2,176	97.5%	2,396	2,061	86.0%
介護予防訪問入浴介護	回/月	I	_	ı	I	_	J
訪問看護	回/月	28,072	29,485	105.0%	31,218	33,692	107.9%
介護予防訪問看護	回/月	2,961	3,453	116.6%	3,272	3,965	121.2%
訪問リハビリテーション	回/月	5,003	4,796	95.9%	5,604	4,872	86.9%
介護予防訪問リハビリテーション	□/B	929	605	89.5%	769	740	96.2%
居宅療養管理指導	人月	6,262	6,255	99.9%	7,061	6,713	95.1%
介護予防居宅療養管理指導	A/A	400	453	113.3%	412	534	129.6%

N \$	単位	и ()	平成 27 年度 (2015 年度)	#2 (	д O	平成 28 年度 (2016 年度)	#Z (
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
通所介護	回/月	119,685	116,798	97.6%	101,959	98,279	96.4%
介護予防通所介護	人人用	5,973	6,279	105.1%	6,244	6,468	103.9%
通所リハビリテーション	回/月	34,420	33,685	97.9%	35,773	34,547	96.6%
介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,655	1,651	99.8%	1,715	1,787	104.2%
短期入所生活介護	日/月	34,993	35,753	102.2%	38,372	38,000	%0.66
介護予防短期入所生活介護	日/月	578	445	77.0%	601	260	93.2%
短期入所療養介護	日/月	5,309	4,701	88.5%	5,520	4,722	85.5%
介護予防短期入所療養介護	日/月	54	83	153.7%	49	83	169.4%
特定施設入居者生活介護	人/月	1,625	1,603	98.6%	1,625	1,557	95.8%
介護予防特定施設入居者生活介護	人人用	260	260	100.0%	260	275	105.8%
福祉用具貸与	人人月	13,430	13,268	98.8%	14,609	13,904	95.2%
介護予防福祉用具貸与	人/月	5,007	5,168	103.2%	5,654	5,626	99.5%
特定福祉用具販売	人人用	266	258	97.0%	262	249	95.0%
特定介護予防福祉用具販売	人月	144	145	100.7%	141	133	94.3%
住宅改修	人/月	122	230	104.1%	218	212	97.2%
介護予防住宅改修	人/月	174	204	117.2%	167	176	105.4%
居宅介護支援	人人用	21,553	21,281	98.7%	22,813	21,990	96.4%
介護予防支援	人/月	12,757	13,141	103.0%	13,161	13,457	102.2%
				5			

### イ 地域密着型サービス

区	車位	प्रि	平成 27 年度 (2015 年度)	How C	प्रि	平成 28 年度 (2016 年度)	that C
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
定期巡回,随時対応型訪問介護看護	人人用	164	132	80.5%	210	173	82.4%
夜間対応型訪問介護	人/月	262	149	56.9%	285	123	43.2%
認知症対応型通所介護	回/月	2,524	2,776	110.0%	2,525	2,577	102.1%
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	80	5	62.5%	80	_	12.5%
小規模多機能型居宅介護	人人用	512	533	104.1%	260	563	100.5%
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	27	51	188.9%	59	99	227.6%
認知症対応型共同生活介護	人人用	2,407	2,358	98.0%	2,471	2,428	98.3%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人人用	10	11	110.0%	10	თ	%0:06
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	108	109	100.9%	108	109	100.9%
看護小規模多機能型居宅介護	人人用	64	77	120.3%	82	70	85.4%
地域密着型通所介護	回/月	I		_	28,510	23,657	83.0%

#### 筋設サーバス Ð

长図	単位	म <sup>©</sup>	平成 27 年度 (2015 年度)	H-2 (	и	平成 28 年度 (2016 年度)	#F (
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
介護老人福祉施設	人人月	3,462	3,444	99.5%	3,543	3,497	%2'86
介護老人保健施設	Y∕B	2,331	2,242	96.2%	2,370	2,248	94.9%
介護療養型医療施設	人月	1,112	1,005	90.4%	1,112	086	%9.58

#### (3) 保険給付費

风谷	件以	平成 27 年度 (2015年度)		母(3)	平成 28 年度 (2016年度)	
	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
居宅サービス費※	552億100万円	552億100万円 547億1,100万円	99.1%	99.1% 584億8,000万円 560億8,200万円	560億8,200万円	95.9%
施設サービス費	227億3,900万円	227億3,900万円 216億1,100万円	95.0%	95.0% 230億3,600万円 212億7,600万円	212億7,600万円	92.4%
特定入所者介護サービス費	21億700万円	22億8,600万円 108.5%	108.5%	20億4,100万円	21億5,800万円	105.7%
高額介護サービス費等	12億8,700万円	13億1,100万円 101.9%	101.9%	14億1,700万円	15億2,600万円	107.7%
但	813億3,400万円	813億3,400万円 799億1,900万円	98.3%	849億7,400万円	849億7,400万円 810億4,200万円	95.4%

<sup>※</sup> 地域密着型サービスを含みます。

# (参考) 《介護保険制度創設時からの実施状況》

# (1) 要支援・要介護認定者数の推移

X X	女人场,女儿既忍不自然心狂多	心化 自然心	ノエイタ				(単位:人)
区	平成12年度 (2000年度)	平成14年度 (2002年度)	平成17年度 (2005年度)	平成20年度 (2008年度)	平成23年度 (2011年度)	平成26年度 (2014年度)	平成29年度 (2017年度)
要支援	3,308	4,580	8,438	I	I	I	I
要支援」	ı	1	1	7,075	7,564	9,546	9,393
要支援2	1	1	I	5,903	7,270	7,882	8,243
要介護 1	5,714	8,749	11,978	6,756	8,500	10,296	10,925
要介護2	3,851	5,069	5,388	7,019	7,762	8,961	9,823
要介護3	2,997	3,504	4,468	5,592	5,777	6,376	6,956
要介護4	2,766	3,036	3,803	4,357	4,699	5,134	5,583
要介護5	2,420	3,210	3,422	3,851	4,974	4,864	4,696
中	21,056	28,148	37,497	40,553	46,546	53,059	55,619
認記奉	12.8%	15.8%	18.9%	18.2%	19.3%	19.2%	18.7%

※1 数値は各年度 9 月末時点※2 認定率とは、高齢者人口に占める要支援・要介護認定を受けている第1号被保険者の数の割合をいいます。※3 平成12年度 (2000年度)から平成17年度 (2005年度)までの要支援は、平成18年度 (2006年度)の介護保険法改正前の状態区分です。

## (2) 介護サードスの利田老数の推移

		<u>\</u>					
X X	平成12年度 (2000年度)	平成14年度 (2002年度)	平成17年度 (2005年度)	平成20年度 (2008年度)	平成23年度 (2011年度)	平成26年度 (2014年度)	平成29年度 (2017年度)
訪問介護	3,317	6,858	11,264	11,358	12,755	14,385	14,147
訪問入浴介護	348	379	396	400	445	442	393
訪問看護	1,778	2,227	2,616	2,775	3,496	4,494	6,244
訪問リハビリテーション	44	97	06	417	722	277	829
居宅療養管理指導	1,357	1,811	2,205	3,131	4,365	5,909	7,586
通所介護	3,394	5,668	8,885	11,113	13,216	16,345	15,355
通所リハビリテーション	3,790	3,828	4,376	4,171	4,803	5,393	6,055
短期入所生活介護	728	1,085	1,468	1,895	2,350	2,698	2,971
短期入所療養介護	221	401	528	561	560	260	498
特定施設入居者生活介護	34	99	451	1,482	1,681	1,897	1,906
福祉用具貸与	1,879	4,938	8,796	8,380	12,321	16,748	20,155
居宅介護支援	9,646	15,365	22,423	23,824	28,045	32,718	35,347
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	I	I	I	ı	1	09	176
夜間対応型訪問介護	I	I	I	45	67	148	123
認知症対応型通所介護	I	I	I	338	296	261	210
小規模多機能型居宅介護	I	I	1	152	341	523	672
認知症対応型共同生活介護	10	120	879	1,375	1,711	2,232	2,500
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	I	36	37	89	108
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	1	1	1	1	_	37	99
地域密着型通所介護	I	1	1	I	_	1	2,893
介護老人福祉施設	2,026	2,341	2,587	2,655	2,831	3,181	3,480
介護老人保健施設	1,411	1,836	2,147	2,222	2,376	2,238	2,265
介護療養型医療施設	1,246	1,452	1,718	1,450	1,266	1,136	945

※1 各年度4月利用分※2 平成20年度(2008年)4月以降は、介護予防サービスの利用者を含みます。

平成28年度 (2016年度)

| 平成26年度 | 1 (2014年度) | (

平成23年度 1 (2011年度)

平成14年度 平成17年度 平成20年度 (2002年度) (2005年度)

平成12年度:

尔

X

保険給付費の推移

4

560.8億円 212.7億円

527.8億円

435.6億円 211.4億円 18.6億円

335.4億円 200.0億円 16.3億円

287.1億円 228.8億円

104.6億円

居宅サービス費

189.3億円 221.6億円

174.9億円

施設サービス費

216.5億円 22.0億円

21.6億円 15.3億円 810.4億円

777.8億円

525.0億円

280.6億円

抽

⟨□

11.5億円

9.3億日

4.1億円 655.8億円

2.1億日413.0億日

1.1億円

6.3億円

特定入所者介護サービス費 高額介護サービス費等

(3) 介護サービス事業所数・施設数の推移

╽┟	平成2	+,	332 341 335	15 15 15	91 123 122	337 211 364	84 94 94	111 146 136	54 57 53	42 45 44	53 53	- 358	41 – 41	- 18	1	28 28 27	30 40 39	136 151 150	9	п п	155	1	- *3,867	- 31	- *2,751	- 50	- *1,044	1354 1958 1473
	~ ~ !	<b>介護</b> / 小護予防 サービス   サービス	339	15	92	347	82	121	26	43	57	322	ı	വ	ო	30	31	137	4	a	ı	53	*3,492	30	*2,641	23	*1,227	1
所 数	3年度  年度)	介護予防 サービス	300	17	74	264	78	92	25	æ	20	I	4	I	I	17	15	109	I	I	I	I	I	I	I	I	I	
Inili.	平成23年度 (2011年度)	介護 サービス	304	17	75	272	79	102	56	38	53	286	I	I	1	20	19	110	a	I	I	47	*3,112	29	*2,626	26	*1,329	-
罪	0年度 3年度)	介護予防 サービス	270	16	69	222	71	91	19	33	28	I	41	I	I	20	თ	94	I	I	I	ı	ı	I	ı	I	I	
	平成20年度 (2008年度)	介護 サービス	280	15	70	224	71	97	63	33	89	261	I	I	-	22	김	98	a	I	I	4	*2,857	28	*2,534	35	1,601	
	平成 7年時	(2005年度)	249	19	67	173	73	82	74	14	80	265	ı	I	I	I	ı	73	ı	ı	I	44	*2,778	27	*2,484	46	1,801	000
	平成 74年	(2002年度)	142	LS.	59	79	71	69	70	Ю	46	200	I	I	I	I	ı	15	I	I	I	39	*2,420	23	*2,074	44	*1,491	00
	中京	(2000年度)	201	20	52	44	52	52	19	a	25	173	I	_	_	ı	ı	a	I	I	I	34	*2,204	19	*1,720	41	*1,391	ç
	区		訪問介護	問 公 公 公 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 無 ま ま ま ま	訪問看護	通所介護	通所リハビリテーション	计超期入所上 年 五分縣	2 短 期 入 所 療 養 介 護	特定施設入所者 生活介護	祖 社 田 中 中	田 宅 介 選 税	文 職 予 別	定 期 巡 回·隨 時 対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問 引護	認知症対応型 通 所 介 護	帝 小規模多機能型 着 居 宅 介 護	器知症対応型 共同生活介護		看護小規模多機能型 居 宅 介 護	<b>地域密着型</b> 通 所 介 護	撇	福祉施設		帐	介護療養	医療施設	i

※1 数値は各年度月時点
 ※2 株土中の書書所を除ます。
 ※3 お下井の書書所を除ます。
 ※3 市時書展については、海形文は診療所、平成11年度(1999年度)までに設立分の訪問看護ステーションが指定事業所もかなれているため、病院等をも砂た事業所数を把握していません。
 ※4 通所リルビリテーション及び範則入所養を消騰は、みなし指定の介護老人保健施設を含みます。
 ※5 施設のうち、※は入所定員数(人)です。

# 在宅高齢者基本調査結果の概要

#### (1) 調査の概要

#### 調査の目的 $\Theta$

この調査は、広島市内の在宅高齢者の生活実態について基本的な事項を把握し、高 齢者保健福祉施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とした。

#### 調査の方法

(N)

調査対象者への訪問面接調査

#### 調査の対象 (m)

広島市内に現に居住する65歳以上の者(昭和27年3月1日以前に生まれた者)。 ただし、施設入所者(老人ホーム等福祉施設入所者)等は除く。

#### 調査基準日 4

平成29年3月1日

#### 調査員

മ

民生委員・児童委員(主任児童委員を除く。)

#### 調查事項 9

氏名、性別、生年月日、住所、世帯状況、家族等との連絡状況、サロンへの参加状 况、町内会·自治会加入状况、健康状態、地域·社会奉仕活動状况、就業状况、6か 月以上入院中の者

#### ⑦ 調査の実施状況

対象者数	調查不能者数	調査実施者数	実施率
268,503人	17,488人	251,015人	93.5%

(注)調査不能者とは、調査期間中に不在又は調査拒否等の理由により面接調査ができなかっ た者をいう。

#### (2) 結果の概要

#### 在宅高齢者人口

# ① 在宅高齢者人口と市総人口・区別人口に占める割合

65歳以上の在宅高齢者数は 268,503 人であり、前回(平成 26年)と比べ、8.8%の 増加となっている。 在宅高齢者の男女の構成比をみると男性 44.2%、女性 55.8%となっており、女性が 11.6 ポイント多い。

市総人口に占める在宅高齢者人口の割合は22.5%となっており、前回と比べ1.7ポ なお、市総人口の男女の構成比は男性 48.5%、女性 51.5%となっている。

区別人口に占める在宅高齢者人口の割合では、安佐北区が290%と最も高く、安佐 南区が 19.2% と最も低くなっている。 イントஙくなっている。

### 市総人口と在宅高齢者人口

(%・丫)	総人口の中に占める

\$	<del> </del> E	额		65歳以	上在宅高騰	*者人口	総人口 65歳以 人口の	の中に 以上在宅 調合	おいる場合を発売を
	総数	眠	¥	総数	眠	¥	総数	眠	¤
果数	1,193,774	578,500	615,274	268,503	118,755	149,748	22.5	20.5	24.3
構成比	100.0	48.5	51.5	100.0	44.2	55.8	ı	I	I
実数	1,187,008	574,823	612,185	246,884	108,463	138,421	20.8	18.9	22.6
構成比	100.0	48.4	51.6	100.0	43.9	56.1	I	I	I
対前回調査比	101.0	101.0	101.0	108.8	109.5	108.2	I	I	I
	数 五 数 五 五	数 出 数 H 1000 H	数	中様 人口   193.774   578.500   1.193.774   578.500   1.187.008   574.823   比   100.0   48.4   1.101.0   101.0	#数 男 女 女 男 女 数 1.193.774 578.500 615.274 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	#数 男 女 女 男 女 数 1.193.774 578.500 615.274 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	株数         男女         総数         男女         総数         男女         総数         男           数 1.193.774         578.500         615.274         268.503         118.755         14.2           比 100.0         48.5         51.5         100.0         44.2           数 1.187,008         574.823         612.185         246.884         108.463         13           比 100.0         48.4         51.6         100.0         43.9         100.0         43.9           比 101.0         101.0         101.0         108.8         109.5         109.5	総数         男女         総数          52 歳以上在宅高齢者人口           総数         男女         総数          第           数         1.193.774         578.500         615.274         268.503         118.755         149.748           比         100.0         48.5         51.5         100.0         44.2         55.8           数         1.187,008         574,823         612.185         246.884         108.463         138.421           比         100.0         48.4         51.6         100.0         43.9         56.1           101.0         101.0         101.0         108.8         109.5         108.2	1187,008   100.0   48.4   51.6   100.0   43.9   56.1   100.0   101.

- (注) 1 65歳以上在宅高齢者人口は、調査不能者を含む。 2 総人口は住民基本台帳等(平成29年2月28日・平成26年2月28日現在)による。
- (参考) 住民基本台帳(平成 29 年 2 月 28 日現在)における、市総人口 1.193.774 人に占める高齢者(65 歳以上)人口 288.502 人の割合は、24.2%である。

### 区別人口と在宅高齢者人口

	\$		□ ≺		65 歳以	上在宅高	齢者人口	区別人口の 65歳以上 人口の割		)中に占める :在宅高齢者
		総数	眠	X	総数	眠	×	総数	眠	Ø
Þ	実数	131,756	61,536	70,220	29,725	12,190	17,535	22.6	19.8	25.0
<u> </u>	構成比	100.0	46.7	53.3	100.0	41.0	59.0	-	ı	ı

	総数							I	VH2BH
13       16       17       18       19       10 <th></th> <th>署</th> <th>¥</th> <th>総数</th> <th>眠</th> <th>¥</th> <th>総数</th> <th>眠</th> <th>¤</th>		署	¥	総数	眠	¥	総数	眠	¤
SI	31,756	61,536	70,220	29,725	12,190	17,535	22.6	19.8	25.0
21   19   24   21	100.0	46.7	53.3	100.0	41.0	59.0	ı	ı	ı
24   19   21	21,237	58,239	62,998	27,676	12,194	15,482	22.8	20.9	24.6
24 24 21	100.0	48.0	52.0	100.0	44.1	55.9	ı	1	1
24	141,433	69,362	72,071	31,339	13,583	17,756	22.2	19.6	24.6
24 24	100.0	49.0	51.0	100.0	43.3	56.7	ı	1	I
24	90,272	92,053	98,219	38,414	16,833	21,581	20.2	18.3	22.0
24	100.0	48.4	51.6	100.0	43.8	56.2	I	ı	ı
	242,439	118,892	123,547	46,631	20,886	25,745	19.2	17.6	20.8
茶	100.0	49.0	51.0	100.0	44.8	55.2	I	ı	ı
X	147,514	70,836	76,678	42,718	19,424	23,294	29.0	27.4	30.4
構成比	100.0	48.0	52.0	100.0	45.5	54.5	1	1	ı
実 数 8	80,758	40,295	40,463	19,068	8,651	10,417	23.6	21.5	25.7
構成比	100.0	49.9	50.1	100.0	45.4	54.6	I	1	1
実数 13	38,365	67,287	71,078	32,932	14,994	17,938	23.8	22.3	25.2
構成比	100.0	48.6	51.4	100.0	45.5	54.5	ı	ı	ı

(注) 1 65 歳以上在宅高齢者人口は、調査不能者を含む。2 区別人口は住民基本台帳(平成29年2月28日現在)による。

### ② 年齡階層別高齡者数

年齢階層別の構成比は、「65歳から69歳」が32.2%と最も高く、続いて「80歳以上」 の25.0%となっている。

### 年齢階層別高齢者の推移

				1		(人・%)
M	\$	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	盂
出りこの仕事	実数	86,382	64,184	50,861	67,076	268,503
十減 ru + 域	構成比	32.2	23.9	18.9	25.0	100.0
出げらい仕事	実数	78,184	62,763	46,341	59,596	246,884
十級 40 牛塚	構成比	31.7	25.4	18.8	24.1	100.0

(注) 調査不能者を含む。

### 1 在宅高齢者の現状

#### ① 世帯状況

(%· 公

#### ア ひとり暮らし

ひとり暮らしの高齢者は46,008人で、前回と比べ8.0%増加し、構成比も18.3%で、 前回と比べ 0.2 ポイント高くなっている。

性別でみると、男性が13,234人で構成比は28.8%、女性が32,774人で構成比は 71.2%となっており、女性が 42.4 ポイント多い。

年齢階層別の構成比でみると、「80歳以上」が35.7%と最も高くなっている。

#### イ 夫婦二人暮らし

「ともに 65歳以上」の者は 100,821 人で、前回と比べ 11.7% 増加し、構成比も 40.1%で、前回と比べ1.7ポイント高くなっている。 「一人のみ65歳以上」の世帯に属する者は12,696人で、前回と比べ10.7%減少し、 構成比は5.1%で、前回と比べ0.9ポイント低くなっている。

#### ウ その他の世帯

「全員が65歳以上」の世帯に属する者は5,989人で、前回と比べ15.9%増加し、 構成比は2.4%で、前回と比べ0.2ポイント高くなっている。

「その他」の者は82,614人で、前回と比べ3.1%増加しているが、構成比は32.9% で前回と比べ 1.2 ポイント低くなっている。

#### 兴 衦 雏 丰

%
$\preceq$

			7	夫婦二人暮らし	、暮らし	その他の世帯	の世帯	
M	<b>\$</b>	高齢者数	ゆる	ともに65歳以上	一人のみ 65歳以上	全 員 65歳以上	その他	無回
# C C H	実数	251,015	46,008	46,008 100,821	12,696	5,989	82,614	2,887
¥ 1 0 0 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	構成比	100.0	18.3	40.1	5.1	2.4	32.9	1.2
世の日	実数	235,206	42,600	90,239	14,223	5,169	80,160	2,815
 	構成比	100.0	18.1	38.4	6.0	2.2	34.1	1.2
対前回調査比	重比	106.7	108.0	111.7	89.3	115.9	103.1	102.6

(注)調査不能者を除く。

# ひとり暮らし高齢者の性別・年齢階層別状況

(%· 公

35.7 80 歳以上 16,429 65~69歳 70~74歳 75~79歳 9,415 20.5 20.4 9,404 23.4 10,760 71.2 32,774 温 28.8 13,234 型 眠 100.0 高齢者数 46,008 構成比 数 尔 ₩ のその 替のし X

(注)調査不能者を除く。

### エ 年齢階層別による世帯状況

年齢階層別による世帯状況をみると、「ひとり暮らし」の構成比は、「65~69 歳」は 13.6%、「80 歳以上」では 26.2%となっており、年齢が高くなるにつれて高くなっている。

### 年齢階層別による世帯状況

		Ŧ	← MPP H / 등 / J	<b>十酉[19] こころう におわぶ</b>	T-1///L			%· 公
ľ	;	1	ひとり	夫婦二人暮らし	(暮らし	その他の世帯	の世帯	
XI	Ŕ	回野中教	草のし	ともに65歳以上	- 人のみ 65歳以上	全 65歳以上	その他	祖 三 斯
罪 00	実数	79,272	10,760	30,113	060'6	2,200	26,724	382
<b>愛</b> 000 ≥ 000	構成比	100.0	13.6	38.0	11.4	9.3	33.7	0.5
罪 70 - 07	実数	60,516	9,404	29,123	1,840	1,197	18,607	345
夏 + / 4 0 /	構成比	100.0	15.5	48.1	3.0	2:0	30.8	9.0
計 07 - 17	実数	48,476	9,415	22,348	799	297	14,931	386
道の/ ~ 0/	構成比	100.0	19.4	46.1	1.7	J.2	30.8	0.8
1 三野 00	実数	62,751	16,429	19,237	967	1,995	22,352	1,771
一大窓のの	構成比	100.0	26.2	30.7	1.5	3.2	35.6	2.8
但	実数	251,015	46,008	100,821	12,696	5,989	82,614	2,887

(注) 調査不能者を除く。

# オ 介護認定を受けている高齢者の世帯状況

調査実施者のうち介護認定を受けている者の世帯状況をみると、高齢者のみで構成されている「ひとり暮らし」、「夫婦二人暮らし(ともに 65歳以上)」、「全員が65歳以上」の構成比が、27.6%、28.3%、4.1%で、前回と比べそれぞれ 0.8 ポイント、1.3 ポイント、0.4 ポイント高くなっている。

# 介護認定を受けている高齢者の世帯状況

(%· 公

t	· ·	1	ひとり	夫婦二人暮らし	、暮らし	その街	その他の世帯	ţ
শ	Þ	同断有数	暮らし	と も に 65歳以上	一人のみ 65歳以上	全 65歳以上	その他	無回
世代のの出出	実数	32,466	8,977	9,178	717	1,335	11,979	280
十 	構成比	100.0	27.6	28.3	о. С.	4.1	36.9	6.0
世世のの世代	果数	30,697	8,227	8,296	790	1,146	1,146 11,937	301
十級 KO +/長	構成比	100.0	26.8	27.0	2.6	3.7	38.9	1.0

(注)調査不能者を除く。

# ② 家族等との連絡状況(ひとり暮らし、夫婦二人暮らしの世帯が対象)

#### ア 連絡相手

家族等との連絡状況で最も頻度の多い相手を構成比でみると、全体では、「家族」が 82.9%と最も高くなっている。また、世帯状況別でみても、「ひとり暮らし」、「夫婦二人暮らし (ともに 65歳以上)」、「夫婦二人暮らし (一人のみ 65歳以上)」のいずれも「家族」が最も高く、それぞれ 72.3%、87.7%、83.5%となっている。

#### 連絡相手の状況

		Đ		2			(> · 子)
		10点处米			連絡相手		
K K			% 族	親戚	近所の人	その他	無回答
ひとり	実数	46,008	33,269	5,153	2,901	3,609	1,076
奉のし	構成比	100.0	72.3	11.2	6.4	7.8	2.3
大婦二人暮のし	黑数	100,821	88,411	4,629	2,956	1,650	3,175
(ともに 65 歳以上)	構成比	100.0	87.7	4.6	2.9	1.6	3.2
大婦二人暮らし	黑数	12,696	10,607	618	224	285	962
(一人のみ 65 歳以上)	構成比	100.0	83.5	4.9	1.8	2.2	7.6
4	実数	159,525	132,287	10,400	6,081	5,544	5,213
	構成比	100.0	82.9	6.5	3.8	3.5	3.3

(注)調査不能者を除く。

#### イ連絡頻度

アにおける連絡相手との連絡頻度を構成比でみると、「「週間に1回以上」が「ひとり暮らし」では65.9%、「夫婦二人暮らし(ともに65歳以上)」では70.6%、「夫婦二人暮らし(一人のみ65歳以上)」では67.8%で、全体では、69.0%となっている。また、全体の2.3%の者が、家族等と連絡を取る頻度が「1年に1回以下」となっている。

#### 連絡頻度の状況

		十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十			建桁弧质		
k M	_	同點白数	1週間に 1回以上	1か月に 1回以上	半年 に 1回以上	1 年 に 1回以下	無回答
ひとり	果数	46,008	30,294	9,864	2,498	1,925	1,427
草のし	構成比	100.0	62.9	21.4	5.4	4.2	3.1
夫婦二人暮らし	果数	100,821	71,199	20,730	3,702	1,431	3,759
(ともに 65 歳以上)	構成比	100.0	70.6	20.6	3.7	1.4	3.7
夫婦二人暮らし	実数	12,696	8,608	2,051	413	242	1,382
(一人のみ 65 歳以上)	構成比	100.0	67.8	16.2	3.3	0. [	10.8
# ◊	実数	159,525	100,011	32,645	6,613	3,598	6,568
	構成比	100.0	0.69	20.5	4.1	2.3	4.1

(注)調査不能者を除く。

### ③ サロンへの参加状況

サロンへの参加頻度が「1か月に1回以下」の者は、全体では170,383人、構成比 67.9%と最も高くなっている。

#### サロンへの参加状況

。 ※ 士

		4		参加頻度	頻度	
XI E		同聯有欽	1 週間に 1 回以上	1 か月に 2 回以上	1 か月に 1 回以下	無回答
<b>*</b>	実数	251,015	22,333	14,315	170,383	43,984
<u>∉</u> H	構成比	100.0	8.9	5.7	67.9	17.5
ひとり	実数	46,008	4,468	3,100	30,289	8,151
奉っし	構成比	100.0	9.7	6.8	65.8	17.7
夫婦二人暮らし	実数	100,821	10,091	6,185	67,150	17,395
(ともに 65 歳以上)	構成比	100.0	10.0	6.1	9.99	17.3
夫婦二人暮らし	実数	12,696	820	427	8,829	2,590
(一人のみ65歳以上)	構成比	100.0	6.7	3.4	69.5	20.4
その他の世帯	実数	5,989	375	265	4,325	1,024
(全員 65 歳以上)	構成比	100.0	6.3	4.4	72.2	17.1
46	実数	82,614	6,515	4,312	59,435	12,352
到 ()	構成比	100.0	7.9	5.2	71.9	15.0

(注)調査不能者を除く。

### ④ 町内会・自治会加入状況

(%· 公

調査実施者のうち、町内会・自治会に「加入している」者は215,826人で、構成比 は86.0%となっており、町内会・自治会に加入していない者をみると、「今後加入し たい」と回答した者より「加入する気はない」と回答した者の構成比が 9.6 ポイント 高くなっている。

# 年齢階層別による町内会・自治会加入状況

(%· ★)

				加入しる	加入していない	
M	<b>Æ</b>	高 齢者数	加入している	今後加入したい	今後加入したい 加入する気はない	無回知
LL C	黑数	79,272	67,056	724	9,802	1,690
版 の 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	構成比	100.0	84.6	0.9	12.4	2.1
型 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	黑数	60,516	52,341	469	6,382	1,324
段 4 / ~ ○ / ─	構成比	100.0	86.5	0.8	10.5	2.2
十 0 1	黑数	48,476	42,429	330	4,405	1,312
<b>後</b> の/ ~ ○ / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	構成比	100.0	87.5	0.7	0.1	2.7
当 第 0 0	黑数	62,751	54,000	333	5,177	3,241
日本経りの	構成比	100.0	86.1	0.5	8.2	5.2
	黑数	251,015	215,826	1,856	25,766	7,567
	構成比	100.0	86.0	0.7	10.3	3.0

(注)調查不能者を除く。

#### ⑤ 健康状態

健康状態が「健康」の者は、全体では175,143人、構成比69,8%となっており、「ひ とり暮らし」では 26,823 人、構成比は 58.3%、「夫婦二人暮らし(ともに 65 歳以上)」 では76,250人、構成比75.6%となっている。

・介護認定を受けている」と回答した者が13,340人、構成比29,0%となっており、全 ひとり暮らしでは、「介護認定を受けていないが健康状態として弱い・病気がち」、 体に比べ 9.0 ポイント高くなっている。

年齢階層別でみると、「健康」の者の構成比は、「65~69歳」で85.9%と最も高くなっ ており、「80歳以上」で41.5%と最も低くなっている。

いる」と回答した者の構成比は、「65~69歳」で7.8%と最も低くなっており、「80 「介護認定を受けていないが健康状態として弱い・病気がち」、「介護認定を受けて 歳以上」で43.5%と最も高くなっている。 「近い将来が不安」と回答した者の構成比は、「65~69歳」で5.2%と最も低くなっ ており、「80歳以上」で11.5%と最も高くなっている。

nne
影
¥
患
閺

(%· 公

Þ	1	*************************************	難小	介護認定を受けていない	ない	介護認定を	無回然
এ	R	回即由数	健康	近い将来が不安	近い将来が不安弱い・病気がち	受けている	
ŧ	黑数	251,015	175,143	21,082	17,893	32,466	4,431
<u></u> €	構成比	100.0	69.8	8.4	7.1	12.9	7.8
ひとり	実数	46,008	26,823	5,308	4,363	8,977	537
韓のつ	構成比	100.0	58.3	11.5	9.5	19.5	1.2
大婦二人	実数	100,821	76,250	7,948	6,585	9,178	860
<b>育り</b> ともに65歳以上)	構成比	100.0	9'9'	7.9	6.5	9.1	0.9

(注)調査不能者を除く。

### 年齢階層別による健康状態

(% →

Þ	1	₩本邻早	一種	介護認定を受けていない	なない	介護認定を	無回答
(I	7		健康	近い将来が不安弱い・病気がち	弱い・病気がち	受けている	(0 (1 (1)
指 ()	実数	275,87	68,074	4,133	3,906	2,272	887
(Management) (Man	構成比	100.0	85.9	5.2	0.4	2.9	
非 7 7 7 0 7	実数	915,09	47,808	4,632	4,078	3,294	704
夏 1 2 0 7 0 7	構成比	100.0	79.0	7.7	6.7	5.4	с. Сі.
井 02 - 32	実数	48,476	33,233	5,085	4,163	5,332	693
道の / ~ 0 /	構成比	100.0	68.5	10.5	8.8	11.0	4.
当 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	実数	62,751	26,028	7,232	5,746	21,568	2,177
1 公司	構成比	0.001	41.5	11.5	9.1	34.4	3.5
4	実数	251,015	175,143	21,082	17,893	32,466	4,431

(注)調査不能者を除く。

### ⑥ 地域·社会奉仕活動状況

地域・社会奉仕活動に取り組んでいる者は、61,586 人で、構成比は24.5%となっている。そのうち、「地域の環境美化」に取り組んでいる者が、33,973 人、構成比13.5%で最も高くなっている。

年齢階層別でみると、地域・社会奉仕に取り組んでいる者は、「70~74歳」で構成比287%と最も高くなっており、「80歳以上」で構成比168%と最も低くなっている。

# 年齢階層別による地域・社会奉仕活動状況

(%· 公

		:			取り組んでいる内容	こころ内容		おり組ん.ア	
	M	<b>\$</b>	高 聯者数	地域の 環境美化	見守り活動	その色	盂	いない	順
I	# CO	米数	79,272	11,179	2,129	096'9	20,268	56,650	2,354
	Manage   100	構成比	100.0	14.1	2.7	89.	25.6	71.4	3.0
1	型 / / - 0/	米数	60,516	9,391	2,287	5,722	17,400	41,363	1,753
	受 1 / 5 0 /	構成比	100.0	15.5	3.8	9.4	28.7	68.4	2.9
I	型 02 - 32	米数	48,476	7,273	1,825	4,287	13,385	33,643	1,448
	盛の/~0/	構成比	100.0	15.0	3.8	8.8	27.6	69.4	3.0
1	1 N軒 U0	実数	62,751	6,130	1,084	3,319	10,533	48,795	3,423
	00 MAA工	構成比	100.0	9.8	1.7	5.3	16.8	77.7	5.5
	11	実数	251,015	33,973	7,325	20,288	61,586	180,451	8,978
		構成比	100.0	13.5	2.9	8.1	24.5	71.9	3.6

(注)調査不能者を除く。

#### ⑦ 就業状況

就業している者は61,031 人で、構成比は24.3%となっており、前回と比べ26 ポイント高くなっている。

年齢階層別でみると、就業している者の構成比は、「65~69 歳」で42.8%と最も高くなっており、「80 歳以上」では 61%と最も低くなっている。

#### 就 業 状 況

		K 76	J// //L		(人・%)
M	\$	高齢者数	就業している	就業していない	無回納
世代の合	業 数	251,015	61,031	185,820	4,164
十 京 七 京 日 子	構成比	100.0	24.3	74.0	1.7
出出しの仕事	実数	235,206	50,973	180,053	4,180
¥ 0 0 % +	構成比	100.0	21.7	2.97	1.8

(注)調査不能者を除く。

### 年齢階層別による就業状況

(※・ 丫)

M	分	高齢者数	就業している	就業していない	無回答
指 ()	実数	79,272	33,956	44,720	296
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	構成比	100.0	42.8	56.4	0.8
型 V C - OC	実数	60,516	16,005	43,954	557
	構成比	100.0	26.5	72.6	0.0
事 02:22	実数	48,476	7,223	40,619	634
通の/ ? つ /	構成比	100.0	14.9	83.8	1.3
ユ 三 指 〇	実数	62,751	3,847	56,527	2,377
100 000 000	構成比	100.0	6.1	1.08	3.8
一丰	実数	251,015	61,031	185,820	4,164

(注)調査不能者を除く。

### ⑧ 6か月以上入院中の者

調査実施者のうち3,980人が6か月以上入院中であり、構成比は1.6%となっている。また、年齢階層が高い者ほど6か月以上入院中の者の割合が高くなっている。

### 年齢階層別6か月以上入院中

(%· ) 6.4 80 歳以上 2,710 62,751 65~69歳 70~74歳 75~79歳 48,476 553 Ξ. 9.0 60,516 79,272 344 4.0 251,015 3,980 1.6 数 繎 Ш 構成比 (B/A) 6 か月以上入院中 \$ 高齢者数 X

(注)調査不能者を除く。



# 高齢者の生活実態と意識に関する調査等結果の概要

# |高齢者の生活実態と意識に関する調査|

#### 調査概要

#### 調査目的

平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期の広島市高齢者施策推進プランを策定するに当たり、高齢者の生活実態や意識等から日常生活圏域ごとの地域特性及び課題を把握し、地域包括ケアシステム構築に向けた取組について検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

#### 2 調査設計

(1) 調査地域

広島市内の日常生活圏域 (39 圏域)

(2) 調査対象

平成28年12月1日現在、広島市内在住で要介護認定を受けていない65歳以上の者

(3) 抽出方法

無作為抽出法

調查対象人数

4

7,800 人 (1 圏域当たり 200 人×39 圏域)

調查方法

(2)

郵送によるアンケート調査

(6) 調査時期

平成29年1月16日~1月31日

#### 3 回収結果

(1) 回収結果

·回収数 : 6,658 人 ·有効回収数: 6,610 人

有効回収率:84.7%

### 1 調査結果の概要

#### 運動器の機能低下

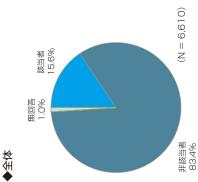
運動器機能低下リスク該当者の割合は、156%(男性11.4%、女性19.1%)となっている。

#### [評価方法]

下表の設問で、3 問以上、該当する選択肢を回答した場合、運動器機能低下リスク該当者とする

問番号	副器	該当する選択肢
問2(1)	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	3. できない
問2(2)	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がって いますか	3. できない
間 2(3)	問 2 (3)   15 分位続けて歩いていますか	3. できない
間2(9)	問2(9) 過去 1 年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2.1 度ある
問2(10)	転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である

◆性・年齢階級別



		全体	該当者	非該当者	無回%
岩群	盐	2,994	342	2,620	32
温	. 65~69 溅	1.064	46 4.3	1.002 94.2	6 7
温	·70~74歳	785	73	705	0.0
男性	362~22	635	88	541	0.01
		31.0	0.4	85.2	Σ (Ω
温標	·80~84 藏	1	19.8	79.6	0.6
器	服68~98	100.0	52 35.4	93	ด 4.
男性	· 90 歳以上	100.0	20	90.09	00
女性	抽	3,616	689 19.1	2,893	34 0.0
茶	. 65~69歳	1,230	90	1,130	000
女性	.70~74歳	100.0	129	00	_ <u> </u>
女性	.75~79歳	708	140 19.8	79.8	0.4
女	.80~84	100.0	184 39.1	279 59.4	7.5
女性	85~89縣	195	95 48.7	99	0.5
茶	- 90 歳以上	100.0	60	25.3	и и 4
分子	丰	0.610	1,031	5,513	99
65~	- 69 職	2,294	136 5.9	2,132	26
2	-74歳	1,715	193 11.3	1.504	8 0.
75 ~	.79縣	1,343	229 17.1	1,106	0.6
~ 08	- 84 歳	783	31.4	528 67.4	o -:
~ 92	89歳	342 100.0	147	192 56.1	0.9
1600	歳以上	133	80 60.2	38.3	ดเว

転倒リスク該当者の割合は38.0% (男性35.3%、女性40.2%)となっている。

転倒

(3)

## (2) ロコモティブ・シンドローム

ロコモティブ・シンドロームリスク該当者の割合は52.2% (男性 48.5%、女性 55.2%)となっている。

#### 【評価方法】

下表の設問で、1 間以上、該当する選択肢を回答した場合、ロコモティブ・シン ドロームリスク該当者とする。

問番号	19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 1	該当する選択肢
間2(1)	問 2(1)  階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	3. できない
間 2(3)	問 2(3) 15 分位続けて歩いていますか	3. できない
問 2(4)	問 2(4)   片脚立ちで靴下を履くことができますか	3. できない
問 2(5)	問 2(5) 家の中でつまづいたり、滑ったりしますか	1. ある
問 2 (6)	問 2(6) 横断歩道を青信号で渡りきることができますか	2. できない
間 2 (7)	問 $2$ (7) $2$ K8 程度の買い物( $1$ 8の年乳パックを $2$ 本程度) をして持ち帰ることができますか	3. できない
間 2 (8)	問 $2^{(8)}$ 家のやや重い仕事 (掃除機の使用、布団の上げ下ろし $3$ . できない など) ができますか	3. できない

### ◆性・年齢階級別

無 1.0%

非該当者 46.8%

◆公本

無回無	m	0.0	d	С		-	O		- d	j – _	d	ω e.	C			. Ku ,			80	0	
非該当者		639 60.1		289				_		421					m	1,326					
該当者		409 38.4					43			498 535				Ш	3,44		860		520		
全体	2,994	1,064	785	1000	313	100.0	100.0	3,616	1,230	930	708	100.0	195	1000	0.610	2,294	1,715	1,343	783	342 100.0	000
	男性・計	男性・65 ~69 歳	男性・70 ~74 歳	男性・75~79歳	男性・80~84歳	男性・85~89歳	男性・90歳以上	女性・計	女性・65~69歳	女性・70~74歳	女性・75~79歳	女性・80~84歳	女性・85~89歳	女性・90歳以上	全体・計	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84 襲	85~89灏	
							0K.K%			6,610)											

中一	男性・計	男性・65~	男性・70~	男性・75~	
					()
◆全体	# -				

年齡階級別
•
<b>對</b>

1. とても不安である 2. やや不安である

該当する選択肢

下表の設問で、該当する選択肢を回答した場合、リスク該当者とする。

[評価方法]

認品

問番号

1. 何度もある 2.1 度ある

問2(9) |過去1年間に転んだ経験がありますか

問2(10) 転倒に対する不安は大きいですか

	全体	該当者	非該当者	無回物
男性・計	2,994	1,056	1,884	54 8.1
男性・65~69歳	1,064	292 27.4	752	0.0
男性・70~74歳	785	259 33.0	513	13
男性・75~79歳	100.0	263	362	
男性・80~84歳	313	128	180	0.0
男性・85~89歳	147	81 55.1	60 40.8	4.
男性・90歳以上	100.0	33	34.0	000
女性・計	3,616	1,453	2,103 58.2	1.7
女性・65~69歳	1,230	399 32.4	817	4 [
女性・70~74歳	100.0	353 38.0	563	4.0.
女性・75~79歳	708	303 42.8	393	2. 7.1
女性・80~84歳	100.0	246 52.3	21.1	ლ დ — იi
女性・85~89歳	195	103 52.8	88 45.1	4 C
女性・90歳以上	100.0	49 59.0	37.3	
全体・計	6,610	2,509	3,987	114
65~69歳	2,294	69 I 30.1	1,569	34
70~74歳	1,715	612 35.7	1.076	27
75~79歳	1,343	566 42.1	755 56.2	7.6
80~84歳	783	374 47.8	391 49.9	_ ci
82~89黨	342	184 53.8	148 43.3	_ vi
90 歳以上	133	82 61.7	48 36.1	ന ന വ

(N = 6.610)

非該当者 60.3%

## (4) 閉じこもり傾向

閉じこもりリスク該当者の割合は17.8% (男性14.8%、女性20.2%) となっている。

【評価方法】

下表の設問で、該当する選択肢を回答した場合、リスク該当者とする。

問番号	部 婦	該当する選択肢
間 2(川)	問 2(1) 週に 1 回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週 1 回
問 2 (12)	問 2(2) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. とても減っている 2. 減っている

## ◆性・年齢階級別

全体 該当者 非該当者 無回答

該当者 17.8%

無回納 2.1%

◆公本

	i			I
	2,994	443	2,491	09
II . #IC	100.0	14.8	83.2	000
歌 ou ou but but but but but but but but but bu	1,064	109	933	22
	100.0		87.7	ci
サ 70 - 77 帯田	785		674	13
? .	100.0	<u>ان</u>	85.9	
計 70 十 70 計	635		521	Ξ
0 0 0 0	100.0	16.2	~	1.7
型 70 00 101	313	29		
8	100.0	19.8	78.3	
00 - 30	147	47		ω
11年・20~ 20 三世	100.0	32.0	62.6	5.4
一という。	50	24	26	0
200	100.0	48.0		0.0
1 1 1 1 1 1 1	3,616	732	2,80	77
.	100.0		77.6	C.
作のと、当の、また	1,230	145	1,064	a
60 - 60 -	100.0	11.8		-
サント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	930	151	761	8
+/ ~· O/ .	100.0	16.2	81.8	0.0
井 02 0 4	708	12	544	133
E/~C/.	100.0	ด	76.8	1.8
作 /8 ~ ○8・歩小	470	163	291	
3	100.0	34.7	ල. ව	ω.

			0	0
男性・65~69歳	0.0	10.2	933	ด (
男性・70~74歳	_ =	12.5	674 85.9	13
男性・75~79歳	100.0	103 16.2	52 1 82.0	1.1
男性・80~84歳	313	19.8 19.8	245 78.3	0.5
男性・85~89歳	147	47 32.0	92	8 5.4
男性・90歳以上	100.0	24 48.0	26 52.0	0.0
女性・計	3,616	732	2,807	77 2.1
女性・65~69 歳	1,230	145	1,064	21
女性・70~74歳	_	151	761 81.8	18
女性・75~79歳	708	151	544 76.8	13
女性・80~84歳	470 100.0	163 34.7	291	3.4
女性・85~89歳	195	38.5	115	2.6
女性・90歳以上	100.0	47 56.6	32 38.6	4.8
全体・計		1,175	5,298 80.2	137
65~69歳	2,294	254	1,997	43 1.9
70~74歳	1.715	249	1,435	31
75~79歳	1,343	254	1,065	24 1.8
80~84歳	783	225	536 68.5	22 2.8
85~89歳	342 100.0	122 35.7	207	13 3.8
90 歳以上	133	71 53.4	58 43.6	3.0

(N = 6.610)

非該当者 — 80.2%

### (5) 低栄養

低栄養リスク該当者の割合は、2.7% (男性 2.4%、女性 2.9%) となっている。

### 【評価方法】

下表の設問で、2問とも該当する選択肢を回答した場合、リスク該当者とする。

問番号	設品	該当する選択肢
問3(1)	身長	(1001110111111111111111111111111111111
問3(1)	体重	(ヨイ) 1 × 0:0 1 / IIII
問3(7)	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1.(まい)

### ◆沿体

無回納 12.2%

◆性・年齢階級別

全体	2,99,	1,06	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3,616	1230	93( 100.(	100
	男性・計	男性・65~69歳	男性・70~74歳	男性・75~79歳	男性・80~84歳	男性・85~89歳	男性・90歳以上	女性・計	女性・65~69歳	女性・70~74歳	女性・75~79歳
							并以指十	#製画 85.1%		(N = 6,610)	

	全体	該当者	非該当者	無回郷
男性・計	0		2,620	303
	000.0	7.7	0.70	0
男性・65~69歳	400.	n N N	000 000 000 000	0 V
里性・70~74 歳	785		989	8
	100.0		87.4	10.3
男性・75~79歳	100.0	0 9	560 882	0.05
男性・80~84歳	919	_ c.	261	04 0
男性・85~89歳	147	27	118	0 G 4 G
男性・90歳以上	200		40	000
	<b>∽</b> 1.		2000	) C
女性・計	- 8		3,000 83.2	13.9
女性・65~69歳	1230	27	1,046	157
女性・70~74歳	930	24 9 C	788	118
女性・75~79歳	708	12	591 835	105
市 2000 本本	470	18	376	76
10000	100.0	3.8	80.0	16.2
女性・85~89歳	195	ด	148	35
4	833	i S	29	2 0
女性・90 競以上	100.0	14.5	71.1	14.5
全体・計	6,610	176	5,628	806
62~69	2,294	ຸດທ່	2,001	241
	1 715	אָר כ	7777	10.0
70~74歳	10.00	1 C!		1.6
75~79歳	1,343	22 1.6	1,151	170
80~84歳	783	30	637	116
85~89號	342	17	266	17.3
90 歳以上	133	0.0	99	מי
	100.0	<u>ග</u>	74.4	5.8

## (6) 口腔機能の低下

口腔機能低下リスク該当者の割合は、22.8%(男性21.8%、女性23.6%)となっている。

### [評価方法]

下表の設問で、2 問以上、該当する選択肢を回答した場合、リスク該当者とする。

問番号	設品	該当する選択肢
3(2)	問 3(2)   半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい
3(3)	問 3(3) お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい
3 (4)	問 3(4)  1の湯夫が気になりますか	1 (40)

# ◆性・年齢階級別

◆全体

全体 該当者 非該当者 無回答



ī	10.10	010	lro m	loro	<u></u> ග –	lio oi		loin	lo ou	lro m	L ++	IN 10	4 -	lio O	V 10		lo i m	lm N	10.10	(D) (O)	T.
			46			10.2				0 0 0		3.6			໙ ^			63	36 4.6	19 5.6	
ŀ	2,175	839	567	457 72.0	199	86	27 54.0	2,631		685		291	129 66.2	37 44.6	4,806 72.7	1,832	1,252	953	490 62.6	215 62.9	
	21.8 8.1.8	173	21.9	146	95 30.4	31.3	22	853 23.6	198	209	181	162 34.5	31.8	41	1,507	371 16.2	381 22.2	327	257 32.8	108 31.6	(
	2,994	1,064	785	100.0	313	147	100,0	3,616	1,230	10000	708	470 100.0	195	100.0	6,610 100.0	2,294	1.715	1,343	783	342	(()
	男性・計	男性・65 ~69 歳	男性・70~74歳	男性・75~79歳	男性・80~84歳	男性・85 ~ 89 歳	男性・90歳以上	女性・計	女性・65~69歳	女性・70~74歳	女性・75~79歳	女性・80~84歳	女性・85~89歳	女性・90歳以上	全体・計	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84 濑	85~89縣	
										â	ì										

## (7) 認知機能の低下

認知機能低下リスク該当者の割合は41.8% (男性39.7%、女性43.5%)となっ ており、男性は85歳以上、女性は75歳以上で該当者の割合が高くなっている。

### 【評価方法】

下表の設問で、該当する選択肢を回答した場合、リスク該当者とする。

問番号	盟。				該当する選択肢	斑
問4(1)	物志れが多いと感じますか		-	1. (40)		
◆ 供 本	•	∳性・年齢階級別	級別			
			全体	該当者	非該当者	無回%
		一一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	2,994	1,188	1,610	196

### 6.3% ◆全体

無回物	196	6.5	22	5.2	23	6.8	4 °	6.6	00 00	χ Σ	9 0	٥	4.0	22 l 6 l	55	4.5	7.2	57	26	5.5	11	5 10.	6.0	417	110	120	7.0	00 /	54	6.9	7.9	5.3
非該当者	0.16,1	53.8	989	59.8	443	56.4	3]	49.0	141	45.0	20 20 1	e c	46.0	1,823	730	59.3	51.9	321	191	40.6	74	2.6	28.9	m			54.0	632	332	42.4	130 38.0	47 35.3
黙	_		373				28 28 20	44.4	444	46.0	ر 10 م	) () ()	50.0	1,572	445	36.2	380	330	253	53.8	110	7.52	65.1	2,760	818	699	39.0	0 7 0 0	397	50.7	185	79 59.4
全体	2,994	100.0	1,064	100.0	785	100.0	632	0.00	m (	100.0	1001	250	100.0	3,616	1,230	0.00	0.00	1000	470	0.001	195	0.00	100.00	6,610	2,294	1,715	100.0	1,343	783	100.0	100.0	133
	#	п	40000000000000000000000000000000000000	00 - 00	# V ~ ∪ C .	†	. 75~79歳		.80~84職		·85~89職	1	· SO 製以上	#-	- 65 ~ 69 職		.70~74歳	.75~79歳	000	2	·85~89歳	1	・90 歳以上	抽	188 0	サレト	ŧΙ	.79强	487	5	.89號	拟上
	世	H R	· ₩曲		#		基	1	上本		温碟	Ē	H H H	女性	Δ 4		女性	女性		X \ \ \ \	女性	1	女性	全体	95 ∼	2		75 ~	~ ~		85 ∼	90 歳以
							7		41.8%								(N = 6.610)															

非該当者 51.9%

## (8) IADLの低下

IADL低下者の割合は20.0% (男性25.3%、女性15.7%)となっている。

### 【評価方法】

下表の設問に「できるし、している」「できるけどしていない」と回答した場合 を1点として5点満点で評価し、5点を「高い」、4点を「やや低い」、3点以下を「低 い」として評価し、4点以下を「低下者」としている。

	設 間	該当する選択肢
問 4(4)	バスや電車を使って 1 人で外出していますか   1. できるし、している (自家用車でも可)	1.できるし、している 2.できるけどしていない⇒ 1 点
	問4(5) 自分で食品・日用品の買物をしていますか	1.できるし、している 2.できるけどしていない⇒ 1 点
	問 4(6) 自分で食事の用意をしていますか	1.できるし、している 2.できるけどしていない⇒ 1 点
	問 4(7) 自分で請求書の支払いをしていますか	1.できるし、している 2.できるけどしていない⇒ 1 点
_	問4(8) 自分で預貯金の出し入れをしていますか	1.できるし、している 2.できるけどしていない⇒ 1点

## ◆性・年齢階級別 無回納 0.2% ◆全体

魚下點 20.0% -



	●1注・ 午階からが入り	וילא				
		全体	芾	低下者	無回怨	
	男性・計	1000	ณ	757	4 C	
	男性・65~69歳	1,064	853	2 0 8 8		
	男性・70~74歳	785	598 76.2	186	0	
	男性・75~79歳	100.0	446 70.2	187	O.	
	男性・80~84歳	313	71.9	28.1	0.0	
	男性・85~89歳	147	81 55.1	99 44.9	0.0	
1	男性・90歳以上	100.0	30 0:09	20	0.0	
√m √o	女性・計	3,616	3,041	568 15.7	0 V Si	
	女性・65~69歳	1,230	1,134	7.95	0.1	
ô	女性・70~74歳	930	823 88.5	106	0.1	
	女性・75~79歳	708	593 83.8	114	0.1	
	女性・80~84歳	470 100.0		128 27.2	0.2	
	女性・85~89歳	195		71	0.0	
	女性・90歳以上	100.0	31.3	54 65.0	9. 9.	
	全体・計	6,610	5,274 79.8	1,325	_ O Si	
	65~69歳	2,294	1,987	305	0.1	
	70~74歳	1,715	1,421 82.9	292 17.0	0 	
	75~79歳	1,343		301	O W Gi	
	80~84歳	783 100.0	566 72.3	216 27.6	0.1	
	85~89歳	342 100.0		137	0.0	
	90 歳以上	133	56	74	თ თ	

### (9) 知的能動性

知的能動性低下者の割合は38.4% (男性40.9%、女性36.2%)となっている。

### [評価方法]

4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」として評価し、3点以下を 下表の設問で、各設問に「はい」と回答した場合を1点として、4点満点で評価し、 「低下者」としている。

問番号	製品	該当する選択肢
問 4(9)	年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書け  ますか	類) が書け 1.ほい⇒ 1 点
問4(10)	新聞を読んでいますか	1. はい⇒ 1 点
問4(川)	問4⑴ 本や雑誌を読んでいますか	1. はい⇒ 1 点
問4(2)	健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい⇒ 1 点

## ◆性・年齢階級別 無回術 1.8% ◆介体

低下档 38.4%

無回郷	4 –		-,	4.	- Ki	4 K						0 0 L 0			100	. 0		40								ო თ C	
低下者	1,226 40.9				39.8 39.8						32.5				210		44.1		N		84 l 36.7	613 35.7			345		
非低下者	1,719	608		60.0	365 57.5		75		2,235	6 .8	65.6	599	449	63.4	252	700	54.9	21	3.954	59.8	1,415	1,070	814	90.9	426 54.4	182 522	47
全体	2,994	1,064	785	100.0	100.0	313	147	1000	3,616	000.0	0.00	930	708	1 00.0	470	0.00	100.0	83	6.610	100.0	2,294	1,715	1,343	100.0	100.0	342	133
	男性・計	男性・65~69歳	単件・70~74歳		男性・75~79歳	男性・80~84歳	男性・85~89歳	男性・90歳以上	4、計	i	女性・65~69歳	女性・70~74歳	1	父性・/3~/9顾	女性・80~84歳		女性・85~89歳	女性・90歳以上		年体・計	65~69減	70~74歳	75~79職		80~84 祑	85~89歳	90 歳以上
	,	,						非低下者	29.8%			(N = 6,610)						,			, -	•				,	,

### (10) 社会的役割

社会的役割低下者の割合は 63.1% (男性 68.6%、女性 58.5%) となっている。

### [評価方法]

4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」として評価し、3点以下を 下表の設問で、各設問に「はい」と回答した場合を1点として、4点満点で評価し、 低下者としている。

問番号	副 益	該当する選択肢
問 4(13)	友人の家を訪ねていますか	1. はい⇒ 1 点
問 4(14)	家族や友人の相談にのっていますか	1. はい⇒ 1 点
問 4(15)	病人を見舞うことができますか	1. はい⇒ 1 点
問4(16)	若い人に自分から話しかけることがありますか	1.はい⇒1点

## ◆性・年齢階級別

無 1.8%

◆沿体

無回	1.7			- a		O	0.9				4.0					38		(a)	<u>ਨ</u> ਨੂੰ	<u>ල</u>	
1	2,055							cu			426 60.2				4	1,378	1 3			268	
非低下者	888 29.7	323	263	188	85	15.0	14.0	1,430	555	409	268	140 29.8			Lu		672 39.2	456 34.0	225	71 20.8	16
全体	2,994 100.0	1,064	785	635	313	147	100.0	3,616 100.0	1,230	930	708	470 100.0	195	100.0	6,610	2,294	1,715	1,343	783	342	133
	男性・計	男性・65~69歳	男性・70~74歳	男性・75~79歳	男性・80~84歳	男性・85 ~ 89 歳	男性・90歳以上	女性・計	女性・65~69 歳	女性・70~74歳	女性・75~79歳	女性・80~84歳	女性・85~89歳	女性・90歳以上	全体・計	65~69歳	70~74歳	75~79歲	80~84歳	85~89號	90 歳以上
				非低下者 35.1%						(N = 6.610)											

低下者 63.1%

毎回数		121	0 5	 G	2.7	4 ω.	0.7	- 0 di		C) C)				u Ö	4 8	727 1.8	38	& C.	. c.	_ ਯ ਦ	ල ල	D.
本上功	瓦二田	2,055	725 68.1	510		71.6	124 84.4	42 84.0	2,115	653 53.1	53.8	426 60.2	322 68.5		70	4,170	1,378	1.010	856	546 69.7	268	112
非化比本	카디	8888	323	263	188	85 27.2	15.0	14.0	1,430	555 45.1	409	268	140 29.8	25.1	000	2,318	878 38.3	672 39.2	456 34.0	225	71	16
***	#	100.0	1,064	785	100.0	313	147	100.0	3,616	1,230	930	708	100.0	195	100,0	6,610	2.294	1,715	1,343	783	342	133
		男性・計	男性・65 ~69 歳	男性・70~74歳	男性・75~79歳	男性・80~84歳	男性・85~89歳	男性・90歳以上	女性·計	女性・65~69歳	女性・70~74歳	女性・75~79歳	女性・80~84歳	女性・85~89歳	女性・90歳以上	全体・計	65~69票	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	

非該当者 51.6%

### (11) うつ傾向

[評価方法]

うつ傾向該当者の割合は、全体で 42.6% (男性 40.1%、女性 44.6%) となっている。

下表の設問で、いずれか1つでも該当する選択肢を回答した場合、うつ傾向該当 者とする。

該当する選択肢	[持ち 1.はい	ない。 1. はい
認	この 1 か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ち になったりすることがありましたか	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、 あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか
問番号	問7(3)	問7(4)

## ◆性・年齢階級別

◆介体

無回編 5.8%

			全体	該当者	非該当者	無回%
	温性.	丰	2,994	1,200	1,614	180
	Ē		1.064	435		5.0
	知足	超の4~50	100.0	40.9		4.8
	#	4 7 7 7 7	785	309		42
	# R		100.0	39.4	55.3	5.4
		75 - 70	635	255		41
	# #	\ 0 /	100.0	40.2		6.5
	- 基本	80~84職	313	120	165	0 0
42.6%			100.0	200	22.7	χ Σ
	治 所	85~89縣	1000	40 U	490	10.9
	ŧ	二 二 二 二 二 二	20	22	26	Q
	# R	成人	1 00.0	44.0	52.0	4.0
	+44+	#	3,616	1,614	1,796	206
	χ Ή	п	100.0	44.6	49.7	5.7
	+W+	章 000000000000000000000000000000000000	1,230	568	809	54
	H X		100.0	46.2	49.4	4.4
(N - 8.810)	₩.	₩ 7/~ 0/	026	382	498	47
l	<u>+</u>		100.0			5.1
	44	小り ~ 70 事	708	308	354	45
	H K		1 00.0	43.6		6.4
	4	雅 Za ~ Oa	470	232	198	37
		5	100.0	50.0		7.9
	4	北 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	195	76		9
	∄ X	0	100.0	39.0		9.2
	₩.	U A N M U D	83	41	37	2
	<u>+</u>	NXV	100.0		44.6	6.0
	4	抽	6,610	2,814 40,6	3,410	386
	U U	州の	2,294	1,003	1.18	105
		00	100.0	43.7		4.6
	~ 2	7.4 睦	1,715	694		83
	2	/4 政	100.0	40.5		5.2
	75 ~	型 20 型	1,343	564		86
	)	οl	100.0	42.0		6.4
	ς	常 70	783	322	363	9
	3	200	100.0	45.3		8.3
	85	1000	240	135		8 G
			100.0	30.0		ט ט
	90 歳以	U.F.	1000	63	474	ר. ה

## 在宅介護実態調查]

### I 調査概要

### 調査目的

平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期の広島市高齢者施策推進プランを策定するに当たり、高齢者の生活実態や意識等から日常生活圏域ごとの地域特性及び課題を把握し、地域包括ケアシステム構築に向けた取組について検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

### 2 調査設計

(1) 調査地域

広島市内の日常生活圏域 (39 圏域)

調査対象

(2)

広島市内在住で平成 28 年 10 ~ 11 月に要支援・要介護認定を受けた者

(3) 抽出方法

無作為抽出法

(4) 調査対象人数

平成28年10~11月に認定結果が出た人3,000人

(5) 調査方法

郵送によるアンケート調査

(6) 調査時期

平成29年1月16日~1月31日

### 3 回収結果

(1) 回収結果

· 回収数 : 2,499 人

· 有効回収数: 2,259 人

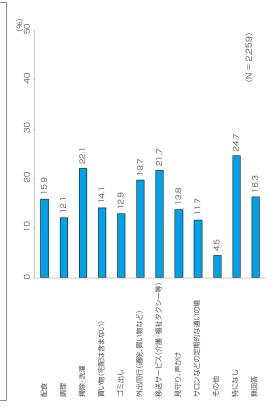
· 有効回収率: 75.3%

## 1 調査結果の概要

# 1 本人 (調査対象者)の状況

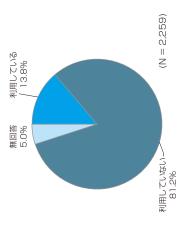
(1) 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「掃除・洗濯」が最も高く、次いで「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」「外出同行(通院、買い物など)」の外出に関するサービスが続いている。



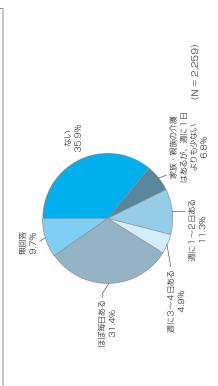
## (2) 訪問診療の利用の有無

訪問診療の利用の有無については、「利用していない」が81.2%を占める。



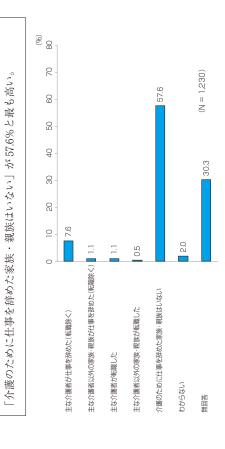
# (3) 家族や親族からの介護の頻度

家族や親族からの介護の頻度は、「ない」が35.9%で最も高く、「ほぼ毎日ある」が31.4%で続いている。



## 2 主な介護者の状況

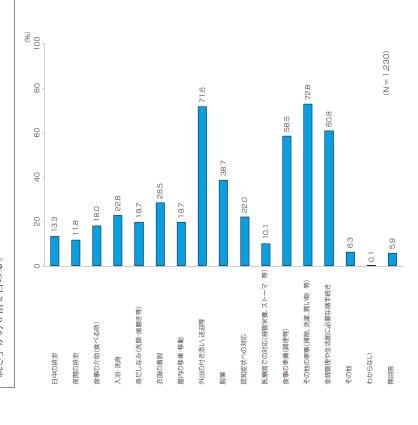
# (1) 過去1年間に介護を主な理由として仕事を辞めた家族・親族の有無



## 主な介護者が行っている介護

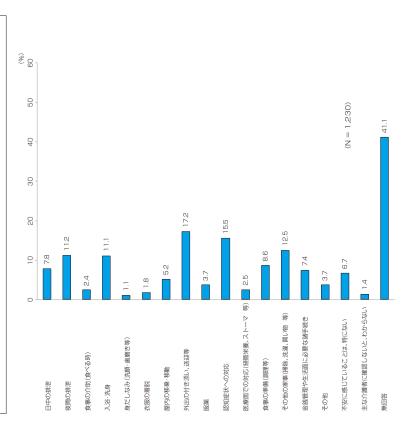
(5)

主な介護者が行っている介護は、「その他の家事 (掃除、洗濯、買い物等)」「外出の付き添い、送迎等」が7割を超えるほか、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が約6割を占める。



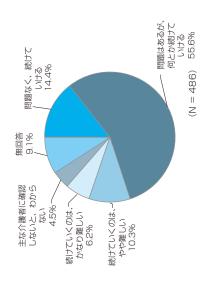
# (3) 主な介護者が不安に感じる介護

主な介護者が不安に感じる介護は、身体介護面では「外出の付き添い、送迎等」 「認知症状への対応」「夜間の排泄」「入浴・洗身」が1割を超え、比較的高くなっている。生活援助面では「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」の割合が比較的高い。



# (4) 仕事と介護の両立の可能性

仕事と介護の両立の可能性については、「問題はあるが、何とか続けていける」 が約5割を占める。一方、「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」の合計は165%となっている。



# 【介護サービス事業所調査】

### I 調査概要

### 調査目的

広島市内の介護サービス事業所・施設の実態を把握し、本市の介護保険事業計画策 定のための基礎資料とすることを目的とする。

### 2 調査設計

### (1) 調査対象

平成29年1月1日時点で、広島市内に所在する介護サービス事業所(1,538事業所)

### (2) 調査方法

郵送によるアンケート調査

### (3) 調査時期

平成29年2月1日~2月15日

### 3 回収結果

### (1) 回収結果

区分	回収数	有効回収数	有効回収率
在宅系サービス事業所	902 事業所	902 事業所	72.0%
認知症対応型共同生活介護事業所	104 事業所	103 事業所	%9'69
有料老人ホーム等	27 事業所	27 事業所	%8'29
特別養護老人ホーム	51 事業所	51 事業所	%2'62
介護老人保健施設	25 事業所	25 事業所	%9.08

## Ⅱ 調査結果の概要

## 在宅系サービス事業所

## (1) 職種別の職員数

平成28年10月1日現在の貴事業所の職種別の職員数を記入してください。

回答のあった事業所について、職種別の職員数をみたところ、常勤専従の介護職員の合計は3558人、1 施設当たりの平均は82人、同じく常勤専従の看護職員の合計は1,039人、1 施設当たりの平均は33人となっている。

	0:			仙					出		
	和摇	純類	常勤兼	兼務(人)	非常勤	35	能報	常勤兼務(	第(人)	非常勤	3
	談数	単従(人)		換算数		換算数	聖學従(人)		換算数		換算数
訪問介護員	176	260	353	263.2	3,353	771.8	3.2	2.4	9.3	13.3	9.
サービス提供責任者	163	254	367	279.3	8	36.0	1.6	1.8	1.8	1.0	9.0
小護職員	436	3,558	859	640.8	2,081	954.9	80 Ci	2.9	2.4	4.6	9.9
看遊戰員	318	1,039	308	231.3	1,079	430.7	3.3	1.4	1.3	2.6	=
生活相談員	289	326	386	206.1	133	34.6	1.1	1.5	0.9	1.3	0.5
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の 機能練指導員	204	367	329	162.5	463	121.8	1.8	2.0	1.	2:0	0.6
介護支援専門員	108	93	166	67.3	28	10.9	0.9	1.5	0.9	0.5	0.4
上記以外	148	389	228	121.8	633	270.1	2.6	1.8	1.1	3.4	1.7

## (2) 採用者数及び退職者数

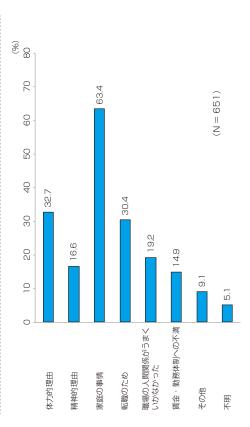
訪問介護員と介護職員について、平成27年10月1日~平成28年9月30日の 採用者数及び退職者数をご記入ください。 回答のあった事業所について、訪問介護員、介護職員の採用者数及び退職者数を正規・非正規ごとにみると、正規職員の訪問介護員の採用者数の合計は 262 人、1事業所当たり平均は 1.0 人、退職者数の合計は 161 人、1事業所当たり平均は 0.7 人であった。非正規職員の訪問介護員の採用者数の合計は 818 人、1事業所当たり平均は 0.7 り平均は 1.8 人、退職者数の合計は 656 人、1 事業所当たり平均は 1.5 人であった。正規職員の介護職員の採用者数の合計は 431 人、1事業所当たり平均は 1.5 人、13職者数の合計は 342 人、1事業所当たり平均は 1.2 人であった。非正規職員の介護職員の採用者数の合計は 629 人、1事業所当たり平均は 1.2 人であった。非正規職員の合計は 466 人、1事業所当たり平均は 1.1 人であった。

明建界片	回冬田茅門港	林田	<b>本数</b>	退職者数	<b>型数</b>
上死職員	四合事来別数	加	平均	中二	平均
訪問介護員	257	262	1.0	161	0.7
介護職員	447	431	1.5	342	۲. ا

の御用ユギ	回冬田兼品茶	採用者数	者数	対職	退職者数
		恒	计加	加	平均
訪問介護員	279	818	1.8	929	1.5
介護職員	424	629	J.5	466	1.1

## (3) 主な退職理由

訪問介護員と介護職員について、退職者があった場合、主な退職理由は何ですか。 ()は3つまで) 「家庭の事情」が 63.4%と最も高く、次いで「体力的理由」が 32.7%、「転職のため」が 30.4%となっている。



# (4) 職員の定着促進のための取組

職員の定着促進のために効果があると思われる取組についてA欄にご記入ください。また、貴事業所で実施している取組についてB欄にご記入ください。(いずれもあてはまる番号すべてに〇)

効果があると思われる取組については、「賃金の引き上げ」が81.9%と最も高く、 次いで「休暇をとりやすくすること」が73.5%、「労働時間(時間帯・総労働時間) の希望をきくこと」が66.1%となっている。

実施している取組については、「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望をきくこと」が 71.4%と最も高く、次いで「職場のコミュニケーションの円滑化(ミーティング、チームケアなど)」が 70.6%、「社内研修・社外講習の受講の機会の設定、資格取得支援」が 63.9%となっている。

# A 効果があると思われる (N=878)

9

40

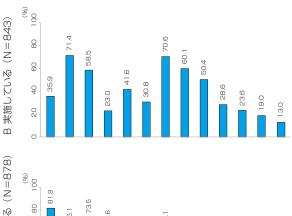
50

動時間(時間帯・総労働時間)の希望をきくこと

貴金の引き上げ

梅をとりやすくすること

職員を増やすこと



30.5

か護ロボットやICT 機器の活用による職員の負担軽減

議員相談窓口の設置 国用管理責任者の選任

の交流(カラオケなどの同好会、親睦会など

もの事業所等職員との意見交換・交流

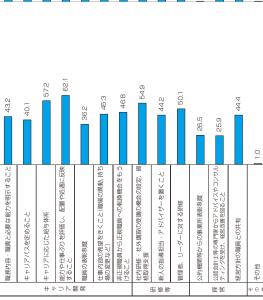
多効率化による働きやすい職場づくり(マニュア り充実、記録の統一ルール作りなど)

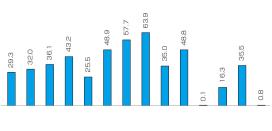
-ツョンの圧革化 (ニードイ

員の健康対策や健康管理 (腰痛予防含む)

**養員のメンタルヘルス支援体制の整備** 

A 効果があると思われる (N=878) B 実施している (N=843)





# 2 認知症対応型共同生活介護事業所

## (1) 職種別の職員数

平成 28 年 10 月 1 日現在の貴事業所の職種別の職員数を記入してください。

回答のあった事業所について職種別の職員数をみたところ、常勤専従の介護職員の合計は896人、1 事業所当たりの平均は10.1人、同じく常勤専従のサービス

提供責任者の合計は23人、1 事業所当たりの平均は1.4人となっている。

0.4 0.0 0.0 О 4 (r) 0.7 換算数 非常勤( 0. 4. 0.3 <u>ن</u> 0.0 (H) 5 15 0.5 4.2 0.0 0.5 9.0 Ð 6.0 0.7 0.6 常動兼務(人) 換質数 ω. ю Сі 0.0 Ġ 0.7 0.0 0.0 0.9 0.8 ω Ci 10.1 常動専従(人 0.0 0.0 7.8 473 251.8 15.5 6.1 換算数 非常勤( 0 27 <u>ლ</u> 2 25.5 9.5 210 265.4 4.7 0.5 0.0 8.7 12.0 常勤兼務(人) 換算数 7 8 8 968 83 ű 常動専従(人) 83 29 16 5 回答施設数 埋字療法士、作業療法士、言語聴覚士等の| 機能線指導員 ービス提供責任者 /護支援専門員 生活相談員 訪問介護員 上記以外 7選職員 看護職員

## (2) 採用者数及び退職者数

訪問介護員と介護職員について、平成 27 年 10 月 1 日~平成 28 年 9 月 30 日の採用者数及び退職者数をご記入ください。

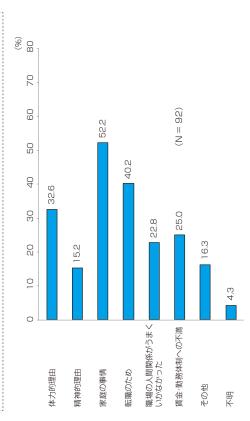
回答のあった事業所について、訪問介護員、介護職員の採用者数及び退職者数を正規・非正規ごとにみると、正規職員の訪問介護員の採用者数、退職者数の合計はいずれも0人であった。非正規職員の訪問介護員の採用者数、退職者数の合計はいずれも2人であった。正規職員の前間介護職員の採用者数の合計は23人、1事業所当たり平均は26人であった。正規職員の採用者数の合計は224人、1事業所当たり平均は26人であった。非正規職員の介護職員の採用者数の合計は181人、1事業所当たり平均は26人であった。非正規職員の介護職員の採用者数の合計は181人、1事業所当たり平均は26人、退職者数の合計は183人、1事業所当たり平均は26人、退職者数の合計は183人、1事業所当たり平均は26人、30年

印第二十	回冬田新店券	採用者	<b>- 型数</b>	返職	退職者数
上外嘅員	四合事来別数	型	平均	中二	平均
訪問介護員	0	0	0.0	0	0.0
介護職員	80	233	ත හ	224	2.6

	回冬田兼品券	採用者数	者数	波職	退職者数
Ì		恒	中位	仙	十万
訪問介護員	l	2	2.0	2	2.0
介護職員	70	181	2.6	183	9. 4.

### 主な退職理由 (3)

訪問介護員と介護職員の(退職者があった場合)主な退職理由は何ですか。 (つは3つまで) 「家庭の事情」が52.2%と最も高く、次いで「転職のため」が40.2%、「体力的 理由」が32.6%となっている。



# (4) 職員の定着促進のための取組

職員の定着促進のために効果があると思われる取組についてA欄にご記入くだ さい。また、貴事業所で実施している取組についてB欄にご記入ください。(い ずれもあてはまる番号すべてに〇)

ムケアなど)」が80.6%と最も高く、次いで「社内研修・社外講習の受講の機会 効果があると思われる取組は、「賃金の引き上げ」が91.9%と最も高く、次い で「職員を増やすこと」が74.7%、「休暇をとりやすくすること」及び「職場のコミュ ニケーションの円滑化 (ミーティング、チームケアなど) 」 が 73.7%となっている。 の設定、資格取得支援」が72.4%、「業務効率化による働きやすい職場づくり(マ 実施している取組は、「職場のコミュニケーションの円滑化(ミーティング、チー ニュアル類の充実、記録の統一ルールなど)」が71.4%となっている。

A 効果があると思われる (N=99)

B 実施している (N=98)



38.8

職員を増やすこと

金の引き上げ



職態嚴盡

A 効果があると思われる (N=99) B 実施している (N=98)



## 3 有料老人ホーム等

## (1) 職種別の職員数

平成28年10月1日現在の貴事業所(施設)の職種別の職員数を記入してください。

回答のあった事業所(施設)について、職種別の職員数をみたところ、常勤専従の介護職員の合計は426人、1事業所(施設)当たりの平均は213人、同じく常勤専従の看護職員の合計は62人、1事業所(施設)当たりの平均は28人となっている。

				仙					中位		
		純報	常勤兼	兼務(人)	非常勤(	3	純報	常勤兼務(	第(人)	非常勤	3
	談数	<b>聖専従(人)</b>		換算数		換算数	聖専従(人)		換算数		換算数
訪問介護員	4	0	14	4.0	20	6.5	0:0	3.5	1.0	4.0	1.3
サービス提供責任者	m	4	ı	0.5	0	0.0	1.3	0.3	0.3	0.0	0.0
介護職員	20	426	98	105.7	162	67.9	21.3	6.1	7.1	7.0	3.1
看護職員	22	62	0	11.8	30	18.1	9 8	1.3	2.0	S. S.	1.5
生活相談員	20	27	18	11.1	0	0.0	1.4	1.8	1.2	0:0	0.0
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の 機能練指導員	9	9	2	1.5	0	3.4	1.0	0.3	0.3	1.5	0.6
介護支援專門員	15	46	17	9.6	ო	2.0	3.1	1.4	0.9	0.6	0.4
上記以外	14	81	2	3.8	105	55.9	5.8	0.7	1.0	8.8	5.1

## 採用者数及び退職者数

(2)

訪問介護員と介護職員について、平成 27 年 10 月 1 日~平成 28 年 9 月 30 日の採用者数及び退職者数をご記入ください。

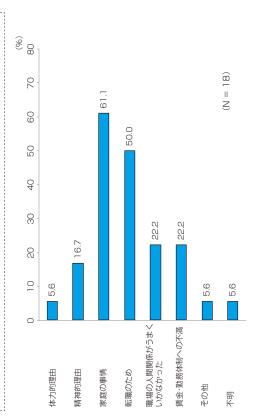
回答のあった事業所(施設)について、訪問介護員、介護職員の採用者数及び退職者数を正規・非正規ごとにみると、正規職員の訪問介護員の採用者数の合計は3人、退職者数の合計は3人であった。非正規職員の訪問介護員の採用者数の合計は7人、退職者数の合計は3人であった。正規職員の介護職員の採用者数の合計は77人、1事業所(施設)当たり平均は3.7人、退職者数の合計は68人、1事業所(施設)当たり平均は3.1人であった。非正規職員の介護職員の採用者数の合計は24人、1事業所(施設)当たり平均は1.0人であった。非正規職員の介護職員の採用者数の合計は24人、1事業所(施設)当たり平均は1.0人であった。

	回外拉尼米	茶用	<b>- 型数</b>	退職者数	a 古数
-/v-140,55	Û	中計	平均	中計	平均
訪問介護員	_	m	3.0	m	3.0
介護職員	12	77	3.7	89	3.1

	日外も行う。	採用者数	者数	退職者数	者数
- 大正 が飛気	四中加克数	恒	计	加	平如
訪問介護員	l	C	3.0	က	3.0
介護職員	19	24	1.3	16	1.0

### (3) 主な退職理由

訪問介護員と介護職員の(退職者があった場合)主な退職理由は何ですか。 (○は3つまで) 「家庭の事情」が 61.1% と最も高く、次いで「転職のため」が 50.0%、「職場の人間関係がうまくいかなかった」及び「賃金・勤務体制への不満」が 22.2% となっている。



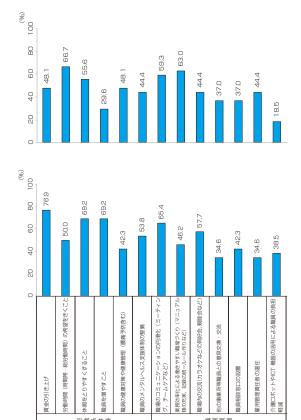
# (4) 職員の定着促進のための取組

職員の定着促進のために効果があると思われる取組についてA欄にご記入ください。また、貴事業所(施設)で実施している取組についてB欄にご記入ください。(いずれもあてはまる番号すべてに〇)

効果があると思われる取組は、「賃金の引き上げ」及び「キャリアに応じた給与体系」が76.9%と最も高く、次いで「休暇をとりやすくすること」及び「職員を増やすこと」が69.2%となっている。

実施している取組は、「非正規職員から正規職員への転換機会をもうけること」が 77.8%と最も高く、次いで「社内研修・社外講習の受講の機会の設定、資格取得支援」が 74.1%、「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望をきくこと」が66.7%となっている。

A 効果があると思われる(N=26) B 実施している(N=27)



A 効果があると思われる (N=26) B 実施している (N=27)



## 4 特別養護老人ホーム

## (1) 職種別の職員数

平成28年10月1日現在の貴施設の職種別の職員数を記入してください。

回答のあった施設について職種別の職員数をみたところ、常勤専従の介護職員の合計は1,097人、1 施設当たりの平均は 23.9人、同じく常勤専従の看護職員の合計は135人、1 施設当たりの平均は 3.1 人となっている。

## 採用者数及び退職者数

(2)

訪問介護員と介護職員について、平成 27 年 10 月 1 日~平成 28 年 9 月 30 日の 採用者数及び退職者数をご記入ください。 回答のあった施設について、訪問介護員、介護職員の採用者数及び退職者数を正規・非正規ごとにみると、正規職員の訪問介護員の採用者数の合計は1人、退職者数は0人であった。非正規職員の訪問介護員の採用者数の合計は5人、1施設当たり平均は25人、退職者数の合計は213人、1施設当たり平均は4人へも。正規職員の介護職員の採用者数の合計は215人、1施設当たり平均は46人、退職者数の合計は177人、1施設当たり平均は38人であった。非正規職員の介護職員の採用者数の合計は125人、1施設当たり平均は25人であった。非正規職員の介護職員の採用者数の合計は125人、1施設当たり平均は25人、退職者数の合計は109人、12年表数の合計は109人、12年表数の合計は109人、12年表数の合計は109人、12年表数の合計

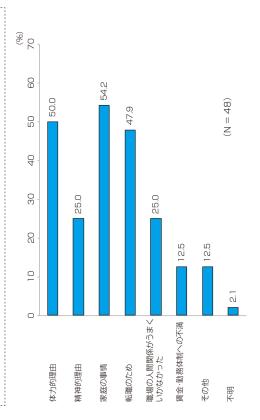
	明祖二	回处拉毛光	採用	採用者数	退職	者数
八菱員 問	_/vr4k/==	ĺΪ	中二	平均	中二	平均
	撇		-	1.0	0	0.0
	介護職員	47	215	4.6	177	3.8

	□≪七年三九米七	採用者数	者数	退職者数	者数
子上 が飛気	四中加盟政教	恒	中位	仙	十万
訪問介護員	S	2	2.5	13	1.4
介護職員	43	125	2.9	109	2.5

## (3) 主な退職理由

訪問介護員と介護職員の(退職者があった場合)主な退職理由は何ですか。 (Oは3つまで)

「家庭の事情」が54.2%と最も高く、次いで「体力的理由」が50.0%、「転職のため」が47.9%となっている。



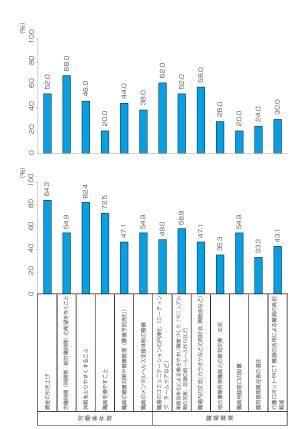
# (4) 職員の定着促進のための取組

職員の定着促進のために効果があると思われる取組についてA欄にご記入ください。また、貴施設で実施している取組についてB欄にご記入ください。(いずれもあてはまる番号すべてに○)

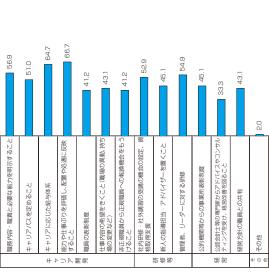
効果があると思われる取組は、「賃金の引き上げ」が84.3%と最も高く、次いで「休暇をとりやすくすること」が82.4%、「職員を増やすこと」が72.5%となっている。

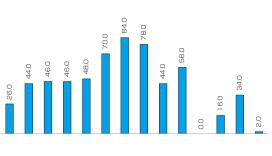
実施している取組は、「非正規職員から正規職員への転換機会をもうけること」が 840%と最も高く、次いで「社内研修・社外講習の受講の機会の設定、資格取得支援」が 780%、「仕事内容の希望をきくこと (職場の異動、持ち場の変更など)」が 700%となっている。

# A 効果があると思われる(N=51) B 実施している(N=50)



A 効果があると思われる (N=51) B 実施している (N=50)





## 5 介護老人保健施設

## (1) 職種別の職員数

平成 28 年 10 月 1 日現在の貴施設の職種別の職員数を記入してください。

回答のあった施設について、職種別の職員数をみたところ、常勤専従の介護職員の合計は617人、1 施設当たりの平均は24.7人、同じく常勤専従の看護職員の合計は223人、1 施設当たりの平均は9.3人となっている。

				神					中西		
	和摇	能報	常勤兼務(	器(人)	非常勤	3	能指	常勤兼務	器(人)	非常勤	35
	影数	聖専従(人)		換算数		換算数	聖専従(人)		換算数		換算数
訪問介護員	0	0	0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス提供責任者	-	-	0	0.0	0	0.0	1.0	0.0	0:0	0:0	0.0
介護職員	25	617	30	48.7	105	62.3	24.7	1.9	4.1	5.0	3.0
看護職員	24	223	15	24.3	75	45.2	9.3	1.7	3.5	3.4	9.2
生活相談員	2	33	9	3.9	0	0.0	1.6	1.0	0.8	0:0	0.0
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の 機能練指導員	17	31	61	35.6	28	9.4	2.2	3.6	2.1	2.6	0.9
介護支援専門員	16	19	42	20.2	M	1.3	1.2	3.0	1.4	0.7	0.7
上記以外	22	115	13	11.2	64	31.3	5.2	1.3	1.2	4.9	2.6

## 採用者数及び退職者数

(2)

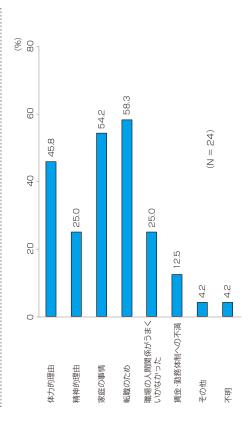
訪問介護員と介護職員について、平成27年10月1日~平成28年9月30日の 採用者数及び退職者数をご記入ください。 回答のあった施設について、介護職員の採用者数及び退職者数を正規・非正規ごとにみると、正規職員の介護職員の採用者数の合計は112人、1施設当たり平均は51人、退職者数の合計は92人、1施設当たり平均は42人であった。非正規職員の介護職員の採用者数の合計は31人、1施設当たり平均は1.8人、退職者数の合計は20人、1施設当たり平均は1.8人、退職者数の合計は20人、1施設当たり平均は1.8人、退職者

退職者数	<ul><li>수計 平均</li></ul>	0.0	92 4.2
<b> </b>	平均	0.0	5.1
採用者	中計	0	36
回外拉尼米	[I	0	22
明御開出	上が飛気	訪問介護員	介護職員

	回外拉門米	採用者数	者数	退職者数	者数
ナエ が飛気	ſΠ	恒	计	恒	十万
訪問介護員	0	0	0.0	0	0.0
介護職員	17	31	1.8	20	J.2

### (3) 主な退職理由

訪問介護員と介護職員の(退職者があった場合)主な退職理由は何ですか。 (○は3つまで) 「転職のため」が 58.3%と最も高く、次いで「家庭の事情」が 54.2%、「体力的理由」が 45.8%となっている。



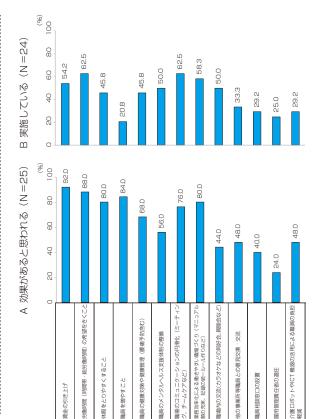
職能能就

# (4) 職員の定着促進のための取組

職員の定着促進のために効果があると思われる取組についてA欄にご記入ください。また、貴施設で実施している取組についてB欄にご記入ください。(いずれもあてはまる番号すべてに○)

効果があると思われる取組では、「賃金の引き上げ」が92.0%と最も高く、次いで「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望をきくこと」が88.0%、「職員を増やすこと」が84.0%となっている。

実施している取組では、「社内研修・社外講習の受講の機会の設定、資格取得支援」が75.0%と最も高く、次いで「仕事内容の希望をきくこと(職場の異動、持ち場の変更など)」が66.7%、「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望をきくこと」「職場のコミュニケーションの円滑化(ミーティング、チームケアなど)」「新人の指導担当・アドバイザーを置くこと」が、いずれも62.5%となっている。



光鶴条件等

A 効果があると思われる(N=25) B 実施している(N=24)



# 【介護職員に対する就労意識調査】

### I 調査概要

### 1 調査目的

広島市内の介護サービス事業所・施設に勤務する介護職員・訪問介護員等の就業実態を把握し、介護人材の確保・育成に向けた対応方針の検討及び本市の介護保険事業計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。

### 2 調査設計

### (1) 調査対象

平成29年1月1日時点で、広島市内に所在する介護サービス事業所に勤務する介護職員

### (2) 調査方法

広島市内に所在する介護サービス事業所に調査票を郵送、各事業所にて介護職員、 訪問介護員3名を選び配布、回収

### (3) 調査時期

平成29年2月1日~2月15日

### 3 回収結果

### (1) 回収結果

· 発送数 : 5,169 人

・回収数 : 2,795 人 ・有効回収数: 2,795 人

· 有効回収率: 54.1%

## 1 調査結果の概要

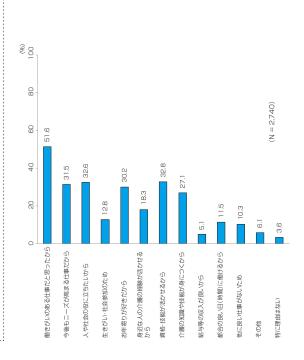
## 1 仕事についての考え方

## (1) 現在の仕事を選んだ理由

がはくにずる巻のにキロ

あなたが現在の仕事を選んだ理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

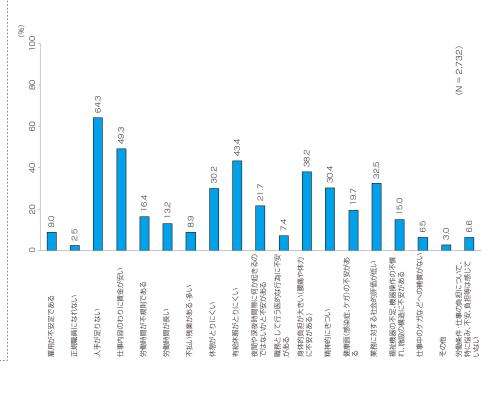
「働きがいのある仕事だと思ったから」が 51.6%と最も高く、次いで「資格・技能が活かせるから」が 32.8%、「人や社会の役に立ちたいから」が 32.6%となっている。



# (2) 労働条件・仕事の負担についての悩み、不安、不満

労働条件・仕事の負担について、悩み、不安、不満等を感じていることは何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

「人手が足りない」が64.3%と最も高く、次いで「仕事内容のわりに賃金が安い」が49.3%、「有給休暇がとりにくい」が43.4%となっている。

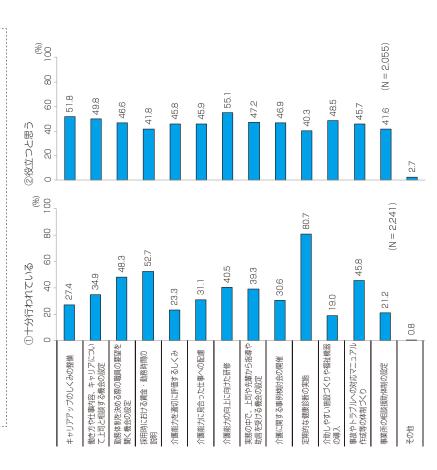


## (3) 職場における取組

あなたの職場では、次の取組が十分に行われていますか。また、その取組は働く上での悩み、不安、不満等を解消する上で役立つと思いますか。それぞれあてはまるものすべてに○をつけてください。

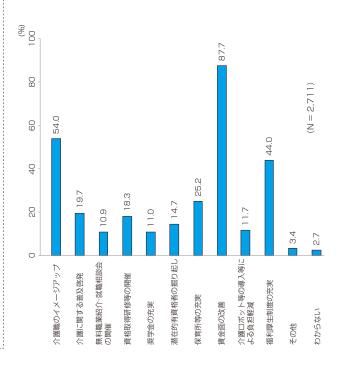
十分に行われている取組では、「定期的な健康診断の実施」が80.7%と最も高く、 次いで「採用時における賃金・勤務時間の説明」が52.7%、「勤務体制を決める 際の職員の要望を聞く機会の設定」が48.3%となっている。

役立つと思う取組では、「介護能力の向上に向けた研修」が55.1%と最も高く、 次いで「キャリアアップのしくみの整備」が51.8%、「働き方や仕事内容、キャ リアについて上司と相談する機会の設定」が49.8%となっている。



# (4) 介護職員を増やすための方策

あなたは、どのようにしたら介護職員を増やすことができると思いますか。該 当する番号すべてに○をつけてください。 「賃金面の改善」が87.7%と最も高く、次いで「介護職のイメージアップ」が54.0%、「福利厚生制度の充実」が44.0%となっている。





#### 日常生活圏域の動態

#### 日常生活圏域別の高齢者人口、要支援・要介護認定者数等

		1	高齢者人	<b>\</b>	要支援・要が		ひとり暮らし
	日常生活圏域	人口 ※ 1		高齢化率	<b>%</b> 1、2		高齢者数 ※4
1	幟町	27,398	7,284	26.6%	1,592	21.9%	1,866
2	国泰寺	44,220	9,946	22.5%	1,986	20.0%	2,353
3	吉島	24,230	5,947	24.5%	1,257	21.1%	1,323
4	江波	36,588	9,180	25.1%	2,011	21.9%	1,862
5	福木・温品	26,601	8,126	30.5%	1,576	19.4%	1,099
6	戸坂	27,280	6,998	25.7%	1,471	21.0%	1,355
7	牛田·早稲田	29,428	6,149	20.9%	1,150	18.7%	1,009
8	二葉	37,731	9,345	24.8%	1,899	20.3%	1,762
9	大州	26,732	5,950	22.3%	1,113	18.7%	959
10	段原	28,789	6,181	21.5%	1,295	21.0%	1,296
11	翠町	31,446	7,357	23.4%	1,611	21.9%	1,410
12	仁保・楠那	21,530	6,329	29.4%	1,319	20.8%	1,175
13	宇品·似島	33,693	8,042	23.9%	1,768	22.0%	1,477
14	中広	38,741	7,877	20.3%	1,483	18.8%	1,608
15	観音	35,504	8,248	23.2%	1,862	22.6%	1,564
16	己斐・己斐上	26,369	8,164	31.0%	1,622	19.9%	1,254
17	古田	27,177	5,084	18.7%	898	17.7%	697
18	庚午	29,528	5,902	20.0%	1,166	19.8%	1,154
19	井口台·井口	33,029	7,160	21.7%	1,130	15.8%	917
20	城山北·城南	43,477	8,467	19.5%	1,548	18.3%	1,059
21	安佐·安佐南	38,734	9,618	24.8%	1,676	17.4%	1,301
22	高取北·安西	32,625	9,865	30.2%	1,805	18.3%	1,270
23	東原・祇園東	41,128	6,010	14.6%	977	16.3%	967
24	祇園・長束	48,726	8,775	18.0%	1,571	17.9%	1,272
25	戸山・伴・大塚	38,620	7,237	18.7%	1,340	18.5%	698
26	白木	8,179	3,357	41.0%	784	23.4%	477
27	高陽・亀崎・落合	35,602	11,001	30.9%	1,902	17.3%	1,543
28		27,136	7,742	28.5%	1,322	17.1%	953
29	三入・可部	36,408	10,715	29.4%	2,027	18.9%	1,322
30	亀山	20,422	6,055	29.6%	1,119	18.5%	808
31	清和・日浦	18,996	7,635	40.2%	1,452	19.0%	926
32	瀬野川東·瀬野川 ( 中野東小学校区 )	22,224	5,484	24.7%	854	15.6%	642
33	瀬野川 (中野東小学校区を除く)・船越	25,460	7,378	29.0%	1,374	18.6%	1,123
34	阿戸・矢野	32,901	7,482	22.7%	1,275	17.0%	1,011
35	湯来・砂谷	6,010	2,657	44.2%	576	21.7%	448
36	五月が丘・美鈴が丘・三和	44,373	12,180	27.4%	1,750	14.4%	1,153
37	城山・五日市観音	32,076	8,869	27.6%	1,491	16.8%	1,091
38	五日市	33,666	7,077	21.0%	1,273	18.0%	1,016
39	五日市南	22,373	4,599	20.6%	968	21.0%	788
	市外居住者 ※5				326		
	計	1,195,150	291,472		55,619		46,008
	市外居住者を除く計	1,195,150	291,472		55,293	_	46,008

<sup>※ 1</sup> 平成 29 年(2017 年)9月末現在 ※ 2 この表における要支援・要介護認定者数は、40歳以上 65歳未満の第 2 号被保険者を含みます。 ※ 3 この表における認定率は、高齢者人口に占める要支援・要介護認定を受けている 65歳以上の第 1 号被保険者数及び第 2 号被保険者数 ※3 この表における誌に平は、高齢有人口に白める女文族・女打設誌だで受けている 63 歳以上の第十号板の割合をいいます。 ※4 「在宅高齢者基本調査結果(平成 29 年(2017 年)3 月 1 日現在)」より作成 ※5 市外居住者は、市外の介護老人福祉施設等に入っている人で、本市の被保険者である人などをいいます。

#### 日常生活圏域別の地域資源等

										1	:	地域団体等	
行政区	中学校区		日常生活圏域		域包括支援センターの 担当圏域 おむね中学校区を基本)	人口 ※1 (人)	高齢者 人 口 (人) ※2	うち 75 歳 以上高齢者 人口 (人)	高齢化率 ※3	面積 ※4 (k㎡)	町内会・ 自治会 ※5	地区民生委員定数※6	老 人 クラブ ※7
	幟 町	1		1	幟町(基町地区)	4,186	1,965	1,096	46.9%	0.98	20	19	4
				2	幟町(基町地区以外)	23,212	5,319	2,525	22.9%	2.29	48	32	5
中	国泰寺 島	2	国泰寺 吉島	3	古島	44,220 24,230	9,946 5,947	4,598 2,981	22.5%	3.78 2.81	56 23	80 40	18 10
	江波	4	江波	5	江波	36,588	9,180	4,485	25.1%	4.33	34	59	7
	福 木	5	福木·温品	6	福木·温品	26,601	8,126	3,822	30.5%	22.87	77	40	19
	温   品     戸   坂	6	戸坂	7	戸坂	27,280	6,998	3,263	25.7%	5.73	33	42	13
東	牛 田	7	生田·早稲田	8	生田·早稲田	29,428	6,149	2,982	20.9%	5.19	36	44	19
	早稲田												
$\dashv$	二 葉 大 州	8	二葉   大州	9	大州	37,731 26.732	9,345 5,950	4,514 2,774	24.8%	5.47 4.76	48 18	60 44	14 15
	段原	10	段原	11	段原	28,789	6,181	3,022	21.5%	2.85	32	47	12
	翠町	11	翠町	12	翠町	31,446	7,357	3,700	23.4%	2.72	21	57	16
南	仁     保       楠     那	12	仁保·楠那	13	仁保·楠那	21,530	6,329	2,962	29.4%	4.87	24	39	10
	宇   品     似   島	13	宇品·似島	14	宇品·似島	33,693	8,042	3,831	23.9%	10.02	54	52	17
	中 広 観 音	14 15	中広観音	15 16	中広観音	38,741 35,504	7,877 8,248	3,763 3,981	20.3% 23.2%	6.36 6.10	45 48	57 80	7 12
	己斐	16	己斐·己斐上	17	己斐・己斐上	26,369	8,164	4,098	31.0%	7.14	28	40	17
西	己 斐 上 古 田	17	古田	18	古田	27,177	5,084	2,245	18.7%	6.23	17	32	7
	庚 午	18	庚午	19	庚午	29,528	5,902	2,797	20.0%	3.03	14	42	3
	井   口     井   口	19	井口台·井口	20	井口台·井口	33,029	7,160	3,237	21.7%	6.14	31	38	5
	城 山 北 城 南	20	城山北・城南	21	城山北・城南	43,477	8,467	3,896	19.5%	15.38	44	48	21
	安 佐 南	21	安佐・安佐南	22	安佐・安佐南	38,734	9,618	4,409	24.8%	10.12	64	52	12
<b>—</b>	高 取 北 安 西	22	高取北·安西	23	高取北·安西	32,625	9,865	4,542	30.2%	7.80	33	42	21
安佐南	東 原 祇 園 東	23	東原・祇園東	24	東原・祇園東	41,128	6,010	2,724	14.6%	4.60	26	45	10
	<ul><li>祇 園</li><li>長 束</li></ul>	24	祇園・長束	25	祇園・長束	48,726	8,775	4,117	18.0%	11.70	88	57	14
	戸   山     併   塚	25	戸山・伴・大塚	26	戸山・伴・大塚	38,620	7,237	3,157	18.7%	67.63	35	45	21
	白 木	26	白木	27	白木	8,179	3,357	1,745	41.0%	101.59	117	28	9
	高	27	高陽・亀崎・落合	28	高陽・亀崎・落合	35,602	11,001	4,858	30.9%	41.52	59	53	11
安佐北		28		29	口田	27,136	7,742	3,576	28.5%	9.86	35	25	10
苝	三 入 部	29	三入・可部	30	三入·可部	36,408	10,715	4,984	29.4%	59.83	117	48	24
	亀 山	30	 亀山	31	亀山	20,422	6,055	2,818	29.6%	32.17	30	24	12
	清 和	31	清和・日浦	32	清和・日浦	18,996	7,635	3,290	40.2%	108.24	106	42	13
$\exists$	田 浦 瀬野川東	32	瀬野川東・瀬野川 (中野東小学校区)	33	瀬野川東・瀬野川 (中 野東小学校区)	22,224	5,484	2,483	24.7%	39.95	69	28	7
安芸	瀬 野 川 船 越	33	瀬野川 (中野東小学 校区を除く)・船越	34	瀬野川(中野東小学校 区を除く)・船越	25,460	7,378	3,619	29.0%	21.82	52	42	19
_	阿	34	阿戸·矢野	35	阿戸·矢野	32,901	7,482	3,472	22.7%	32.41	54	50	21
	湯   来     砂   谷	35	湯来·砂谷	36	湯来·砂谷	6,010	2,657	1,365	44.2%	162.44	70	29	3
	五月が丘 美鈴が丘	36	五月が丘・ 美鈴が丘・三和	37	五月が丘・美鈴が丘	17,512	6,512	2,528	37.2%	3.10	38	26	5
佐伯	三 和		大平111.TT : 二加	38	三和	26,861	5,668	2,371	21.1%	39.41	29	26	6
	城   山     五日市観音	37	城山・五日市観音	39	城山・五日市観音	32,076	8,869	3,904	27.6%	12.28	39	41	16
	五日市	38	五日市	40	五日市	33,666	7,077	3,207	21.0%	4.03	76	42	6
	五日市南	39	五日市南	41	五日市南	22,373	4,599	2,326	20.6%	2.33	55	32	4
			合 計		活圏域単位に分類。複数	1,195,150	291,472	136,067	24.4%	901.88	1,943	1,769	495

<sup>(※1~~%)</sup> (注3)※4面積は、「都市計画情報システム」及び「統計 GIS (総務省統計局)」により求めたものです。なお、この面積は、概数であり、国土地理院の公表面積とは異なります。

	地域団体				医療サ	ービス		介護予防	ガナービス I係を含む。)			
地 区 社会福祉 協 議 会 ※8	拠点有りは (事務所設置がない場合を含む。)		ふれあい・ いきいき サ ロ ン ※10	福祉ボラ ンティア 登 録 数 ※11	認知症 カフェ ※12	地域介護 予防拠点 ※13	地 域 の 医療機関 ※14	在宅療養支援診療所※15	認 知 症 サポート医 ※16	認知症かか りつけ医 ※ <b>17</b>	介護予防自主グループ数	認 知 症 サポーター 養 成 数 ※19
1	基町	256	8	68	0	2	26	0	1	9		403
3	(織町、白島)、広瀬 (本田) (本田) (本田)	127	16	130	0	2	148	9	11	28		1,132
3	(千田、竹屋、袋町、本川 中島、吉島、吉島東)	139	26 26	603 146	3	4 5	239	17 6	11	63 13	9	1,013
3	江波、神崎、舟入	114	19	253	2	10	59	8	3	17		1,754
4	上温品、温品、福田、馬木	878	20	244	2	3	27	6	3	14		3,004
3	東浄、戸坂、戸坂城山	263	19	142	1	9	29	6	6	8	12	3,090
3	牛田、牛田新町、早稲田	140	24	405	1	10	35	7	2	12	12	3,582
3	尾長、中山、矢賀	628	18	495	1	4	72	6	7	21		2,644
4	青崎、大州、荒神、向洋新町	40	16	246	0	2	45	5	2	12		547
2	段原、比治山	106	29 23	54 141	2	7	90 75	13 11	7	27 21		724 1,718
3	[大河]、翠町、皆実	66	23	141	1	/	/5	11	'	21	24	1,/18
3	黄金山、楠那、仁保	221	34	302	1	5	23	6	1	6		719
4	宇品西、宇品東、似島、元宇品	29	17	157	0	3	67	12	6	22		485
3	大芝、三篠 観音、天満・中広、南観音	401 209	43 14	63 39	0	6 4	74 57	4 8	3	17 24		635 686
3	己斐、己斐上、己斐東	240	34	328	0	3	43	9	2	7		607
4	高須、古田、古田台、山田	175	25	492	1	2	22	3	3	10	25	2,500
2	草津・庚午南、庚午	14	27	309	0	4	58	9	2	12		1,379
4	井口、井口台、井口明神、鈴が峰	77	53	154	0	5	35	3	4	15		3,212
4	川内、梅林、緑井、八木	72	29	157	0	4	59	12	6	28		980
4	大町、毘沙門台、古市、安東	512	21	243	3	3	49	5	1	16		368
4	上安、安、安北、安西	584	30	410	1	8	25	5	0	8		925
4	中筋、東野、原南、原	83	18	160	2	14	57	9	5	14	23	501
5	祇園、長東、長東西、山本、春日野	116	26	206	2	7	58	4	3	15		802
4	大塚・伴南、伴、伴東、戸山	259	38	312	0	8	43	5	2	10		838
4	井原、高南、志屋、三田	333	42	150	1	2	11	4	0	7		843
7	落合東]、亀崎]、 狩留家]、 小河原・上深川   倉掛、深川、 真亀	390	35	300	1	0	36	5	1	11		897
3	落合、口田、口田東	147	22	153	1	3	31	3	1	11	17	1,476
5	大林、「可部、「可部南」、「三入東」	142	37	248	1	6	70	5	8	26	''	1,514
2	(A)	42	21	235	0	6	15	1	1	4		1,019
7	飯室、小河内、久地、久地南、鈴張、 日浦、あさひが丘	495	48	307	0	9	16	1	1	3		1228
2	瀬野、中野東	523	28	149	1	2	12	2	1	7		1,011
3	中野、畑賀、船越	961	44	335	2	2	40	8	3	16	10	754
3	阿戸、矢野、矢野南	24	34	209	1	5	34	4	0	10		676
1	湯来	44	21	27	0	1	7	1	1	2		686
2	五月が丘、美鈴が丘	76	16	233	0	1	10	3	0	2		998
5	彩が丘、石内、河内、藤の木、八幡東	77	33	492	0	6	27	2	6	8	26	577
3	佐伯区観音、五日市観音西、八幡	234	25	245	1	4	29	6	4	10		1,068
3	五日市、五日市中央、五日市東	155	17	143	1	3	60	5	2	20		729
2	五日市南、楽々園	38	11	73	1	3	41	8	0	11	1.40	636
138		9,463	1,087	9,558	35	191	1,991	246	115	597	146	48,961

#### 日常生活圏域別の地域資源等

									住まいの	サービス			
行政区	中学校区	日常生活圏域			地域包括支援センターの 担当圏域 (おおむね中学校区を基本)				ሊホーム 21	軽費 老人ホーム A 型 ※22			(ウス 23
				(8)	ののは十十八四で至本)	施設数	床	施設数	床	施設数	床	施設数	床
	幟 町	1	幟町	1	幟町(基町地区)	0	0						
			Leaven 1	2	幟町(基町地区以外)	0	0		!			1	100
中	国 泰 寺	2	国泰寺	3	国泰寺	2	37						! !
	吉 島	3	吉島	4	吉島	2	81						!
_	江 波	4	江波	5	江波	2	64						
	福   木     温   品	5	福木・温品	6	福木·温品	1	25		1			1	50
東	戸 坂	6	戸坂	7	戸坂	0	0						
_	牛   田     早稲田	7	牛田・早稲田	8	牛田·早稲田	2	47		 				 
	二葉	8	二葉	9	二葉	3	89	1	50			1	60
$\neg$	大 州	9	大州	10	大州	3	76						
ı	段 原	10	段原	11	段原	2	88						1
	翠町	11	翠町	12	翠町	1	46		1				! !
南	仁 保 楠 那	12	仁保・楠那	13	仁保・楠那	1	30						1
	宇 品	13	宇品·似島	14	宇品·似島	2	84	1	50				1
-	似島	1.4		15	-t-t-	0			1	-			-
	中 広	14	中広	15	中広 翻辛	3	110	-	1			-	! !
	<u>観</u> 音 己 斐	15	観音	16	観音	3	110		1			-	1
	己斐上	16	己斐·己斐上	17	己斐·己斐上	3	81		1	1	50		! !
西	古田	17	古田	18	古田	2	74	1	50				-
	庚 午	18	庚午	19	<u>日日</u>   庚午	1	54	<u>'</u>	- 50				1
	井 口 台	19	井口台・井口	20	井口台·井口	2	93						1
$\dashv$	城 山 北	20	城山北・城南	21	   城山北・城南	4	136						1
-	城     南       安     佐	21	安佐·安佐南	22	   安佐・安佐南	3	116						1
	安 佐 南 高 取 北	22	高取北・安西	23	高取北・安西	1	40	1	60			1	100
安佐南	安   西     東   原							'	00			'	100
南	祇 園 東 祇 園	23	東原·祇園東 	24	東原・祇園東 	4	127		! !				! ! !
	長 束 山	24	祇園・長束 	25	祇園・長束	3	94		1				1 1 1 1
	/     /       (#)     /       大     塚	25	戸山・伴・大塚	26	戸山・伴・大塚	3	236		 				1
	白 木	26	白木	27	白木	0	0	1	80				
	高 陽 亀 崎	27	高陽・亀崎・落合	28	高陽・亀崎・落合	3	72		i ! ! !			1	15
安	落   合     口   田	28		29		1	36						
安佐北	三入											<u> </u>	
시나	可 部	29	三入·可部	30	三入·可部	9	334	1	60			1	72
l	亀 山	30	亀山	31	亀山	1	20		!				
	清 和	31	清和・日浦	32	清和・日浦	3	122		1 1 1				1
	瀬野川東	32	  瀬野川東・瀬野川  (中野東小学校区)	33	   瀬野川東・瀬野川 ( 中   野東小学校区 )	2	58		1				1
安芸	瀬 野 川 船 越	33	瀬野川(中野東小学 校区を除く)· 船越	34	瀬野川(中野東小学校 区を除く)・船越	1	24	1	50			1	50
	阿     戸       矢     野	34	阿戸·矢野	35	阿戸·矢野	4	85		1				 
	湯 来 谷	35	湯来・砂谷	36	湯来・砂谷	1	80		1				! ! !
	五月が丘	36	五月が丘・	37	五月が丘・美鈴が丘	0	0		1				
佐伯	三和	55	美鈴が丘・三和	38	三和	2	45		1			1	50
П	城 山 五日市観音	37	城山・五日市観音	39	城山・五日市観音	3	179	1	100				! ! !
	五日市	38	五日市	40	五日市	1	66		1			1	15
- 1				-				<del>                                     </del>		1		<del>                                     </del>	· · · ·
ı	五日市南	39	五日市南	41	五日市南	2	80		1				1

<sup>(</sup>注3) ※4面積は、「都市計画情報システム」及び「統計 GIS (総務省統計局)」により求めたものです。なお、この面積は、概数であり、国土地理院の公表面積とは異なります。

福祉	養老人 上施設		保健施設 25		型医療施設26	グルー	高齢者	サービス小規模多		居宅介護		小規模多		有料老。	付き 人ホーム	市営住宅
	24						27	事業所数		員	事業所数		員		30	リー化) ※31
施設数	床	施設数	床	施設数	床	施設数	床		通い	宿泊		通い	宿泊	施設数	床	969
				2	74	2	36									30
		4	358	2	27	5	81	1	18	9				3	155	0
1	60	1	95		1	4	72	1	15	9	,	10	1	1	42	6
1	80			-		5	90	2	27	17	1	18	9	1	100	313
4	273	2	164	1	42	4	72	1	12	5						0
1	82			1	18	4	72	1	15	7			1		 	493
2	80	1	100			4	72	1	16	9						2
5	344	1	92	1	225	4	79			<u> </u>			<u> </u>	2	135	410
1	80	1	96	,	10	2	36	1	18	9		-	-			0
1	50		-	1	10	3	54	2	24	16	-			1	84	189
		_			! !			-		1 10			-	<u> </u>	!	
3	219	2	192		i    -	4	63							3	187	52
3	170			1	122	3	63							2	112	111
3	126	1	110	1	45	5	90	1	15	9				2	88	1
1	80	1	100		; !	5	99	1	12	7				1	39	563
2	80		1			4	79	1	6	6	1	15	9	1	34	1
1	50	1	130	-	! !	3	35							2	150	0
						4	60	1	15	6						21
1	90			1	60	3	54	1	8	7				1	72	22
1	80	1	87		 	6	108	3	39	27	1	18	9	2	166	0
	!			2	77	4	61	3	33	26			!		 	45
3	150	1	90	_		6	117	1	6	7						0
		'	30													
1	50				 	3	54	2	30	15		1	-	1	25	39
1	80				 	4	72	1	15	9		1		2	80	88
5	380	2	160	1	16	4	63	2	30	18		i ! !		1	384	0
2	105	1	80			2	36									0
3	157	2	226			5	90	2	27	18	1	18	9	2	238	0
	1						! ! !									
2	160		!	-		4	63	1		7	$\vdash$			-		0
4	216	1	80		! ! ! !	6	99	3	39	24				1	34	112
2	154					4	72	1	15	8				1	86	0
4	217				 	5	108	1	15	9					 	24
	!	3	169	1	30	3	63	2	24	15	1	15	5			1
2	130					4	72	1	15	9		1				5
1	84	1	80		1	5	78	2	30	18		1		1	72	1
1	50	1	50	2	18	1	18	1	6	3		: : : :			! ! !	0
1	54				 	2	27					1			 	0
3	104	1	100	1	100	5	90									1
2	140	2	192	1	150	4	63	1	12	9		: : :		1	49	2
1	70		i	2	66	4	81	1	15	9				1	34	0
						2	36	1	6	5				1	60	12
69	4,245	31	2,751	21	1,080	155	2,750	44	570	352	5	84	41	34	2,426	3,516



### 広島市社会福祉審議会における計画審議の経過

#### (1) 広島市社会福祉審議会委員名簿(敬称略)

ア 全体会議委員(20名) ◎は委員長、○は副委員長。

	氏	名		役職等
0	永野	正雄		社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長
$\circ$	藤井	紀子		広島市福祉施設連絡協議会会長
	石井	良昌		広島市立リハビリテーション病院医療科部長
	烏帽子田	日彰		広島大学大学院医歯薬保健学研究科教授
	川口	隆司		NPO法人コミュニティリーダーひゅーるぽん理事長
	児玉	吾郎		公益財団法人広島市老人クラブ連合会会長
	佐々木	繁盛		広島市民生委員児童委員協議会会長
	正原	大嗣		弁護士(広島弁護士会所属)
	高橋	保子		広島商工会議所女性会名誉会長
	月村	佳子		広島市地域女性団体連絡協議会会長
	中尾	美恵		社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会南区支部長
	中原	裕子		広島市精神保健福祉家族会連合会理事
	濱田	良紀	*	連合広島広島地域協議会事務局長
	原田	備子		元井口明神小学校校長
	宮﨑	暁美		一般財団法人広島市母子寡婦福祉連合会会長
	向井	助三		公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会会長
	山田	知子		比治山大学現代文化学部マスコミュニケーション学科教授
	山田	春男		広島市子ども会連合会会長
	山田	浩之		広島大学大学院教育学研究科教授
	吉田	明浩		一般社団法人広島市医師会常任理事

<sup>※</sup> 平成29年11月27日までは、大原裕二(連合広島広島地域協議会事務局長)

#### イ 高齢福祉専門分科会委員

① 委員(12名) ◇は高齢福祉専門分科会長、□は高齢福祉専門分科会副会長

氏	名		役 職 等
◇山田	知子		比治山大学現代文化学部マスコミュニケーション学科教授
□ 佐々木	繁盛		広島市民生委員児童委員協議会会長
烏帽子E	日彰		広島大学大学院医歯薬保健学研究科教授
ЛΙП	隆司		NPO法人コミュニティリーダーひゅーるぽん理事長
児玉	吾郎		公益財団法人広島市老人クラブ連合会会長
正原	大嗣		弁護士(広島弁護士会所属)
高橋	保子		広島商工会議所女性会名誉会長
月村	佳子		広島市地域女性団体連絡協議会会長
永野	正雄		社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長
濱田	良紀	*	連合広島広島地域協議会事務局長
藤井	紀子		広島市福祉施設連絡協議会会長
吉田	明浩		一般社団法人広島市医師会常任理事

<sup>※</sup> 平成29年11月27日までは、大原裕二(連合広島広島地域協議会事務局長)

#### ② 臨時委員 (14名)

氏 名	役 職 等
落久保 裕之	一般社団法人広島県介護支援専門員協会副会長
上土井 譲	広島市肢体障害者福祉協会監事
河口 幸貴	公益社団法人広島県社会福祉士会相談役
木村 要子	公益社団法人広島県栄養士会副会長
小松 大造	広島市歯科医療福祉対策協議会理事
佐々部 奈央	市民委員(公募)
高木節	一般社団法人広島県作業療法士会会長
藤川 安藝子	市民委員(公募)
古本 世志美	公益社団法人広島県看護協会副会長
村上 敬子	公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部世話人代表
村上 須賀子	広島文化学園大学客員教授
森川 悦子	一般社団法人広島市薬剤師会副会長
森山 美知子	広島大学大学院医歯薬保健学研究科教授
吉田 美幸	医療法人一陽会ケアレジデンス楽々園施設長

#### (2) 広島市社会福祉審議会における計画策定に係る審議経過

#### ア 全体会議

開催日	内容
平成29年6月12日	<ul> <li>第7期広島市高齢者施策推進プラン(平成30年度(2018年度)~平成32年度(2020年度))(以下「次期プラン」という。)の策定について</li> <li>次期プランにおける取組の方向性について</li> <li>今後の審議スケジュールについて</li> </ul>
12月11日	○ 次期プランの中間とりまとめ(案)について (「第7期介護保険事業計画における介護サービスの量及び介護給付に 係る費用の見込み等並びに第1号被保険者の介護保険料等」を含む。)
平成30 年 1 月31日	○ 次期プランの策定に関する答申(案)について

#### イ 高齢福祉専門分科会

開催日	内容
平成29年6月12日	<ul><li>○ 第7期広島市高齢者施策推進プラン(平成30年度(2018年度) ~平成32年度(2020年度))(以下「次期プラン」という。)の策定について</li><li>○ 次期プランにおける取組の方向性について</li><li>○ 今後の審議スケジュールについて</li></ul>
7 月26日	<ul><li>○ 第6期プランの推進状況について</li><li>○ 次期プランの施策体系及び重点施策につい</li></ul>
8 月24日	○ 次期プランの重点施策について
9月14日	○ 次期プランの重点施策について
10月26日	<ul><li>○ 次期プランの重点施策について</li><li>○ 次期プランの各論について</li></ul>
11月15日	<ul><li>○ 次期プランの中間とりまとめ(案)について</li><li>○ 本市の高齢者人口と要支援・要介護認定者数の推計、中長期的な人口推計の考え方について</li><li>○ 第7期介護保険事業計画における介護サービス量の見込み等の考え方について</li></ul>
12月11日	○ 次期プランの中間とりまとめ(案)について (「第 7 期介護保険事業計画における介護サービスの量及び介護給付に 係る費用の見込み等並びに第 1 号被保険者の介護保険料等」を含む。)
平成30年 1月31日	○ 次期プランの策定に関する答申(案)について

登	録番	号	広 G4-2017-439
名		称	広島市高齢者施策推進プラン (平成30年度(2018年度)~平成32年度(2020年度))
主	管	課	広島市健康福祉局高齢福祉部 高齢福祉課、介護保険課
所	在	地	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 TEL (082)504-2143 (高齢福祉課) TEL (082)504-2173 (介護保険課)
発	行 年	月	平成30年(2018年)3月
印	刷会社	名	株式会社中本本店

検索方法:市 HP(http://www.city.hiroshima.lg.jp)にアクセス→ "高齢者施策推進プラン 2018-2020" でキーワード検索

### 地域包括ケアシステム

#### 地域包括支援 センター・居宅 支援事業所など

- 相談業務
- ・サービスのコーディネート





#### 診療所・歯科診療所・薬局

- ・日常のかかりつけ医 ・訪問診療・訪問歯科診療



#### 病院

- 急性期/回復期 /慢性期医療
- 退院支援

#### 地域での活動

- ・健康づくり・介護
- ・見守り・支え合い





#### 介護事業所

- · 訪問介護 · 通所介護 · 訪問看護など ・定期巡回・随時対応型
- 訪問介護看護など

質の高い介護サービス を安定して提供できる 体制づくりの推進

在宅医療の充実と 在宅医療・介護連携の 推進

認知症施策の推進

健康づくりと 介護予防の促進

見守り支え合う 地域づくりの推進